

共通仕様書

〔業務委託編〕

令和7年10月1日

福島県土木部

共通仕様書〔業務委託編〕

総 目 次

測量業務共通仕様書	1
福島県公共測量作業規程	23
用地測量等共通仕様書	27
地質調査業務共通仕様書	63
土木設計業務等共通仕様書	189
流量観測作業委託共通仕様書（案）	711
災害復旧事業業務委託共通仕様書	719
発注者支援業務委託共通仕様書	735
提出書類一覧表・標準様式	765
<参考> 立入り関係法令一覧	805

測量業務共通仕様書

測 量 業 務 共 通 仕 様 書

1. 測量業務共通仕様書	5
2. 福島県公共測量作業規程	23
3. (参考資料) 公共測量の手続き	25



1. 測量業務共通仕様書

1. 測量業務共通仕様書

第1条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部の発注する測量業務に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、土木設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者をいう。
2. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
3. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「社内審査員」とは、成果物の内容について技術上の審査を行う者で、契約書第11条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、測量業務における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
6. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
13. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

14. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
26. 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。
27. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
28. 「書面」とは、発行年月日を記録し、打合せ簿等の帳票をいい、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなくてはならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5条 測量の基準

測量の基準は福島県の定める「公共測量作業規程」（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

第6条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。

※（参考）国土地理院の製品仕様書に関するページ

<https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41020.html>

また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第7条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第8条 監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（〔Ⅱ編〕様式-10または様式-12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面（〔Ⅱ編〕様式-10または様式-12）で受注者に指示するものとする。

第9条 主任技術者

1. 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第10条 社内審査員及び審査の実施

1. 受注者は測量業務における社内審査員を定め発注者に通知（〔Ⅱ編〕様式－3）するものとする。
2. 社内審査員には測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有しなければならない。
3. 社内審査員は、審査計画を作成し業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
4. 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
5. 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の記名のうえ主任技術者に差し出すものとする。
6. 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第11条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（〔Ⅱ編〕様式－28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第12条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
 - (1) 委託業務着手届（〔Ⅱ編〕様式－1）
 - (2) 主任技術者・社内審査員通知書（〔Ⅱ編〕様式－3）
 - (3) 作業工程表（〔Ⅱ編〕様式－2）
 - (4) 業務計画書（〔Ⅱ編〕参考－11）
 - (5) 委託業務完了届（〔Ⅱ編〕様式－19）
 - (6) 成果物目録（〔Ⅱ編〕様式－20）及び成果物
 - (7) その他監督員が必要と認めたもの注）様式については、共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に掲載。

3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。

第13条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
7. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。

なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

8. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のも

と計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。

② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第14条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（〔Ⅱ編〕参考－11を付して）提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 実施順序及び方法
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器
(11) 社内審査計画	(12) その他必要事項

(2)実施方針又は(3)その他には、第33条個人情報の取扱い、第34条安全等の確保及び第39条に関する行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

ただし、軽易な測量については、特記仕様書で示した場合、又は監督員の下承を得た場合は上記の一部を省略することができる。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第15条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。また、発注者の承諾をうけないで他に公表貸与、使用等をしてはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第16条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、測量法第14条、第21条、第23条、第37条、第40条等の届出に必要な資料を作成し、監督員へ提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第17条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（〔Ⅱ編〕様式-10）により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第18条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時

は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第19条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 原則として全ての測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

6. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8. 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾をうけないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第20条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第21条 検 査

1. 受注者は、成果物及び委託業務完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。
2. 受注者は、契約書第31第1項の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
3. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
4. 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」を参考にするものとする。

第22条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。

第23条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（〔Ⅱ編〕様式-10）によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面（〔Ⅱ編〕様式-10）をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

 - (1) 第18条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第24条 契 約 変 更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第23条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第25条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第26条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第35条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第27条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第28条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受

注者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第29条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、受注者に対して部分使用を請求する（〔Ⅱ編〕様式-17-1）ことができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（〔Ⅱ編〕様式-17-2）を発注者に提出するものとする。
3. 発注者は、契約書第33条の規定に基づく当該業務の部分使用を行う場合には、原則として当該業務を所管する課長以上の職にある者により、第21条に準じた確認検査を行い、その結果について受注者に通知（〔Ⅱ編〕様式-17-3）するものとする。

第30条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県土木部入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第31条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第32条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、

複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第33条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものに再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第14条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第34条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等

関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第35条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第36条 履行報告

受注者は契約書第15条の規定に基づき、履行報告書（〔Ⅱ編〕参考様式-30）を作成し、監督員に提出しなければならない。

第37条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第38条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、

受託者は下記の事項に協力しなければならない。

1. 受託者は、低入札価格調査で受託者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第39条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第14条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第14条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第40条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第41条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第42条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

2. 福島県公共測量作業規程

※ 福島県公共測量作業規程について

平成28年4月21日付け28企技第117号通知により、平成28年5月1日以降起工するものからは「作業規程の準則（平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号）」を下記のとおり読み替えて準用する。

- (1) 表題の「作業規程の準則」を「福島県公共測量作業規程」と読み替える。
- (2) 準則本文中の「準則」を「規程」と読み替える。
- (3) 準則第1編総則第1条第1項の「第34条」を「第33条第1項」と読み替える。
- (4) 準則第1条第2項の「公共測量」を「福島県が行う公共測量」と読み替える。
- (5) 準則第2条の「公共測量」を「この規程を適用して行う測量」と読み替える。

作業規定の準則（国土地理院）（現在のURL）

U R L : <https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html>

※ 福島県公共測量作業規程については、可能な限り最新版を準用する。

3.（参考資料）公共測量の手続き

※ 国土交通省国土地理院のホームページに掲載の「公共測量」のページにおいて確認すること。

<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/>

用地測量等共通仕様書

用地測量等共通仕様書

用地測量等共通仕様書	31
用地実測図及び用地平面図表示記号	43
＜別記＞成果物一覧表	46
様 式	48

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、福島県土木部の施行する用地測量（権利調査を含む）に適用する。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
3. この共通仕様書並びに特記仕様書にない事項又は設計図書等に疑義を生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第2条 作業実施

用地測量作業は、福島県公共測量作業規程（以下「規定」という。）及び規程運用基準（以下「基準」という。）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 取得用地とは、事業の用に供する土地のことをいう。
- (2) 測量区域内の土地とは、「取得用地」及び、「取得用地が一筆の土地の一部であるときは残地を含む一筆を単位とする土地」のことをいう。
- (3) 指示とは、監督員、受注者に対し業務に関する必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者が書面で申し出た業務に関する必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (5) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

第4条 監督員

この仕様書において「監督員」とは委託契約書第9条に規定する職員をいう。

第5条 主任技術者

1. この仕様書において「主任技術者」とは委託契約書第10条に規定する者をいう。
2. 主任技術者は測量法第48条に規定する測量士でなければならない。

第6条 用地測量の施行の原則

受注者は、この仕様書及び貸与を受けた工事計画平面図を基準とし、工事計画区域内の土地の所有者及びその他の権利者（隣接土地の所有者及びその他の権利者を含む。以下「関係人」という。）並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地測量を行わなければならない。

第7条 提出書類

受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届〔様式-1〕	(5) 委託業務完了届〔様式-19〕
(2) 主任技術者通知書〔様式-3〕	(6) 成果物目録〔様式(共)-20〕及び成果物
(3) 作業工程表〔様式-2〕	(7) その他監督員が必要と認めたもの
(4) 業務計画書〔様式-10〕	

注) 様式については共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に掲載。

第8条 打合せ等

1. 測量作業等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿〔様式-27〕に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、そ

の結果について受注者は打合せ記録簿〔様式-27〕に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第9条 用地測量調査等業務計画書

1. 受注者は契約後すみやかに、当該業務実施に関する業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。又これを変更する場合も同様とする。ただし軽微な変更はこの限りでない。

2. 業務計画書には、下記の事項について記載するものとする。

(1) 業務概要	(4) 使用器械
(2) 実施作業工程表	(5) 実施順序及び方法
(3) 担当技術者	(6) その他必要事項

ただし、軽易な測量・調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は上記の一部を省略することができる。

第10条 資料の貸与及び返還

1. 発注者は測量調査に必要な図面及びその他関係資料等がある場合は、特記仕様書に明示しこれを貸与するものとする。

2. 受注者は、貸与を受けた資料を亡失、汚損しないよう注意保管するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

3. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等を業務完了後、返納書を添えて遅滞なく返還しなければならない。

第11条 立 会

受注者は、用地測量を行う場合は、関係人の立会いを得なければならない。ただし、関係人の立会いを得ることができない等、特段の事情があるときは、監督員の指示を受け、発注者が選任した立会人（部落代表者等）の立会いを得るものとする。

第12条 身分証明書

1. 受注者は、発注者から用地測量に従事する者の身分証明書の交付を受け、測量に従事する者に常時携帯させなければならない。

2. 用地測量に従事する者は、関係人から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

3. 受注者は、用地測量等を完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第13条 障害物の伐除

1. 受注者は、用地測量のため障害物を伐除する必要がある場合は、監督員に報告してその指示を受けなければならない。

2. 受注者は前項により障害物を伐除したときは、障害物伐除報告書（様式(用)-1）を作成して監督員に提出しなければならない。

第14条 損害の補償

受注者は、用地測量のため農作物等を踏み荒し、または物件の損壊等により関係人に損害を与えたときは、これを補償しなければならない。

第15条 成 果 物

1. 受注者は、測量完了後、別記 成果物一覧表に掲げる成果物を提出しなければならない。

2. 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

3. 原則として全ての用地測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

4. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の

内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

5. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

6. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していると、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第16条 そ の 他

受注者は監督員と連絡を密にし、円滑に作業を進めなければならない。

第2章 用地測量の準備

第17条 現地踏査

受注者は、用地測量に着手する前に測量区域の現地踏査を行い、土地及び物件の概要を把握しなければならない。

第18条 工程管理

1. 受注者は、測量の方法及び順序についてあらかじめ監督員の承認を受けなければならない。
2. 受注者は、実施工程について監督員の承認を受け、詳細な工程管理を行わなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第19条 現場管理

1. 測量中は傷害、火災、その他事故発生を未然に防止すると共に労働基準法及びその他関係法規を守り、円滑に測量を行わなければならない。もし、事故、損害等を生ぜしめた場合の補償は、全て受注者の負担とする。
2. 測量現場が隣接し又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
3. 受注者は測量の実施に当り、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

第20条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第21条 関係官公庁その他への手続等

1. 受注者は、測量実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、監督員と打合せのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第22条 土地の立入り

1. 受注者は、用地測量のため、他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地の占有者に発注者より立入りの周知がなされているかどうかを確認するものとする。
2. 受注者は、土地の占有者に立入りの周知がなされていないときは、すみやかに監督員に報告してその指示を受けなければならない。
3. 受注者は、用地測量のため他人の占有する土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地の占有者から立入りの同意を得なければならない。
4. 受注者は土地の占有者から立入りの同意を得ることができないときは、監督員に報告してその指示を受けなければならない。

第3章 用地の権利調査

第23条 地図の転写

1. 受注者は、工事計画平面図により管轄法務局、支局、出張所（以下「管轄登記所」という。）において、備え付けの地図を転写し、地図の着色に従って着色するとともに、次の各号に掲げる事項を記入し、監督員の確認を受けるものとする。
 - (1) 方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番
 - (2) 隣接字名及び地番
 - (3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写した者の氏名
 - (4) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
2. 地積測量図の転写は、測量区域内の土地について管轄登記所に地積測量図等が存在する場合にこれを転写又は複写する方法により行うものとする。

<第23条 運用基準>

調査する区域が広い場合は、転写連続図を作成し、次の号に掲げる事項を記入し、監督員の確認を受けるものとする。

- (1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- (2) 登記名義人の氏名等
- (3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写した者の氏名

第24条 土地の登記記録の調査

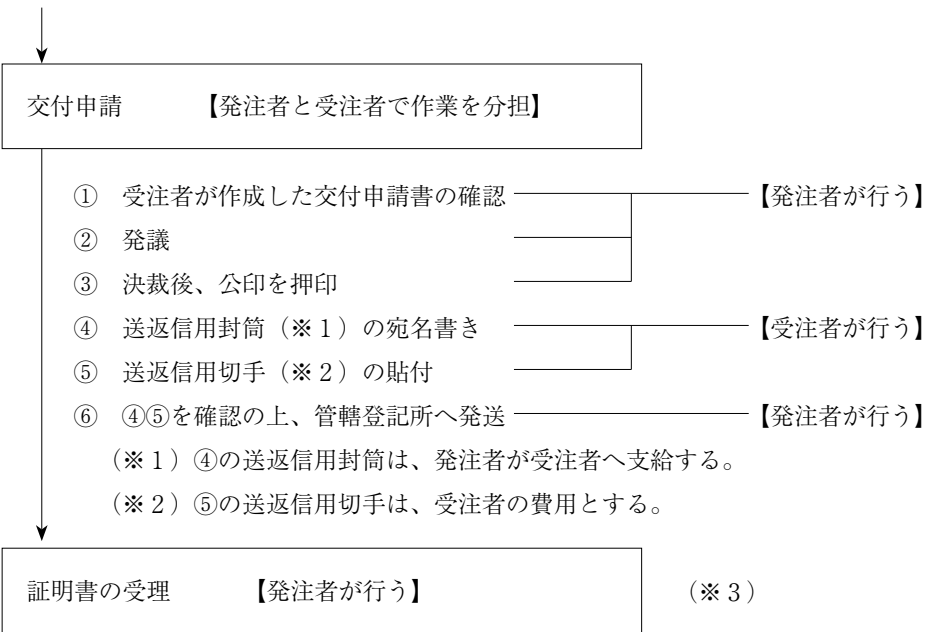
1. 受注者は、測量区域内の土地について管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け次の各号に掲げる事項を土地の登記記録調査表（様式(用)－2）及び土地調査表（様式(用)－3）に記入するものとする。なお、隣接地についても管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け確認するものとする。ただし、土地の登記記録調査表（様式(用)－2）及び土地調査表（様式(用)－3）への記入は要しない。
 - (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番にかかる最終支号
 - (2) 地目及び地積
 - (3) 登記名義人の氏名及び住所等
 - (4) 共有土地については、共有者の持分
 - (5) 登記の受付番号、登記原因及びその日付
 - (6) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
 - (7) 仮登記があるときは、その内容
 - (8) その他必要と認める事項
2. 登記記録の登記事項証明書等の交付申請は郵送によることを原則とし、発注者と受注者の作業分担は下記のとおりとする。

交付申請書の作成

【受注者が行う】

地積測量図を基に測量区域内の土地及び隣接地の権利者を調査するため、管轄登記所から登記事項証明書等の交付を受けるための申請書を作成する。

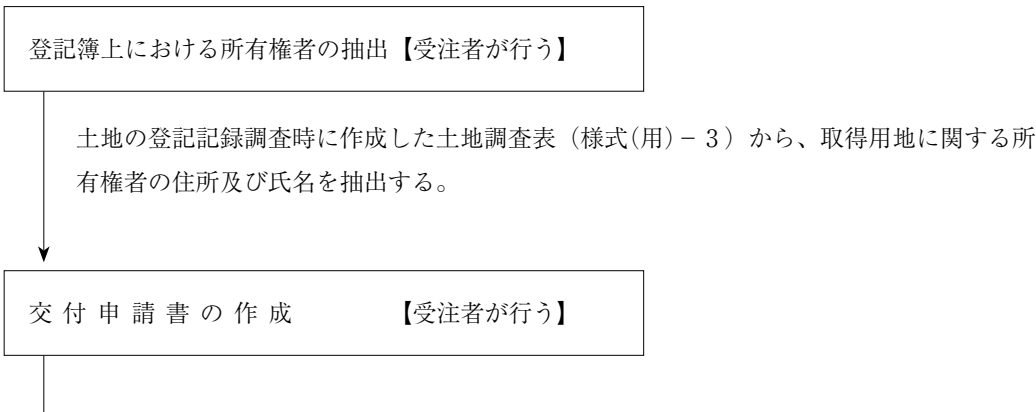
公用申請様式は発注者が受注者に支給する。

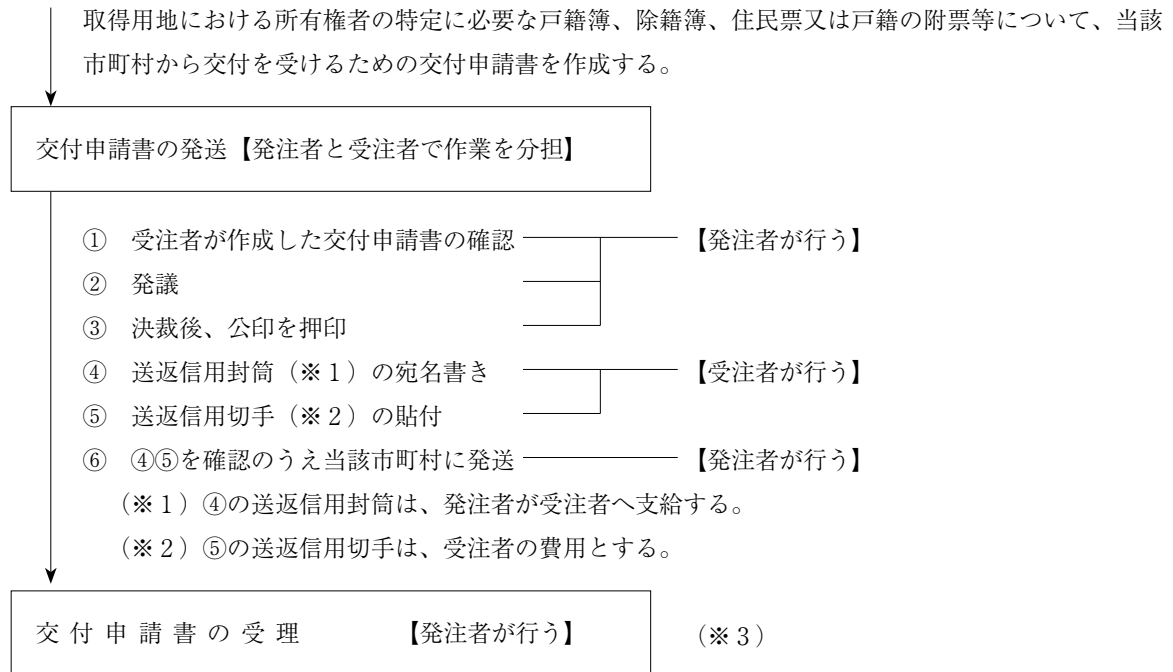


（※３）発注者は管轄登記所からの登記簿謄本、登記事項証明書を受理し、受注者に渡す。

第25条 権利者確認

1. 受注者は、土地に関する権利者で法人以外のものの調査は、戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等（以下「戸籍簿等」という。）により次の各号に掲げる事項を調査して土地調査表（様式(用)－３）、戸籍簿調査表（様式(用)－４）、相続関係説明図（様式(用)－５）に記入するものとする。
 - (1) 土地に関する権利者の住所氏名及び生年月日
 - (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続の関係及び相続の経過
 - (3) 土地に関する権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人の住所及び氏名
 - (4) 土地に関する権利者が不在者であるときは、その財産管理人の住所及び氏名
2. 土地に関する権利者が法人であるときの調査は、法人登記簿又は商業登記簿により、次の各号に掲げる事項を調査して土地調査表（様式(用)－３）に記入するものとする。
 - (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 法人を代表する者の住所及び氏名
 - (3) 法人が破産法による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の住所及び氏名
3. 受注者は、測量区域内の土地に隣接する土地について前２項の調査及び確認を行うものとする。ただし、土地の登記記録調査表（様式(用)－２）、土地調査表（様式(用)－３）、戸籍簿等調査表（様式(用)－４）及び相続関係説明図（様式(用)－５）への記入は要しない。
4. 交付申請書作成における発注者と受注者の作業分担は下表のとおりとする。





（※３）当該市町村からの戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等を受理し、受注者に渡す。

第26条 土地の登記記録外の権利関係の調査

受注者は、前各条のそれぞれの調査のほか、土地境界確定測量時において当該土地にかかる賃貸借、使用貸借による権利、その他（土地の登記記録と異なる真正の所有者が発見された場合も含む）について、当事者からの聴取により調査してこれらの権利の内容並びに権利者の住所及び氏名又は名称を土地調査表（様式(用)－３）に記入するものとする。

第4章 用地測量

第27条 土地の境界確認

1. 受注者は、測量区域内の土地について第11条の立会い及び第23条の転写地図に基づき、各筆毎に境界を確認し、用地境界杭を設置しなければならない。
2. 境界確認を行う範囲は、規定及び基準のとおりとするが、監督員の指示により決定するものとする。

<第27条 運用基準>

- (1) 境界確認に当たっては、各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知する。
- (2) 境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。
- (3) 境界杭が亡失している等の状況においては、境界点について関係権利者の確認を得て復元測量を行う。
- (4) 境界確認が完了したときは、土地境界立会確認書（様式(用)－6）を作成し、関係する権利者全員に確認したことの署名押印を求める。

第28条 境界測量

1. 受注者は、現地において境界点を測定し、その座標値を求める。
2. 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。
3. 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

一 トータルステーション等を用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	方 法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5 対回	－
鉛直角観測	0.5 対回	－
距 離 測 定	2 回測定	5 mm

二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備 考
5 衛星以上	FIX解を得てから 10エポック以上	1 秒 (ただし、キネマ ティック法は5 秒以下)	△N △E	20mm △N：水平面の南北方向 のセット間較差 △E：水平面の東西方向 のセット間格差ただし、 平面直角座標値で比較 することができる。
摘 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6 衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星をそれぞれ2 衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。			

三 ネットワーク型

RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

四 単点観測法による場合は、作業地域を囲む既知点において観測し、必要に応じて整合を図るものとする。ただし、整合の方法は次のとおりとする。

- (1) 整合の基礎となる既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置するものとする。
- (2) 前号の既知点数は、3 点以上を標準とする。
- (3) 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
 - ① 座標補正は、平面直角座標で行うことを標準とする。
 - ② 座標補正に用いる既知点数は、3 点以上を標準とする。

- ③ 座標補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (4) 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。
- ① 標高補正は、標高を用いることを標準とする。
- ② 標高補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
- ③ 標高補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (5) 座標補正の点検は、座標補正を行った点と作業地域に隣接する点との距離を、座標補正前後で求め、その較差により行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m以上	点検距離の 1 / 10,000
500m以内	50mm

五 第二号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

4. 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

5. 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

6. 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図等の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

7. 各境界点等は、連番を付するものとする。

8. ネットワーク型RTK 法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

第29条 用地境界仮杭設置

1. 受注者は、用地幅杭の位置以外の境界線上等において、用地境界杭を設置する必要がある場合に、次項により用地境界仮杭を設置するものとする。

2. 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級以上の基準点からの放射法又は用地幅杭線と境界線の交点を視通法により決定することにより行うものとする。

3. 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。

二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。

三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

4. 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第30条 境界点間測量

1. 受注者は、規定及び基準に基づき境界測量等において隣接する境界点間の距離を測量して境界測量精度管理表（様式(用)－8）により精度を確認するものとする。

2. 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をトータルステーション等を用いて測定し、精度を確認するものとする。

3. 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分	距離	20m未満	20m以上	備 考
		平地	山地	
		10mm	S / 2,000	Sは点間距離の計算値
		20mm	S / 1,000	

第31条 面積計算

- 受注者は測量区域内の土地の面積を一筆ごとに、原則として座標法により求め、土地面積計算表（様式（用）－7）に記入するものとする。
 - 一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目の土地があるときは、それぞれ異なる地目の土地ごとに面積を求めるものとする。
 - 一筆の土地若しくは一筆の土地の一部に異なる権利者があるときは、異なる権利者の土地ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - 一筆の土地のうち同一地目の土地の一部に他の部分と異なる権利者があるときは、異なる権利者の土地ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - 取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、先ず予定分筆後の土地のそれぞれの総面積を求め、次に取得用地について評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順にそれぞれの地目ごと又は権利者ごとの土地の面積を求め最終順位の地目又は権利者の土地の面積は、総面積から先順位の地目又は権利者の土地の面積の合計を控除して求めるものとする。
- 土地の面積は、平方メートルを単位として求め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。
- 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。
 - 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
 - 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
 - 土地の面積は、一筆ごとに次の方法により求めるものとする。
 - 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価額の高い地目の土地から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。
 - 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合においては、取得等の区域と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。

この場合において、当該土地に異なる地目又は権利者がある場合は前記イを準用するものとする。

- 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

- 面積計算結果は、座標面積計算表に記入するとともに、第23条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は100分の1を単位とする。

第32条 用地実測図原図の作成

- 受注者は、境界その他の事項に誤りがないことを精査確認のうえ、規定及び基準に基づき用地実測図を作成するものとする。なお、表示記号については別紙用地実測図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。

2. 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、監督員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。
3. 用地実測図の規格は、原則として縦40cm、横49.5cmとする。また左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。
4. 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。
 - 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。

なお、表示記号については、P43用地実測図原図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。

 - (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）の点名及び境界線
 - (2) 面積計算表
 - (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
 - (4) 境界辺長
 - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
 - (6) 借地境界
 - (7) 用地取得線
 - (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺又は地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名
 - (9) 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
 - (10) 中心杭、幅杭点及び用地境界点の位置
 - (11) 現況地目
 - (12) 道路名及び水路名
 - (13) 建物及び工作物
 - (14) 画地及び残地の面積
 - (15) その他
 - 二 用地実測図原図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、監督職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。
 - 三 用地実測図原図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。
 - 四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第33条 用地平面図等の作成

1. 受注者は、用地実測図を黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。
2. 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。
3. 受注者は、用地実測図原図をポリエステルフィルムに黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図原図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。

ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。
4. 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

第5章 土地調書の作成

第34条 土地調書の作成

受注者は、第3章、第4章に定める業務の成果物により、土地調書（様式(用)－9）を作成するものとする。

第6章 そ の 他

第35条 地形図素図の作成

受注者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、転写した地図に基づき、予定分筆線及び予定分筆後の土地の各筆の地番を記入した地形図（様式(用)－10）の素図を作成するものとする。

第36条 地積測量図素図の作成

受注者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、用地実測図原図に基づき、予定分筆後の土地の各筆の地積計算式、地番及び境界標（境界標がない場合にあっては、近傍の恒久的地物の距離、角度等の位置関係とする。）平面直角座標の番号又は記号、測量の年月日を記入した地積測量図（様式(用)－11）の素図を作成するものとする。

第37条 土地調査書原案の作成

受注者は、それぞれの土地調査書（様式(用)－12）の原案を作成するものとする。

第38条 廃道廃川予定地

受注者は、廃道又は廃川予定地についてもあわせて測量する場合は、第4章に準じて測量するものとする。

第39条 土地登記に係る現況写真撮影

1. 受注者は、土地登記の際に添付する現況写真を撮影する場合、境界標のみではなく全景が写るよう留意し、住宅地図等で登記に係る土地の近くを示されている目印が含まれるよう写真を撮影することで、その位置関係から現地における当該土地の地位を特定できるようにすること。
2. 電子媒体による写真については、有効画素数100万画素以上、プリンタはフルカラー300dpi以上とする。
3. 必要に応じて写真には番号を付し、平面図にその撮影位置、方向が分かるようにすること。

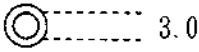
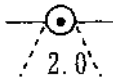
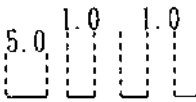
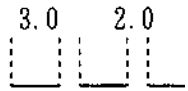
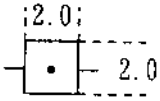
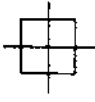
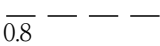
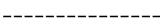
第7章 検 査

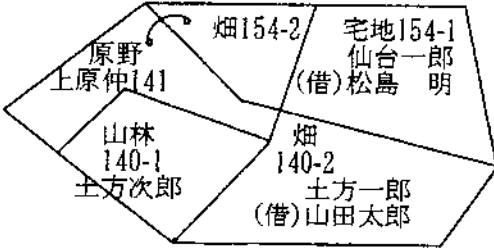
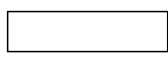
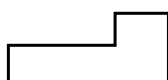
第40条 検 査

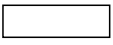
1. 受注者は、成果物提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。
2. 受注者は、業務委託の完成検査及び一部完成検査（以下「検査」という。）に必要な資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
3. 受注者は、検査に際しては、主任技術者等が立会のうえ、検査を受けなければならない。
4. 検査の結果、手直し改正の必要が生じた場合は、検査員の指示に従って訂正するものとし、それに要する費用は、受注者の負担とする。

用地実測図及び用地平面図表示記号

(数字に単位が表示がないものは、mmとする。)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
中 心 杭	 3.0	黒 0.2	
中 心 杭 番 号	 2.0	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界	 2.0	朱 0.15	
大 字 の 境 界	 5.0 1.0 1.0	黒 0.35	用地杭と用地杭を朱線で結ぶ
字 の 境 界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土 地 の 境 界		黒 0.15	
土地の境界標 イ 石 杭	 2.0 2.0	黒 0.15	測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不 銹 鋼 杭		黒 0.15	
一筆内の異なる 権 利 の 境 界	 0.8	緑 0.10	
一筆内の異なる 地 目 の 境 界		緑 0.10	
一筆内の異なる 占 有 者 の 境 界		茶 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
地 番	アラビア数字 左横書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書とする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15	
三 斜 線 (底 辺)	— — — — —	黒 0.10	
〃 (垂 線)	- - - - -	黒 0.10	
流 水 の 方 向	→	青 0.10	
建 物 、 工 作 物			
木 造		黄 0.15～ 0.35	無壁舎は破線で表示すること。
非 木 造		黄 0.35	表示は外側真形とする。

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
配 電 線 路	 1.5	茶 0.15	柱の正位置を表示する。
送 電 線 路	 1.5	茶 0.15	外枠は支持物の敷地の実測。 内枠は支持物の基礎を表示。
通 信 線 路	 1.5	茶 0.15	柱の正位置に表示する。
鉄 道 ・ 軌 道	 1.5	茶 0.15	
そ の 他	 1.5	茶 0.15	
井 戸	 2.0	茶 0.15	
肥 料 槽	 2.0	茶 0.15	
貯 水 槽	 2.0	茶 0.15	
水道、下水道、 屋外電力、屋外機 械等の施設	 2.0	緑 0.15	
表 題 欄	福島県電子納品運用 ガイドライン〔業務委 託編〕による		年度 工事番号 第 号 線筋 郡市 町村大字 字 地内 工事 図 縮尺 図面番号 ○/○ 測量 会社名 年月日 主任技術者 設計 会社名 年月日 管理技術者 建設事務所 12 36 15 15 22 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 80 (単位：mm)

<別記>

成 果 物 一 覧 表

成果物の一覧は次のとおりとし、各成果物の提出部数は、土地調書及び地形図、地積測量図、土地調査書は2部、他は1部とする。

次表に定めのない様式及び提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

分 類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規格等	備 考
第 3 章 関 係	地 図 の 転 写		地 図 写	B 5 折	長期保存に耐える用紙 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A 4 折とする。
			地 図 の 連 続 図	〃	特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A 4 折とする。
	土地の登記記録の調査	(用)－2	土地の登記記録調査表 一 覧 表	A－4	買収地、隣接地にかかわりなく地番順に記載する。
		(用)－3	土 地 調 査 表	〃	登記事項証明書又は登記簿謄本を添付する。共有については共有者調書（その2）を添付する。
	権 利 者 確 認		法人登記簿又は商業登記簿		登記簿謄本又は抄本を添付する。
		(用)－4	戸 籍 簿 等 調 査 表	A－4	名義人が相続に係る場合は、相続関係説明図及び相続関係を証する戸籍等の謄本又は抄本を全て添付する。
		(用)－5	相 続 関 係 説 明 図	〃	
第 4 章 関 係	用 地 測 量	(用)－6	土地境界立会確認書	A－4	
			観 測 手 簿	〃	
			基 準 点 網 図	A全版	
			点 の 記	A－4	
			計 算 書		
			成 果 簿		
			境 界 点 成 果 簿	A－4	境界点（座標）には適宜符号を付し略図を記載するものとする。
			用 地 実 測 図	A500	本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。 40cm×49.5cm 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A－1 とする。
			用 地 平 面 図		三斜線及び距離に関する数字を除いて表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。 A－500又はA－300片面マット 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A－1 とする。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第4章関係	用地測量		境界点番号図	B5折	三斜線及び距離に関する数字を除き境界点・幅杭等の番号を表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A4折とする。
		(用)－7	境界測量精度管理表	〃	
第5章関係	土地調書の作成	(用)－8	土地調書	A－4	
第6章関係	その他	(用)－9	地形図	B－4	「強じん」な紙質 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A－1とする。
		(用)－10	地積測量図	B－4	「強じん」な紙質 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A－1とする。
		(用)－11	土地調査書	A－3	

様式(用)－ 1

年 月 日

様

受注者 住 所
氏 名

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の 用地測量のため、下記の障害物を伐除したので
報告します。

記

1. 立木の所在地
2. 立木所有者の住所及び氏名
3. 立木の樹種、樹令、胸高及び本数

※受注者の押印は不要とする

様式(用)－2

土地の登記記録調査表一覧表

大字	字	地番	地目	積地	所有者	住所	登記年月日	受付番号	原因・日付	権利の種類	最支	終番

様式(用)－3－1

土地調査表（その1 土地状況調書）

図面対象番号		調査年月日		年 月 日		調査者氏名				
土地の登記記録表題部		土 地 所 有 者		所有権以外の権利（乙区欄）						
市 郡	土地の登記記録甲区欄	住 民 登 録		権利の種類	設定年月日	権 利 者	住所氏名	権 利 の 内 容		
町 村	登 記 年 月 日	年 月 日								
大字（丁目）	登 記 原 因			(法人の場合は法人登記簿上の登録)						
字	市 郡									
地 番	町 村									
登 記 簿	大 字（丁目）									
地 目	字					処 分 制 限 等 の 登 記				
地 積	地 番			区 分	設定年月日	設 定 者	住所氏名	制限等の内容		
買 収 面 積	氏 名 (法人の場合は商号)									
残 地 面 積	現 所 有 者 (法人の場合は代表者)	住 所 氏 名			そ の 他 登 記 さ れ な い 権 利 関 係					
備 考 (法定代理人等がいる場合は法定代理人等の住所・氏名)	上 記 原 因	相 続 ・ 売 買 ・ 交 換 ・ そ の 他 ()		権 利 の 内 容		権 利 者 の 住 所 ・ 氏 名				
	登 記 と 住 民 登 録 と の 不 符 合 の 原 因									

様式(用)－3－1

(その2) 共有者調書

[illegible]

様式(用)－3－2

土 地 調 査 表

土地の登記記録		土地の登記記録調査		調 査 年 月 日	年 月 日		調 査 者				
		法人登記簿又は 商業登記簿調査			年 月 日						
表 題 部 (土地の表示)		戸 籍 簿 等 調 査			年 月 日						
権 利 部 甲 区 欄 (所有者)		現 況 調 査			年 月 日						
所 在 地			課 税 評 価 格								
			用 地	支号	面積	現 況		評 価		所 有 権 以 外 の 権 利 者	
						地目	面積	地目	面積		
地番		残 地									
地目											
面積											
沿 革			又は所有権以外の 権 利 者 調 査 利								
戸籍簿等、法人登記簿又は商業登記簿調査					その他土地等の評価に 必要な資料の調査						

様式(用)－4

戸籍簿等調査表

				調査者		調査年月日		
区分	本籍及び住所	氏名	出生 死亡	年月日	事	由		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判横とする。

様式(用)－5

被相続人○○○○に関する相続関係図

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式(用)－6

年 月 日

様

土地所有者

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業

工事用地の測量のため下記記載の土地の

境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

郡 市 町

区

県 郡 村

対 象 地					対 象 地 に 対 す る 隣 接 地					摘 要
大 字	字	地 番	地 目	公簿地積	大 字	字	地 番	地 目	土地所有者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式(用)ー7

境界測量精度管理表

作業名	地区	計画機関	作業機関	点検者	
路線名	期間	作業量	主任担当者	その他	

測点	水平位置（距離）				摘要	測点	水平位置（距離）				摘要
	計算値	測定値	較差	許容範囲			計算値	測定値	較差	許容範囲	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判横とする。

様式(用)－8

土 地 調 査 書

〇〇〇〇〇〇が施行する

工事のため必要な土地について下記のとおり調査を作成する。

年 月 日

事 務 所 長
調 査 者 氏 名

印
印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所
氏名又は名称

印

年 月 日

関係人住所
氏名又は名称

印

記

県 市 町 村
郡 市 町 村
地内

大 字	字	地 番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利等		所有権以外の権利等		摘 要
			地 目	積	現況地目	面 積	種 類	権 利 者 の 氏 名	種 類	権 利 者 の 氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判横とする。

様式(用)－9

地	番	地	形	図		
土地の所在						
		福島県知事			縮尺	1／
		嘱託者				

様式(用)－10

地 番		地 積 測 量 図					
土地の所在							
筆界		境界標の種類					
⊕		コンクリート杭					
○		プラスチック杭					
◎		鉄 鉄 鉋					
作製者		建設事務所 (年 月 日作製)					
		嘱託者 福島県知事					
		縮尺 1 /					

様式(用)－11

土 地 調 査 書		年 月 日作成	
①登 記 の 目 的		☐ 表題 ☐ 分筆 ☐ 合筆 ☐ 地目 ☐ 地積 ☐ 地図 ☐ 変更 ☐ 更正 ☐ 訂正	
②登 記 簿 調 査	所在	☐ 市 ☐ 郡 ☐ 町 ☐ 村 大字 第 地割 字	
	地番	番	番
	甲区	☐ 仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他()	☐ 仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他()
	乙区	☐ 抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共 担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他()	☐ 抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共 担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他()
	③所在地番形状の調査	資料	☐ 登記簿 ☐ 法第14条地図 ☐ 附属地図 ☐ 地積測量図 ☐ その他()
④申請適格の調査	現地	☐ 申請人の説明 ☐ 立会人の説明 ☐ 隣接地等周囲の状況 ☐ その他()	
⑤現況及び利用状況等の調査	①宅 地	☐ 住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 共同住宅 ☐ 倉庫 ☐ その他()	
	1.建物がある場合	☐ 宅地造成地で道路工事完了 ☐ 側溝工事完了 ☐ 擁壁工事完了	
	2.建物がない場合	☐ 基礎工事完了 ☐ 上下水道工事完了 ☐ 電気工事完了	
	3.周囲の状況	☐ ガス工事完了 ☐ 建築確認済 ☐ その他()	
	②農 地	☐ 市街地 ☐ 住宅地 ☐ 村落地 ☐ その他()	
	③山 林	☐ 田 ☐ 畑 ☐ 水稲 ☐ 陸稲 ☐ 麦類 ☐ 蔬菜 ☐ 草花 ☐ 果樹 ☐ 茶園 ☐ 桑園 ☐ 牧草 ☐ その他()	
	④原 野	☐ 松 ☐ 杉 ☐ 桧 ☐ 竹 ☐ 雑木 ☐ その他()	
	⑤雑種地	☐ 雑草類 ☐ 灌木類 ☐ その他()	
	⑥駐車場	☐ 資材置場 ☐ 鉄塔敷 ☐ その他()	
	⑦上記以外の土地の状況	☐ 道路 ☐ 水路 ☐ その他()	
⑥周 囲 の 状 況 等 の 調 査	北側	☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ その他()	
	東側	☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ その他()	
	南側	☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ その他()	
	西側	☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ その他()	
⑦筆 界 の 調 査	筆界調査の方法	☐ 法第14条地図 ☐ 附属地図 ☐ 地積測量図 ☐ 公有地境界査定図 ☐ 測量成果図 ☐ 区画整理等の確定図 ☐ その他() ☐ 申請人・立会人の指示 ☐ その他()	
	筆界標等の種類()内は数量	☐ コンクリート杭() ☐ 石杭() ☐ 金属杭() ☐ 金属標() ☐ 鋳() ☐ 刻印() ☐ プラスチック杭() ☐ 木杭() ☐ 境樹() ☐ 塀() ☐ その他() ☐ コンクリートブロック() ☐ コンクリート基礎() ☐ コンクリート擁壁() ☐ 側溝() ☐ 既設の工作物() ☐ その他()	
	与点の種別	☐ 図根点() ☐ 三角点() ☐ 多角点() ☐ 水準点() ☐ 電子基準点() ☐ その他()	
	恒久的地物の種別	☐ 鉄橋 ☐ 鉄塔 ☐ ガスタンク ☐ ビルディング ☐ 記念碑 ☐ 石段 ☐ マンホール ☐ その他()	
	⑧地 域 区 分	☐ 市街地 ☐ 準市街地 ☐ 村落地 ☐ 農耕地 ☐ 山林 ☐ 原野	
⑨精 度 区 分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3		
⑩測 量 ・ 求 積 の 方 法	測 量 の 方 法	求 積 の 方 法	座 標 系
	☐ GPS測量 ☐ トランシット測量 ☐ コンパス測量 ☐ テープ測量 ☐ その他()	☐ 座標法 ☐ 座標を三斜に換算 ☐ 三斜法 ☐ 三辺法 ☐ その他()	☐ 世界測地系 ☐ 旧測地系 ☐ 任意

新設の筆界標 ⑪の種別 ()内は数量	☐ コンクリート杭() ☐ 石杭() ☐ 金属杭() ☐ 金属標() ☐ 鋌() ☐ プラスチック杭() ☐ 刻印() ☐ その他()							
⑫登記原因・ 日付の調査	<table border="0"> <tr> <td> ☐申請人の説明 ☐立会人の説明 ☐官公署の証明 ☐工事人の証明 ☐建物登記簿 ☐その他() </td> <td> } により </td> <td> ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐不詳 </td> <td> 年 月 日 </td> <td> { ☐変更 ☐錯誤 ☐その他() </td> </tr> </table>			☐ 申請人の説明 ☐ 立会人の説明 ☐ 官公署の証明 ☐ 工事人の証明 ☐ 建物登記簿 ☐ その他()	} により	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 不詳	年 月 日	{ ☐ 変更 ☐ 錯誤 ☐ その他()
☐ 申請人の説明 ☐ 立会人の説明 ☐ 官公署の証明 ☐ 工事人の証明 ☐ 建物登記簿 ☐ その他()	} により	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 不詳	年 月 日	{ ☐ 変更 ☐ 錯誤 ☐ その他()				
⑬官公署の等 許可	☐ 農地法第 条 ☐ 許可書 ☐ 届出受理通知書 ☐ 農地法適用外証明書 ☐ 転用の事実を示す書面 ☐ 建築確認済証、検査済証 ☐ 宅地造成等規制法第12条第2項の検査済証 ☐ 都市計画法第29条許可指令書 ☐ 都市計画法第36条第2項の検査済証 ☐ 建築基準法施行細則第20条道路基準適合証 ☐ その他()							
地図又は ⑭地積測量図 等の訂正理由	☐ 方位の誤り ☐ 計算の誤り ☐ 所在地番の誤り ☐ 筆界戦の誤り ☐ その他()							
⑮立会人及び 資格確認方法	☐ 立会証明書 ☐ 筆界確認証明書							
	地 番	立 会 者 氏 名	資 格 確 認 方 法					
	☐ 所有者 ☐ 所有者の家族		①身分証明書 ②免許証 ③書類・印鑑収受 ④委任状 ⑤事務所来訪 ⑥自宅訪問 ⑦面識あり ⑧名刺交換 ⑨口頭確認 ⑩所有者の紹介 ⑪自己紹介 ⑫電話による確認 ⑬その他 ()					
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
	☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
☐ 管理者 ☐ 隣接所有者								
⑯参 考 事 項								
	上記のとおり、 年 月 日実地調査した。							
	職印							

※受注者の押印は不要とする

地質調査業務共通仕様書

地
質

地質調査業務共通仕様書

第 1 編 一 般 調 査

第 1 章	総 則	67
第 2 章	ボーリング	81
第 3 章	サンプリング	84
第 4 章	サウンディング	85
第 5 章	原 位 置 試 験	87
第 6 章	簡易貫入試験（土研式）	90
第 7 章	土 質 試 験	91
第 8 章	解 析 等 調 査	92
第 9 章	地 表 地 質 調 査	93
第 10 章	物理探査及び物理検層	94
第 11 章	軟弱地盤技術解析	96
第 12 章	成 果 物	97

第 2 編 地すべり調査

第 1 章	総 則	98
第 2 章	地 表 踏 査	101
第 3 章	運動状況調査	102
第 4 章	地 質 精 査	104
第 5 章	すべり面調査	108
第 6 章	地 下 水 調 査	110
第 7 章	機 構 解 析	111
第 8 章	防止工法の検討	112
第 9 章	成 果 物	114

別 添 資 料

調査報告書要領	115
様 式	117
地質時代及び地質構造の表示記号	130

第1編 一 般 調 査

第1章 総 則

第101条 適 用

1. 地質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、測量業務及び土木設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者をいう。
2. 「検査職員」とは、地質調査業務完了の検査にあたって契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
3. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
4. 「社内審査員」とは、成果物の内容について、技術上の審査を行う者で、契約書第11条の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、各地質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「現場説明書」とは、地質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
13. 「質問回答書」とは、現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
14. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のものとなる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、地質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施

させることをいう。

16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、地質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た地質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し地質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
26. 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。
27. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
28. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
29. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質調査業務の完了を確認することをいう。
31. 「打合せ」とは、地質調査業務を適性かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
33. 「協力者」とは、受注者が地質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
36. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第103条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適性な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地

質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に地質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは主任技術者が地質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第105条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督員

1. 発注者は、地質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式－10または様式－12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面（様式－10または様式－12）で受注者に指示するものとする。

第108条 主任技術者

1. 受注者は、地質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知（様式－3）するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第109条 社内審査員及び審査の実施

1. 受注者は、地質調査業務における社内審査員を定め発注者に通知（〔Ⅱ編〕様式－3）するものとする。
2. 社内審査員は、地質調査業務の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能でなければならない。（日本語通訳が確保できれば可）

3. 社内審査員は、審査計画を作成し業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
4. 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
5. 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の記名（署名または押印を含む）のうえ主任技術者に差し出すものとする。
6. 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式-28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。

(1) 業務委託着手届〔様式-1〕	(5) 業務委託完了届〔様式-19〕
(2) 主任技術者・社内審査員通知書〔様式-3〕	(6) 成果物目録〔様式-20〕及び成果物
(3) 作業工程表〔様式-2〕	(7) その他監督員が必要と認めたもの
(4) 業務計画書〔参考-11〕	注) 様式については、共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に掲載。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第112条 打合せ等

1. 地質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面

（打合せ記録簿）等を作成するものとする。

2. 地質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。
 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
7. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

（取組内容）

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
- ④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

- ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
- ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

- (4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考－11）を付して提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 調査組織計画
 - (5) 打合せ・立会計画
 - (6) 実施順序及び方法
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）

- (11) 仮設備計画
- (12) 社内審査計画
- (13) その他必要事項

(2)実施方針又は(3)その他には、第133条個人情報の取扱い、第134条安全等の確保及び第139条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

ただし、軽易な調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は上記項目の一部を省略することができる。

- 3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第114条 資料等の貸与及び返却

- 1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第115条 関係官公庁への手続き等

- 1. 受注者は、地質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質調査業務を実施するため、関係官公庁当に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- 2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第116条 地元関係者との交渉等

- 1. 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2. 受注者は、地質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式-10）により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4. 受注者は、地質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第117条 土地への立ち入り等

- 1. 受注者は、屋外で行う地質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

ない。

2. 受注者は、地質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第118条 写真撮影

1. 受注者は、調査終了後、調査結果が確認できるような調査中並びに調査完了時の写真を撮影し、提出しなければならない。
2. 撮影にあたっては、被写体の性質、地点が判別できるよう明確に撮影しなければならない。また設計寸法の確認などの場合は、スケール等をあてて撮影し、内容が確実に判明できるようにしなければならない。
3. 写真は、調査経過が判別できるよう整理、貼付し、検査を受ける場合には提出しなければならない。

第119条 成果物の提出

1. 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 原則として全ての地質調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

6. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。
 なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8. 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者に提出するとともに、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。地盤情報の公開・利用の可否については、受発注者間における事前協議により決定し、受注者は成果物データにおいても「公開可否」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHSに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。

第120条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第121条 検 査

1. 受注者は成果物及び委託業務完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。
2. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
3. 発注者は、地質調査業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提出しなければならない。この場合検査する費用は受注者の負担とする。
4. 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質調査業務成果物の検査
- (2) 地質調査業務管理状況の検査

地質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」を参考にするものとする。

第122条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。

第123条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して地質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（様式-10）によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面（様式-10）をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第117条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第124条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、地質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第123条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第125条 履行期間の変更

1. 発注者、受注者に対して地質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を

行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第126条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質調査業務の中断については、第135条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、請負者は屋外で行う地質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第127条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第128条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第129条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求する（様式-17-1）ことができるものとする。
 - (1) 別途地質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（様式-17-2）を発注者に提出するものとする。
3. 発注者は、契約書第33条の規定に基づく当該業務の部分使用を行う場合には、原則として当該業務を所管する課長以上の職にある者により、第121条に準じた確認検査を行い、その結果について受注者に通知（様式-17-3）するものとする。

第130条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託

することはできない。

- (1) 調査業務（機械ボーリングも含む）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
 4. 受注者は、地質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、福島県土木部入札参加資格者である場合は指名停止期間中であってはならない。

第131条 成果物の使用等

1. 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土地調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第132条 守 秘 義 務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第133条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

発注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止又は再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合にこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第134条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に際しては、地質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
- (4) 受注者は、業務実施中の施設の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。

第135条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第136条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書（参考様式－30）を作成し、監督員に提出しなければならない。

第137条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第138条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

1. 受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第139条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第141条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第142条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

第143条 遠隔臨場

受注者は、原則として「建設現場などにおける遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、遠隔臨場を実施すること。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によっては不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りでない。

総 則 の 運 用

第108条、第109条関係

- (1) 【第102条 用語の定義】 6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑦いずれかの項目に該当する技術者とする。

- ① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士

ア 建設部門の〔土質及び基礎〕

イ 応用理学部門の〔地質〕

ウ 総合技術監理部門

- ② ①で定める「技術士」以外で、地質調査に関する経験年数が10年以上の「技術士」

- ③ RCCMの資格保有者

- ④ 「RCCMの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者

- ⑤ 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者

- ⑥ 学校教育法による大学卒業者で地質調査に関する経験年数が15年以上の技術者

- ⑦ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で地質調査に関する経験年数が17年以上の技術者

- ⑧ 地質調査に関する経験年数が20年以上の技術者

第2章 ボーリング

第1節 機械ボーリング

第201条 目 的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

第203条 調 査 等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
 2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
 3. 仮 設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するように設置しなければならない。
 4. 掘 進
 - (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかななければならない。
 - (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
 - (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
 - (10) 試料を採取するオールコアボーリング^{*1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング^{*2}を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。
- ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。
- ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検 尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。
- (3) (2)の監督員立会による検尺が困難な場合、受注者による検尺状況写真を監督員に提出し机上確認とすることができる。

なお、机上確認とする場合、受注者は、提出書類とともにコアを提示し、監督員の確認を受けるものとする。

6. コ ア

- (1) 採取したコアは、「ボーリング柱状図作成要領（案）Ⅳコアの取り扱い、保管」により標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記し、監督員の確認を受けなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。
- (2) 採取したコアは、監督員から提出の指示がない場合、業務完了後適正に処分しなければならない。

7. そ の 他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第204条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質調査図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは、監督員から提出の指示がある場合は、「ボーリング柱状図作成要領（案）Ⅳコアの取り扱い、保管」により提出するものとする。採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。
- (4) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (5) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第2節 オーガーボーリング

第205条 目 的

オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。

第206条 調 査 等

1. 掘削はハンドオーガータイプによることを原則とするが、機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとする。
2. ボーリング位置・深さ
 - (1) ボーリングの位置、深さ、口径及び数量については設計図書又は特記仕様書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとする。
3. 掘 進
 - (1) 掘進は、土質に応じたオーガーを用いるものとする。
 - (2) 掘進中地下水の浸出があったときはその水位を記録するものとする。
4. 試 料
 - (1) 採取した試料は、各地層を代表するものの一部を試料ビンに入れ標本箱に収め、監督員の確認を受けなければならない。

- (2) 採取した試料は、監督員から提出の指示がない場合、業務完了後適正に処分しなければならない。

第207条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）。
- (2) 作業時の記録及び観察によって得た事項は、オーガーボーリング柱状図に整理し報告するものとする。
- (3) 採取した試料は、監督員から提出の指示がある場合は、各地層を代表するものの一部を試料ビンに入れ標本箱に収め、提出するものとする。

第3章 サンプルリング

第301条 目 的

乱さない試料のサンプルリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第302条 採取方法

1. シンウォールサンプルリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプルリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプルリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

第303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。
ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第304条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 採取位置、採取深さ、採取長
- (2) 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目 的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締り具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第402条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成 果 物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及びボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）

第404条 目 的

スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

第405条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第406条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第407条 目 的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第408条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。

2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第409条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJISA1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目 的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第411条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第412条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

第5節 簡易動的コーン貫入試験

第413条 目 的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第414条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第415条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内載荷試験

第501条 目 的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測 定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

- (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

- (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

- (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

- (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

- (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

- (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6K N/m²ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第503条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目 的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

第505条 試 験 等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

第506条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値

- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定（砂置換法）

第507条 目 的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

第508条 試 験 等

試験方法及び器具は、JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）によるものとする。

第509条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）により整理し提出するものとする。

第4節 現場密度測定（R I 法）

第510条 目 的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第511条 試 験 等

- 1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
- 2. 試験方法及び器具は、JGS1614（R I 計器による土の密度試験方法）によるものとする。

第512条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

第513条 目 的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

第514条 試 験 等

試験方法及び器具は、JGS1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

第515条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314によるものとする。

第6節 ルジオン試験

第516条 目 的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（ $p - q$ 曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（ Lu ）又は換算ルジオン値（ Lu' ）

第7節 速度検層

第519条 目的

速度検層試験は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第8節 電気検層

第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

第523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。
2. マイクロ検層（電極間 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（SP検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第524条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

第6章 簡易貫入試験（土研式）

第601条 目 的

斜面表層、地盤内の密度、締り具合、堅さ等の変化を連続的に測定し、基盤の分布、地盤内の強度の不連続面、透水性の境界位置、地盤構成等を判定することを目的とする。

第602条 試験位置

1. 試験位置については、設計図書によるものとするが、地表踏査の結果、調査目的あるいは現地状況等により測線あるいは測点の配置を変更することが適切と認められる場合は、すみやかに監督員と協議しなければならない。
2. 急傾斜地の崩壊対策調査における試験位置の選定にあたっては下記事項に留意するものとする。
 - (1) 一連斜面のうち、表層土又は崩積土が比較的厚いと推定される区域に格子状に配置するものとする。
 - (2) 地形及び地質的に崩壊の発生しやすいと推定される区域については密に測定するものとする。
 - (3) 測線間隔は通常の場合10mを標準とする。

第603条 試験方法

1. 試験方法及び器具は、JGS1433によるものとする。
2. 試験にあたっては下記事項に留意するものとする。
 - (1) 各試験点の貫入長さについては、地形、地質との関連及び単位貫入長あたりの打撃回数の垂直分布の不連続性により総合的に検討する。
 - (2) 試験中、礫又は転石により貫入困難となった場合は地盤状況及び近接部の試験結果等により判断し、不整合と考えられる場合は試験点をずらし再試験を行うものとする。
 - (3) 基盤に達し貫入困難な場合又は10回の打撃で貫入量が20mm未満で、不連続性面の想定が不可能な場合は試験を打切るものとする。

第604条 成 果 物

試験記録及び結果は様式（地）－16によるものとし、地形図及び断面図に試験位置及び貫入結果を記入し土層断面図を作成するものとする。

第7章 土 質 試 験

第701条 結果の整理

1. 測定結果の整理は、原則として地盤工学会制定のデータシートの形式によるものとする。
2. 測定データは原則としてグラフ、表などに整理して相互の関連、全体の傾向などを明らかにする。

第8章 解析等調査

第801条 目 的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

第802条 業 務 内 容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 計画準備
業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。
3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
4. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
5. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判断
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
6. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

第803条 成 果 物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第9章 地表地質調査

第901条 目 的

地表地質調査は、地質に関する既存資料の収集、及び地形図をもとに現場の露頭の性状、地質構造等に関する地表踏査を行い、調査対象区域の地質の構成、構造、安定性等を地質工学的見地から解析することを目的とする。

第902条 調 査 等

1. 調査は、概査及び精査とする。

- (1) 概査とは、既存資料の収集及び現地踏査と空中写真の判読を主体として地質構造・岩石の分布等の概略を調査解析し、以後の調査計画の策定もしくは概略設計に必要な資料を得るものとする。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、1/2,500～1/5,000程度とする。

- (2) 精査とは、概査に基づいてさらに詳細な調査解析を行い、工事の施工もしくは計画の決定に直接関連する事項に関する総合的な資料を得るものとする。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、1/500程度とする。

2. 調査の内容等

調査地域内を踏査して、踏査経路・露頭地点・野帳記載地点及び試料採取地点等を地形図に記入したルートマップを作成するものとする。

調査項目は、地形地質の種類・地質構造・地質時代・岩の硬さ・割れ目・風化・変質・破碎帯・地すべり及び崩壊・鉱山及び古洞・温泉・地下水及び湧水等とする。

3. 地 質 標 本

調査地域の代表的な地質標本を採取し、地質名・位置・採取年月日その他の必要事項を記入するものとする。

4. 地質平面及び断面図の作成

- (1) 調査の進展に合わせて、ルートマップ、現場野帳をもとに必要な事項を地形図に転記し、地質平面図を作成するものとする。
- (2) 地質境界線及び地質構造を推定する場合は、既存の資料等を十分に検討のうえ、適正な推定を行わなければならない。
- (3) 地質断面図は、原則として縦横比が1：1のものとする。
- (4) 地質断面図の位置、方向、深さは監督員の承諾を受けて決定し、地質平面図上に明示するものとする。

第903条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) 地質標本
- (5) 原紙、原図、写真、ルートマップ一式

第10章 物理探査及び物理検層

第1節 弾 性 波 探 査

第1001条 目 的

弾性波探査は、人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

第1002条 調 査 等

1. 調査法は、屈折法とする。
2. 測 定
 - (1) 原則として測定間隔は5mあるいは10m、発破点間隔は20m～70m程度とし、往復観測を行う。
 - (2) 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は再測定を行うものとする。
 - (3) 測線の両端及び測線の交点には、4.5cm角程度の木杭をもって、その他の測点については幅4.5cm、厚さ0.9cmの木杭によって位置を明示する。
 - (4) 測定結果は、測線配置図、走時曲線図及び解析断面図を作成し管理するものとする。

第1003条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 測線配置図
- (3) 走時曲線図
- (4) 解析断面図
- (5) 測定記録一式

第2節 電 気 探 査

第1004条 目 的

電気探査は、地盤の比抵抗を測定し、地盤の地質構造及び地下水の賦存状況等を調査することを目的とする。

第1005条 調 査 等

1. 測点の配置は、現地の状況に応じて調査目的に支障を与えない範囲で多少変更してもよい。この場合は、すみやかに監督員に連絡するものとする。
2. 探査方法は可探深度に適応した方法によるものとし、電極の配置及び電極間隔等は調査開始前に監督員と協議するものとする。
3. 電極の展開は作業上やむを得ない場合を除き予想される地質構造に平行な方向とする。
4. 野外において記録した測定値等の記録の様式は、監督員と協議して決めるものとする。
5. 山地等の見透しのきかない所で探査を行う場合は、幅1mを標準として測線方向の下刈りを行わなければならない。
6. 測線方向の縦断測量は、測点に木杭を設置のうえ行うものとする。
7. 降雨時及び降雨後で、雨水によって測定値に異常な影響を与える場合は、測定を行ってはならない。

第1006条 成 果 物

- (1) 水平及び垂直探査によって測定した $\rho - a$ 曲線図
- (2) 比抵抗柱状図
- (3) 比抵抗分布平面図及び測定記録

第3節 電 気 検 層

第1007条 目 的

検層ボーリング孔周辺の地盤状態を把握し、かつ地層の判定を助けることを目的とする。

第1008条 調 査 方 法

1. 調査方法は、比抵抗と自然電位について行う。比抵抗の測定は原則として2極法により行い、電極間隔は25cm、50cm、1mの3種類とする。
2. 測定は、原則として連続的に行い、連続記録をとらない場合でも測定間隔を50cm以上にはしてはならない。
3. 検層は、ケーシング挿入部分及び電極間隔の関係で測定できない部分を除いて全部について行う。ただしケーシング挿入部分でも、引き抜き可能な場合は原則として測定を行う。

第1009条 測 定 作 業

崩壊などにより測定不能となったときは、監督員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

第4節 地 下 水 検 層

第1010条 目 的

地下水検層はボーリング孔を利用し、地下水の流動層の位置及び流動状況を垂直的に調査解析し、地すべり等の解析に使用することを目的とする。

第1011条 調 査 方 法

調査方法は比抵抗により行うものとする。ボーリング孔内に食塩等の電解物質を投入し、孔内水の抵抗値の増加の時間的変動を深さ方向に多点であるいは連続的に測定する。

第1012条 測 定 作 業

1. 測定するボーリング孔は、十分な通水口を有するケーシングパイプで保孔しなければならない。
2. 食塩投入は、溶解した食塩水を孔内水の塩分濃度が一定となるよう十分攪拌しなければならない。また、投入直後の測定で孔内水の塩分濃度が一定でないときは検層コードを一旦撤去して攪拌をやり直すものとする。
3. 測定は0.25mピッチとし、食塩水投入前（バックグラウンド値）、投入後5分、10分、20分、30分、60分、120分、240分の時間間隔で孔内水の抵抗値を測定するものとする。
4. バックグラウンド値測定の結果、孔内水に溶解物が多く測定範囲が極めて狭いとき、孔壁崩壊等により測定不能となった場合、あるいは測定値に変化がなく、流動層の確認が困難な場合等は監督員の指示を受けなければならない。

第1013条 成 果 物

測定記録（帯水層の位置及び活動層を把握した柱状図を含む）

第11章 軟弱地盤技術解析

第1101条 目 的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤の上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第1102条 業 務 内 容

1. 解 析 計 画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現 地 踏 査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

(3) 地盤圧密設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

(4) 地盤液状化広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照 査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

第1103条 成 果 物

成果物は、現地踏査結果、業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第12章 成 果 物

第 1201 条 通 則

1. 調査終了後は、特記仕様書及び以下の各条に示すところに従い、調査結果を取りまとめ、図面及び簿冊に整理し、必要に応じ各種資料を添えてすみやかに監督員に提出しなければならない。
2. 報告書の作成は別添に示す報告書要領によるものとする。

第 1202 条 調査位置及び区域

1. 調査位置は5万分の1地形図等で明記するものとする。
2. 調査区域平面図（縮尺1／500～1／5,000）には次表により測点、測線その他必要事項を記入するものとする。

地 点 名	記 号	記 号	
弾 性 波 探 査 地点 電 気 探 査 地点	△—●—△	サンプリング 土 質 試 験 地点	◎
電 気 検 層 地点 地 下 水 検 層 地点	○	載 荷 試 験 地点	⊗
オーガーボーリング 機械ボーリング 地点	□	サウンディング 地点	▣

第 1203 条 説 明 書

1. 調査方法、調査結果について、図面に表示することのできない事項及びその他参考事項について説明書を作成しなければならない。
2. 写真は調査経過が判明できるよう整理するものとする。

第 1204 条 報告書の提出

報告書は、特記仕様書で示す場合を除き、下記により提出するものとする。

- (1) 地質調査報告書 1 部
- (2) 土質調査報告書 1 部

第2編 地すべり調査

第1章 総 則

第1301条 適用範囲

1. この共通仕様書は、福島県土木部の発注する地すべり対策事業の機構調査（以下「地すべり調査」という。）の一般仕様書を示すもので、これにより難い場合又はこれに記載しないもの等については別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
3. この共通仕様書並びに特記仕様書にない事項又は設計図書等に疑義を生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第1302条 目 的

調査は地すべり地域及びその隣接する地域について、地表踏査、運動状況調査、地質精査、すべり面調査、地下水調査等により地すべりの実態と性格を把握して、地すべりの機構解析を行い適切な地すべり防止対策を樹立することを目的とする。

第1303条 調査の種類

ここにいう機構調査とは次の各調査、解析、検討を指すものとする。

- イ. 地表調査
- ロ. 運動状況調査
- ハ. 地質精査
- ニ. すべり面調査
- ホ. 地下水調査
- ヘ. 機構解析
- ト. 防止工法の検討

第1304条 用語の定義

第1編「一般調査」に準ずる。

第1305条 受注者の義務

第1編「一般調査」に準ずる。

第1306条 業務の着手

第1編「一般調査」に準ずる。

第1307条 調査地点の確認

第1編「一般調査」に準ずる。

第1308条 設計図書の支給及び点検

第1編「一般調査」に準ずる。

第1309条 監 督 員

第1編「一般調査」に準ずる。

第1310条 主任技術者

第1編「一般調査」に準ずる。

第1311条 社内審査員及び審査の実施

第1編「一般調査」に準ずる。

第1312条 担当技術者

第1編「一般調査」に準ずる。

第1313条 提出書類

第1編「一般調査」に準ずる。

第1314条 打合せ等

第1編「一般調査」に準ずる。

第1315条 業務計画書

第1編「一般調査」に準ずる。

ただし、地表踏査を実施する調査業務の場合の業務計画書は地表踏査を実施したのちその結果により作成し監督員に提出するものとする。

第1316条 資料等の貸与及び返却

第1編「一般調査」に準ずる。

第1317条 関係官公庁への手続き等

第1編「一般調査」に準ずる。

第1318条 地元関係者との交渉等

第1編「一般調査」に準ずる。

第1319条 土地への立入り等

第1編「一般調査」に準ずる。

第1320条 成果物の提出

1. 成果物は第9章の定めるところにより、成果物目録とともに提出するものとする。
2. 上記1項の他は、第1編「一般調査」に準ずる。

第1321条 関係法令及び条例の遵守

第1編「一般調査」に準ずる。

第1322条 検 査

第1編「一般調査」に準ずる。

第1323条 修 補

第1編「一般調査」に準ずる。

第1324条 条件変更等

第1編「一般調査」に準ずる。

第1325条 契 約 変 更

第1編「一般調査」に準ずる。

第1326条 履行期間の変更

第1編「一般調査」に準ずる。

第1327条 一 時 中 止

第1編「一般調査」に準ずる。

第1328条 発注者の賠償責任

第1編「一般調査」に準ずる。

第1329条 受注者の賠償責任

第1編「一般調査」に準ずる。

第1330条 部 分 使 用

第1編「一般調査」に準ずる。

第1331条 再 委 託

第1編「一般調査」に準ずる。

第1332条 成果物の使用等

第1編「一般調査」に準ずる。

第 1333 条 守 秘 義 務

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1334 条 安全等の確保

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1335 条 臨機の措置

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1336 条 履 行 報 告

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1337 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1338 条 低価格入札業務の履行状況調査更

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1339 条 行政情報流出防止対策の強化

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第 1340 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第 1 編「一般調査」に準ずる。

第2章 地 表 踏 査

第1401条 目 的

地表踏査は、地すべりの現地を発注者の提供する平面図を基に踏査して、その運動の徴候や微地形等により、地すべりの規模、活動性、運動ブロック、発生機構、地下水の分布等を推定することを目的とする。

第1402条 範囲の推定

地域内に発生している各種の徴候（き裂、段落ち、陥没、押し出し、構造物等の変状、樹木の変形発育）や、微地形（凹地、池沼、湧水、凸部、台地の分布等）、地質（基盤や、すべり面の露頭等）、あるいは土地利用、地下水利用の実態等から、活動地域と将来活動の恐れのある地域、被害地域等の範囲を推定するものとする。

第1403条 素因の推定

付近の基盤の露頭や地質等によって、地すべり発生に関与したと思われる地質、あるいは地質構造を推定するものとする。

第1404条 誘因と経過の推定

発生当時の気象等を参考にし、また運動形態を観察して、その発生経過を推定することによって機構について考察する。また当該地すべり地における過去の運動の履歴、周辺での地すべり発生等に関する情報を収集するものとする。

第1405条 運動についての予測

現在の活動状況や範囲等から考えて、災害の発生ないし拡大について予測するものとする。

第1406条 ブロックの区分

全活動地域を幾つかの地すべり運動ブロックに分割する。分割は主として地すべり頭部の分布やき裂の状況を観察した上で行うものとする。なお地表の移動量観測の資料や空中写真判読成果等があれば参考にするものとする。

第1407条 応急対策の検討

発生及び運動機構が推定されたところで、滑落の危険のあるブロックについて応急対策を検討するものとする。

第1408条 調査計画の立案

恒久対策の計画に必要な調査計画を踏査完了後速やかに立案し監督員と協議するものとする。

第3章 運動状況調査

第1節 伸縮計による調査

第1501条 目 的

連続的な運動の変化と、降雨や地下水位等との因果関係を更に具体的に見出し、対策工法に関連付けることを目的とする。

第1502条 設 置

1. 伸縮計は各調査測線に沿って地すべりの運動方向に平行に設置し、副測線沿いや地すべりの中間部、末端部では、明瞭なき裂や段落ちのある場所に監督員と協議して設置するものとする。
2. 設置スパンは原則として20m以下とする。また両端の高低差は5m以内とし、インバー線は塩ビ管で保護しなければならない。なお塩ビ管がインバー線に接触しないよう特に注意するものとする。

第1503条 計器の精度

計器の精度は0.2mm以上のものを使用するものとする。

第1504条 観 測

観測時には計器が正常に作動しているか確認、点検し、あわせて地すべり地区内の状況を観察するものとする。

第1505条 結果の整理

調査の結果は縦軸に累積歪量、横軸に期日を取り降水量又は地下水位と対照できる図にまとめ、温度補正を考慮して気温も記入するものとする。

第2節 地盤傾斜量測定（傾斜計）

第1506条 目 的

地盤傾斜量の測定は地すべり運動の不明瞭な地域の安定度を推定することを目的とする。

第1507条 設 置

1. 傾斜計の設置は調査主線沿いの運動ブロックの上方斜面（必要に応じて運動ブロックの両側の斜面や、運動ブロック内）に監督員と協議して設置するものとする。
2. 傾斜計の設置は設置台の頭部にコンクリートを打設し、表面にガラス板を張って水平に仕上げる。設置台は計器格納箱で覆っておくものとする。

第1508条 測 定

1. 計器は水管式を用い、測定は2本の傾斜計をN-S、E-Wの2方向に直交させて行う。主軸（分度板の付いた軸）をS、W側として設定し測定するものとする。
2. 測定は1ヵ月10回以上の観測をするものとする。

第1509条 結果の整理

調査の結果は縦軸に傾斜累積量、傾斜変動量、横軸に期日を取り、降水量又は地下水位と対照できる図に整理し、傾斜累積速度、日平均傾斜変動量を計算する。

第3節 測量による調査（移動杭）

第1510条 目 的

測量による調査（移動杭）は地すべりの運動方向が不明瞭な場合や、運動の激しい場合に用い、運動の方向と絶対量を正確に求めることによって、地すべりの方向性、活動性の分布を知り、期間別、季節別の移動の量を比較して、各季節因子（例えば梅雨、融雪、台風等）との関係を求めることを目的とする。

第1511条 設 置

地すべり運動地域外に固定点2点を置き、この見通し線上に移動点を設置するものとし、移動点間隔について

は監督員と協議して決定するものとする。

第 1512 条 測 定

観測はトランシットにより固定点間の見通し、横断測量により水平移動量を測定し、レベルにより固定点を含め、水準測量を実施し、垂直移動を測定するものとする。

第 1513 条 結果の整理

調査の結果は水平、縦断とも各移動量を表及び図に測定ごとの移動量と累積移動量、期間別季節別の移動量が判明できるように監督員と協議して整理するものとする。

第4章 地 質 精 査

第1節 ボーリング調査

第1601条 目 的

1. ボーリングにより得られた資料によって地質、土質の判定及び地質学上の諸状況を判断し、地すべり機構の解明、あるいは対策工事を実施する上での基礎資料を得ることを目的とする。
2. 地すべりのボーリング調査は地下水形態、地すべり面等地すべり地域の内部的性質を把握する重要な調査である。したがってボーリング作業には、地すべり調査に熟練したボーリング技術者を配置して、適切で精細な調査を行うものとする。

第1602条 位 置

1. ボーリング位置は現地踏査を行い、その結果に基づいて、位置図（平面、横断図）を作成し、監査員と協議して決定するものとする。
2. ボーリング位置の基準高さ（深度0m）は監督員の指示する方法で孔口付近に明示しなければならない。

第1603条 ボーリングマシン

ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし機種は、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。

第1604条 孔 径

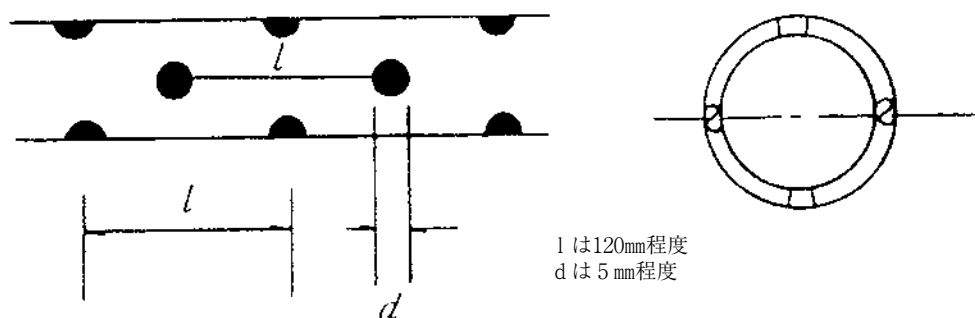
ボーリング孔径は設計図書によるものとする。

第1605条 掘 削

1. 掘削は基盤岩以浅については無水掘で行い、孔内洗浄基盤岩等の硬質岩及び掘削困難な場合を除いて循環水を送ってはならない。やむを得ず送水する場合は、その理由を地質柱状図に記入するものとする。
2. 基盤岩5mで掘削を終了することを原則とする。ただし、基盤岩までの掘進長が30mを著しく超える場合、もしくは著しく浅い場合は監督員と協議し、その指示によるものとする。
3. 試料の採取は全掘進量にわたり行い、採取率を100%に近づけるよう努力する。調査中はコアの乾湿を防ぎ調査現地において保管し、調査終了後直ちに提出するものとする。
4. 掘進にあたって孔内崩壊の防止には、可能なかぎりケーシングパイプを用い、監督員の指示した場合以外はベントナイト等の使用は禁止するものとする。

第1606条 保 孔 管

1. 保孔管は内径40mm以上の硬質塩化ビニール管、又はガス管を使用し滞水層区間あるいは保孔管全区間にわたって、ストレーナー加工を行う。ストレーナーは、円形又はスリット状とするものとする。
2. 保孔管の継手はソケット継手又は突き合せ継手とし、継手長さは内径の1.5倍程度を標準とするものとする。
3. 保孔管にストレーナー加工する場合は次図のようにするものとする。



第1607条 作業日報

ボーリング施工中、地盤の構成と土質並びに地下水の状況を判断するため、様式（地）－3により下記事項を

作業日報に記入するものとする。

- (1) 掘進状況。(概略の柱状図を付す)
- (2) 孔内の状況特に崩壊、孔曲り、湧水・漏水等の起こった位置とその状況及びその量。(l/min)
- (3) 地層のvariety目、岩質、土質、毎回のコア採取率、化石、き裂の有無、ガスの含有など。
- (4) 毎日の作業開始前の孔内水位。
- (5) 硬軟の程度、色調を記載し、礫などある場合はその大きさと位置（色調は標準色調による）
- (6) 排水色とスライムの粒度。
- (7) 送水量、掘進圧とその変化。
- (8) ベントナイト等を使用した場合の量。
- (9) ケーシングの挿入長。
- (10) その他

第1608条 地質柱状図

地質柱状図の作成は主任技術者が別表に整理する。特に基盤面、すべり面及び地下水形態等地すべりの判定に関連する事象は掘削中の状況も含めて詳細にもれなく記入する。

第1609条 コアの採取及び保管

第1編「一般調査」第5章ボーリング第1節「機械ボーリング」に準ずるものとする。

第1610条 結果の整理

1. 地質、土質等の判定には、主任技術者が必ず立会ってその責任において行うものとする。
2. 採取されたコアの判定は付近の地質状況を加味して行い、必要な場合は、監督員の許可を得てコアを裁断して裁断面の観察によって判断するものとする。
3. 調査の結果は、地質柱状図及びその資料をもとにして作成した調査地域一帯の地質図、地すべり状況図（平面図及び縦断面図）にまとめるものとする。

地すべり調査ボーリングの結果は次に示す様式に整理するものとする。

表

調査名																							
調査地名								県	市 郡	町大 村字	字	主任技術者											
地 名 番 号								総 コ ア ー 長				m		土 質 試 験 有 無									
標 高					m			平均コアー採取量				%		標準貫入試験有無									
方 向 角 度								最 終 水 位				m		地 質 判 定 責 任 者									
掘 削 期 間								水 位 計 設 置 有 無						機 械 操 作 者									
総 掘 進 長					m			揚 水 試 験 有 無						使 用 機 種									
日 平 均 掘 進 長					m			各種施工検層名															
1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月	標	深	層	地	分	硬	色	記 事		孔	漏	孔	ケ	ス	コ	コ	送	掘	土	す	標	各	標
日	尺	高	厚	質	類	軟	調																

記入要領 3:5.00……深度
(123.50)……標高 のごとく記入する。

10: 毎日作業開始前の孔内水位をそのときの掘削深度の位置に数字で-8.00のごとく記入する。

11: 漏水は10l/min↓、湧水は10l/min↑のごとく記入する。

16: 毎回の掘進長で毎回のコア長を除いた百分率。

19: 使用シンウォールチューブの孔径、試料採取長をその深度位置に記入する。

第2節 標準貫入試験

第1611条 目 的

標準貫入試験は、原位置における地すべり土塊の硬軟（地耐力並びに内部摩擦角）締り具合（粗密状況）を知り、地すべり機構の解明あるいは対策工事を実施する上での資料を得ることを目的とする。

第1612条 調査方法

調査方法は第1編「一般調査」第6章第1節「標準貫入試験」に準ずるものとする。

第3節 電気（垂直、水平）探査

第1613条 目 的

1. 電気探査は、地すべり地域の地質、地下構造の概略及び地下水の状況を概括的に把握することを目的とする。
地中土層の物理的な性質を利用し、電気を使ってその層を通過する抵抗値を測定器により測定するものである。
2. 計測及び解析は、経験と専門的知識を有する技術者が実施するものとする。

第1614条 調査方法及び測定作業

調査方法及び測定作業は第1編「一般調査」第4章第2節「電気探査」に準ずるものとする。

第1615条 解 析

1. 電気探査の解析は垂直及び水平解析を行うものとする。
2. 垂直探査の解析は、測定点ごとの $\rho - a$ 曲線よりサンドベルグの解析法により比抵抗値を解析して比抵抗層を推定し、測線ごとの比抵抗断面図を作成するものとする。
3. 水平探査の解析は、電極間隔（深度）5.0、10.0、20.0、30.0、40.0、50.0、60.0mについて見掛け比抵抗値分布図を作成し、それを合成して等見掛け比抵抗値合成図を作成するものとする。ただし、測定点が少なく分布図の作成が困難の場合は、あらかじめ監督員の指示を受けるものとする。
4. 垂直及び水平解析を総合した結果から推定される地すべりの移動機構と推定される地下水の状態について検討を加えるものとする。

第4節 弾 性 波 探 査

第1616条 目 的

1. 弾性波探査は、弾性波の速度を測定することにより、地すべり地域の地下構造を把握し、基盤岩の深度、破碎帯の位置、規模及び地すべり面の深度、形態を推定し、地すべり機構を解明するための資料とすることを目的とする。
2. 調査は地表弾性波探査法で行うものとする。測定及び解析は、経験と専門的知識を有する技術者が実施するものとする。

第1617条 測線設定

1. 測線は設計図書に示すが、着工前に地表踏査して、機構解析に最も有効な測線を設定し、監督員と協議するものとする。
2. 測線は地層の走向に平行な測線の間隔を密にし、これに直角な方向の測線間隔を疎とする網状配置とし、ボーリング調査孔の位置はできるかぎりその測線上にする。
既設ボーリング調査孔があるときは、その点を測線が通るように設定するものとする。

3. 測線長はその部分である展開（スプレッド）とともに地すべりの調査、深度によって次のように決定するものとする。

- (1) 展開（スプレッド）とは感震器を設定したのち、その位置において連続して観測する初回の発破地点と最終の発破地点との間隔であり、感震器の設定長さではない。
- (2) 展開長さは調査深度の8～10倍をとるものとする。
- (3) 測線長さは感震器設置間隔×（チャンネル数－1）×n（n；整数）とする。
- (4) 調査深度は一般に、20～50m程度とし、基盤岩と考えられる2.0～3.0km/sec程度の地層までとする。なお特別に必要な場合は、4.0km/sec程度の地層までとするものとする。

第1618条 測点間隔

原則として測点間隔は10mとし、特に精密に調査する必要がある場合は5mとする。また、発破点間隔は60m以下とし、測定前に展開を考慮し、走時曲線組合せ模式図を作成し、発破点を決定し監督員の承認を得るものとする。

第1619条 調査方法及び測定作業

調査方法及び測定作業は第1編「一般調査」第4章第1節「弾性波探査」に準ずるものとする。

第1620条 解 析

1. 測定結果に基づき伝播時間を縦軸に、発破点、受震点距離を横軸にとり、それをプロットした走時曲線図を作成する。走時曲線図には縦波（P波）の屈折波法、はざとり法により得られた値をプロットし、その状況が判明できるようにするものとする。
2. 走時曲線図を基に、基岩と考えられる2.0～3.0m/sec（特に必要のある場合は4.0km/sec）程度の速度層までの、解析断面図を作成する。なお破碎帯が推定できれば、解析断面図に記入する。走時曲線図にも、その推定の挙動部分に印を付しておくものとする。
3. 解析にあたっては既存資料（ボーリング調査結果等）を参考にし、地質と速度層の対比を解析断面図に図示するものとする。
4. 計算法により得られた値は図式解析法により層厚の推定の修正をし、走時曲線図に測定値及び計算値は黒丸の点でプロットする。解析断面図は縦横同一の縮尺とし、この解析断面図を基に、推定岩盤上面の等高線平面図を作成するものとする。
5. 探査の結果得られた資料を基に、速度層の区分と土質、地質との関係についての判定を詳述する。又地下構造について、総合的な考察を実施するものとする。

第5章 すべり面調査

第1節 パイプ歪計

第1701条 目 的

1. 歪計による測定は、地中の内部応力を測定し、すべり面を的確にとらえることを目的とする。
2. 地すべり調査におけるすべり面の探査は必須のものである。特に地すべりの安定解析や、杭打工の計画には欠くことができないので計測によっても判定し難いときは、調査ボーリング柱状図及びコアよりその位置を推定するものとする。

第1702条 調査方法

1. 調査方法は塩ビ管外周軸方向に装置した歪ゲージをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定する。
2. 円筒管の径及び直交方向数、歪ゲージ間隔測定回数は設計図書又は特記仕様書によるものとする。

第1703条 規 格

1. 地中歪計は所要の精度（設置時にその測定値が $8,000 \sim 12,000 \times 10^{-16}$ ）を有するものでなければならない。また歪抵抗値、使用温度等を考慮してポリエステル樹脂をベースとした線ゲージとする。
2. ゲージ及びリード線は防水、防湿処理を行ったものを使用しなければならない。

第1704条 設 置

1. 挿入に先立ち、歪計各部に異常がないか否か、測定器具で点検しなければならない。
2. 挿入はケーシングパイプをガイドとして行い、挿入前にケーシングパイプを引き抜いてはならない。ゲージの方向は地すべり運動の方向と一致させることを原則とする。
3. 歪計とボーリング孔壁との空隙は砂で充填する。充填にあたっては、ごみ、どろ等を含まない良質の砂をシュートによりケーシングパイプを引き抜きながら十分に投入し、孔口をモルタルで塞ぐものとする。

第1705条 測定作業

1. 歪計観測は、静歪指示器で歪ゲージ1点ごとに観測する。
2. 観測は、設置後1週間経たものから利用することを原則とする。

第1706条 結果の整理

計測の結果を歪変動累積図に降雨量又は地下水位と対照できるように整理する。

原則として、歪の累積 $1,000 \times 10^{-6}$ 以上をもってすべり面と判断する。累積傾向のないものは、如何に測定値の変動が著しくも、すべり面と判定してはならない。

第2節 孔内傾斜計

第1707条 目 的

孔内傾斜計による測定は、地すべりの変位による観測管の傾斜量を測定し、すべり面の位置、移動量等を把握することを目的とする。

第1708条 規 格

観測管は2軸方向を測定できるものとし、また地すべり面を正確にとらえる構造かつ材質であるものとする。
なお孔内傾斜計の機種選定にあたっては、監督員と協議するものとする。

第1709条 設 置

1. 設置位置は、少なくとも主測線沿いの運動ブロック内の調査ボーリング孔に設置するものとする。
2. ボーリング後、孔内を清掃し、深度を確認のうえ観測管を継ぎながら静かに挿入し、鉛直に設置するものとする。
3. 観測管の継手はソケットを用い、自重に耐え、また管にネジレが生じないようリベット等により確実に固定するものとする。

4. 観測管の軸は地すべりの運動方向と一致させるものとする。
5. 観測管と孔壁との空隙は砂等で充填する。充填にあたっては、良質の砂等をケーシングパイプを引き抜きながら十分に投入し、孔口をモルタルで塞ぐものとする。
なお充填材は監督員の指示によるものとする。
6. 観測管設置後速やかに蓋をし、孔口から塵芥が入らないようにしなければならない。

第 1710 条 測 定

測定間隔は原則として1.0mとし、観測管設置後1週間を経たものから基準観測を行い、3日に1回測定することを原則とする。

ただし、地すべりの動きにより、基準観測、観測間隔は監督員と協議するものとする。

測定は孔内傾斜計を一旦孔底までおろし、指示計の表示が安定してから1.0m毎に引き上げながら測定し、2回目は180°反転し再び孔底より、測定するものとする。基準観測は2軸方向測定するものとする。観測期間中に測定値等の異常が認められる時は原因を究明するとともに監督員と協議しその指示によるものとする。観測時には機器が正常に作動しているか確認点検し、あわせて地すべり内の状況を観察するものとする。

第 1711 条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために降雨量を計測する場合は、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

第 1712 条 結果の整理

測定の結果を変位量図に降雨量又は地下水位と対照できるように整理する。

第6章 地下水調査

第1801条 地下水調査

1. 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）に準拠して行うものとする。

2. 地下水検層

ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。

3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。

4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法はJGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。

5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

第7章 機構解析

第1901条 目的

機構解析はこれまでの各種の調査結果、既存資料の検討の結果より、この地域の地すべり発生原因、運動機構を解明することを目的とする。

第1902条 解析

1. 解析は地すべり調査に深い経験と高度の専門的知識を有する技術者が実施しなければならない。
2. これまでの各種調査の解析を実施して、それらを基に地すべりの発生、運動機構について、原因を素因、誘因に分けて詳述し、その対策計画についての考え方を述べるとともに地すべり構造図を作成する。各種調査結果も添付するものとする。

第1903条 図面

1. 地形平面図は地表踏査で作成したものに各種調査結果により修正した総合地形図とする。この平面図には地質状況、基盤の分布、断層、破碎帯、地すべりブロックと方向、クラックの位置等の地すべり徴候について詳述する。又各種調査位置等についても記入するものとする。
2. 地すべり断面図は地すべり運動機構を明らかにするために、各種調査結果が同一図面内で判明できる断面図を作成する。その際、地質状況、基盤の分布、断層、破碎帯、すべり面の位置と分布、地下水位の分布、クラックの位置等の地すべり徴候を詳述するものとする。
3. 地すべり断面図は、縦横同一縮尺とし、使用した縮尺、符号、記号についてはその説明を記載し、色別してその内容が容易に判明するようにする。すべり面の位置は、解析の結果に基づいてこの断面図に記入するものとする。

第8章 防止工法の検討

第2001条 目的

- 1. 地すべり防止工法は地すべりによる災害を防止し又は軽減することを目的として策定するものとする。
- 2. 地すべりによる災害は地すべりによって生ずる河川の埋塞等によりもたらされる間接的な災害と、地すべり地域内にある家屋、公共施設、耕地等が地すべりによって直接的に被る災害とがあり、それぞれについて計画の目的が達成されるよう策定するものとする。

第2002条 安全率

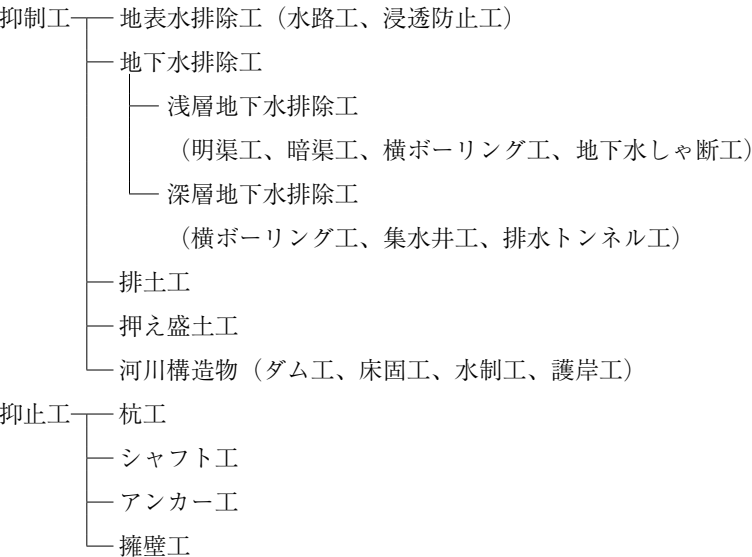
計画安全率については監督員と協議するものとする。

第2003条 防止工法

防止工法は発生機構、規模等に応じて適切に抑制工法及び抑止工法を組み合わせるものとする。

工法の分類は、次の参考表に示すとおりである。

参考表 地すべり防止工の分類



第2004条 工法の選定

防止工法は、下記事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 発生機構に対応する工法とし、特に降水（融雪水）、地下水と地すべり運動の関連性、地形、地質、土質、地すべり規模、運動形態、地すべり速度などを十分考慮すること。
- (2) 工法の主体は抑制工とし、抑止工は直接人家、施設などを守るため小さな運動ブロックの安定を図る場合に計画すること。
- (3) 地すべり運動が活発に継続している場合には、原則としては抑止工は用いず、抑制工によって運動を軽減してから実施する。
- (4) 工法は通常数種の組み合わせにより安定を図るものであり、適切な工法の組み合わせを計画する。防止工法の適用について、地すべりの原因・形態によって分類すると次の参考表のとおりである。

参考表 地すべりの型と対策工法一覧表

主 な 原 因		地 す べ り の 型	対 策 工 法									
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
自然誘因	降雨、融雪、 浸透、地下水 の増加、河川 の侵蝕	岩盤地すべり	○	△	◎	△	◎	○	○	◎	◎	○
		風化岩地すべり	◎	△	◎	△	◎	○	○	◎	◎	○
		崩積土地すべり	◎	○	◎	△	○	◎	◎	○	○	△
		粘質土地すべり	◎	◎	○	○	△	◎	◎	△	△	△
人為的誘因	切土工	岩盤地すべり	△	△	○	△	◎	◎	○	◎	○	○
		風化岩地すべり	△	△	○	△	◎	◎	○	◎	○	○
		崩積土地すべり	○	○	○	△	◎	◎	○	◎	○	△
		粘質土地すべり	◎	◎	○	△	△	◎	○	○	△	△
	盛土工	崩積土地すべり	△	△	○	△	△	◎	○	◎	◎	○
		粘質土地すべり	△	△	△	△	△	◎	○	○	○	△

(注) ◎…最もよく用いられる工法 ○…たびたび用いられる工法

△…あまり用いられない工法

摘要 A：地表水排除工（地表面被覆工、水路工）

F：抑え盛土工（擁壁工、枠工を含む）

B：暗渠工

G：河川構造物（堰堤工、床固二等）

C：地下水排除工（横ボーリング工、集水井工）

H：くい工

D：地下水遮断工

I：シャフト工

E：排土工、段切り（のり面保護工含む）

J：アンカー工

第2005条 全体計画

1. 防止工事は同時に全域的に実施することは困難であるので、各運動ブロックの危険度、保全対象の重要性に応じ、又工法上の特性を十分検討し、工法、位置、数量、施工順位等を内容とする全体計画を策定するものとする。
2. 対象となる地すべり区域を運動ブロックに分割して、各運動ブロックごとに、危険度、保全対象の重要度を勘案し、防止工事の計画を策定するものとする。

第2006条 安定解析

1. 安定計算及び安定解析は、経験と専門的知識を有する技術者が実施するものとする。
2. 安定計算は地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について実施するものとし、地すべり斜面の安定を保持するために必要な地すべり防止工事の規模、数量決定には安定解析を行い、所定の安全率を確保するものとする。
3. 安定計算に用いる土質強度常数C、 ϕ は既存の調査資料がある場合にはこれを使用し、それがない場合はC、 ϕ 図より、土質強度常数を推定して安定計算を実施するものとする。
4. すべり面に作用する間隙水圧は、ボーリング孔内の地下水位をもってこれに代えるものとする。
5. すべり面は安定解析の精度を支配する最も重要な因子であり、その決定は特に慎重に行い、その決定理由を詳述するものとする。
6. 計算に使用する公式及び記号の説明を記載し、計算の中途の結果は省略しないものとする。
7. 解析図、計算表には現状と防止工事施行後の安定度が比較できるよう明示するものとする。

第2007条 防止工法の検討

1. 機構解析、安定解析、その他の調査結果を基に、その地すべり地域に最も効果的かつ経済的な防止工法を検討するものとする。
2. 検討結果はその採用工法の理由及び施工方法等を詳述する。又平面図、断面図に防止工法の工種、計画位置、規模、部材の形状寸法、構造物の代表断面等について記入するものとする。

第9章 成 果 物

第 2101 条 報告書の作成

1. 調査、機構解析、防止工法の検討後はすみやかにその成果をとりまとめて、報告書を作成するものとする。
2. 報告書の内容は監査員と協議して決定するものとし、次のものを具備するものとする。
 - (1) 表紙……必要事項は別添に示す報告書作成要領によるものとする。
 - (2) 調査概要
 - (3) 機構概要
 - (4) 調査結果（各種調査）
 - (5) 機構解析
 - (6) 防止工法の検討
3. 添付図面は添付方法、図面の名称等について監督員と協議して必要図面を添付するものとする。
4. 添付写真は大きさ、添付方法等について監督員と協議して、必要な写真を添付するものとする。

第 2102 条 報告書の提出

1. 報告書は特記仕様書で示した場合を除き、下記により提出するものとする。
 - (1) 報告書 1 部
 - (2) 調査日報 1 部
 - (3) 調査資料一式（ボーリングコア等提出の必要なもの）
2. 報告書の提出の際は報告書の内容（調査内容）について、理解できるよう技術者が委託者に説明するものとする。
3. 報告書の内容に疑義を生じたときは、協議し監督員の指示によるものとする。

〈調査報告書要領〉

1. 受注者の業務担当者の明記

調査報告書表紙の次ページに主任技術者他業務担当者の一覧表を記載するものとする。

2. ボーリング柱状図は、「ボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）」によるものとする。

3. 報告資料及び様式については、次ページ以降の標準様式によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は、任意の様式を使用することができる。

(表)

字の大きさ↓

(小) $\rightarrow$

(大) $\rightarrow$

(中) →

令和〇〇年度
国道〇〇〇号

〇〇〇〇〇〇〇〇調査業務
(委託契約名とする)

報 告 書

令和 年 月

福 島 県
 ○ ○ ○ 建 設 事 務 所
 ○ ○ ○ ○ コンサルタント(株)

主任技術者氏名

月 日	天 候	施 行 箇 所	作 業 内 容	使 用 機 械 材	摘 要

※受注者の押印は不要とする

オーガボーリング作業日報

主任技術者氏名

調 査 名			調 査 場 所 名		
調 査 地 点 番 号		調 査 月 日	～	天 候	
調 査 地 点 標 高		予 定 深 度		掘 進 深 度	
作業 内容					

月/日	深 度	地 下 水 位	土 質			採取試 料番号	使 用 刃先名	視 察 事 項
			記 号	土質名	色 調			
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
摘 要		・ 地下水については崩壊、湧水、逃水などの起った深さとその状況 ・ 上層中のきれつ、埋木、転石等の大きさとその分布状況 ・ 掘削の難易 ・ その他・気づいた点を記載する。						

(注) 1. 本表はオーガボーリングの作業日報と柱状図を併用する。

※受注者の押印は不要とする

様式（地）－ 3

機械ボーリング作業日報

主任技術者氏名

調 査 名			調 査 場 所		
調 査 地 点 番 号		調 査 月 日		天 候	
調 査 地 点 標 高		予 定 深 度		掘 進 深 度	山 深 度 累 計
機 械 名		能 力		孔 径	
作業内容			使用材料		

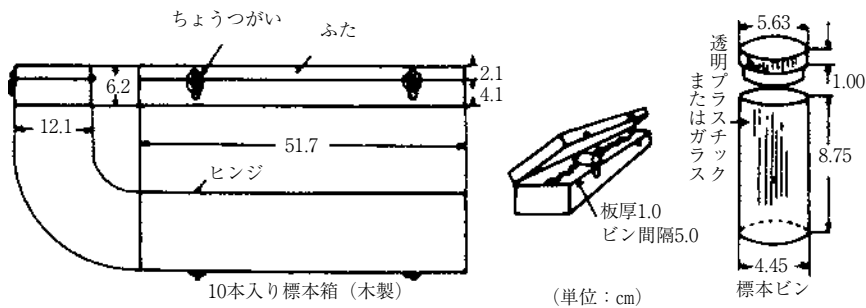
月 / 日	深度		地下水 湧 水 漏 水	岩 相				コ ア		試料 番号	ビット名	回転数 /min	掘進 速度 cm/min	摘要
		累計		記号	分類	色調	硬 軟 その他記事	長さ	採取率					
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
摘 要	地下水については、湧水、漏水などが起った場合、その深度水量について記載する。 掘進の難易について記載する。 その他・気づいた点を詳細に記載する。													

(注) 本表は1週間をまとめて提出することができる。

※受注者の押印は不要とする

ボーリングコア標本箱

1. 代表コア提出の場合



2. 全コア提出の場合

※詳細については、ボーリング柱状図作成要領（案）によるものとする。

調査名・調査地点

試験年月日 年 月 日

天　　候　　　　　　　　　試　驗　者　　　　　　　　　主任技術者

[illegible]

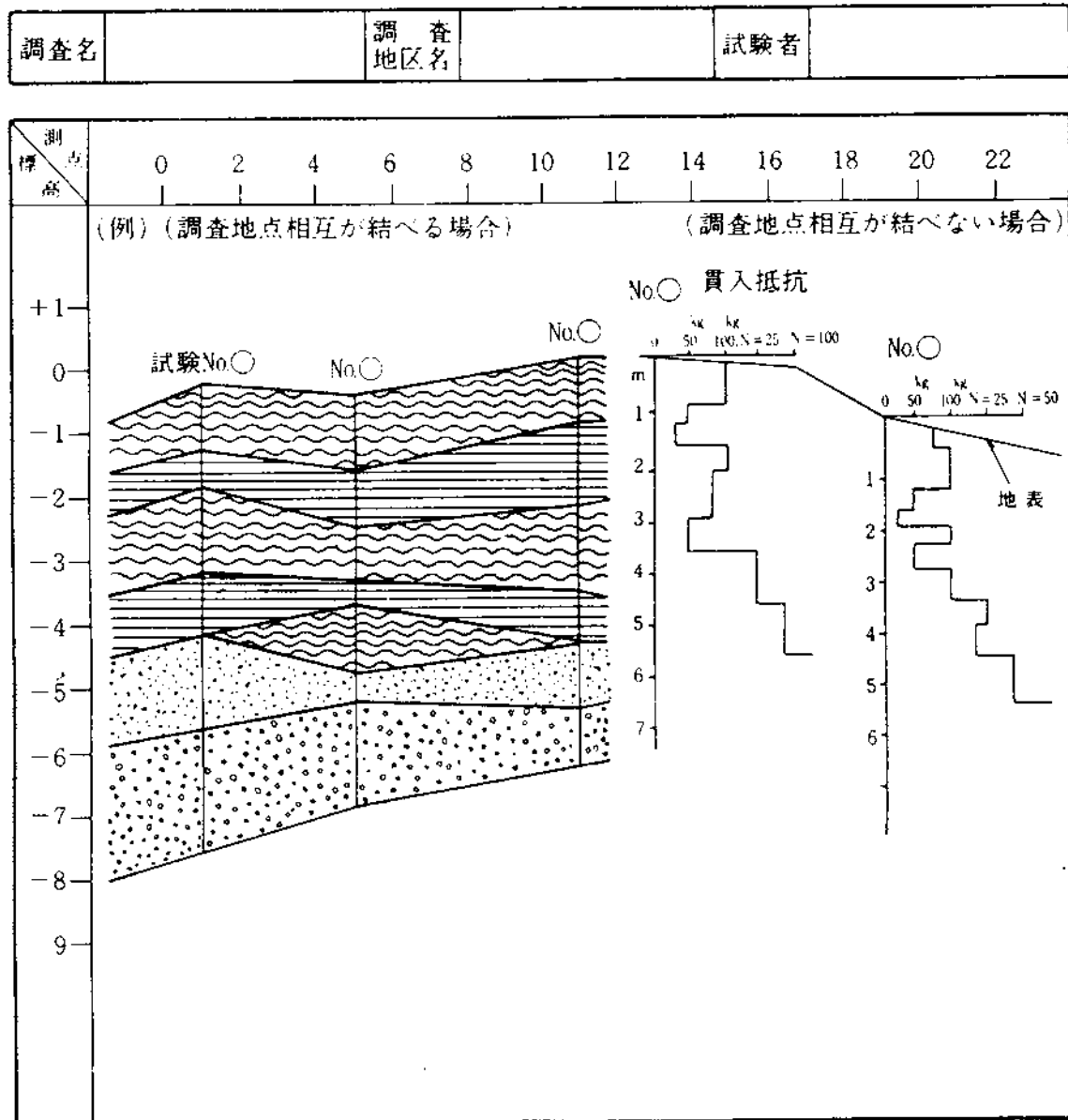
11

主任技術者

備考

11

スクリーウエイト貫入抵抗断面図記入例

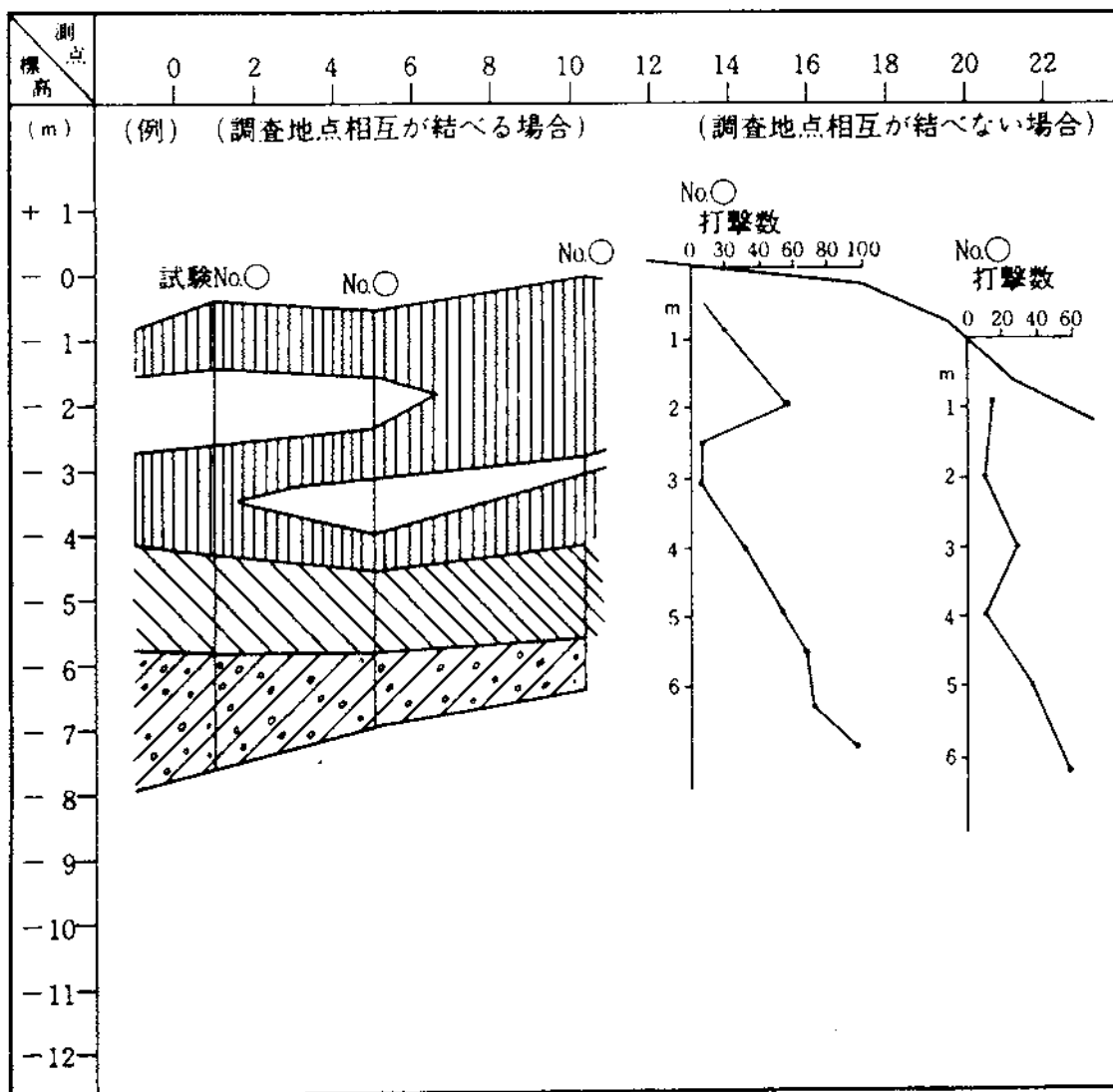


(注) 1. 縮尺は特記仕様書に示す。
 2. 凡例の図示は色別で行ってもよい。

- 凡 例
- 荷重 50kg以下
 - 荷重 50kg～100kgまで
 - 荷重100kgで回転数25回以下
 - 荷重100kgで回転数25回以上
 - 岩盤推定線

標準貫入試験の貫入抵抗断面図記入例

調査名		調査 地区名		主 任 技術者		試験者	



凡 例	
打撃回数 10回以下	
" 10回～30回	
" 30回～50回	
" 50回～100回	
" 100回以上	

- (注) 1. 縮尺は特記仕様書に示す。
2. 凡例の図示は色別で行ってもよい。

[illegible]

サンプリングデータシート

調査名・調査地点..... 標 高..... m

試料番号・深さ: No..... (..... m ~ m) 主任技術者.....

I. 現場記録 (採取年月日..... 年..... 月..... 日..... 記 録 者.....)

ボーリングの方法.....

サンプラーの形式..... サンプラーの押込み方法.....

サンプリングチューブについての記載(サンプリング前)

長 さ..... cm 外 径 最大..... mm 内 径..... mm

肉 厚..... mm 最小..... mm 刃先角度..... 度

材 質..... 刃先肉厚..... mm 内 径 比..... %

サンプリング後の記載

サンプラーの押込み長さ $H=$ cm ビストンロッドの相対的移動量から求めた採取長さ $L=$ cm

実 測 試 料 長 さ $L_s=$ cm

実 採 取 変 形 比 $(L_s/H) \times 100=$ % 全 採 取 変 形 比 $(L/H) \times 100=$ %

土 質 名 称.....

シールの材料 パラフィン(パラフィン約..... %, 松やに約..... %), メカニカル方式, その他.....

シールの厚さ 刃先部..... cm 上 部..... cm

サンプリングにおける異常の記載 (ボーリング機種の浮上がり, 刃先の変形, 引上げ時の試料の脱落, その他の異常について記載する。)

.....

.....

試料の現場での保管方法.....

試 料 の 輸 送 方 法 梱包の有無(有, 無).....

..... 乗用車, トラック便(借上, 混載), 航空便, 船便, 人力, その他.....

II. 室内記録 (記 録 者.....)

試料到着年月日..... 年..... 月..... 日..... 室内での保管方法.....

試料押出し年月日..... 年..... 月..... 日..... 試料の押出し方法..... 縦 型, 横 型..... 刃先方向, 頭部方向.....

深さ m	cm	A	B	C	備 考
100					A欄記号(供試体選定位置の表示) —— サンプリングチューブの切断箇所 ~~~~ 試料の切断箇所 C 圧 密 試 験 D 一面せん断試験 T 三軸圧縮試験 } 用試料 U 一軸圧縮試験 P 物 理 試 験 Sp 保 存 試 料 B欄記号(試料状態のスケッチ) ☒ パラフィン, ☐ 砂 シルト, ☐ 粘 土, ☐ 土丹, 軟岩 YYY ビート, 有機物, ☐ 貝 殻 / 試料中のクラック (注) スライムおよび乱されている部分の表示はその位置と範囲をB欄中にスケッチし, C欄の左端にスライムが乱されている部分かを記す。 C欄記号(観察記録) 色, 硬さ, 砂の層層, レンズの発達状況, 有機物, 貝殻の混入量の度合, サンプリングチューブの状態およびシールの状況について記す。 また, 円は必要に応じて切断位置の断面をスケッチする。
90					
80					
70					
60					
50					
40					
30					
20					
10					
0					

土質調査結果一覧表

別添資料 様式

図表番号		調査地点		調査目的		調査日時		主任技術者		試験者	
ボーリング	地点 No										
試料	土										
試験上の深さ	地表面から										
試料土採取年月日	基準面から										
試料土採取時の天候											
土粒の比率											
最大径											
有効係数											
平均係数											
2,000 μ 網フルイ通過量											
420 μ "											
75 μ "											
砂分 の 量											
シルト分の量											
粘度分の量											
液性限界											
塑性限界											
塑性指数											
収縮限界											
収縮比											
適心含水当量											
現場含水当量											
粒度											
改訂PIR法(土群指数)											
キヤクタラシ法											
現場含水比											
現場乾燥密度											
現場含水比											
最大乾燥密度											
平均含水比											
乾燥密度											
乾燥含水比											
乾燥密度											
乾燥含水比											
膨張比											
CBR値											
出経買入試験結果(買入指数)											
標準買入試験結果											
ベーパー試験結果											
備考											
ボーリング地点平面図											
縦断縮尺 1/500 横断縮尺 1/2,500											
ボーリング柱状図及び中心線に付する層断面図											
水平縮尺 1/500 鉛直縮尺 1/50											

採取試料容器貼布ラベル様式

調 査 名	
調査地点No.	試 料 No.
試 験 深 さ	
土 質	
N 値	
採 取 日	

簡易貫入試験（土研式）記録用紙

[illegible]

〈地質時代及び地質構造の表示記号〉

地質時代及び地質構造の標示記号は下記を標準とする。ただし、調査的によりこれによりがたい場合又は、これ以外のものについては別途定めるものとする。

1. 地質時代による岩石の文字記号

名 称	文 字	名 称	文 字
第 四 紀	Q	第 四 紀 完 新 世	A
第 四 紀 更 新 世	D	第 三 紀	T
第 三 紀 中 新 世	T m	第 三 紀 始 新 世	T e
先 第 三 紀	P r T	中 生 代	M
白 垩 紀	K	ジ ュ ラ 羅 紀	J
三 疊 紀	R	古 生 代	P
三 疊 紀	P	石 炭 紀	C

2. 地 質 記 号

地質構造の記号は下記を標準とする。

名 称	記 号	名 称	記 号
走 向 傾 斜		造 岩 石 の 種 類 の 境 界	
断 層		断 層 破 碎 帯	
推 定 断 層		逆 転 地 層	
傾 斜 不 定		水 平 層	
直 立 層		盆 状 構 造	
背 斜 軸		ド ー ム 状 構 造	
向 斜 軸		斜 坑	
試 掘 豎 坑		横 坑	
ト レ ン チ		崩 壊 地	
石 切 場		湧 泉	
自 噴 井		井 戸	
旧 坑（鉋 山）		鉋 山	
化 石 産 地		動 物 化 石	
植 物 化 石			

ボーリング柱状図作成要領（案）

ボーリング柱状図作成要領（案）解説

目 次

I. 総 説	134	Ⅲ. 土質ボーリング柱状図	162
II. 岩盤ボーリング柱状図	134	1. 調 査 名	162
1. 調 査 名	134	2. 事業・工事名	162
2. 事業・工事名	134	3. ボーリングNo.	162
3. ボーリングNo.	134	4. ボーリング名	162
4. ボーリング名	134	5. 調査位置、緯度・経度	162
5. 調査位置、緯度・経度	134	6. 発 注 機 関	162
6. 発 注 機 関	135	7. 調 査 期 間	162
7. 調 査 期 間	135	8. 調査業者名等	162
8. 調査業者名等	135	9. 孔 口 標 高	162
9. 孔 口 標 高	135	10. 総 掘 進 長	162
10. 総 掘 進 長	135	11. 角 度	162
11. 角 度	135	12. 方 向	163
12. 方 向	135	13. 地 盤 勾 配	163
13. 地 盤 勾 配	135	14. 使 用 機 種	166
14. 使 用 機 種	138	15. 標 尺	166
15. 標 尺	138	16. 標 高	166
16. 標 高	138	17. 深 度	166
17. 深 度	138	18. 層 厚	166
18. 柱 状 図	138	19. 柱状図、土質区分	166
19. 岩 種 区 分	138	20. 色 調	167
20. 色 調	138	21. 相対密度、相対稠度	170
21. 硬 軟	147	22. 記 事	170
22. コアの形状	148	23. 空 欄	170
23. 割れ目の状態	148	24. 孔 内 水 位	170
24. 風化の程度	150	25. 標準貫入試験	170
25. 変 質	152	26. 原 位 置 試 験	170
26. 記 事	153	27. 試 料 採 取	170
27. コア採取率、最大コア長、RQD	153	28. 室 内 試 験	170
28. 岩 級 区 分	154	29. 掘 進 月 日	170
29. 空 欄	159	IV. コアの取扱い、保管	173
30. 孔 内 水 位	159	1. コ ア 箱	173
31. () 試 験	159	2. コア採取とコアの収納	173
32. 原 位 置 試 験	159	3. コ ア 写 真	175
33. 室 内 試 験	159	4. コアの保管	175
34. 掘 進 月 日	159	V. ボーリングコアの見方	177
35. 掘 進 速 度	159	1. コアの観察	177
36. 孔径、孔壁保護	159	2. コアの見方と評価についての問題と展望	184
37. コアチューブ、ビット	159	3. ま と め	187
38. 給 圧	159	VI. 参 考 文 献	188
39. 回 転 数	159		
40. 送 水 圧	159		
41. 送 水 量	159		
42. 排 水 量	159		

I. 総 説

ボーリング調査の方法は、地盤の性質と構造物等の工種・工法によって異なるが、柱状図様式は、一般的に行われているように岩盤用と土質用との2つに分けて作成することにした。もちろん、ここに示した柱状図様式は、標準的なものであり、特殊な試験・調査の場合には、目的に合致した柱状図を別途作成する必要がある。

柱状図の様式・内容は、紙面の大きさからの制約があるので、既存の柱状図を参考に、必要最低限の情報をもれなく整理した形で記入できるようにしている。ボーリング調査実務担当者は、調査目的等にうまく適合するように、記入項目、内容等を発注者と十分に打合せた上で記入し、柱状図を完成する必要がある。

ボーリング柱状図を作成する場合でも、調査の目的によってその観察や記載の対象が異なることは当然のことであり、例えば地すべりのすべり面やすべり土塊を知るためのボーリングとダムサイトの地質条件を解明するためのボーリングとでは、着目点やその記載内容、項目は別のものとなるから、いたずらに柱状図の様式にとらわれることなく、真に調査に必要な不可欠な情報を落ちなく表示することに努めなければならない。柱状図を正しく作成することは単に様式を埋めることではない。

また、ここではもう1つの重要な情報源であるボーリングコアの取り扱い、保管をする上での、採取時のコア処理、コア収納箱の大きさ等についても合せて記している。さらに、ボーリング柱状図作成におけるコアの見方についてもふれているので、記入に当たって参考にするとよい。

柱状図を利用するに当たって留意すべきことは、柱状図には、地盤に関する全ての情報が記入されているものではないことである。したがって、地盤調査技術者による地盤解析においては、ボーリングコアの観察を含め、他の資料と合せて総合的に行う必要があるのは言うまでもない。

II. 岩盤ボーリング柱状図

主として岩盤に対して行われるボーリング調査において作成する柱状図は、図2.1に示すものを標準とし、その記入要領は次による。

1. 調 査 名

調査名を発注業務名にそって記入する。

記入例1. 令和〇〇年度〇〇地区地すべり調査業務

〃 2. 令和〇〇年度〇〇ダム地質調査業務

2. 事業・工事名

事業・工事名等を例えば〇〇地区地すべり防止工事、〇〇川水系〇〇ダム基礎岩盤調査のように記入する。

発注業務名からだけでは、調査対象、目的等が調査当事者以外に不明であることが多いので、事業名、工事名等を記入することとした。

3. ボーリングNo.

ボーリングNo.は、地盤情報についてのデータベースを作成し、それに入れる場合には、地質調査資料整理要(案)5) J または、その解説書6)に従って記入するものであり、特に指示のない限り柱状図作成時に記入の必要はない。

4. ボーリング名

ボーリング名は発注ボーリング名として次のように定めるので、それを記入する。

「発注ボーリング名は調査現場における一連番号等によって系統的に、例えば下記のようにする。

例)

B—1、B—2……; BR—1、BR—2……、BL—1、BL—2……

既に調査実績のある現場については、それまでの記名方法に従う。」

5. 調査位置・緯度・経度

調査位置については、調査現場の地名について都道府県、郡、市町村、地区名、番地を記入する。緯度・経度については国土地理院1/25000地形図より、孔口の緯度・経度を1秒単位まで求め記入する。国土基本図、その他の大縮尺地形図等があればそれをもとに1/10秒単位まで記入する。なお、1秒は1/25000地形図上では

約1mmの長さとなるが緯度によって異なるので地点ごとに求める。

6. 発注機関

発注機関は、建設省〇〇地方建設局〇〇〇工事事務所 〇〇〇課 〇〇係
〇〇〇公団 〇〇支社〇〇〇建設所 〇〇〇課 〇〇係

の例のように記入する。

7. 調査期間

調査期間は、調査業務の開始から終了までの期日を記入する。

8. 調査業者名等

調査業者名、主任技師、現場代理人、コア鑑定者、ボーリング責任者を必要項目について記入する。

9. 孔口標高

孔口標高を測量結果にもとづきT.P.あるいは他の工事基準面（A.P.、K.P.、O.P. など）で1/100m単位まで記入する。

10. 総掘進長

総掘進長は、調査対象となるボーリング区間長を1/100m単位まで記入する。

11. 角 度

角度は、鉛直線となす角度を図2.2の例によって記入する。

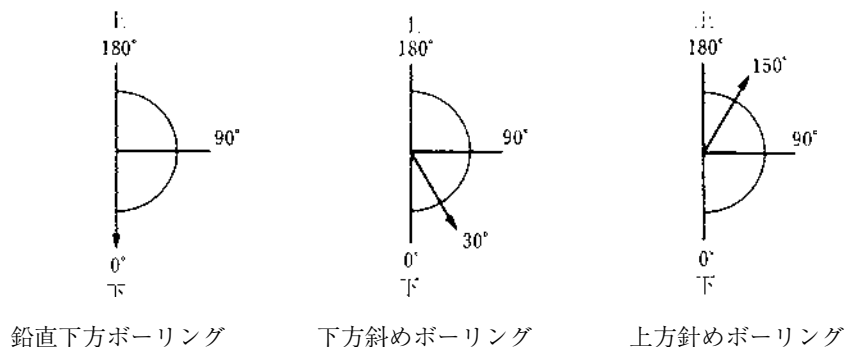


図2.2 ボーリングの角度の表示例

なお角度は孔口における掘進角度を記入し、穴曲り計測を行ったときは、その結果を原位置試験の欄に記入する。

12. 方 向

方向については、斜めボーリングのとき記入し、掘進の方向を真北より右回り360°方位法で図2.3の例のように示す。なお、方向は孔口における掘進方向を記入し、穴曲り計測を行ったときは、11.と同様とする。

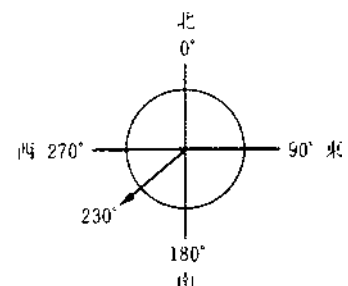


図2.3 ボーリングの方向の表示例

13. 地盤勾配

地盤勾配は、下方ボーリングのみについて、孔口を中心に斜面上下方向各々5m程度の範囲の平均勾配を図2.4の例のように記入する。地盤勾配は、作業能率、穴曲り等に影響するので、掘進の記録として残すものである。

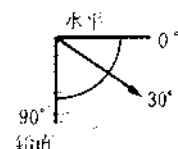
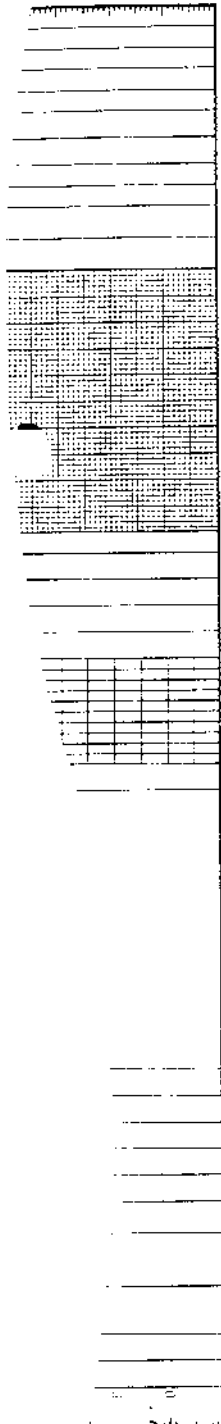


図2.4 地盤勾配の表示例

図 2.1 (a) 岩盤ボーリング柱状図様式



<凡 例>

柱状図および岩種区分

風化区分表

変質区分表

断層、破砕帯、変質帯

角礫岩

砂岩

コア硬軟区分判定表

記号	硬 軟 区 分
A	硬地、ハンマーで容易に割れない。
B	硬、ハンマーで割れて全層合
C	中硬、ハンマーで容易に割れる。
D	軟、ハンマーで容易に割れる。
E	極軟、すり状、粘土状

コア形状区分判定表

記号	模 式 図	コ ア 区 分
I		長さ50cm以上の体状コア
II		長さ50～15cmの体状コア
III		長さ15～5cmの体状コア
IV		長さ5cm以上の体状コアでかつコアの体積の大部分が認められるもの。
V		主として角礫のもの
VI		主として砂礫のもの
VII		主として粘土状のもの
VIII		コアの採取ができないもの、スライムを含む、記事欄に削山を書く

コア割れ目状態判定表

記号	割 れ 目 状 態 区 分
a	割れている、あるいは分離しているが割れ目の風化・変質は認められない
b	現在目詰りの風化・変質は認められるが、岩片はほとんど風化・変質していない。
c	割れ目詰りの岩片に風化・変質が認められ風化・変質となっている。
d	割れ目として認識できない角礫、砂状、粘土状コア

備考

岩盤調査用ボーリング柱状図様式

図 2.1 (b) 岩盤ボーリング柱状図様式

14. 使用機種

使用機種については、試錐機、エンジン、ポンプのメーカー名、型式番号、能力について記入する。

15. 標 尺

標尺は、孔口を起点に、1 m毎に記入する。追掘についても孔口を起点とする。縮尺は1/100を原則とする。

16. 標 高

標高については、19. 岩種区分および22. コア形状区分の境界毎にその標高を記入する。斜めボーリングについても標高を求め記入する。

17. 深 度

深度については、19. 岩種区分および22. コア形状区分の境界毎にその孔口からの距離をもとに記入する。

18. 柱 状 図

柱状図には、19. 岩種区分に従って、図2.5を参考に図模様で記入する。ボーリング柱状図末尾に、区分した岩種、図模様の凡例を付ける。凡例には、岩種のほか地質時代、地層名等を併記するとよい。なお柱状図には、図2.8、2.9のように、岩種記号(Cr、Ss等)を付けておくと、特に類似の図模様の場合間違ってしまうことなく、便利である。また図模様、記号共に、地質図がある場合はその記号、図模様と同じにしておくと便利である。

図模様は、一般に岩石や地層の組織構造に似るように作成するが、火成岩類には孤立し角張った記号を、堆積岩類には規則的な線または点を、変成岩類には波線を用いることが多い。

19. 岩 種 区 分

岩種区分は、表2.1を参考にできるだけ簡素に付ける。なお、土質状の風化物および堆積物については、その土質を、土質ボーリング柱状図における19. 柱状図、土質区分に従って、記事の欄に記入するものとする。

岩石の命名は、発注者（特に土木技術者等）に理解して貰うことが大切なので、岩石学的記載名よりある程度ポピュラーな馴染みの多いフィールドネームを用いるのがよい。

岩石の鑑定には、文献^{9) 10) 11)}等を参考にするとよい。

20. 色 調

色調は、明るい自然光の中で、湿潤状態で観察する。表現に用いる色は「黒、褐、赤、橙、黄、緑、青、紫、灰、白」を基本色とし、基本色以外は基本色の組合せ（原則として2色）とする。基本色の組合せは主色の前に従色を冠する（例：青緑色…青－従色、緑－主色）。また、必要に応じて「濃」および「淡」の形容詞をつけるとともに、黒味を帯びる時は「暗」の形容詞を付ける。従色が特に微弱な時は「帯」の形容詞を付ける。漂岩など雑多な色を呈する時は、何色と何色の「雑色」、色が入り混じっている時は何色と何色の「斑色」とする。

このほか、赤白色は桃色、褐色は茶色等慣用的な表現を用いたときが適切なきには、それらを用いてもよいこととする。

図 2.5 岩種区分コード及び図模様

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
(1) 未固結堆積物					
	11010	角礫	angular gravel	Ag	
	11020	泥	mud	Md	
	12010	火山碎屑物	volcaniclastic material	Vc	
	12020	火山礫	lapilli	Lp	
	12030	火山岩塊	block、volcanic block	Vbl	
	12040	火山弾	volcanic bomb	Vbn	
	13010	崩積土	detritus	Dt	
	13020	崖錘堆積物	talus deposit	Tl	
	13030	段丘堆積物	terrace deposit	Tr	
	13040	河床堆積物	river bed deposit	Rd	
	13050	氾濫原堆積物	flood plain deposit	Fpd	
	13060	扇状地堆積物	alluvial fan deposit	Afd	
	13070	湖成堆積物	lake deposit	Ld	
	13080	泥流堆積物	mud flow deposit	Mf	
	13090	土石流堆積物	debris flow deposit	Df	
	14010	火砕流堆積物	pyroclastic flow deposit	Pyf	
	14020	火山灰流堆積物	ash flow deposit	Afl	
	14030	軽石流堆積物	pumice flow deposit	Pfl	
	14040	スコリア流堆積物	scoria flow deposit	Sfl	
	14050	火山岩塊火山灰流堆積物	block and ash flow deposit	Bfl	

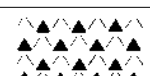
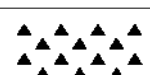
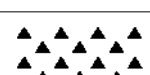
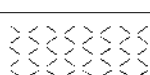
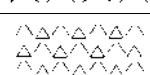
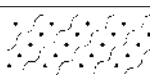
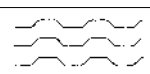
ボーリング柱状図作成要領(案)

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
	14060	火砕降下堆積物	pyroclastic fall deposit	Pyfa	
	14070	火山灰降下堆積物	ash fall deposit	Afa	
	14080	軽石降下堆積物	pumice fall deposit	Pfa	
	14090	スコリア降下堆積物	scoria fall deposit	Sfa	
(2) 堆積岩					
	20010	礫岩	conglomerate	Cg	
	20020	砂岩	sandstone	Ss	
	20030	シルト岩	siltstone	Slt	
	20040	泥岩	mudstone	Ms	
	20050	頁岩	shale	Sh	
	20060	粘板岩	slate	Sl	
	20070	角礫岩	breccia	Br	
	20080	砂質岩	arenaceous rock	Are	
	20090	アルコース	arkose	Ak	
	20100	ワッケ	wacke	Wk	
	20110	グレイワッケ	graywacke	Gwk	
	20120	泥質岩	argillaceous rock	Arg	
	20130	石灰岩	limestone	Ls	
	20140	ドロマイト	dolomite	Do	
	20150	チャート	chert	Cht	
	20160	石炭	coal	C	

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
	20170	混在岩	mixed rock	Mx	
(3) 火成岩					
	31010	玄武岩	basalt	Ba	
	31020	粗面玄武岩	trachybasalt	Trb	
	31030	霞石玄武岩	nepheline basalt	Nb	
	31040	ベイサナイト	basanite	Bn	
	31050	安山岩	andesite	An	
	31060	粗面安山岩	trachyandesite	Tra	
	31070	ネフェリナイト	nephelinite	Nep	
	31080	デイサイト	dacite	Da	
	31090	粗面岩	trachyte	Trc	
	31100	フォノライト	phonolite	Pho	
	31110	流紋岩	rhyolite	Ry	
	31120	緑色岩	greenrock	Grr	
	31130	輝緑凝灰岩	schalstein	Sch	
	32010	斑れい岩	gabbro	Gb	
	32020	かんらん岩	peridotite	Pe	
	32030	輝岩	pyroxenite	Pyx	
	32040	角閃石岩	hornblendite	Hnb	
	32050	ダナイト	dunite	Du	
	32060	蛇紋岩	serpentinite	Sp	

ボーリング柱状図作成要領(案)

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
	32070	閃緑岩	diorite	Di	
	32080	石英閃緑岩	quartz diorite	Qd	
	32090	トータル岩	tonalite	Tn	
	32100	花崗閃緑岩	granodiorite	Gd	
	32110	花崗岩	granite	Gr	
	32120	閃長岩	syenite	Sy	
	33010	ドレライト	dolerite	Dl	
	33020	輝緑岩	diabase	Db	
	33030	ひん岩	porphyrite	Po	
	33040	石英斑岩	quartz porphyry	Qp	
	33050	花崗斑岩	granite porphyry	Gp	
	33060	文象斑岩	granophyre	Gph	
	33070	珪長岩	felsite	Fel	
	34010	アプライト	aplite	Ap	
	34020	ペグマタイト	pegmatite	Pg	
(4) 溶岩類、及び火砕岩					
	41010	ブロック溶岩	block lava	Blv	
	41020	アア溶岩	aa lava	Alv	
	41030	パホイホイ溶岩	pahoehoe laba	Plv	
	41040	溶岩ドーム	lava dome	Lvd	
	41050	枕状溶岩			

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
	41060	溶岩ローブ	lava lobe	Lv	
	41070	流動角礫岩	flow breccia	Fbr	
	41080	クリンカー	clinker	Cln	
	41090	溶岩餅	dribblet	Drb	
	41100	自破碎溶岩	autobrecciated lava	Abl	
	42010	火山碎屑岩	volcaniclastic rock	Vcr	
	42020	火砕岩	pyroclastic rock	Pcr	
	42030	凝灰岩	tuff	Tf	
	42040	火山礫凝灰岩	lapilli tuff	Lt	
	42050	火山礫岩	lapillistone	Lp	
	42060	凝灰角礫岩	tuff breccia	Tb	
	42070	火山角礫岩	volcanic breccia	Vb	
	42080	アグロメレート	agglomerate	Agm	
	42090	アグルチネート	agglutinate	Agt	
	42100	溶結凝灰岩	welded tuff	Wtf	
	42110	軽石質凝灰岩	pumice tuff	Ptf	
	42120	スコリア質凝灰岩	scoria-tuff	Stf	
	42130	ハイアロクラスタイト	hyaloclastite	Hyc	
(5) 変成岩					
	50010	ホルンフェルス	hornfels	Hr	
	50020	千枚岩	phyllite	Ph	

ボーリング柱状図作成要領(案)

大分類	分類コード	日本語名称	対応英語	記号	図模様
	50030	泥質片岩	pelitic schist	Psct	
	50040	黒色片岩	black schist	Bsct	
	50050	砂質片岩	psammitic schist	Ssct	
	50060	緑色片岩	green schist	Gsct	
	50070	石英片岩	quartz schist	Qsct	
	50080	石灰質片岩	calcareous schist	Csct	
	50090	角閃岩	amphibolite	Amp	
	50100	片麻岩	gneiss	Gn	
	50110	大理石	marble	Mb	
(6) 鉱物脈など					
	60010	石英脈	quartz vein	Qz	
	60020	方解石脈	calcite vein	Ca	
	60030	沸石脈	zeolite vein	Ze	
(9) その他					
	99999	(その他、コード表に無い岩石)			

表 2. 1(a) 岩石の分類の例 (火成岩)

(a) 火成岩の分類

造岩鉱物の組合せ (%) など	25	無色鉱物	石英			
	50		石英			
	75		正長石			
	100	有色鉱物	黒雲母			
		その他	角せん石			
造岩鉱物の組織			輝石			
			かんらん石			
		色調など	白っぽい ←	灰、黄、褐、黄、灰、紫	→	黒っぽい
			2.6(軽い) ←	(比重)	→	(重い) 3.2
斑状組織 ↑ 等粒状組織			66% (無色鉱物の量) 52%			
			多	い	→	少 ない
			酸 性 岩	中 性 岩	塩 基 性 岩	
		火山岩	流 紋 岩 (石英粗面岩)	安 山 岩	玄 武 岩	
		半深成岩	石 英 斑 岩 花 崗 斑 岩	ひ ん 岩	粗 粒 玄 部 岩 輝 緑 岩	
		深成岩	花 崗 岩	せ ん 緑 岩	は ん れ い 岩	

上表の岩石のほかに、次の火成岩が一般に知られている。

蛇 紋 岩	超塩基性深成岩でかんらん岩やはんれい岩に随伴していることが多い。緑～暗緑色を呈し、やや軟質で脂肪光沢がある。
かんらん岩	超塩基性深成岩で暗緑～黒緑色を呈し、顕晶質である。変質して、黒白の斑点を生じていることがある。
黒 耀 岩	流紋岩の一種で、全体が無結晶質（ガラス質）である。灰黒～暗黒色を呈し、貝殻状の断面を有する。
変 朽 安 山 岩 (プロピライト)	安山岩が熱水作用を受けて変質した岩石で、通常暗緑～淡緑色を呈し、黄鉄鉱の結晶が散在することが多い。
ペグマタイト	花崗岩類中に岩脈をなして産する。白～淡色を呈し、完結質で、大きな結晶の集合からなることが多い。
ア プ ラ イ ト	花崗岩類中に岩脈をなして産する。白～淡色を呈し、完結質で、微小な結晶の集合からなることが多い。

表 2.1 (b)(c) 岩石の分類の例（堆積岩、変成岩）

(b) 堆積岩の分類

		運搬方法および構成物質など		固結していないもの	固結しているもの	固結度の高いもの
機械的堆積岩	水成碎屑岩	水によって運搬堆積された岩石で、構成材料の粒子の大きさと固結程度によって分類される。	細粒	粘土、シルト	泥岩、シルト岩、頁岩	粘板岩
			中粒	砂	砂岩、アルコーズ砂岩	硬砂岩
			粗粒	礫、角礫	礫岩、角礫岩	
	風成岩	風によって運搬堆積された岩石で、ローム質のものと砂質のものがある。	細粒	ローム		
			中粒	砂質風成層		
	火山碎屑岩	火山爆発に際して噴出した大小種々の岩片が堆積してできた中間的なものである。凝灰岩はその代表的岩石である。	凝固程度 組織	凝結していないもの	凝結しているもの	
			粒子小さく一様で均質（径 4 mm 以下）細礫混じり斑点状大礫、岩塊を含む（径32mm以上）	火山灰 火山灰、火山礫 軽石 火山灰、火山礫 火山岩塊	凝灰岩、輝緑凝灰岩 火山礫凝灰岩、軽石凝灰岩、熔結凝灰岩 凝灰角礫岩、火山角礫岩	
化学的・有機的堆積岩	化学的堆積岩	物質が溶解状態ないしはコロイド状態で、水によって運ばれ沈殿した岩石。	主成分			
			炭酸塩	石灰岩、ドロマイト		
			珪質（SiO ₂ ）	チャート		
			塩類	石こう、岩塩		
	有機的堆積岩	生物の遺がいが堆積してできた岩石。	石灰質 珪質 炭質	石灰岩 珪藻土 泥炭、石炭		

(c) 変成岩の分類

岩石名		岩石の組織・構造	原岩	主な変成鉱物
熱変成岩	泥質ホルンフェルス	ち密で硬く、斑点状に変成鉱物を含むものがある	泥岩	黒雲母 白雲母 紅柱石 きん青石 長石
	結晶質石灰岩	方解石がモザイク状に組み合わさっている	石灰岩	方解石 けい灰石
	珪質ホルンフェルス	石英がモザイク状に組み合わさっている	砂岩 チャート	石英 雲母
広域変成岩	千板岩	片状で、一方向にはげやすい	泥岩	石 墨 絹雲母
	結晶片岩	片状で、造岩鉱物の配列に方向性がある	火成岩 堆積岩	緑泥石 らん晶石 緑れん石 らんせん石 絹雲母 十字石 ざくろ石 ひすい
	片麻岩	しま状で、白黒の部分が並ぶがはげにくい 眼球状の模様をなすことがある		黒雲母 白雲母 けい線石 ざくろ石 斜長石 正長石
その他	圧砕岩（ミロナイト）	微細に破碎されているが再固結している	火成岩 堆積岩 変成岩	

（主にボーリングポケットブック⁸⁾ 参照）

21. 硬 軟

硬軟については、それぞれのコア性状の代表部分についてのハンマー打撃によって岩片の硬軟を判定するもので、表 2. 2 をもとに判定し、記号で記入する。

表 2. 2 コア硬軟区分判定表

記号	硬 軟 区 分
A	極硬、ハンマーで容易に割れない。
B	硬、ハンマーで金属音。
C	中硬、ハンマーで容易に割れる。
D	軟、ハンマーでボロボロに碎ける。
E	極軟、マサ状、粘土状。

花崗岩についてはコアの硬軟とボーリングビットおよび掘進速度との関係をみた例に表 2. 3 のようなものがある。

表 2. 3 コア硬軟区分例(花崗岩)

A	極 硬	ハンマーで叩くと金属音、DBで2 cm/min以下
B	硬	ハンマーで軽い金属音、DBで2～4 cm/min以下
C	中 硬	ハンマーで叩くと濁音、容易に割れる。DBで3 cm/min以上
D	軟	脆弱で指で割れ潰れる。MCで掘進可
E	極 軟	粉体になりやすい。MCで無水掘可

DB：ダイヤモンドビット MC：メタルクラウン

また、コアの硬軟と強度との関係については、表 2. 4 のようなものがある。

表 2. 4 一軸圧縮強度による区分例

(a) Bieniawski (1974) による区分

表 現	一軸圧縮強度 (MPa)	点載荷強度 (MPa)
非常に強い (very high)	> 200	> 8
強 い (high)	100 ～ 200	4 ～ 8
普 通 (medium)	50 ～ 100	2 ～ 4
弱 い (low)	25 ～ 50	1 ～ 2
非常に弱い (very low)	1 ～ 25	< 1

(b) I. A. E. G. による区分

弱い (weak)	1.5～15 MPa	N B 1
中程度 (moderate to strong)	15 ～50	N B 2
強い (strong)	50 ～120	
非常に強い (very strong)	120～230	
特に強い (extremely strong)	230 以上	

N B 1 : 1.5MPa以下のものは硬質土として扱う。

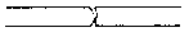
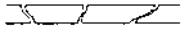
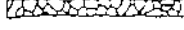
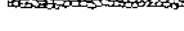
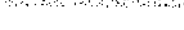
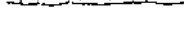
N B 2 : 50MPa以下を軟岩、以上を硬岩とする。

1 MPa $\div$ 10kgf/cm²

22. コアの形状

コア形状については、主に割れ目頻度を表現するもので、表2.5の判定表によって区分し、記号で記入する。

表2.5 コア形状区分判定表

記 号	模 式 図	コ ア 形 状
I		長さ50cm以上の棒状コア。
II		長さが50～15cmの棒状コア。
III		長さが15～5cmの棒状～片状コア。
IV		長さが5cm以下の棒状～片状コアでかつコアの外周の一部が認められるもの。
V		主として角礫状のもの。
VI		主として砂状のもの。
VII		主として粘土状のもの。
VIII		コアの採取ができないもの。スライムも含む。(記事欄に理由を書く)

コアの長さや形状は、岩盤の割れ目の状態を表わすものであり、花崗岩では表2.6のような例がある。

表2.6 コアの形状区分の例(花崗岩)

区 分	コア形状	コア長 (cm)	摘 要
I	棒 状	50cm以上	
II	長 柱 状	15～50	
III	短 柱 状	5～15	ほとんどが円形のコア
IV	岩 片 状	5 cm以下	不円形コアが多い
V	れ き 状		コア形を残す
VI	砂 状		岩形、コア形なし

表2.5のVIIの主として粘土状のものは、花崗岩では通常みられない。

23. 割れ目の状態

割れ目の状態については、表2.7の判定表によって区分し、記号で記入する。

表 2.7 コア割れ目状態判定表

記号	割 れ 目 状 態 区 分
a	密着している、あるいは分離しているが割れ目沿いの風化・変質は認められない。
b	割れ目沿いの風化・変質は認められるが、岩片はほとんど風化・変質していない。
C	割れ目沿いの岩片に風化・変質が認められ軟質となっている。
d	割れ目として認識できない角礫状、砂状、粘土状コア。

岩盤中の割れ目の状態は、割れ目の間隙幅とその間の充填物、割れ目の粗さ（凹凸）および割れ目沿いの風化の状態を表わされる。I. S. R. M.（国際岩の力学連合会）では、岩盤中の割れ目の間隙幅を表 2.8 のような用語を用いて記載している。

表 2.8 割れ目の間隙幅の表示法の例¹⁴⁾

間 隙	表 示
$<0.1 \text{ mm}$ $0.1 \sim 0.25 \text{ mm}$ $0.25 \sim 0.5 \text{ mm}$	非常にしっかりと しっかりとした 一部開いた  密着状の
$0.5 \sim 2.5 \text{ mm}$ $2.5 \sim 10 \text{ mm}$ $>101 \text{ mm}$	開いた やや広く開いた 広く開いた  すきま状の
$1 \sim 10 \text{ cm}$ $10 \sim 100 \text{ cm}$ $> 1 \text{ m}$	非常に広い 極端に広い 洞穴状の  開口状の

しかし、ボーリングコアの場合は間隙幅が計れないことが多いので、コア箱に収納した状態で、密着あるいは緩い状態かを判断する。特に、緩い場合でオープンクラックが考えられる場合にはその旨記事の欄に記入する。

割れ目の充填物は掘進時に流されることが多いが、採取された場合あるいは割れ目に付着している場合は、粒子の大きさ、粒径、鉱物学的特性等を観察する。その結果は記事欄に記入する。

割れ目の粗さは、表 2.9、図 2.6 を参考に判断する。

また割れ目沿いの風化状態を判定し、風化の程度によって区分する。風化の程度は 24. を参照のこと。特に割れ目面が茶褐色～赤褐色になっているか否かに注意する。

表 2.9 不連続面の粗さ¹⁴⁾

	カテゴリー
粗い(又は不規則)、階段状	I
平滑、〃	II
鏡肌、〃	III
粗い(又は不規則)、波 状	IV
平滑、〃	V
鏡肌、〃	VI
粗い(又は不規則)、平 坦	VII
平滑、〃	VIII
鏡肌、〃	IX

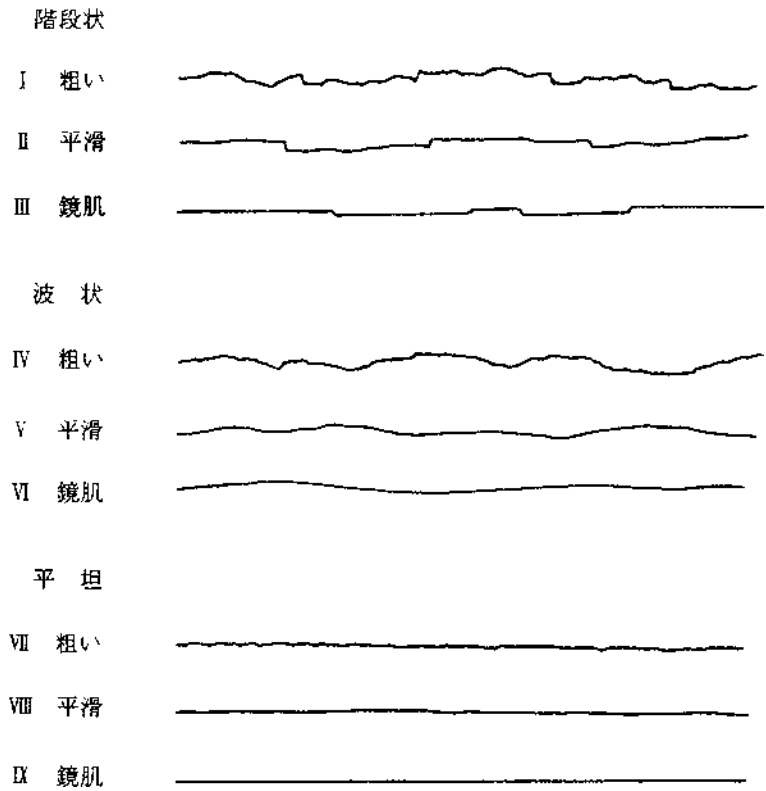


図 2.6 不連続面の粗さのカテゴリーの代表的断面¹⁴⁾

24. 風化の程度

風化については、岩種、風化時の環境条件によって風化状況が異なり一律に区分することができないので、現場状況に応じて表 2.10 の例のような区分表を作成して、区分記号を柱状図に記入する。区分基準に用いた区分表は、柱状図の末尾に付けておく。

表 2.10 コア風化区分表（花崗岩の例）

記号	風 化 の 程 度
α	非常に新鮮である。造岩鉱物の変質はまったくない。
β	新鮮である。有色鉱物の周辺に赤褐色化がある。長石の変質はない。
γ	弱風化している。有色鉱物の酸化汚染がある。長石の部分的な変質（白色化）がある。
δ	風化している。有色鉱物が黄金色あるいは周辺が褐色粘土化している。長石の大部分が変質している。
ε	強風化している。石英および一部の長石を除きほとんど変質し原岩組織は失われている。

表 2.10 に示した花崗岩以外の岩石もこのように岩石の組織の分解度と化学的風化による変色が目安となる。火山岩は風化すると有色鉱物が酸化し全体に黄褐色を帯びるようになり、全体に色が鈍くなってくる。火山岩の風化の区分としては、表 2.11 が目安となる。

表 2.11 火山岩の風化区分

α	非常に新鮮である。造岩鉱物の変質は全くない。
β	新鮮である。長石の変色はないが、有色鉱物の周辺に赤褐色化がある。
γ	弱風化している。有色鉱物の周辺が濁っており、やや黄色を帯びている。長石は一部白濁している。鉱物の一部が溶脱している。
δ	風化している。長石は変質し白色となっている。有色鉱物が褐色粘土化している。黄褐色化が著しい。
ε	強風化している。原岩組織が失われている。

泥岩、頁岩、粘板岩、黒色片岩では次のようなものが参考になろう。

表 2.12 泥質岩の風化区分

α	非常に新鮮である。
β	新鮮である。層理面、片理面にそって僅かに変色があり割れやすい。
γ	弱風化している。層理面、片理面にそって風化している。
δ	風化している。岩芯まで風化している。ハンマーで簡単に崩せる。
ε	強風化している。黄褐色化し、指先で簡単に壊すことができる。

表 2.10～2.12における新鮮～強風化に対応する造岩鉱物の風化による変質の割合として、次表が目安となる。

表 2.13 風化による鉱物の変質の割合の目安

	変質の程度 (%)
新 鮮	0
わ ず か に	0 ～ 10
中 程 度 に	10 ～ 35
非 常 に	35 ～ 75
著 し く	75 以上

またI. A. E. G. (国際地質工学会)では、表 2.14のように岩盤の風化の区分は変色も記すことによって表現するようにしているので風化区分基準作成に当たっての参考にとよい。

表 2. 14 I . A . E . Gにおける風化区分基準

	内 容	程 度	参 考
新 鮮 な	岩石の風化は見られない。主な不連続面が僅かに変色していることがある。	I	α β
やや風化した	岩石と不連続面に風化を示す変色がある。	II	γ
中程度に風化した	岩石の35%以下が分解し、及び（あるいは）土になっている。新鮮あるいは変色した岩石は連続した骨格あるいは芯として存在する。	III	δ
非常に風化した	岩石の35%以上が分解し、及び（あるいは）土になっている。新鮮あるいは変色した岩石は連続した骨格あるいは芯として存在する。	IV	ε
極めて風化した	すべての岩石が分解し、及び（あるいは）土になっている。もともとの岩盤の構造はほとんど損なわれている。	V	
残 留 土	すべての岩石は土に変化している。岩盤の構造と岩石の組織は破壊されている。大きな体積変化が起きているが、土ははっきりと移動しているわけではない。	VI	一

* 表 2. 10～2. 12とのおおよその対応を示す。

25. 変 質

変質については、変質が認められる場合に記入するものとするが、変質を被った岩種、変質作用の種類によって、変質状況が著しく異なることが多く一律に区分することはむずかしいので、現場状況に応じて表 2. 15の例のような区分表を作成して、区分記号を柱状図に記入する。区分基準に用いた区分表は、柱状図の末尾に付けておく。

表 2. 15 変質区分表の例

記号	変質区分	変 質 状 況
1	非変質	肉眼的に変質鉱物の存在が認められないもの。
2	弱変質	原岩組織を完全に残し、変質程度（脱色）が低いもの。あるいは非変質部の割合が高いもの（肉眼で50%以上）。
3	中変質	肉眼で変質が進んでいると判定できるが、原岩組織を明らかに残し、原岩判定が容易なもの。または非変質部を残すものおよび網状変質部。
4	強変質	構成鉱物、岩片等が変質鉱物で完全置換され、原岩組織を全く～殆ど残さないもの。

変質によってモンモリロナイトが生成されている場合は、モンモリロナイトの含有の程度をメチレンブルーによる変色度によっても区分することができ、その例は表 2. 16の通りである。

表 2. 16 モンモリロナイトを含んだ変質岩のメチレンブルーによる区分例

1	全く変色しない。
2	斑点状に淡青色を呈する。
3	全体に青色を呈する。
4	濃青色を呈する。

26. 記 事

記事には次のようなものを深度を示して記入するが、ボーリングの目的に応じて適切な観察を行ない、記事を記入することが肝要である。

① 地盤、岩盤の成因的区分を記入する。

土質の場合には表土、崖錐堆積物、河床砂礫、旧河床砂礫、段丘堆積物、泥流堆積物、〇〇火山噴出物等の成因的区分を記入し、かつ土質ボーリング柱状図の19によって土質区分名を記入する。

岩の場合には、地層の地質時代、地層名、岩種等を記入する。

② コア岩石の粒度組成（等粒状、斑状）、粒子の形状（等方体状、扁平状、柱状、針状、不規則）、粒子の円磨度（角、亜角、亜円、円）等について記入する。

③ コア岩石の級化層理やラミナ等の堆積構造、流理構造等について記入する。

④ 層理、片理、へき開、節理等の割れ目については、割れ目の種類、見掛けの傾斜、頻度、粗さ（凹凸）、挟雑物の種類、開き（間隙幅）の程度、割れ目面の色（特に水が通ったか否か）、割れ目面のすべり（スリッケンサイド、条線、鏡肌等）の有無等について記入する。

⑤ 岩盤中に白色細脈等があれば、細脈の種類（石英脈、沸石脈、方解石脈等）を、捕獲岩や巨れきが存在する場合はその岩種を書く。

変質脈が存在する場合は色、土質・岩質、変質鉱物の種類、変質度等を記入する。

⑥ 断層破碎帯の場合には、破碎の程度（破碎物の粒度）、透水性状等を記入する。

⑦ 空隙の状態（割れ目状、洞状等）、規模、分布頻度等について記入する。

⑧ 地すべり粘土があれば、厚さその性状（粒度、含水状態、鏡肌）等について記入する。

⑨ その他柱状図、岩種区分、色調、硬軟、コア形状等の欄に表現できないものについて記入し、また急激な逸水、湧水、空洞およびコア採取不可能等の掘進作業における特記事項について記入する。

27. コア採取率、最大コア長、RQD

コア採取率はサンプラー引き上げ毎、最大コア長、RQDは1m区間での値をグラフに示し、数値を併記する。個々のコアの長さはコアの中心線上で測定する。

コア採取率は、掘削水の種類、給圧、回転数、特に岩盤ボーリングの場合サンプラーの種類によって異なるが、近年ダブルコアチューブの内側に薄いビニール製の筒を装着することによってコア詰まりをなくすことにより大幅なコア採取率の上昇が認められるようになって来た。したがって、コア採取率はサンプラーの種類、掘削方法に大きく影響されることに注意しなければならない。

最大コア長は、長いほど良好なコアといえる。ここではとりあえず1m毎の最大コア長としたが、これはコア箱収納時コアを分断するため、1掘進長当たりの最大コア長でもよい。

RQDは岩盤の良否を表わす指数で、図2.7のようにして求め、表2.17のような評価が行われている。

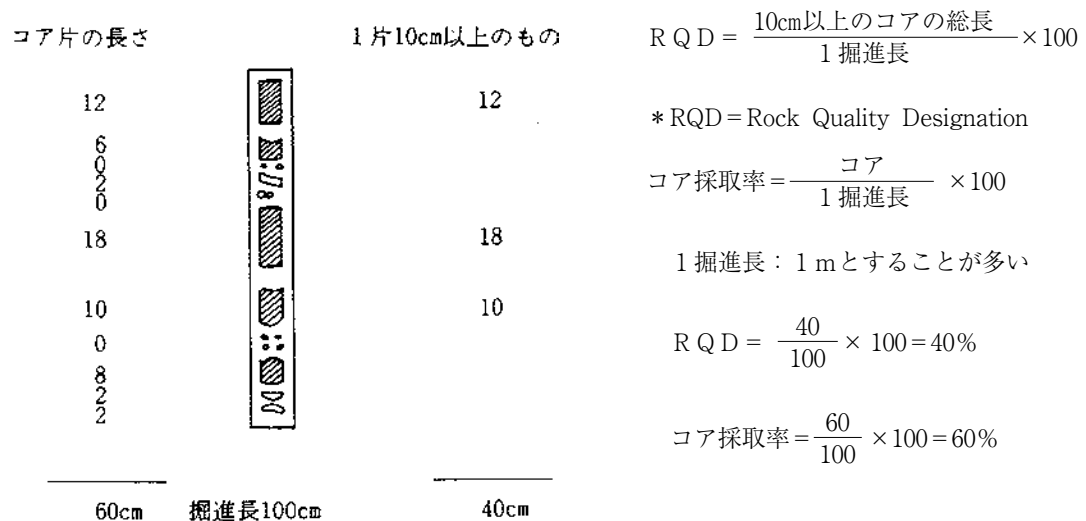


図 2.7 コア採取の状況とRQD表示との関係（文献をもとに作成）

表 2.17 RQDと岩盤良好度

RQD[%]	岩盤良好度の表示
0～25	非常に悪い (very poor)
25～50	悪い (poor)
50～75	普通 (fair)
75～90	良い (good)
90～100	非常に良い (excellent)

一般に1 m毎のRQDを求めるが、これは最大コア長と同様にコア収納箱を考慮したものであり、1掘進長当たりのRQDで表示することもある。

また日本の岩盤では10cm以上のコアは長すぎるという意見もあり、5 cm以上のコア比（RQDn）を求める方法や1 m毎あるいは1掘進長毎に限らず、コア形状が大きく変化する毎に求める方法も試みられている。これらの方法を取った場合は必ず方法を明示しておく必要がある。

28. 岩級区分

岩級区分については、コアの硬軟、コア形状、割れ目の状態、風化、変質、コア採取率、最大コア長、RQD等の岩盤性状をもとに行うが、分類基準は調査目的によって異なるので、それに応じた方法で記入する。なお、個々の工種、工法に対する地盤の工学的な評価を対象とした区分はある程度調査資料がまとまった後、総合的な岩級区分基準を作成し、これに基づいて行うことが多い。いずれにしても、区分に用いた岩級区分基準表を柱状図の末尾に付けておく。

前述のように岩級区分は、岩盤を総合的に判断するものであり、ボーリングコアとそれをもたらした岩盤との対比が十分でなければならない。したがって、少数のボーリングで岩級区分を行なうことはいたずらに発注者に誤解を招くことになるので、特に慎重に取り扱う必要がある。その意味で十分な試料がない時や発注者の意向がない時は記入しないこともある。

ボーリングコアによる判定基準の例を次に示す。表 2.18は花崗岩の岩盤区分例、表 2.19はトンネルにおける例、表 2.20～22はダムにおける例である。

表 2. 18 ボーリングコア観察による岩盤区分 (花崗岩の例)

区分	色 調	① 硬軟の程度	② 風化変質の程度 (細区分)	③ 割目の状態	④ コアの状態 (細区分)	備 考
A	青灰～乳灰	極硬 ハンマーで叩くと金属音。 D. Bで2cm/min以下	き裂面ともおおむね新鮮。 未風化。 (A)	き裂少く、おおむね20～50cmで密着している。	棒状～長柱状でおおむね30cm以上で採取される。 (I)	
B	乳灰～ (淡) 褐灰	硬 ハンマーで軽い金属音。 D. Bで2 - 4 cm/min	おおむね新鮮なるも、き裂面に沿って若干風化。変質褐色を帯びる。 (B)	割目間隔5～15cmを主としている。一部開口している。	短柱～棒状でおおむね20cm以下。 (II)	③④Aなるも①②がBのもの。 ①②Aなるも③④Bのもの。
C _H	褐灰～ (淡) 灰褐	中硬 ハンマーで叩くと濁音。小刀で傷つく硬さ。D. Bで3 cm/min以上	割目に沿って風化進行、長石等是一部変色変質している。 (C)	割目発達、開口部に一部粘土はさむ。ヘアクラック発達。割れ易い。	大岩片状でおおむね10cm以下で、5 cm前後のもの多い。 原型復旧可。 (III)	短柱状なるも風化進行軟質のもの。
C _M	灰褐～ 淡黄褐	やや軟～硬 ハンマーで叩くと軽く割れる。爪で傷つくことあり。 D. Bで掘進適	岩内部の一部を除き風化進行、長石、雲母はおおむね変質している。 (D)	割目多く発達5 cm以下、開口して粘土はさむ。	岩片～細片(角礫)状で砕け易い、不円形多く原型復旧困難。 (IV)	軟岩で容易に砕け易いもの。
C _L	淡黄褐～ 黄褐	軟 極く脆弱で指で割れ、つぶれる。 M. Cで掘進可	岩内部まで風化進行するも、岩構造残し石英未風化で残る。 (E ₁)	割目多いが粘土化進行、土砂状で密着している。	細片状で岩片残り、指で砕けて粉状。 円形コアなし (V)	破碎帯でコア部のみ細片状で採取のもの。
D	黄 褐	軟極 粉体になりやすい。 M. Cで無水掘可	おおむね一様に風化進行、マサ土化している。わずかに岩片を残す。 (E ₂)	粘土化進行のためクラックなし。	土 砂 状 (VI)	破碎帯・粘土化帯でコア採取不可能なもの。

備考：①②または③④が上位で③④または①②が下位ランクのときは、下位ランクとして表示する。

D. B；ダイヤビット M. C；メタルクラウン

表 2. 19 ボーリングコアによる岩質判定例 (トンネル)¹⁶⁾

岩質区分 (1)	岩質区分 (2)	岩質判定 基準区分 (注)	① 弾性波速度 (km/sec) による判定基準						ボーリングコアによる 判定基準 (コアの状態)
			1	2	3	4	5	6	
A	I	a							コア採取率は概ね90%以上 で完全な柱状を呈し、ほぼ 20cm以上の長さを有し、細 片はほとんど含まない状態 のもの。
		b							
		c							
		d							
		e							
B	II	a							コア採取率は概ね70%以上 で完全な柱状を示さないも のも有し、多少の細片を含 む。コアの大半がほぼ5cm 以上のものが取れる状態の もの。
		b							
		c							
		d							
		e							
C	III	a							コアの採取率は概ね40～70 %で、亀裂が多く、また くだけ易いために小さくなり、 50cm以下の細片が多量に取 れる状態のもの。
		b							
		c							
		d							
		e							
D	IV	a							コア採取率は低下し概ね 40%以下となることが多く コアは細片となるが、時には、 角礫混り砂状あるいは 粒土状となるもの。
		b							
		c							
		d							
		e							
E	V	a							
		b							
		c							
		d							
		e							

- (注) 岩石区分 a : 変成岩 (千枚岩、石墨片岩、珪質石墨片岩、石英片岩、緑色片岩、片麻岩、蛇紋岩、ホルンフェルス等)
深成岩 (斑れい岩、かんらん岩等)
- b : 古生層及び中生層 (粘板岩、砂岩及び礫岩、硬砂岩、石灰岩、珪岩、輝緑凝灰岩等)
- c : 火山岩 (石英粗面岩、安山岩、玄武岩等)
脈 岩 (石英斑岩、花崗斑岩、ひん岩、輝緑岩等)
深成岩 (花崗岩、閃緑岩等)
- d : 第三紀層 (粘土質頁岩、珪質頁岩、砂岩及び礫岩、石灰岩、凝灰岩、角礫凝灰岩、集塊岩等)
- e : 洪積層 (ローム及び粘土; 火山碎屑物等)
沖積層 (崖錐、表土等)

表 2. 20 ボーリングコア鑑定についての岩盤等級区分基準 (硬質塊状岩盤)¹⁶⁾

岩盤等級	対象岩盤の一般的目安としては、新鮮な岩石のテストピースの自然乾燥一軸圧縮強度が80N/mm以上のもの。 新鮮岩め露頭部における岩石のハンマーの打撃によって、一般に金属音が発生する。	
	岩 盤 の 一 般 的 性 状	ボ ー リ ン グ コ ア の 状 態
A	岩質はきわめて新鮮で、火成岩の造岩鉱物あるいは堆積岩の構成粒子は全く風化変質しておらず、また節理はほとんど分布していない。岩盤としてはきわめて堅牢、固密である。	コアは100cm以上の棒状をなし岩質極めて新鮮で、コアの表面は非常になめらかであり、節理は認められない。(すなわち、コア箱1mにおいては、割れ目の認められないintact rockである) コアの採取率は極めてよい。
B	岩質は新鮮で、火成岩の造岩鉱物あるいは堆積岩の構成粒子はほとんど風化変質していない。また節理の分布はまばらであり、密着している。岩盤としては堅牢、固密である。	コアは40～50cm前後の長柱状が主体をなし、岩質は新鮮で、コアの表面はなめらかである。節理の分布は少なく、密着している。節理面は稀れに汚染されていることもある。コアの採取率は極めてよい。
C _H	岩質はおおむね新鮮、堅硬であるが、火成岩では造岩鉱物中、長石類および雲母、角閃石などの有色鉱物がわずかに風化変質している場合もあり、また堆積岩類では構成粒子として二次的に存在する長石類および有色鉱物がわずかに風化変質している場合もある。節理はかなり分布しており、また節理面は風化変質をうけて変色汚染されている場合が多く、ときには風化物質がうすく付着していることもあるが、一般にはおおむね密着している。岩盤としては堅固である。	コアは10～30cm前後の柱状が主体をなし、岩質はおおむね新鮮で、コアの表面はおおむねなめらかである。 節理はやや発達し、節理面はしばしば淡褐色に風化変質しているが、風化変質は内部まで進んでいない。時に節理面には薄く風化物質が付着することもある。 コアの採取率はよい。
C _M	岩質は一般にやや風化変質している。このうち火成岩では石英を除き、長石類および有色鉱物は風化を受け、しばしば褐色あるいは赤褐色を呈している。また堆積岩類では構成粒子として二次的に存在する長石類および有色鉱物が風化変質し、火成岩の場合と同様、しばしば褐色あるいは赤褐色を呈している。節理は開口し、しばしば粘土あるいは風化物質を挟在している。このクラスの岩石中には細かな毛髪状割れ目が多量に胚胎していることが多い。 その他、岩質は新鮮であっても、開口節理の分布が著しく、クラッキーな状態を示すものもこのクラスに含まれている。	コアは10cm前後の短柱状が主体をなし、岩片状をなす場合でも組合せると円柱状になる。岩質はやや風化変質しておりコアの表面はおおむね粗面を呈する。節理面は風化汚染され、内部まで風化が進んでいる。コアバレルからコアを抜いた時新たな割目が生じる。コアの採取率はおおむね80%以上。岩質が新鮮でも、開口節理が発達し、コア長の短いものはこの岩級に含まれる。
C _L	火成岩の造岩鉱物あるいは堆積岩の構成粒子は著しく風化を受けているために、岩石全体としても一般に褐色あるいは赤褐色を呈する。節理は開口し、粘土および風化物質の挟在が著しい。このクラスの岩石では細かな毛髪状の割れ目の分布が著しく、さらにこの割れ目に沿って風化も進んでいる。その他、岩質は新鮮であっても、開口節理の分布が著しく、石積状の産状を示すものもこのクラスに含まれる。	コアはおおむね岩片状が主体をなし、組合せても円柱状にすることは難しい。岩質は風化している為、コアの表面はザラザラし、一般に褐～茶褐色を呈する。風化変質は節理付近のみならず全体に進んでいる。コアバレルからコアを抜いた時崩壊し易い。採取率はおおむね80%以下。 短柱状コアと砂～粘土状コアが繰り返す場合もこの岩級に含まれる。
D	火成岩の造岩鉱物あるいは堆積岩の構成粒子は著しく変化を受けしばしば砂状および粘土状を呈する部分が見られる。このクラスの岩盤では節理の分布はむしろ不明瞭である。	コアはおおむね砂～粘土状を呈し、一見岩盤被覆層との区別は難しいが、相対的に締り度よい。 通常の清水掘りでは、ダブルコアチューブを用いてもコア採取率は著しく悪い。

表 2.21 ボーリングコア鑑定における岩盤等級区分要素の区分

符 号	風化状態 標準区分	岩石それ自体の硬さ		節理の分布状況			
				節理密度		節理の 開口性 標準区分	節理の状態 標準区分
		標準区分	目 安	標準区分	目 安 平均コア長		
○	新鮮である(節理面も風化していない)	堅固である	岩石の乾燥一軸圧縮強度 80N/mm以上	ほとんど分布していない	60cm以上	全く間隙がない	全ったく風化していない
△	概ね新鮮(節理部分だけが風化している)	おおむね堅固である	岩石の乾燥一軸圧縮強度 80~40N/mm	疎らである	30~60cm	殆んど間隙がない	やや風化し汚染されている場合もある
▲	風化している(節理に沿って風化している)	やや軟質である	岩石の乾燥一軸圧縮強度 80~20N/mm	分布している	10~30cm	若干間隙が生じる	風化汚染され、風化物質が薄く付着する
●	極めて風化している(新鮮部が認められない)	軟質である	岩石の乾燥一軸圧縮強度 20N/mm	著しく分布している	10cm以下	かみ合わない	極めて風化汚染され、粘土あるいは風化物質が著しく挟在している

表 2.22 ボーリングコア鑑定における岩盤等級区分要素一覧表

岩 盤 等 級	区 分 要 素				
	造岩鉱物又は構成粒子の状態		節理の 状 態		
	風 状	化 態 岩石それ 自体の硬さ	節 密 理 度	節 理 の 開 口 性	節 理 面 の 状 態
A	○	○	○	○	○
B	○	○	△	○	○または△
C _H	○または△	○または△	▲	△	△または▲
C _M	△または▲	△または▲	▲または●	▲または●	▲または●
C _L	▲または●	▲または●	●	●	●
D	●	軟質 ● 極めて	(-)	(-)	(-)

29. 空欄

空欄は、割れ目数、岩級区分の見直し、その他、組織的に区分し記載する事項等があればそれについて記入する。欄が不足すれば、記事の欄を利用して設けるとよい。

30. 孔内水位

孔内水位は、毎日の作業開始時の孔内水位を記入し、測定月日を併記する。同一水位で測定値が重なるときは、その中の最も新しい日付のものを記入する。

31. () 試験

() 試験は、ボーリング孔およびコアを利用して行った試験の解析図、求めた数値を記入する。例えば、ルジオンテストにおけるP-Q曲線およびルジオン値、あるいは標準貫入試験結果等を記入する。

32. 原位置試験

原位置試験については、31に示した試験以外のものについて、試験区間深度および試験名を記入する。

33. 室内試験

室内試験については、岩石物理・力学試験、岩石鉱物分析等の室内試験にコアを利用したとき、その試験番号と試験名及び区間深度を記入する。

34. 掘進月日

掘進月日は、日ごとの掘進区間を深度と月日で示す。

35. 掘進速度

掘進速度は、1掘進ごとの掘進区間長と実所要時間より求め記入するもので掘進に要する他の工程は含まない。

36. 孔径、孔壁保護

孔径、孔壁保護については、掘削孔径、およびケーシング、セメンテーション等の孔壁保護等を行ったときにはその方法と区間深度を記入する。

37. コアチューブ、ビット

コアチューブ、ビットについては使用したコアチューブ、ビットの種類を区間深度と併記する。

38. 給圧

給圧は、掘進時の給圧について応力(1 kg/cm²)または力(kg)で記入する。

39. 回転数

回転数は、掘進時の回転数について記入する。

40. 送水圧

送水圧は、掘進時の送水圧について記入する。

41. 送水量

送水量は、掘進時の送水量について記入する。また、掘削水の種類(清水、泥水、その他、および無水について記入する。

42. 排水量

排水量は、掘進時の排水量を記入する。

38~42は必要項目について1掘進の平均値を求め記入するものとする。記入例を図2.8、2.9に示す。

なお、柱状図記入に当っては、文献等⁸⁾を参考⁸⁾にするとよい。

ボーリング柱状図

調査名 昭和61年度○○地区地質調査業務

事業・工事名 国道○○号線○○地区切土のり面工事

JCIC 様式Ge101

ボーリング名	調査位置	北緯	東経	シールド
		34° 32' 36"	132° 27' 24"	
発注機関	建設省○○地方建設局○○工事事務所○○課○○係	昭和61年10月1日～昭和61年12月1日		
調査者名	主任技師	現場代理人	ボーリング責任者	
ボーリング機	電話	試験機	ポンプ	
ボーリング機	700.00 m	エンジン		
ボーリング機	25.00 m			

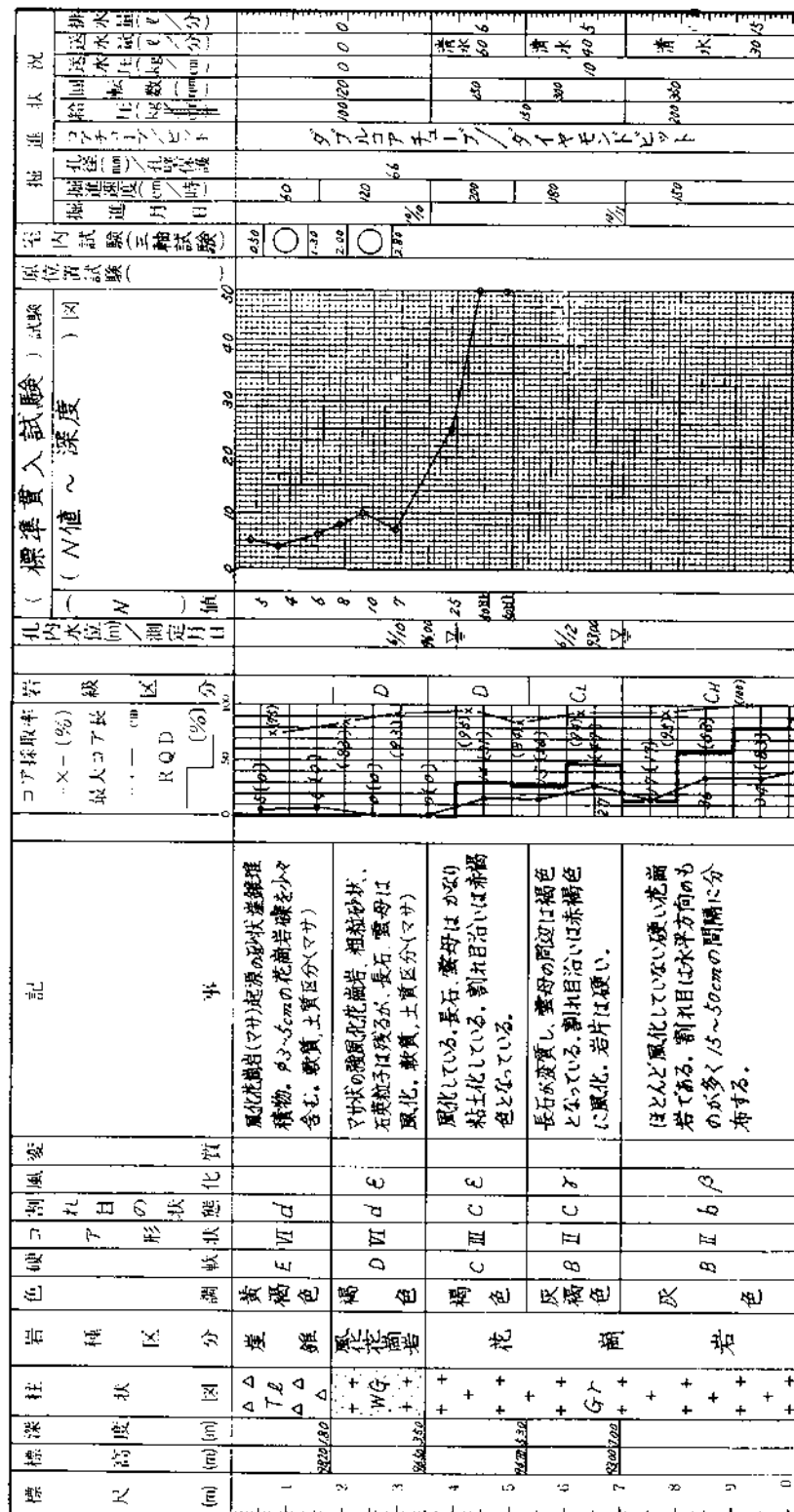


図2.8 岩盤ボーリング柱状図例(1)

事業・工事名 ○○川水系○○ダム基礎岩盤調査

標高	深度	柱状図	岩種区分	色調	硬軟状態	変形状況	記号
(m)	(m)	(mm)					
1	0.00~0.10	△ 7 △	炭質泥岩	黄褐色	E Ⅲ d	塊状	風化は粘板岩の1-2cm大の小塊を含む。土砂、植物根混入。 土質区分(C-G)
2	0.10~0.20	△ 8 △	粘板岩	黒色	D Ⅳ d	層状	地層面沿いにすべり面が発達し、面に沿って褐色となり風化、粘土をばさむ。
3	0.20~0.30	△ 9 △	粘板岩	黒色	C Ⅴ c	層状	地層面沿いにすべり面が連続して風化している。
4	0.30~0.40	△ 10 △	砂岩	灰白色	B Ⅵ b	塊状	割れ目沿いに風化がみられる。
5	0.40~0.50	△ 11 △	砂岩	灰白色	A Ⅶ a	塊状	岩片は硬い、スレート構造を含む。
6	0.50~0.60	△ 12 △	砂岩	灰白色	B Ⅷ b	層状	割れ目沿いにやや風化がみられる。
7	0.60~0.70	△ 13 △	粘板岩	黒色	E Ⅸ e	塊状	粘板岩の細粒を含む。粘土化帯で極めて数多い。
8	0.70~0.80	△ 14 △	砂岩	灰白色	D Ⅹ d	層状	大規模な剥離が頻りに見られ、角礫状の砂岩。
9	0.80~0.90	△ 15 △	粘板岩	黒色	B Ⅺ b	層状	ほぼ新鮮な粘板岩、地層面沿いにすべり面が発達するが、甚著ではない。石英の細脈を含む。

— 161 —

Ⅲ. 土質ボーリング柱状図

主として土質地盤に対して行われるボーリング調査において作成する柱状図、図3.1に示すものを標準とし、その記入要領は次による。

1. 調 査 名

調査名を発注業務名にそって記入する。

記入例1. 平成61年度〇〇バイパス地盤調査業務

記入例2. 平成61年度〇〇水門地盤調査

2. 事業・工事名

事業・工事名等を例えば国道〇〇線△△橋梁建設工事、〇〇川△△水門建設工事のように記入する。

発注業務名からだけでは、調査対象、目的等が調査当事者以外に不明であることが多いので、事業名、工事名等を記入することとした。

3. ボーリングNo.

ボーリングNo.は、地盤情報についてデータベースを作成し、それに入れる場合には、地質調査資料整理要領(案)⁵⁾ または、その解説書⁶⁾ に従って記入するものであり、特に指示のない限り柱状図作成時に記入の必要はない。

4. ボーリング名

ボーリング名は発注ボーリング名として次のように定めるので、それを記入する。

「発注ボーリング名を調査現場における一連番号等によって系統的に、例えば下記のようにする。

(例) B-1、B-2、……；BR-1、BR-2……、BL-1、BL-2……

既に調査実績のある現場については、それまでの記名方法に従う。」

5. 調査位置・緯度・経度

調査位置については、調査現場の地名について都道府県、郡、市町村、地区名、番地を記入する。

緯度・経度については国土地理院1/25000地形図より、孔口の緯度・経度を1秒単位まで求め記入する。

国土基本図、その他の大縮尺地形図等があればそれをもとに1/10秒単位まで記入する。なお、1秒は1/25000地形図上では約1mmの長さとなるが緯度によって異なるので地点ごとに求める。

6. 発 注 機 関

発注機関は、建設省〇〇地方建設局〇〇〇工事事務所 〇〇〇課〇〇係

〇〇〇公団〇〇支社 〇〇〇建設所 〇〇〇課〇〇係

の例のように記入する。

7. 調 査 期 間

調査期間は、調査業務の開始から終了までの期日を記入する。

8. 調査業者名等

調査業者名、主任技師、現場代理人、コア鑑定者、ボーリング責任者を必要項目について記入する。

9. 孔 口 標 高

孔口標高を測量結果に基づきT.P.あるいは他の工事基準面(A.P.、K.P.、O.P.など)で1/100m単位で記入する。

10. 総 掘 進 長

総掘進長は、調査対象となるボーリング区間を1/100m単位まで記入する。

11. 角 度

角度は、鉛直線となす角度を図3.2の例によって記入する。

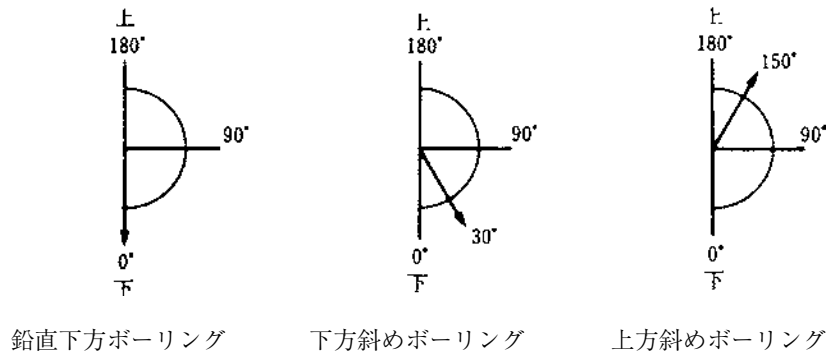


図 3.2 ボーリングの角度の表示例

なお角度は孔口における掘進角度を記入し、穴曲り計測を行ったときは、その結果を原位置試験の欄に記入する。

12. 方 向

方向については、斜めボーリングのとき記入し、掘進の方向を真北より右回り360°方位法で図3.3の例のように示す。なお、方向は孔口における掘進方向を記入し、穴曲り計測を行ったときは、11.と同様とする。

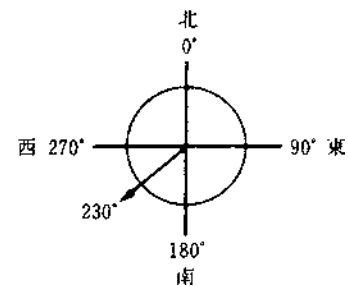


図 3.3 ボーリングの方向の表示例

13. 地盤勾配

地盤勾配は、下方ボーリングのみについて、孔口を中心に斜面上下方向各々5m程度の範囲の平均勾配を図3.4の例のように記入する。地盤勾配は、作業能率、穴曲り等に影響するので掘進の記録として残すものである。

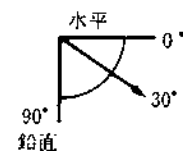
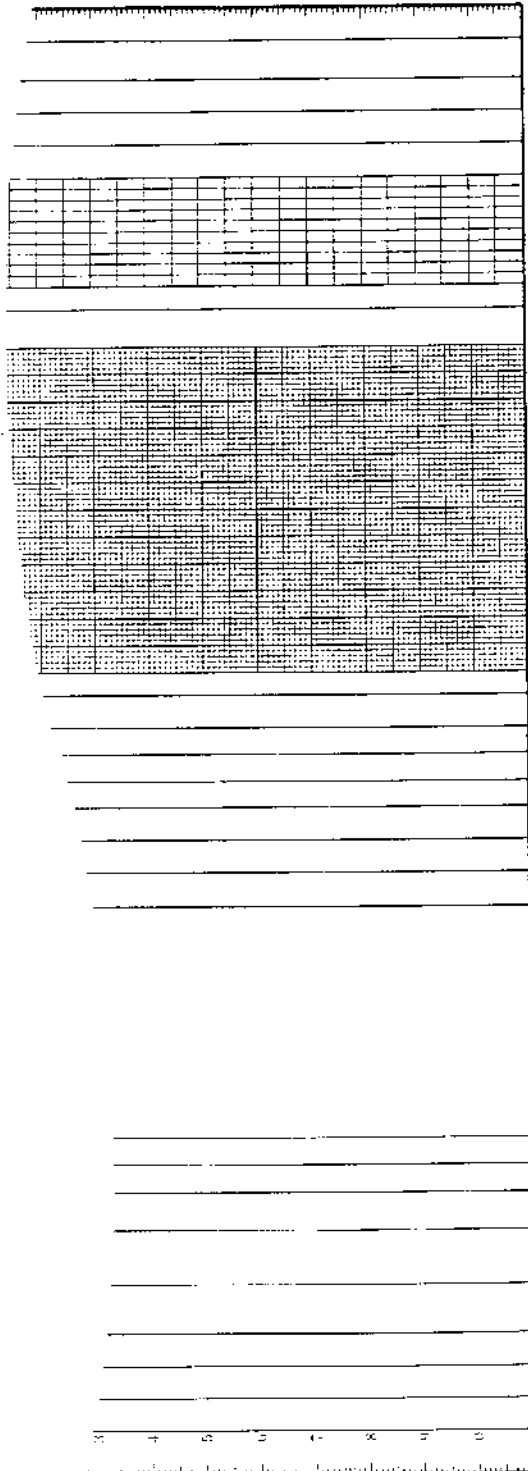


図 3.4 地盤勾配の表示例

図 3.1 (a) 土質ボーリング柱状図様式



＜凡 例＞
柱状図および土質区分

第 1 分組

土分	分 類 名	図記号
1	硬 質 土 (G)	[Pattern]
2	硬 質 土 (G)	[Pattern]
3	砂 土 (S)	[Pattern]
4	砂 土 (S)	[Pattern]
5	砂 土 (S)	[Pattern]
6	砂 土 (S)	[Pattern]
7	砂 土 (S)	[Pattern]
8	砂 土 (S)	[Pattern]
9	砂 土 (S)	[Pattern]
10	砂 土 (S)	[Pattern]

第 2 分組

土分	分 類 名	図記号
11	硬 質 土 (G)	[Pattern]
12	硬 質 土 (G)	[Pattern]
13	硬 質 土 (G)	[Pattern]
14	硬 質 土 (G)	[Pattern]
15	硬 質 土 (G)	[Pattern]
16	硬 質 土 (G)	[Pattern]
17	硬 質 土 (G)	[Pattern]
18	硬 質 土 (G)	[Pattern]
19	硬 質 土 (G)	[Pattern]
20	硬 質 土 (G)	[Pattern]

第 3 分組

土分	分 類 名	図記号
21	硬 質 土 (G)	[Pattern]
22	硬 質 土 (G)	[Pattern]
23	硬 質 土 (G)	[Pattern]
24	硬 質 土 (G)	[Pattern]
25	硬 質 土 (G)	[Pattern]
26	硬 質 土 (G)	[Pattern]
27	硬 質 土 (G)	[Pattern]
28	硬 質 土 (G)	[Pattern]
29	硬 質 土 (G)	[Pattern]
30	硬 質 土 (G)	[Pattern]

試料採取方法

- ① シンクウォールサンプラーによる
- ② テニソンサンプラーによる
- ③ 貫入試験器による
- ④ フォイルサンプラーによる
- ⑤ () による

備考

図 3. 1 (b) 土質ボーリング柱状図様式

14. 使用機種

使用機種については、試錐機、エンジン、ポンプのメーカー名、型式記号、能力について記入する。ハンマー落下用具は、トンビ、コーンブリーまたは自動落下の区別を記入する。

15. 標 尺

標尺は、孔口を起点に、1 mごとに記入する。縮尺は1／100を原則とする。

16. 標 高

標高については、19の土質区分境界ごとにその標高を記入する。斜めボーリングについても標高を求め記入する。

17. 深 度

深度については、土質区分ごとにその孔口からの距離をもとに記入する。

18. 層 厚

層厚は、土質区分ごとの区間長を記入する。

19. 柱状図、土質区分

柱状図および土質区分は日本統一土質分類¹⁹⁾(表3.1、3.2)を基調に図3.5によって下記に留意し記入する。

① 土質については第1分類によって記入し、必要に応じて例えば図3.6のように第2分類との組合せとする。

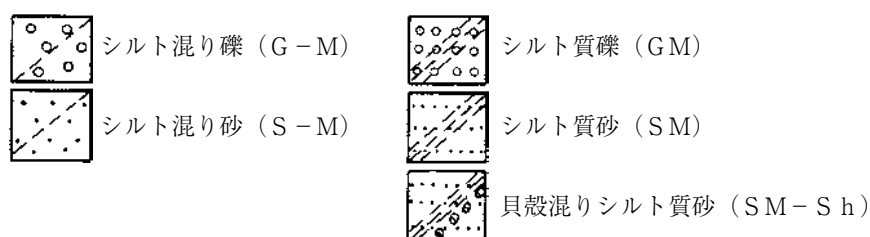


図3.6 第1分類と第2分類の組合せの例

② 互層については、おおよその構成比によって欄を縦割にし、図3.7の例のように記入する。

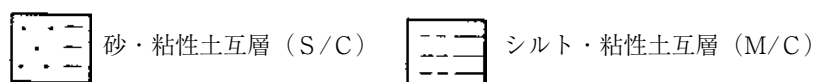


図3.7 互層の表示例

③ 土質のうちの特殊土、岩盤、玉石については、第3分類によって記入する。岩盤については、岩種名を岩盤ボーリング柱状図の19. 岩種区分に従って、記事の欄に記入する。

④ 表土、埋土、廃棄物については、第3分類を用いて記入し、記事の欄に土質材料等を記載する。

ここでの区分は肉眼判定で行う場合を示したものである。肉眼判定の場合には、日本統一土質分類における粒度やコンシステンシーによる区分の境界をはっきりと判断することが困難であるが、表3.1に示されるように一般に○○質と呼ばれるものは、その含有量が多く、○○混りと呼ばれるものはその含有量が少ないものを指すと考えてよい。また肉眼判定では、シルトは一部の粘性土を含めて判定されることがあり、特に含水比の低い粘性土ではシルトと判定されることもある²⁰⁾ので注意が必要である。

粒度試験を実施したときはその結果に基づき日本統一土質分類に従って記入し、記事にその旨明記しておく。図模様は下記を参考にする。肉眼判定を行ったのち粒度分析を行ないそれに基づいて分類したときは、その結果を23. 空欄に記入する。

第 1 分 類			
区分	分 類 名	コード	図模様
土 質 材 料	礫質土 (GF)	1000	
	礫 (G)	1100	
	粗 礫 (CG)	1200	
	中 礫 (MG)	1300	
	細 礫 (FG)	1400	
	砂 礫 (GS)	1500	
	砂質土 (SF)	2000	
	砂 (S)	2100	
	細 砂 (CS)	2200	
	中 砂 (MS)	2300	
	細 砂 (FS)	2400	
	粘性土 (C)	3000	
	シルト (M)	3100	
	粘 土 (CH)	3200	
	有機質土 (O)	4000	
	火山灰質粘性土 (V)	5000	
	草有機質土(腐植土) (Pt)	6000	
	泥 炭 (Pt)	6100	
	黒 泥 (Mk)	6200	
第 1 分 類			
区分	分 類 名	コード	図模様
岩 石 材 料	硬 岩 (HR)	7100	
	中硬岩 (MR)	7200	
	軟岩、風化岩 (WR)	7300	
	玉 石 (B)	7400	
	浮石(軽石) (Pm)	8100	
	シ ラ ス (Si)	8200	
	スコリア (Sc)	8300	
	火 山 灰 (VA)	8400	
	ロ ー ム (Lm)	8500	
	黒 ボ ク (Kb)	8600	
特 殊 土 材 料	マ サ (WG)	8700	
	廃 棄 物 (W)	9100	
	改 良 土 (I)	9200	
	瓦 礫 (BG)	9300	
	盛 土 (BS)	9400	
	埋 土 (FI)	9500	
	表 土 (SF)	9600	
	空 洞 (CV)	9700	
	硬質粘土 (HC)	9800	
	固結粘土 (GC)	9900	
第 2 分 類			
区分	分 類 名	コード	図模様
補 助 記 号	礫 質 (G)	10	
	砂 質 (S)	20	
	シルト質 (M)	30	
	粘 土 質 (C)	40	
	有 機 質 (O)	50	
	火 山 灰 質 (V)	60	
第 3 分 類			
区分	分 類 名	コード	図模様
補 助 記 号	玉石混り (-B)	1	
	砂利・礫混り (-G)	2	
	砂 混 り (-S)	3	
	シルト混り (-M)	4	
	粘 土 混 り (-C)	5	
	有機質土混じり (-O)	6	
	火山灰混り (-V)	7	
	貝殻混り (-Sh)	8	

図 3.5 土質柱状図記号

20. 色 調

色調は、明るい自然光の中で、湿潤状態で観察する。表現に用いる色は「黒、褐、赤、橙、黄、緑、青、紫、白」を基本色とし、基本色以外は基本色の組合せ（原則として2色）とする。基本色の組合せは主色の前に従色を冠する（例：青緑色…青－従色、緑－主色）。また、必要に応じて「濃」および「淡」の形容詞をつけるとともに、黒味を帯びる時は「暗」の形容詞を付ける。従色が特に微弱な時は「帯」の形容詞を付ける。礫岩など雑多な色を呈する時は、何色と何色の「雑色」、色が混じっている時は何色と何色の「斑色」とする。

このほか、赤白色は桃色、褐色は茶色等慣用的な表現を用いたときが適切なきは、それらを用いてよいこととする。

表 6.1.1 地盤材料砂土的分類方法 (JGS 5021-2000)

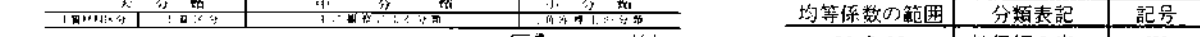
☐ 岩石質材料 R_m



(二) 主要材料の工業品分類体系

(b-1) 粗粒土の工学的分類体系

(C) 細粒分 5%未満の粗粒より細分類



$U_c \geq 10$ $U_c < 10$	粒径幅の広い 粒径幅の狭い	W B

Uc<10	分級された	P

$\frac{1}{2} \times 10^{-3}$	$\frac{1}{2} \times 10^{-3}$

 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準	 教育部 國民中學課程標準

細粒分の判別結果		記号	分類表記
細粒分の判別結果 細粒分の判別結果			粘性土 粘土

	5. 國語分: 10% 歷史分: 10% 總分: 100分	(考場位置) 考場在正北大樓五樓正北樓五樓

[illegible]

砂分 < 5%	5% ≤ 砂分 < 15%	砂分 15% 以上	F-G
	15% ≤ 砂分	砂分 15% 以上	FG

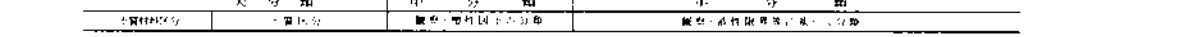


図 3. 2 地盤材料の分類名と現場土質名との対応

(a) 粗 粒 土

地 盤 材 料 の 分 類 名				現 場 土 質 名	
大分類		中 分 類	小 分 類	大区分	小 区 分
粗 粒 土 Cm	礫 質 土 [G]	礫 {G}	礫 (G)	礫	礫 (粗礫・中礫・細礫) 砂まじり礫 腐植物 (貝殻・火山灰) まじり礫
			砂まじり礫 (G-S)		
			細粒分まじり礫 (G-F)		
			細粒分砂まじり礫 (G-FS)		
	砂礫 質 土 [G]	砂礫 {GS}	砂質礫 (GS)	質 土	砂礫 粘土まじり砂礫 粘土質礫 (砂礫) 有機質礫 (砂礫) 火山灰質礫 (砂礫) 凝灰質礫 (砂礫)
			細粒分まじり砂質礫 (GS-F)		
			細粒分質礫 (GF)		
			砂まじり細粒分質礫 (GF-S)		
	砂 質 土 [S]	砂 {S}	砂 (S)	砂	砂 (粗砂・中砂・細砂) 礫まじり砂 粘土 (シルト) まじり砂 腐植物 (貝殻・火山灰) まじり砂
			礫まじり砂 (S-G)		
			細粒分まじり砂 (S-F)		
			細粒分礫まじり砂 (S-FG)		
Cm	礫質砂 質 土 [S]	礫質砂 {SG}	礫質砂 (SG)	質 土	砂礫 粘土まじり砂礫 粘土 (シルト) 質砂 有機質 (火山灰質・凝灰質) 砂
			細粒分まじり礫質砂 (SG-F)		
			細粒分質砂 (SF)		
			礫まじり細粒分質砂 (SF-G)		
Cm	細粒分質礫質砂 質 土 [S]	細粒分質礫質砂 {SFG}	細粒分質礫質砂 (SFG)		
			細粒分質砂 (SF)		
			礫まじり細粒分質砂 (SF-G)		
			細粒分質礫質砂 (SFG)		

地盤材料の工学的分類方法における細粒分は、粘性土・有機質土・火山灰質土に細区分できる。

(b) 細 粒 土等

地 盤 材 料 の 分 類 名				現 場 土 質 名	
大分類		中 分 類	小 分 類	大区分	小 区 分
細 粒 土 Fm	粘 性 土	シルト {M}	シルト (低液性限界) (ML)	粘 性 土	砂質シルト 礫 (砂) まじりシルト 腐植物 (貝殻) まじりシルト シルト
			シルト (高液性限界) (MH)		
			粘土 (低液性限界) (CL)		
			粘土 (高液性限界) (CH)		
	有機質土 {O}	有機質粘土 (低液性限界) (OL)	有機質粘土 (低液性限界) (OL)	有機質土	シルト (砂) 質粘土 礫 (砂) まじり粘土 腐植物 (貝殻) まじり粘土 火山灰まじり粘土 粘土
			有機質粘土 (高液性限界) (OH)		
			有機質火山灰土 (OV)		
			有機質火山灰土 (OV)		
	火山灰質粘性土 {V}	火山灰質粘性土 (低液性限界) (VL)	火山灰質粘性土 (低液性限界) (VL)	火山灰土	有機質粘土 火山灰まじり有機質粘土 有機質火山灰
			火山灰質粘性土 (I 型) (VH 1)		
			火山灰質粘性土 (II 型) (VH 2)		
			火山灰質粘性土 (II 型) (VH 2)		
高有機質土 {Pt}	泥炭 (Pt)	泥炭 (Pt)	泥炭 (Pt)	高有機質土	ローム 凝灰質粘土 (火山灰質粘性土)
			黒泥 (Mk)		
			泥炭 (Pt)		
			黒泥 (Mk)		
人工材料 Am	廃棄物改良土 (I)	廃棄物改良土 (I)	廃棄物改良土 (I)	その他	廃棄物、改良土、瓦礫、盛土、埋土、硬質粘土、固結粘土、岩盤 (硬岩・中硬岩・軟岩)
			廃棄物改良土 (I)		
			廃棄物改良土 (I)		
			廃棄物改良土 (I)		

21. 相対密度、相対稠度

相対密度および相対稠度は、表 3. 3、3. 4 を参考にする。

図 3. 3 砂地盤の相対密度表現法

相 対 密 度	N 値
非 常 に 緩 い	0 ～ 4
緩 い	4 ～ 10
中 ぐ ら い	10 ～ 30
密 な	30 ～ 50
非 常 に 密 な	50 以上

図 3. 4 細粒土の相対稠度区分と状態表現 (ASTM D 2488 参考)

状 態 表 現	現場における判別方法 (原位置土に対する親指試験)
軟 ら か い	親指をたやすく押し込める
中 位	かなり力を入れないと親指は押し込めない
硬 い	親指でへこませることはできるが、親指を貫入させるには大きな力を要する
非常に硬い	親指の爪はたやすく入る
固 結 し た	親指の爪も入らない

22. 記 事

記事には次のようなものを深度と共に記入するが、ボーリングの目的に応じて的確な観察を行ない、適切な記事を記入する。

① 地盤の地質年代的区分

沖積層、洪積層等

② 地盤の成因的区分

表土、崖錐堆積物、段丘堆積物、火山噴出物、土石流堆積物、泥流堆積物、風化岩および盛土、埋土、廃棄物等

③ 土質の特徴

粒度構成、礫の形態、腐植質、有機質、貝殻、含水状態等

④ 掘進作業における特記事項

23. 空 欄

空欄は、その他の組織的に区分し記載する事項があればそれについて記入する。欄が不足すれば、記事の欄を利用して設けるとよい。

24. 孔 内 水 位

孔内水位は、毎日の作業開始時の孔内水位を T. P. で記入し、測定月日を併記する。同一水位で、測定値が重なるときは最も新しい日付のものを記入する。

25. 標準貫入試験

標準貫入試験は、深度、10cm 毎の打撃回数および打撃回数／貫入量を記入する。N 値については、折れ線グラフを用いて表わし、数値を併記する。

26. 原位置試験

原位置試験は、物理検層、孔内載荷試験等の試験について、試験深度、試験名および試験結果を記入する。なお、試験結果については、本様式が合わないときは、別途柱状図様式を作成して記入するものとする。

27. 試 料 採 取

試料採取は、採取深度、試料番号、採取方法について記入する。

28. 室 内 試 験

室内試験は比重試験、含水量試験、粒度試験、コンシステンシー試験、圧密試験、三軸圧縮試験等の室内試験を行ったものについて、その試験名、試験番号および区間深度を記入する。

29. 掘 進 月 日

掘進月日は、日ごとの掘進区間を記入する。

記入例を図 3. 8、3. 9 に示す。

8)、19)、20)、21)、22)、23)
なお、柱状図記入に当っては、文献等を参考にとよい。

ボーリング柱状図

調査名 昭和61年度○○地区地盤調査業務

事業・工事名 国道○○号線○○バイパス○○橋建設工事

JACIC 様式Ge201

ボーリングNo.	

ボーリング名	B-3	調査位置	○○県○○市○○番地
発注機関	建設省○○地方建設局○○工事事務所○○課○○係	調査期間	昭和61年10月1日～昭和61年12月1日
調査業者名	電話○○	主任技師	
孔口標高	0.00 m	方角	北10°東
総掘進長	20.00 m	地盤勾配	北10°東
		使用機種	エンジン
		試験機	ハンマニ落下用具
		現場代理人	コシノ 義定
		ボーリング責任者	
		北緯	34°46'27.5"
		東経	135°26'23.6"

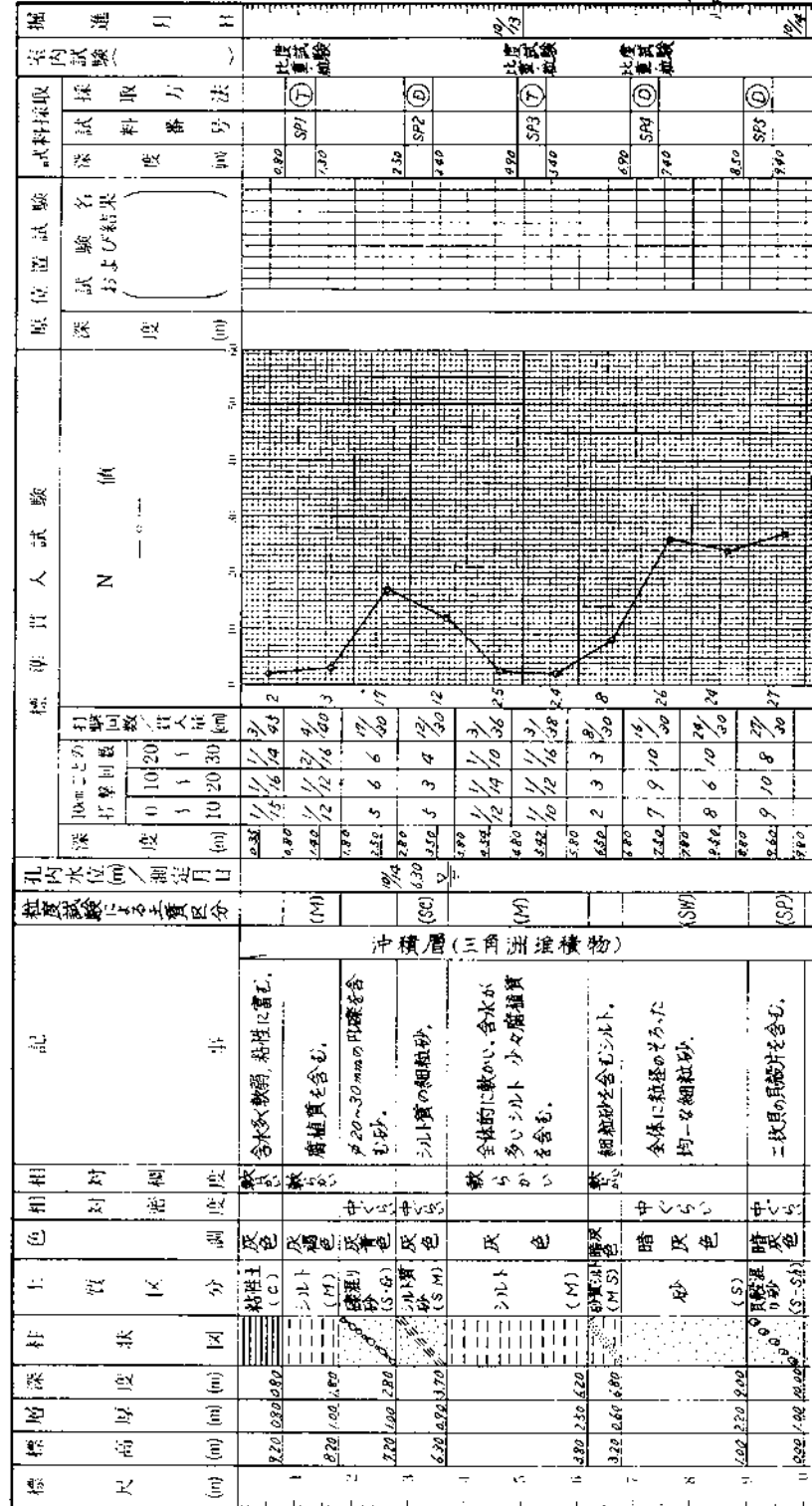


図3.8 土質ボーリング柱状図例(1)

ボーリング柱状図
調査名 昭和61年度○○水門地盤調査業務

JQCIC 様式Ge201

ボーリング	No.	

事業・工事名 ○○川○○水門建設工事

ボーリング名	B-4	調査位置	○○県○○郡○○町○○	北緯	139°10'48.3"
発注機関	建設省○○地方建設局○○工事事務局○○課○○係	調査期間	昭和61年11月1日～昭和61年12月25日	東経	37°51'23.7"
調査業者名		主任技師		ボーリング責任者	
孔口標高	TP.3.75 m	地盤図記		ハンマー落下用具	
総掘進長	20.00 m	方角		ポンプ	

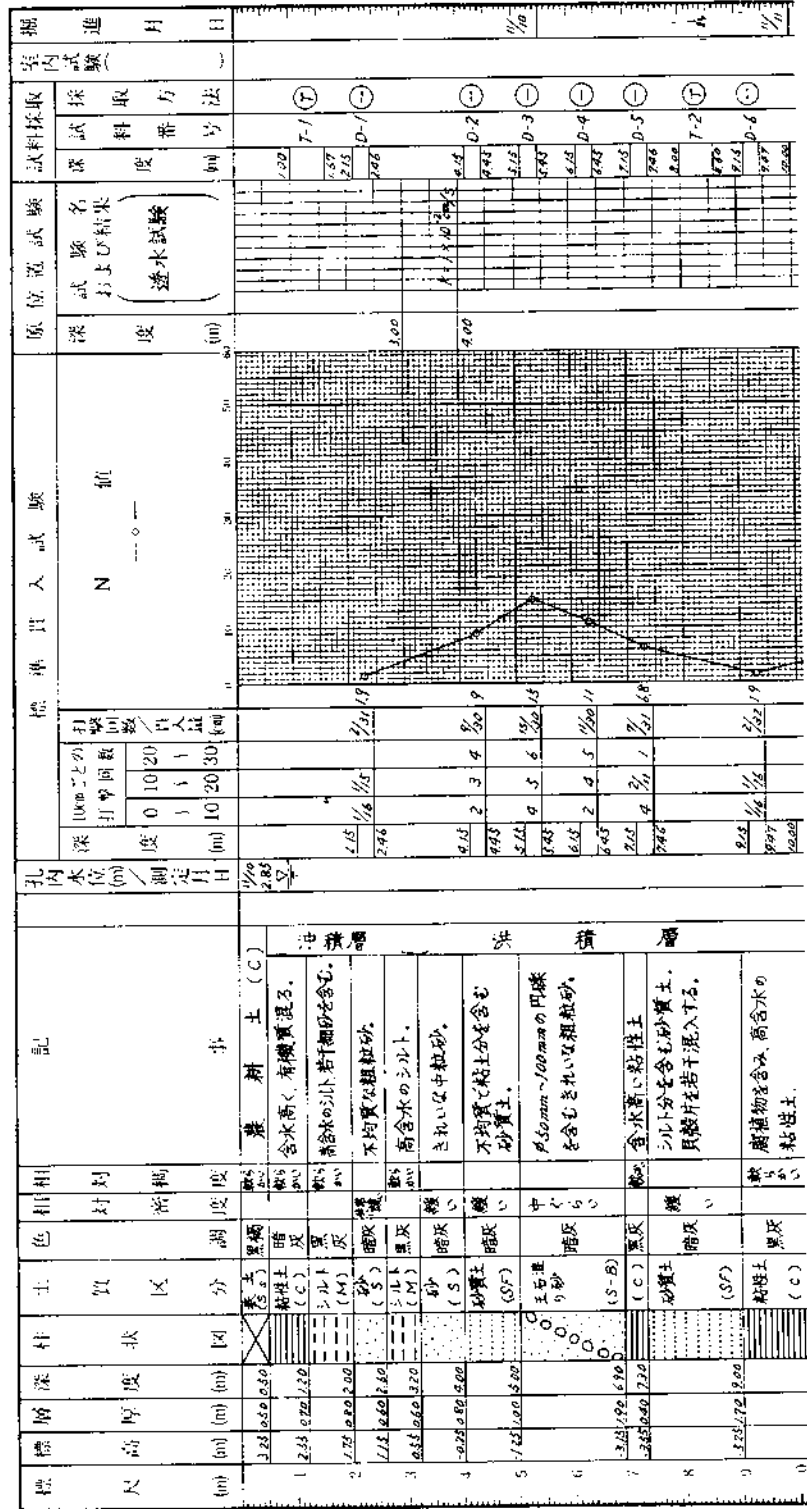


図3.8 土質ボーリング柱状図例(2)

IV. コアの取扱い、保管

ここでは、岩盤ボーリングにおけるコアの取り扱い、保管法について一般的な基準を示すものであり、調査の目的等によってこれにより難しい場合はこの限りでない。

岩盤ボーリングコアはφ50mmで採取されることが多いので、以下に示すのは、φ50mmの例である。その他の大きさのものは、寸法、重量等を考慮して、φ50mmの場合を準用する。また土質ボーリングについても、以下に述べるもので、適用できるものは準用する。

1. コア箱

(1) コア箱は、内寸法で長さ100cm以上とし、長さ100cmのコア5本を収納できるものとする。

(2) コア箱の記載は耐水性のインク、ペイント等を用い次のようにする（図4.1参照）。

① 箱の側面

ボーリング名、コア箱番号、区間深度を記入する。

② コア箱の縁板および深度記入板

コア箱の縁板にコア箱の内寸法を10等分した目盛を入れる。深度記入板には1掘進長ごとの掘進深度を記入する。また、岩石試験等に利用するために、コアを抜き取ったときは、深度記入板を入れそのコア深度とサンプル番号を表示する。

③ 仕切板

コア箱の内寸法を10等分した目盛を入れる。

(3) 材質その他

① 材質は、合板またはプラスチック製とし、金具等も含め十分強度を有するものとする。

② コア箱の両端側面に、木片または掘り込み等を設けて取っ手を付ける。

③ コア箱のフタは、フタとコアとのすき間を小さくするため、箱状でなく一枚板とするのが望ましい。

2. コア採取とコアの収納

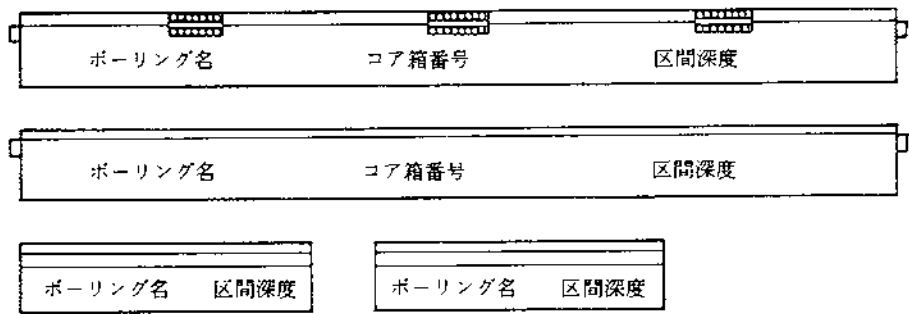
(1) 掘進、コア採取にあたっては、慎重を期し、コアの破損、変形を防ぎ、採取率の向上を計る。

(2) コアチューブよりサンプルを出すときは、長いといにあげ、正しく配列したのちコア箱に収納する。このとき、コアチューブをたたいたりコアを折ったりして、破損をしないようにする。

(3) 連続コアでコア箱に収納できないものは、電動カッターで切断して入れる。コアをハンマーでたたき割ると、周辺部までコアが痛み、コア観察を誤らせる原因となりかねないからである。

(4) コアチューブ引き上げごとに深度記入板を入れ、引き上げ単位を明示しておく。深度記入板は、釘で仕切板に固定しておく。

① 側 面



② コア箱縁板、仕切板および深度記入板

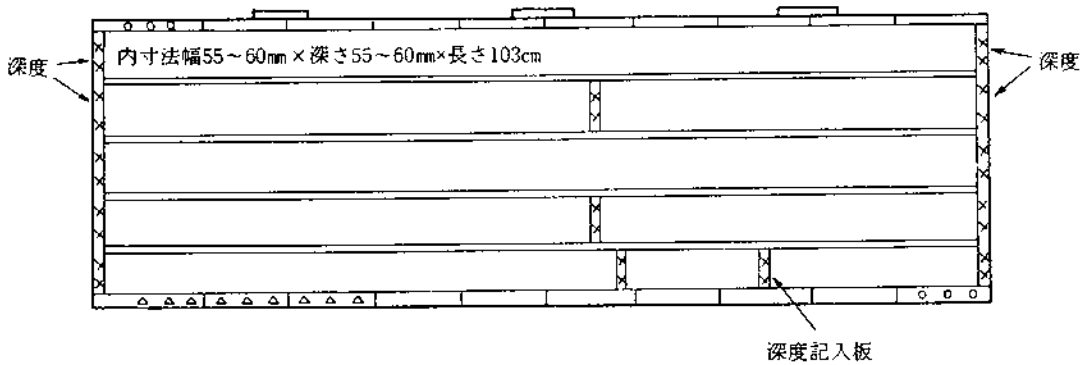


図 4. 1 コア箱記入例

- (5) スレーキングを生じるような軟岩で、室内試験等に供する必要があるときは塩化ビニールまたはアクリルチューブ等に入れ、ビニール袋に封入するなどの処置が必要である。

3. コア写真

- (1) コア写真は、コア収納後できるだけ速やかに撮影する。そのとき、コアは湿潤状態でコア面に垂直方向とし、カラーチャートを添え好ましい露出条件とする。
- (2) コア写真は、例えば図4.2のように、コア写真の縮尺に合うように電子複写等で縮尺を調整した柱状図の一部に貼付すると、コア状況と記載との対比ができ便利である。

4. コアの保管

なお、事業、工事等の性格によっては、地質調査は長期にわたり、また施工、管理段階においても調査の再検討の必要性が出て来る場合もある。このようなことから、各々の事業、工事等の性格を考慮した上で、発注者はコアの保管を行う必要がある。コア箱は湿気等で老朽したりしないよう、また必要に応じて容易に取り出し、観察できるよう、棚などを使って倉庫等に保管しておくのが望ましい。

61	片状凝灰岩	鏡面をもともなう微細な分層面が、層状的に発達する。方解石の細脈をとも密着した節理のみられる。	④
62	片状凝灰岩	角状の破砕部(節理密集部)	④
63	片状凝灰岩	角状の破砕部(節理密集部)	④
64	片状凝灰岩	角状の破砕部(節理密集部)	④
65	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④
66	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④
67	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④
68	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④
69	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④
70	塊状凝灰岩	岩片としては硬い。雁行状の白色方解石細脈をとも密着した節理のみられる。コア部で分離した節理で方解石細脈をともなうものは本来密着していたものである。	④

— 176 —

V. ボーリングコアの見方

ここでは、特に岩盤ボーリングのコアの見方について述べる。

岩盤の調査方法としては、視覚的には踏査（マッピング）とボーリングコアの観察、物理的には各種の検層や探査、さらに各種の室内試験等がある。踏査と並行して顕微鏡観察が用いられることも少なくない。

昔からある、こうした定型化した調査が依然として問題にされるのは、主として次のような理由によるものであろう。

- a. 地質学の調査のあり方と土木地質学の調査のあり方が異なっており、地質調査に従事する技術者が合目的な調査を行うべく十分に訓練されていないこと。
- b. 土木地質学上の区分が必ずしも岩石学上の区分と一致しないこと。
- c. 構造物（堤体など）を支持する岩盤として、応力や水頭などの場の変化に対する挙動の予測に当たって、岩盤の状況を示すさまざまな指標をどのように見出し、記載するかがハードウェアとして明確になっていないこと。
- d. さまざまな情報を総合的に判断するに足るだけの詳細な記載を行うだけの余裕が無く（スペースの点からもマンパワーの点からも）、調査のかなり早い時点から情報の簡略化（取捨選択）が必ずしも意図的でなく行われていること。
- e. その結果として、皮肉にも、最終的な判断の材料の一部が欠落しているデータから調査の結論が生まれるという事態が生じかねないこと。

現今行われている岩盤の調査では、ボーリングを中心として観察的な手法が構成されており、この成果に基づいて各種の実験や試験が行われることが多いので、ここではボーリングコアの観察のあり方を再度見直すとともに、望ましい方向について触れてみたい。

1. コアの観察

構造物は地盤条件の良好なところに作られなければならないが、現今そのような箇所を得ることは容易でなく、ボーリングの重要度は今度とも更に増大するものと思われる。

ボーリングの結果は、まずフォアマンの記録（岩質、コアの状況、掘進速度、逸水、湧水、トラブル等）に基づいて、コアの観察を通じて取りまとめられる。また、技術者それぞれの見方、各種の指標の取り上げ方によって結果が異なり、同一社内であっても他人の柱状図が使えない（あるいは少なくともコアの見直しをしなければならない）というのが実情である。

柱状図はこの結果の総括であり、得られた情報のすべてを網羅して記載することは事実上困難であるから、この間に行われる取捨選択の適否が本質的かつ直接的に地質図の良否を左右することになる。現在では、地質条件の最終的な（あるいはこれに近い状況の）判断を下す指導・監督の立場にある者（主任技術者あるいは発注者側の責任者、場合によっては研究所等の顧問技術者）が一々コアを見て記載項目を確認するような余裕はなく、柱状図はおろか、断面図上での解釈ぐらいにまで立ち入って詳細な検討をするのがせいぜいである。従って、柱状図に誤った情報や見落とし・書き落としがあるということは致命的な欠陥となって最後までデバックされずに残るという危険を内包している。

1-1 記載の中味と検討 —地質情報—

調査対象地区の地表踏査によって、ボーリング中に遭遇すると考えられる岩石の種類や層序上の位置は、概略として把握されており、それを基本にしてコアの観察を行うことになる。

記載事項の内容は、各種の文献に見られるようにほぼ同じ内容であって、項目自体についての議論はない。

ただ、ボーリングによって得られた材料そのものの記載（生データ）と、これを判定、区分した記載（加工データ、あるいは観察者の意志というバイアスの加わったデータ）との区別が明確でないことが多く、これに区分、判定の根拠の明確でない記載が混入しており、このことが前に述べたような他人の柱状図が使えないということの原因となっているのであろう。

これは地表踏査でも同じことであり、現地で露頭で確認した岩相や破碎帯等と、図学あるいは一定の思想の

もとに存在を推定したものとを区別しなければならないのと同様である。岩盤としての判定に必要な区分や、評価する際の基準については次項で述べる。

A. 掘削条件に関する記載

- ① 孔 径
- ② ビットの種類
- ③ 送水圧および送水量
- ④ 漏水量および湧水量
- ⑤ 給 圧
- ⑥ 掘進速度
- ⑦ トラブルの有無および処置

これらは主としてフォアマンの野帳から転記するものであって、直接的に地質を表示するものではなく、どちらかといえば後出の岩盤情報に関連するところが多いと思われるが、生データの最も基本となるものであって、コアの状況の好ましくない箇所に関連して岩盤を推定する上で重要な意味をもつほか、工事に当たっての施工法の基本方針を立てる上にも有用である。

B. 岩石に関する記載

① 岩石名、地層名

岩石名は、採取した試料を、主として肉眼鑑定によって決定して付けているが、地層名としての岩石名は、地質学的に包括的に付されていることが多く、局地的な岩相の変化までは考えていることはないので、調査対象地区に合った名称を選ばなければならない。特に破碎や変質が選択的に行われている場合や、特定の層準に弱所が偏在する場合などは、それらが明確に分かるように名称を付すことが必要である。また、火砕岩のように、斑晶と石基とから成る火山岩の特徴を示すものと、粒状の凝灰岩が混在し、これに脈岩状の貫入を伴ったりする場合は、地質学では火砕質（あるいは火山岩）コンプレックスとして処理してよいが、土土地質学ではこれらの差が工学的性質や透水性に影響していることが多く、詳細な岩石の区分や、そのための顕微鏡観察が不可欠な事例が増えてきている。反面、徒らに地質図を飾ったとしか思えない岩石区分も散見されるので、必要かつ落ちのないように鉱物学的特徴と岩石学的特徴を把握し、区別することが必要である。例えば、有色鉱物の変質に対する鋭敏性、岩石の硬さと鉱物粒子との関係といった項目が、その調査対象地区で関係づけられるとすれば、いわゆる岩石学的な記載などよりずっと有効な指標となる。

表層堆積物についてもこれに準じて記載することになるが、目的によっては、ほとんど触れられないものから、かなり詳しく記載するものまで差があるが、地すべりや崩壊を対象とする調査を除けば、一般にはボーリングコアの記載よりはむしろ現地の踏査によってその性状を知ることが多く、ボーリングでは深さのみが重視されることが多い。

② 色 調

③ 岩相変化とその記載

調査対象地区に分布する（複数の）岩石にそれぞれ前述のように命名して、その標準的なものを定義付けと共に記載し、典型的な（岩石として典型的ではなく、この調査対象地区の岩石の典型という意味で）ものから外れるものがあればその程度と内容を記載する。これは統計という偏差の記載であり、統計の基本はこの偏差の記載と分析にあることから分るように、岩石の記載の真髄である。記載が漫然とじてしている印象を受ける柱状図は、実はこの点に関して腰が据わっていないためにそのような結果を生んだのだと考えて差し支えない。例えば、ある調査対象地区で自分が「凝灰角礫岩」とよんだものは、実体としてどのような岩石であり、その調査対象地区で見られるさまざまな岩相の違いが、鉱物学的・岩石学的にそれからどの位外れているかを認識して整理すべきであって、岩石名、すなわちそれが意味する岩相には幅があるという本質的な性格の蔭に隠れて、実は岩石をよく見ていなかったなどということのないように

することが肝要である。それには付加的な性質をどのように要領よく記載するかという一語に尽きる。

④ 簡単な物理的性質

密度の大小、硬さ、韌性、といった岩片についての性質、すなわち後述する劣化作用を受けない堅硬な部分の岩石そのもの（前項の典型的な岩石）の性質と、サイトで見られる劣化の程度と分布とを明らかにすることであって、これを基準に後述の岩盤としての性質を解析してゆくことになる。

⑤ 岩石の劣化因子

ア. 割れ目

岩石と岩盤の違いのうちで最大のものはこの割れ目であるが、この負の性質をもつ因子の記載を、岩盤としての強度がわかるように行うことは実は非常に難しい。一般には、岩石としての記載のときにコアの大きさなどの形状として表現していることが多いが、後述の岩盤区分等に関して用いる必要があるときには、別途分かりやすく割れ目の分布を表記するのが望ましい。節理は方向性をもつものであるが、コアで三次元的な方位を知ることは不可能であるにしても、節理の組合せ（1組しかないのか、2～3組みが網状に交叉しているのか）ぐらいは分かるので、そのような状況であれば表現しておかなければならない。

割れ目の壁面の充填物についても、できるだけ節理の組合せと関連づけて記載しておくことが必要である。

イ. 変質および風化変質および風化の程度、変質および風化作用の性格、変質・風化鉱物および（あるいは）初生鉱物との関連、特に粘土鉱物学上の記載。

ウ. 風 化

風化の程度、風化生成鉱物等の記載。

エ. コアの形状および採取不能箇所の明記

一般にはコア採取率と最大コア長、コアの形状を明示する方法がとられており、コアの形状については、棒状、岩片状、礫状、砂状、粘土状、コア採取不能、というようにに区別する。これらはコアバレルを回収するたびに記載することを原則とし、R Q Dやルジオン値を一定の長さ毎に定期的に記載するのとは本来別の整理をする必要がある。また、コアにならない箇所を柱状図およびコア箱の中ではっきりさせていない事例が非常に多い。さらにコア採取率はその付近の平均的な値としてしか得られず、割れ目や破碎の著しい箇所については、特にフォアマンによる記載が大まかで役に立たないことが多い。コア採取率が低いあるいはコアが採取できないということも情報の1つであるから、その原因が何であるかをフォアマンとの意志の疎通を充分にして確認し、柱状図あるいは注釈として残しておかなければならない。

特に岩盤の透水性が問題となるところでは、ルジオン試験はもちろん必要であるが、空洞、開口クラックなどの情報は欠かすことのできない要因である。コア箱にスライムを入れて柱状図には何の注記もないのはよくない。また、コアの採取率が例えば70%であったとしても、1 mの掘進長の間に70cmのコアが連続して採取できた（特定のところに空洞があった）のか、粉碎して上がってきたものが70cm分しかなかった（このような例のときは横坑などで観察しないと実情を正しく把握するのは難しい）のかでは、その後の調査の方向が違うこともあるので、今後はフォアマンのメモも何らかの形で資料として準備できるような体制をとることが望ましい。

⑥ 柱状図にまとめる際の見落とし

柱状図にはコアを見たときに書き留めたメモのすべてが書き込めるわけではないから、略記号化簡略化、省略が必要となる。このとき、不注意にあるいは判断の誤りから外してしまった事項は、見直しで拾い上げられるとはあるにしても、かなり後の段階での手数のかかる作業となるし、大抵は柱状図と代表的なコアの議論や、地質事象の解釈の議論の中には入ってこないことが多い。特に掘進中のデータは全くといっていいほど見直しされることはないので、手戻りの生じないよう、必要最小限の簡略化に止める努力が必

要で、1本の柱状図に収まらなければ欄を広げたり、縮尺の異なる別図を作ったりする努力を惜しんではならない。

1-2 記載の中味と検討 - 岩盤の構成因子としての判断 -

前項の地質情報は、柱状図として表現し、断面図を作成し、踏査のときに作成した平面図や断面図と合わせて地質学的解釈を行って、サイトの全体像を明らかにするためのものである。地質学上の図面を作成する際には、岩相、構造などの情報を用いて、作業仮説をたてて進めてゆくわけであるが、細かい内容を記入した柱状図があっても、その内の勘どころとなる情報が頭に入らないまま、破碎帯を単純につないだり、岩石名のみを見て対比したりしている例は意外に多い。

岩石や岩盤の持つ性質を定量化しようという試みはすでに以前から行われてきているが、それには地質学的な区分を確立することが第一であり、これを抜きにして岩級区分を行っている例が多い。地質の区分と工学的性質の区分とは、もともと立場が違う以上、一致するということではなく、補間的な性格付けを持たせることが必要となる。例えば、地質条件が単純で一種類の岩石から構成されているサイトでは、地質の差は表には出ず、もっぱら物性の差が岩級を分ける上での指標となる（断層や変質帯の分布は地質に左右されるけれども、それは明らかにされているとして）のに対し、生成年代を異にする多くの種類の岩石から構成されているときには、まず地質学的な解釈をはっきりさせた図面が必要で、それぞれの岩石について区分を行った後に改めて総合的な判断による区分を行うという段階をふまなければならない。ここに示すパラメータやカテゴリーの区分は、どうしても数値で表わされるものや、第一次のデータとして目に見えるものを頼りにすることになるので、いま述べたところの地質の解釈をはっきりさせなくとも区分ができないということにはならないので、安易な区分が行なわれる原因にもなっている。言い換えれば、区分の境界に当たる数値や用語は、後にも述べるとおり、対象となる構造物の種類や目的によって変わり得るものであることを充分に理解しておくことが必要であって、既存の「……による区分法」を無定見にあてただけでは区分にならないことは言うまでもない。

A. 岩石の硬さ、割れ目の頻度等の単一的パラメータ

これには、Coates (1964)、Deere et Miller (1966)、Bieniawski (1974) 等が行った岩石の硬さによる区分、Franklin et al. (1972) が判断要素の1つとしている点荷強度があり、表5.1はその例であるが、すべてのボーリングコアについてこのような試験を行っているわけではないので、本書では表2.2のような区分としている。

表5.1 一軸圧縮強度による岩質区分の例

(a) Coates (1964) による区分

特に弱い (very weak)	35N/mm ² 以下
弱い (weak)	35 ～ 70
強い (strong)	70 ～ 175
非常に強い (very strong)	175N/mm ² 以上

(b) Deere et Miller (1966) による区分

表 現	一 軸 圧 縮 強 度		記 号
	N/mm ²	P S I	
非常に強い (very high)	>224	>32,000	A
強い (high)	112～224	16,000～32,000	B
普通 (medium)	56～112	8,000～16,000	C
弱い (low)	28～56	4,000～8,000	D
非常に弱い (very low)	28<	4,000<	E

(C) Bieniawski (1974)¹²⁾ による区分

表 現	一軸圧縮強度	点荷重強度
	(MP a)	(M a)
非常に強い (very high)	>200	> 8
強 い (high)	100~200	4 ~ 8
普 通 (medium)	50~100	2 ~ 4
弱 い (low)	25~ 50	1 ~ 2
非常に弱い (very low)	1~ 25	< 1

本書では割れ目の頻度はコア形状で表し柱状図の上で表 2. 5 のように表示することになっている。また、Deere et al. (1970)²⁶⁾ は表 5. 2 のように割れ目の間隔から区分を行っている。古くはDeere et al. (1966)¹⁵⁾ が割れ目の頻度の逆数であるコア長を採用した R Q D を考えて以来、多くの研究が行われている。

表 5. 2 間隔による割れ目の区分²⁶⁾

表 現	割れ目の間隔	岩 盤 の 表 現
非常に広い (very wide)	> 3 m	一体の (solid)
広 い (wide)	1 ~ 3 m	塊状の (massive)
やや狭い (moderately close)	0.3 ~ 1 m	ブロック状 (blocky)
狭 い (close)	50~300mm	／層状 (seamy)
非常に狭い (very close)	50mm	割れた (fractured)
		砕けた (crushed)

B. 岩盤としての指標

割れ目の頻度、状況、変質の程度などを数量化して岩盤としての評価を行う試みは、

- ・対象となる岩盤全体のうちの力学性（あるいは施工性）の分布を定性的に知ろうという目的、
- ・対象となる岩盤の各々の区分の力学性を定量的に知ろうという目的、

の 2 つを意図して進められてきている。

岩盤が本質的に岩石と不連続面とから成っており、岩盤の力学的性質は一義的にはこの 2 つから定義されるほか、劣化状況や不連続面の性質がこれに加味されるものと考え、各々の因子をカテゴリーに分類して総合的に評価する方法が開発されている。

① R Q D

岩盤の状況をボーリングコアから定量的に判断する試みはすでに行われてきており、最初のものは割れ目の頻度あるいは割れ目の間隔をパラメータとするものであり、例えば 1 f t 当たり 1 以下のものは岩盤として良好、4 ~ 6 のものはやや劣るとしている (Deere et al.、1966)¹⁵⁾。

これを進めて、R Q D (Rock Quality Designation) というパラメータが提唱されている。Deere の定義に従えば、4 in (10cm) 以上の長さのコアの和と掘進長との割合を % で表したものであり、図 5. 1 のように示されている。

R Q D も割れ目の頻度も、コアの中にある割れ目に支配されるものであり、すでに岩盤の中にあった割れ目と一緒に掘進中にできた割れ目をも数えることになり、フォアマンの技量によっては低い値がでるおそれがあるが、掘進にできた割れ目を区別して除くことは困難であると述べている。また、R Q D を正確に求めるには、コアは少なくとも直径 50mm 以上で、内管の共回りのないスイベルタイプ・のダブルコアチューブを使うべきであるという意見もある (Bieniawski、1974)¹²⁾ とさらに、割れ目の頻度と個々の割

れ目の密着度との間には関係はないが、一方、岩盤の評価には節理の開口の度合いと節理面との状況が強く影響するので、この点については評価できないことになる。

RQDと割れ目の間隔との関係は図5.2に示してあるが、もともとRQDは塊状岩盤には適用しやすいが、層状岩盤には適用し難く、また、割れ目が著しい方向性をもつ場合はボーリングの方向によって極端に異なった値を与えることにもなるので、一律にRQDだけで岩盤を評価するわけにはゆかない。

② 土研方式

岩石の硬さ、割れ目の間隔、割れ目の状態などをパラメータにしてカテゴリー区分を行い、これらを組み合わせることによって岩盤として評価しようとするものである（岡本・安江、1966）この方によれば、割れ目に関する情報がボーリングコアにと実際の岩盤（例えば横坑や堅坑での観察結果）とでは異なる可能性があるため、ボーリングコアにいきなりこれをあてはめるのは問題があり、横坑などでの判断をも採り入れてカテゴリーを定め、ボーリングコアに引き直して用いるのが望ましい。

この区分の利点は、対象とする調査地点の地質条件の特徴を示す項目を指標に選べること、地点毎、対象（基礎地盤、透水性など）ごとに、特性に応じた分類が出来ることにあるが、その裏返しとして、ある調査地点の区分が必ずしも他の調査地点に適用できるわけではないこと、指標の選び方などを誤ると正しい評価ができないこと、という問題もある。

この方式による区分の例を表5.3に示す。

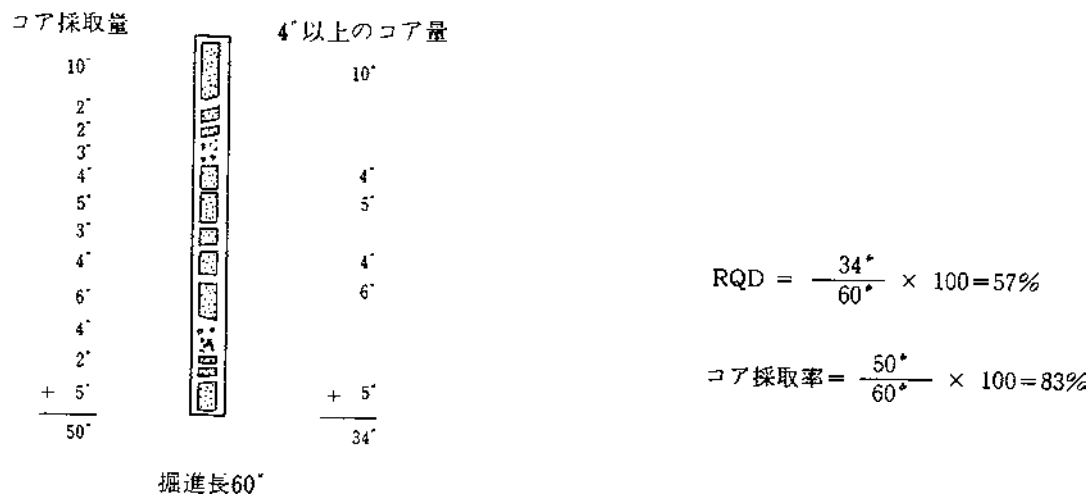


図5.1 コア採取の状況とRQD表示との関係

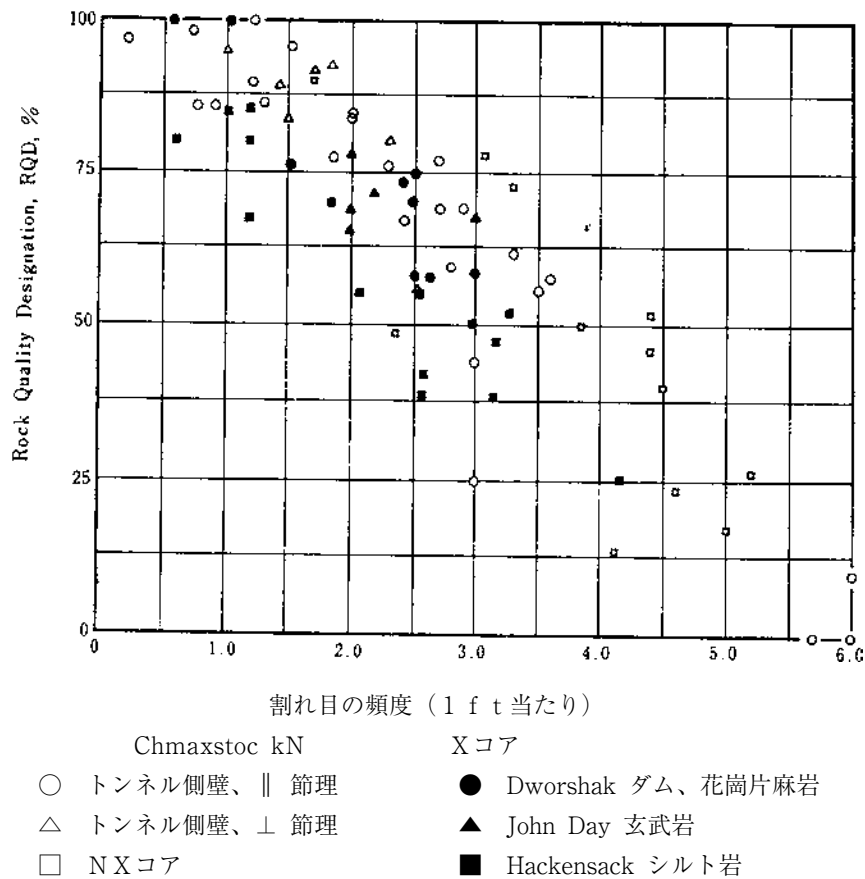


図 5. 2 RQDと割れ目の頻度との関係

表 5. 3 土研方式の岩盤分類

(a) 岩盤の区分基準

(a) 下笠基ダム (花崗岩・安山岩の例)			(b) 裾花ダム (凝灰角礫岩の例)		
区分要素	細区分	内 容	区分要素	細区分	内 容
岩塊の硬さ	A	堅 硬	硬 さ	A	堅 硬
	B	一部堅硬, 一部軟質, 全体にやや軟質		B	中程度あるいは硬軟入り混じる
	C	軟 質		C	軟 質
割れ目の間隔	I	50cm以上	割れ目の間隔	I	50cm以上
	II	50cm～15cm		II	50cm～15cm
	III	15cm以下		III	15cm以下
割れ目の状態	a	密 着	角礫の量比	a	50%以上
	b	開 口 状		b	50～20%
	c	粘土をはさむ		c	20%以下

- [注] 1) ハンマーで火花が出る程度
 2) ハンマーで強打して1回で割れる程度
 3) ハンマーでくずせる程度
 4) ここでの数値は一例であり、現場条件で異なる。
 5) 概算 1 m²中の面積比

(b) 岩盤の評価(下茎ダム)

評価区分	評 価	細 区 分 の 組 合 せ
[A]	良 好	AⅠa、AⅠb、BⅠa、BⅠb
[B]	やや良好	AⅠc、AⅡa、AⅡb、BⅠc、BⅡa、BⅡb、CⅠa
[C]	やや不良	AⅡc、CⅠb、CⅠc、CⅡa、CⅡb
[D]	不 良	残りの組合せ

③ R Q D*

R Q D (Deereetal、1966) は、1 m という長さのボーリングコアの中に含まれる10cmを超えるコアの長さの部分というパラメータで岩盤の性質を表しているのに対して、Priest et Hudson (1976) は割れ目の分布そのものから岩盤の質を表現しようと理論を展開した。彼らは、統計的に見れば割れ目は不規則でポアソン分布をしているものと見なし、次式によってR Q Dを定義した。

$$R Q D_t = 100 \cdot (\lambda t + 1) \quad \dots\dots\dots(3)$$

ここに、 λ : 1 m 当たりの平均不連続面数

t : 岩盤を評価する際の閾値

もし、t にDeereetalによるものと同じ0.1mをとれば、式(3)は次のようになる。

$$R Q D^* = 100 e^{-0.1\lambda} (0.1\lambda + 1) \quad \dots\dots\dots(4)$$

DeereのR Q Dでは良好な岩盤のほとんどが100%近くなるので、閾値を任意にとれる(例えば1m)ことにより、大規模な掘削面を作る場合などの評価は有用であろう。

ただし、この方法は統計理論が基礎となっているだけに、対象区間の長さは λ の少なくとも50倍をとらなければ式そのものが成立せず、例えば平均割れ目間隔が10cmなら5 m以上の区間の岩盤に対して成立する値となり、全体的に岩盤を評価する目的以外の、例えば柱状図上での微視的な表現にはあまり適切ではない。また、ボーリングコアに適用するには、礫状のコアの部分の割れ目が正確に数えられるか、

また数えるとしてどのように数えるかは言及がなく、未解決と言わざるを得ない。ただ、R Q D*を区間的なある種のパラメータとして使うことは不可能ではなく、割れ目が全区間にわたってポアソン分布をしていると割り切れればR Q Dと同様な取扱いをしてもよいということになる。このときは割れ目の数を数えるだけでよいから、手順としては楽であるが、破碎された部分のコアの数え方については定式がない。

2. コアの見方と評価についての問題と展望

これまでに、主として岩石と岩盤の見方について、最近提唱された手法を取り上げながら述べたが、残されている問題に触れながら、あるべき方向について考えてみたい。

2-1 対象による見方の差

岩石と岩盤の区分と判定は、究極的にはサイトの決定から工事の施工法の選択に資するためのものであるから、常にこれらの目的とするところがどこにあるかを意識したものでなければならない。また、トンネルの場合のように、岩盤区分がそのまま施工法から積算にはねかえるものや、ダムの場合のように、サイトの決定のための岩盤の総合評価から、そのサイトの問題点の指摘にとどまり、積算までには間や差があるものまでを、一律に扱うことは必ずしも適切とは言えない。言い換えれば、対象によって評価基準を変えなければならない。ボーリングコアや岩盤の調査で、これらのすべてを意図した記載を行うことは、初めに述べたように事実上不可能に近いから、比較的早い段階から対象を絞り込んでおくことが必要となろう。例えば、ダムサイトの選定、不良岩盤対策、透水性の改良、設計のための基礎の評価、原石山の評価という多くの局面があり、集めるべき生データは同じものであっても、問題となる点と問題の重さが異なっているから、観察と判定の結果の表現は、当然のことながら変えなければならない。すなわち、最もクリティカルな検討項目から順次クリティカルでないものへ向けて、重み付けが必要となってくる。原石山の岩石区分もダムサイトの岩盤区分もすべて電研

方式（田中の方法）で片付けている事例が多いためには遺憾ながら事実である。また、対象となる評価項目によっては意図的に判定基準を変更して評価を行う事をも採り入れてゆくことが必要である。特に原石山の区分は、発破、リッピング、破碎という、地質技術者にとって経験の浅い分野であり、早急にこうした技術とのリンクを作ることが望まれる。実際面から見ても、材料プラントのメーカー（機械業者）は、横坑などから採取した僅か1～2 m³の試料から破碎プラントの設計を行うので、本格的に掘削が始まったときに条件が違って手戻りを生じた例も少なくないので、地質の方から一歩進んで積極的な情報を提供するように努めなければならない。

ただし、判定や区分の基準を、対象を変えて何通りも作っておくことは、いたずらに煩雑になるばかりで得策とは思えないから、担当技術者がそれぞれの場で役に立つ判定ができるようにするためには、どのような項目をどういうところで区分すればよいかという問題を常に意識しており、それに対する解答を出せるように訓練されていなければならないであろう。

2-2 コアの観察、判定の問題と今後の問題

これまでに述べたとおり、現在一般に（最も普通に、あるいは特定の項目に目的を絞込んだ調査の場合を別にして）行われているコアの観察は、必ずしも満足のゆくものではない。ここでは、今後解決してゆく必要のある問題とその方向について、述べてみることにする。

A. 地層名（地質学的区分による名称）を付けることの是非

地層名はその地方に分布する地層（層序あるいは地史学的に扱う場合の火成岩を含む）の年代学的な位置を示すものであるから、年代の異なる、あるいは層序単元の異なる岩石が同時に分布するときには、岩石名だけで表示することより有効であるが、あるサイトで得られた物性値が同じ地層名のつく他のサイトの岩石と同じととられる危険もある。本来、地層名は、広域的調査の成果（資料として入手することが多い）を、狭いサイトにおける岩石の分布上の特性を知る上で利用するものであるから、地質単元が明らかになった時点ではその使用を再考しなければならない性質のものである。よくサイトで「〇〇層は固いが××層は軟らかい」という言い方をするが、これはどちらも岩石名からは同じもののしか分布しないときには許されようが、岩石として異なったものが存在するときには調査地点で決めた岩石名を使うほうが正しい表現ができる。蓋し、地層名はその調査地点を含むもっと広い範囲での地質単元の時間的前後関係や相互作用の有無を予め明らかにするために使う語であり、物性の違いを表わすための用語ではない。また、地層名で物を言うと、ただでさえ観念的な地質表現が一層観念的になる傾向があるので、地質学的区分と工学的区分を混同するような表現は避けるべきであろう。

B. 複雑な地質条件の調査地点が増えてきたこと

地質条件の良好な調査地点は比較的単純な地質構成であって、せいぜい2～3種の岩石（地質単元）が単純な相互関係をもって分布しており、破碎帯等の構造線も数少なく、かつ明瞭に追跡ができるものであった。地質単元が多く複雑な調査地点は、それだけ地質環境の混み入ったところで形成されたもので、その分だけ条件も良くないことが多い。このような調査地点では詳細な岩相や構造の対比が必要で、岩相や小規模な断層を詳しく記載して細区分を行う。これを改めて大きくまとめて構造を明らかにし、明快に地質単元を表示することが最も重要である。それは大構造を明らかにしなければならないこともあり、断層の条線の解析によって明らかになることもある。しかし、こうした小構造の持つ意味を十分に検討し理解しないで地質のストーリーを作って、漫然とそれに合わせた解釈も多く例えば小断層の方位を見て断層の方向を求め、それを使って岩盤の中の割れ目の方向性を想定して、そのまま設計に進んで、構造物から地盤にかかる剪断応力について検討をしているような、実証のない仮定に基いたレポートが少なくない。

C. 数量あるいは物性値にこだわりすぎること

物理検層、孔内原位試験など、ボーリング孔を利用して物理量を求める技術は、最近になって著しく進歩し、これらの値を解釈・加工して直接に岩盤の工学的性質に言及する例が増えている。また、コアの採取が困難あるいは破片状のコアしか得られないときにはボアホールテレビを利用するなど、近代機器を使った

調査成果が多い。また、コアを採取してもRQDで記載を済ませ、割れ目の分布、方向性、切り合いの新旧、割れ目の中の物質などを詳しく観察していない柱状図が増えてきている。岩盤区分法はRQDを重視しているものが多いが、マスとして岩盤を見るとときに割れ目は重要な意味をもっているものの、RQDほど直截的に解釈も表現もできないうえ、多少の見落としがあってもそれが設計・施工にそのままクリティカルに反映するものでもないのが岩盤の特徴でもあるので、これを等閑視してしまうことにもなるのだが、今後は割れ目を定量的な岩盤表示に生かせるように研究を進めることも重要である。

D. ボーリングの技術が向上していること

ボーリングの技術は最近目立って向上している。もちろん、フォアマン1人1人のことであるから、上手下手のばらつきは大きい、不良岩盤であっても、すでに数本のボーリングでそのサイトの岩盤の癖を会得したフォアマンが注意深く掘削すれば、初めはスライムしか上がらなかったものが、ほとんど100%近いコア採取率をあげることは普通のことであり、コアの採取を良くすることがまず第一に必要である。

また、ダブルコアチューブの内側に薄いビニール製の筒を装着することによってコア詰まりをなくして、割れ目の非常に多いコアを原形に近い形で採取する技術も開発されている。あるいは、76mmではコアが破片状でしか得られなかったときに、同じフォアマンに116mmで掘らせたところ、ほとんど乱れていないコアを100%近く上げたこともあり、こうした新しい試みや大口径ボーリングの利用などによって、コア観察の実を挙げるのが大切である。このようにすれば、岩相変化の境界がわからないなどという柱状図は出てなくなり、断面図や解釈がはるかに精度の高い、信頼性の置けるものとなる。要は、コア採取率が高められたときに、地質技術者がそこからどれだけのものを読み取れるかという問題に帰着することになり、再三述べているように、詳細な記載と特徴の摘出という能力をいかに涵養するかという点に立ち帰ることに他ならない。

E. 変質の状況が重要な因子となってきていること

特にグリーンタフ地域のように、調査地点で遭遇する岩盤が変質作用を受けているときは、岩盤が不規則な劣化が生じており、変質の程度、分布、岩盤に与える悪影響を評価しておく必要がある。変成等用は主として鉱業や窯業に関連する分野で研究されているが、われわれが現場で遭遇するものは変質の程度が低く、その方面の関心をひくようなものではない。このため、鉱業や窯業の関係者の知識を直接援用することは困難であるが、変質鉱物や変質の程度の組み合わせを詳細に記載しておくことによって、ボーリングが数多くなってきたから慌てて見直すことのないように予め備えることができる。変質鉱物はさほど数多いわけでもなく、変質の仕方も類型化が可能であるが、鉱物学の知識は一段と重要になる。少なくとも変質がみとめられる調査地点では顕微鏡観察によって鉱物種とその賦存の状況を把握し、必要に応じてX線解析などのデータを使って初生鉱物と変質鉱物との関係を明らかにしておく努力が必要である。

F. コア観察図の作成

コア箱に収納されたコアを、野帳を手に観察し、それを柱状図にまとめるのがこれまでの一般的なやり方であった。これは全体として良好な岩盤(Bクラス程度以上)の中の不良箇所を記録し、その方向性や力学的な挙動の予測に用いることを目的としたものであって、あたかも電研方式の岩盤区分が実はCmmクラス以上の岩盤の記載に向いていることと同様な性質をもっている。従って、最近のように、Cクラスの岩盤が主体となるサイトでは、従来のような欠点の拾い出しという形のコアの記載では不足であり、落ちのないコア観察をするために必要な種のメモ(野帳と柱状図の中間のもの)を作成することが、解釈に必要な重要なポイントの見落としや、それに起因する手戻りをなくすために要求されることになる。そのためには、既に行われているようなコア写真の添付だけではなく、柱状図の中にコアの割れ目の状況のみを拾ってスケッチしたり、粘土化した部分や風化部分の状況を図式化して表示を行ったりする、といった方法も使われている。コア観察表を作成し、最低限度必要とされる項目を落ちなく見ることと、観察者によって結果が違ってくのをなくすことができる。

これを更に進めて、統一的なコア観察の基準の必要性を主張する人もあるが、これを強調するとともに

属地性と個別性の強い局地的な地質調査には統一基準は馴染まないとする見方もでてくる。

しかし、柱状図にまとめるに当たって必要な項目をリストアップし、それを観察者がどのように判定して記録し、あるいは記載しなかったかを明らかにしておかなければ、冒頭に述べたように、コア箱をすべて抜けて最初から見直すところまで戻らなければならない(ある箇所の記載のあいまいなところを確かめようとするれば、結局全部のコアを見直すことになってしまうことが往々にして起きている)。記載にあたって、事実の記述と解釈というバイアスをできるだけ分けておけば、後になって別に新しい指標を利用して見直そうとするときにも、以前の記載と交錯するようなことは防げるだろう。現在見られる柱状図には、実はコアを見ながらでないと使えないといったものが非常に多い。

3. ま と め

ボーリングコアの記載も、地質調査のマッピングも、本質的には同じ行為であるが、対象の大きさ、三次元的な位置などに差異がある。特に岩相の横への変化をボーリングコアから読み取ることは難しい。また、地質の考え方が原則として下位→上位と物を見る(層序としても、1つの岩体としても)のに対し、ボーリングでそのような調査を行うのは一般に得策ではないし、経費の面からも行われにくいことが多い。したがって、ボーリングコアを見る以前に必須のこととして、周辺の地表踏査を行って、岩相変化、中構造等を把握しておくことが挙げられる。地表踏査では、地質図を作るというより露頭の状況の詳細な記載を行い、それをボーリング柱状図に結びつけて、断面図を作るための資料を得ることを目的として行うべきであり、別途業務として作成された既存の地質図や断面図に安易にあてはめてはならない。

岩盤を表示するさまざまなパラメータは、ダムの基礎岩盤をとってみれば、工事のときの諸数値との関連がつかめないものが未だに多く(例えばRQDとルジオン値とセメント注入量)、トンネルの場合のように設計数値と直接に結びつかないので、岩盤としての区分やコアの記載もそこまで詳しくは行われていない。今後の方向として、工事に直結する表現を要求されることになるのか、正確な地質状況を把握するための表現を目的とするのか、といった2通りの方向が考えられるが、少なくともコアの記載に当たっては後者を志向すべきであろう。前者はさらに地質の解析を経て作成されるべきものであって、解釈の要素がさらに重みを増すものと思われる。いずれにしても、最近見られるような事実と解釈の混在した記載や、自分だけにしかわからない注釈的な記載をなくすることが第1である。

VI. 参考文献

- 1) 建設省土木研究所地質研究室編：ボーリング調査の現状と問題第18回地質担当者会議資料土木研究所満料2221号昭和60年3月
- 2) 建設省土木研究所地質研究室編：指針基準等の検討“ボーリング”第19回地質担当者会議資料土木研究所資料2326号昭和61年3月
- 3) 建設省土木研究所地質研究室：ボーリング柱状図作成要領(案)土木研究所資料2389号昭和61年6月
- 4) 建設省大臣官房技術調査室、建設省土木研究所：ボーリング柱状図作成要領(案)昭和61年8月
- 5) 技術管理業務連絡会建設技術情報部会編：地質調査資料整理要領(案)建設省昭和61年9月
- 6) 日本建設情報総合センター編：地質調査資料整理要領(案)解説書昭和61年11月
- 7) 土木学会編(1977)：ダムの地質調査
- 8) 全国地質調査業協会連合会(編)(1983)：ボーリングポケットブック、オーム社
- 9) 益富寿之助：原色岩石図鑑保育社
- 10) 柴田秀賢、須藤俊男：原色鉱物岩石検索図鑑北隆館
- 11) 三木幸蔵、古谷正和：土木技術者のための岩石・岩盤図鑑鹿島出版会
- 12) Bieniawski, Z. T (1974) : Geomechanical classification of rock masses and its application in tunnelling. Proc. of 3rd Intr. Congr. of Rock Mechanics. Vol.2, part A, pp. 27-32.
- 13) I. A. E. G. Comm. on Engineering Geological Mapping (1981) : Rock and soil description and classification for engineering geological mapping. Bull. I. A. E. Gkno. 28, pp. 235-274.
- 14) I. S. R. M. Comm. on Testing Methods (1978) : Suggested Methods for the Quantitative Description of Discontinuities in Rock Masses. International Journ. of Rock Mechanics and Mining Sciences & Geomechanics Abstracts. Vol.15, No.6 PP. 319-368.
- 15) Deere, D. U. et Miller, R. P. (1966) : Engineering classification and index properties for intact rock. Rep. A. W. F. L. TR-65-116, A. F. Weap. Libr.
- 16) 日本応用地質学会編(1984)：岩盤分類、応用地質特別号
- 17) 国土開発技術研究センター編：ルジオンテスト技術指針昭和59年6月
- 18) 菅原捷(1980)：柱状図は訴える、4. 硬い地盤における柱状図、土と基礎、vol. 28、vol. 6、pp. 87-94、土質工学会
- 19) 土質工学会編：土質試験法
- 20) 長瀬迪夫(1986)：土質判別に関する実態調査結果－現場判定と日本統一土質分類との対応状況－、地質と調査、第3号
- 21) 土質工学会編：土質調査法
- 22) 日本道路協会編：道路土工－土質調査指針昭和61年11月
- 23) 日本道路協会編：道路土工－のり面工・斜面安定工指針昭和61年11月
- 24) Coates, D. F. (1964) : Classification of rocks for rock mechanics. Rock Mech. and Min. Sci., vol.1, pp. 421-429.
- 25) Franklin, J. A., Broch E. and Walton, G (1972) : Logging the mechanical Character of rock. Trans. Inst. Min. Met. (GB), 80, A1-A9.
- 26) Deere, D. U., Peck, R. B., Parker, H. W., and Monsees, J. E. (1970) : Design of tunnel support systems. Highway Research Record, No. 339, pp. 26-33.
- 27) 岡本隆一、安江朝光(1966)：ダムサイトにおける岩盤区分の試み－矢作ダムサイトの例－、土木技術資料

土木設計業務等共通仕様書

設
計

土木設計業務等共通仕様書

第1編 共通編	209
第1章 総則	209
第2章 設計業務等一般	223
第2編 河川編	229
第3編 海岸編	305
第4編 砂防及び地すべり対策編	345
第5編 ダム編	429
第6編 道路編	539
別添資料	
主要技術基準及び参考図書	694
設計報告書要領	710

目 次

第1編 共 通 編

第1章 総 則	209
第1101条 適 用	209
第1102条 用語の定義	209
第1103条 受発注者の責務	210
第1104条 業務の着手	211
第1105条 設計図書の支給及び点検	211
第1106条 監 督 員	211
第1107条 管理技術者	211
第1108条 照査技術者及び照査の実施	211
第1109条 担当技術者	212
第1110条 提 出 書 類	212
第1111条 打 合 せ 等	213
第1112条 業務計画書	213
第1113条 資料の貸与及び返却	214
第1114条 関係官公庁への手続き等	214
第1115条 地元関係者との交渉等	214
第1116条 土地への立ち入り等	214
第1117条 成果物の提出	215
第1118条 関連法令及び条例の遵守	215
第1119条 検 査	215
第1120条 修 補	215
第1121条 条件変更等	216
第1122条 契 約 変 更	216
第1123条 履行期間の変更	216
第1124条 一 時 中 止	216
第1125条 発注者の賠償責任	217
第1126条 受注者の賠償責任等	217
第1127条 部 分 使 用	217
第1128条 再 委 託	217
第1129条 成果物の使用等	217
第1130条 守 秘 義 務	218
第1131条 個人情報取扱の取扱い	218
第1132条 安全等の確保	219
第1133条 臨機の措置	220
第1134条 履 行 報 告	220
第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	220
第1136条 低価格入札業務の履行状況調査	220
第1137条 行政情報流出防止対策の強化	220
第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	221
第1139条 保険加入の義務	221
第1140条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））	221
第2章 設計業務等一般	223
第1201条 使用する技術基準等	223

第1202条	現 地 踏 査	223
第1203条	設計業務等の種類	223
第1204条	調査業務の内容	223
第1205条	計画業務の内容	223
第1206条	設計業務の内容	223
第1207条	調査業務の条件	223
第1208条	計画業務の条件	224
第1209条	設計業務の条件	224
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	225
第1211条	設計業務の成果	225
第1212条	環境配慮の条件	226
第1213条	維持管理への配慮	226
第2編 河 川 編		
第1章	河川環境調査	229
第1節	河川環境調査の種類	229
第2101条	河川環境調査の種類	229
第2節	環境影響評価	229
第2102条	環境影響評価の区分	229
第2103条	計画段階配慮書（案）の作成	229
第2104条	方法書（案）の作成	230
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	231
第2106条	調 査	232
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	232
第2108条	準備書（案）の作成	233
第2109条	評価書（案）の作成	233
第2110条	評価書の補正等	234
第3節	河川水辺環境調査	234
第2111条	河川水辺環境調査の区分	234
第2112条	魚 類 調 査	234
第2113条	底生動物調査	235
第2114条	植 物 調 査	236
第2115条	鳥 類 調 査	236
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	236
第2117条	陸上昆虫類等調査	236
第2118条	河川環境基図作成調査	237
第2119条	河川空間利用実態調査	237
第2120条	河川水辺総括資料作成調査	238
第4節	成 果 物	239
第2121条	成 果 物	239
第2章	河川調査・計画	240
第1節	河川調査・計画の種類	240
第2201条	河川調査・計画の種類	240
第2節	洪水痕跡調査	240
第2202条	洪水痕跡調査	240
第3節	計画降雨検討	241
第2203条	計画降雨検討の区分	241
第2204条	ティーセン法による検討	241

第2205条	降雨強度曲線による検討	242
第4節	基本高水・計画高水流量検討	242
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分	242
第2207条	貯留関数法による検討	243
第2208条	準線形貯留型モデルによる検討	244
第2209条	雨量確率手法による検討	245
第2210条	流量確率手法による検討	245
第5節	低水流出解析	246
第2211条	低水流出解析	246
第6節	河道計画	247
第2212条	河道計画	247
第7節	内水処理計画	248
第2213条	内水処理計画	248
第8節	利水計画	250
第2214条	利水計画検討	250
第9節	正常流量検討	252
第2215条	正常流量検討	252
第10節	氾濫水理解析	254
第2216条	氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	254
第11節	総合治水対策調査	255
第2217条	総合治水対策調査	255
第12節	洪水予測システム検討	263
第2218条	洪水予測システム検討	263
第13節	成果物	266
第2219条	成果物	266
第3章	河川構造物設計	267
第1節	河川構造物設計の種類	267
第2301条	河川構造物設計の種類	267
第2節	築堤設計	267
第2302条	築堤設計区分	267
第2303条	築堤予備設計	267
第2304条	築堤詳細設計	269
第3節	護岸設計	271
第2305条	護岸設計の区分	271
第2306条	護岸予備設計	271
第2307条	護岸詳細設計	274
第4節	樋門設計	276
第2308条	樋門設計の区分	276
第2309条	樋門予備設計	276
第2310条	樋門詳細設計	278
第5節	床止め設計	281
第2311条	床止め設計の区分	281
第2312条	床止め予備設計	281
第2313条	床止め詳細設計	283
第6節	堰設計	285
第2314条	堰設計の区分	285
第2315条	堰予備設計	285

第2316条 堰詳細設計	288
第7節 水門設計	292
第2317条 水門設計の区分	292
第2318条 水門予備設計	292
第2319条 水門詳細設計	294
第8節 排水機場設計	296
第2320条 排水機場設計の区分	296
第2321条 排水機場予備設計	296
第2322条 排水機場詳細設計	298
第9節 成果物	301
第2323条 成果物	301

第3編 海 岸 編

第1章 海岸構造物設計	305
第1節 海岸構造物設計の種類	305
第3101条 海岸構造物設計の種類	305
第2節 堤防、護岸設計	305
第3102条 堤防、護岸設計の区分	305
第3103条 堤防、護岸予備設計	305
第3104条 堤防、護岸詳細設計	307
第3節 胸壁設計	309
第3105条 胸壁設計の区分	309
第3106条 胸壁予備設計	309
第3107条 胸壁詳細設計	310
第4節 突堤設計	312
第3108条 突堤設計の区分	312
第3109条 突堤予備設計	312
第3110条 突堤詳細設計	313
第5節 離岸堤設計	315
第3111条 離岸堤設計の区分	315
第3112条 離岸堤予備設計	315
第3113条 離岸堤詳細設計	316
第6節 潜堤・人工リーフ設計	318
第3114条 潜堤・人工リーフ設計の区分	318
第3115条 潜堤・人工リーフ予備設計	318
第3116条 潜堤・人工リーフ詳細設計	319
第7節 消波堤設計	321
第3117条 消波堤設計の区分	321
第3118条 消波堤予備設計	321
第3119条 消波堤詳細設計	322
第8節 津波防波堤設計	323
第3120条 津波防波堤設計の区分	323
第3121条 津波防波堤予備設計	323
第3122条 津波防波堤詳細設計	325
第9節 砂浜設計	326
第3123条 砂浜設計の区分	326
第3124条 砂浜予備設計	326

第3125条	砂浜詳細設計	328
第10節	附帯設備設計	329
第3126条	附帯設備設計の種類	329
第3127条	水門及び樋門設計の区分	329
第3128条	水門及び樋門予備設計	329
第3129条	水門及び樋門詳細設計	331
第3130条	排水機場設計の区分	333
第3131条	排水機場予備設計	333
第3132条	排水機場詳細設計	335
第3133条	陸閘設計の区分	337
第3134条	陸閘予備設計	337
第3135条	陸閘詳細設計	339
第11節	成 果 物	340
第3136条	成 果 物	340

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章	砂防環境調査	345
第1節	砂防環境調査	345
第4101条	砂防環境調査の種類	345
第2節	自然環境調査	345
第4102条	自然環境調査の区分	345
第4103条	魚 類 調 査	345
第4104条	植 物 調 査	346
第4105条	鳥 類 調 査	346
第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	346
第4107条	陸上昆虫類調査	347
第4108条	底生動物調査	347
第3節	景 観 調 査	347
第4109条	景 観 調 査	347
第4節	溪流空間利用実態調査	348
第4110条	溪流空間実態利用調査	348
第5節	成果物及び貸与資料	348
第4111条	成 果 物	348
第4112条	貸 与 資 料	348
第2章	砂防調査・計画	349
第1節	砂防調査・計画	349
第4201条	砂防調査・計画の種類	349
第2節	砂 防 調 査	349
第4202条	砂防調査の区分	349
第4203条	土砂・洪水氾濫対策調査	349
第4204条	土石流対策調査	352
第4205条	流木対策調査	352
第4206条	火山砂防調査	354
第3節	砂 防 計 画	355
第4207条	砂防計画の区分	355
第4208条	土砂・洪水氾濫対策計画	355
第4209条	土石流対策計画	356

第4210条	流木対策計画	357
第4211条	火山砂防計画	358
第4節	成 果 物	359
第4212条	成 果 物	359
第3章	砂防構造物設計	362
第1節	砂防構造物設計	362
第4301条	砂防構造物設計の種類	362
第2節	砂防堰堤及び床固工の設計	362
第4302条	砂防堰堤及び床固工設計の区分	362
第4303条	砂防堰堤及び床固工予備設計	362
第4304条	砂防堰堤及び床固工詳細設計	364
第3節	溪流保全工の設計	366
第4305条	溪流保全工設計の区分	366
第4306条	溪流保全工予備設計	366
第4307条	溪流保全工詳細設計	368
第4節	土石流対策工及び流木対策工の設計	369
第4308条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分	369
第4309条	土石流対策工予備設計	369
第4310条	土石流対策工詳細設計	371
第4311条	流木対策工予備設計	373
第4312条	流木対策工詳細設計	375
第5節	護岸工の設計	376
第4313条	護岸工設計の区分	376
第4314条	護岸工予備設計	377
第4315条	護岸工詳細設計	378
第6節	山腹工の設計	379
第4316条	山腹工設計の区分	379
第4317条	山腹工予備設計	379
第4318条	山腹工詳細設計	381
第7節	成 果 物	382
第4319条	成 果 物	382
第4章	地すべり対策調査・計画・設計	395
第1節	地すべり対策調査・計画・設計	395
第4401条	地すべり対策調査・計画・設計の種類	395
第2節	地すべり調査	395
第4402条	地すべり調査の区分	395
第4403条	地すべり予備調査	395
第4404条	地すべり概査	396
第4405条	地すべり機構解析	397
第3節	地すべり対策計画	398
第4406条	地すべり対策計画	398
第4節	地すべり防止施設設計	399
第4407条	地すべり防止施設設計の区分	399
第4408条	地すべり防止施設予備設計	399
第4409条	地すべり防止施設詳細設計	400
第5節	成 果 物	402
第4410条	成 果 物	402

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	405
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	405
第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	405
第2節 急傾斜地調査	405
第4502条 急傾斜地調査の区分	405
第4503条 急傾斜地予備調査	405
第4504条 急傾斜地概査	406
第4505条 急傾斜地機構解析	407
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	409
第4506条 急傾斜地崩壊対策計画	409
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	410
第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	410
第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	410
第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	411
第5節 成 果 物	413
第4510条 成 果 物	413
第6章 雪崩対策調査・計画・設計	417
第1節 雪崩対策調査・計画・設計	417
第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類	417
第2節 雪 崩 調 査	417
第4602条 雪崩調査の区分	417
第4603条 雪崩予備調査	417
第4604条 雪崩解析調査	418
第3節 雪崩防止施設計画	419
第4605条 雪崩防止施設計画	419
第4節 雪崩防止施設設計	420
第4606条 雪崩防止施設設計の区分	420
第4607条 雪崩防止施設予備設計	420
第4608条 雪崩防止施設詳細設計	421
第5節 成 果 物	423
第4609条 成 果 物	423
 第5編 ダ ム 編	
第1章 ダム環境調査	429
第1節 ダム環境調査の種類	429
第5101条 ダム環境調査の種類	429
第2節 環境影響評価	429
第5102条 環境影響評価の区分	429
第5103条 計画段階配慮書（案）の作成	429
第5104条 方法書（案）の作成	430
第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	431
第5106条 調 査	431
第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	432
第5108条 準備書（案）の作成	433
第5109条 評価書（案）の作成	433
第5110条 評価書の補正等	434

第3節	ダム湖環境調査	434
第5111条	ダム湖環境調査の区分	434
第5112条	魚類調査	434
第5113条	底生動物調査	435
第5114条	動植物プランクトン調査	436
第5115条	植物調査	436
第5116条	鳥類調査	436
第5117条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	437
第5118条	陸上昆虫類等調査	437
第5119条	ダム湖利用実態調査	438
第4節	成果物	438
第5120条	成果物	438
第2章	ダム治水利水計画	439
第1節	ダム治水利水計画の種類	439
第5201条	ダム治水利水計画の種類	439
第2節	治水計画	439
第5202条	治水計画の区分	439
第5203条	洪水調節計画	439
第5204条	正常流量確保計画	441
第3節	利水計画	442
第5205条	利水計画の区分	442
第5206条	低水流出解析	442
第5207条	利水計画	442
第4節	成果物	444
第5208条	成果物	444
第3章	ダム地質調査	445
第1節	地質調査の種類	445
第5301条	地質調査の種類	445
第2節	地形調査	445
第5302条	地形調査	445
第3節	広域調査	446
第5303条	広域調査	446
第4節	地表地質踏査	447
第5304条	地表地質踏査の基本的事項	447
第5305条	ダムサイト候補地選定地表地質概査（1／5,000）	447
第5306条	ダムサイト地表地質概査（1／2,500）	448
第5307条	ダムサイト地表地質調査（1／500）	449
第5308条	堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1／5,000）	451
第5309条	堤体材料採取候補地地表地質概査（1／2,500）	452
第5310条	堤体材料採取候補地地表地質調査（1／1,000）	453
第5311条	貯水池周辺地表地質概査（1／2,500）	454
第5312条	貯水池周辺地表地質調査（1／1,000）	455
第5節	物理探査	456
第5313条	物理探査の基本的事項	456
第5314条	物理探査	456
第6節	透水試験	457
第5315条	ルジオンテストの基本的事項	457

第5316条	ルジオンテストおよび考察	457
第7節	横坑調査	458
第5317条	横坑調査の基本的事項	458
第5318条	横坑観察	458
第8節	岩盤試験	459
第5319条	岩盤試験の基本的事項	459
第5320条	岩盤直接せん断試験	459
第5321条	岩盤変形試験	460
第9節	孔内観察	461
第5322条	孔内観察	461
第10節	地質解析	462
第5323条	地質解析の基本的事項	462
第5324条	ダムサイト地質比較検討（1／5,000）	462
第5325条	堤体材料採取候補地地質比較検討（1／5,000）	463
第5326条	ダムサイト地質解析（1／2,500）	464
第5327条	ダムサイト地質解析（1／500）	465
第5328条	堤体材料採取候補地地質解析（1／2,500）	466
第5329条	堤体材料採取候補地地質解析（1／1,000）	467
第5330条	地質考察の基本的事項	468
第5331条	ダムサイト地質考察	468
第5332条	堤体材料採取候補地地質考察	469
第5333条	貯水池周辺地質考察	470
第5334条	ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1／500）	470
第5335条	ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1／500）	472
第5336条	堤体材料採取候補地地質総合解析（1／1,000）	473
第11節	岩盤掘削面スケッチ	474
第5337条	ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）	474
第5338条	堤体材料採取地掘削時材料評価	475
第5339条	堤体材料採取地掘削面スケッチ	476
第12節	第四紀断層調査	476
第5340条	第四紀断層調査の基本的事項	476
第5341条	第四紀断層調査（一次調査その1）	476
第13節	成果物	478
第5342条	成果物	478
第4章	ダム本体設計	483
第1節	ダム本体設計の種類	483
第5401条	ダム本体設計の種類	483
第2節	重力式コンクリートダム本体設計	483
第5402条	重力式コンクリートダム本体設計の区分	483
第5403条	計画設計	483
第5404条	概略設計	485
第5405条	実施設計	487
第3節	ゾーン型フィルダム本体設計	490
第5406条	ゾーン型フィルダム本体設計の区分	490
第5407条	計画設計	490
第5408条	概略設計	492
第5409条	実施設計	494

第4節 成 果 物	498
第5410条 成 果 物	498
第5章 ダム付帯施設設計	505
第1節 ダム付帯施設設計の種類	505
第5501条 ダム付帯施設設計の種類	505
第2節 ダム管理用発電設計	505
第5502条 ダム管理用発電設計の区分	505
第5503条 可能性調査	505
第5504条 実 施 設 計	506
第3節 付帯施設設計	507
第5505条 付帯施設設計の区分	507
第5506条 概 略 設 計	507
第5507条 実 施 設 計	508
第4節 成 果 物	509
第5508条 成 果 物	509
第6章 施工計画及び施工設備設計	510
第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	510
第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	510
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	510
第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	510
第5603条 概 略 設 計	510
第5604条 実 施 設 計	513
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	516
第5605条 施工計画・仮設備設計の区分	516
第5606条 概 略 設 計	516
第5607条 実 施 設 計	518
第4節 成 果 物	522
第5608条 成 果 物	522
第7章 ダ ム 点 検	526
第1節 ダ ム 点 検	526
第5701条 ダム総合点検	526
第8章 そ の 他	528
第1節 背 水 計 算	528
第5801条 背 水 計 算	528
第2節 水理模型実験	528
第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件	528
第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	529
第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験	530
第5805条 放流管抽出水理模型実験	531
第3節 骨材破碎試験・解析	532
第5806条 骨材破碎試験・解析の種類	532
第5807条 骨材破碎試験・解析	532
第4節 コンクリート配合試験・解析	533
第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類	533
第5809条 コンクリート配合試験・解析	533
第5節 グラウチング試験・解析	534
第5810条 グラウチング試験・解析	534

第 6 節	グラウチングデータ整理・解析	535
第5811条	グラウチングデータ整理・解析	535
第 7 節	成 果 物	536
第5812条	成 果 物	536
第 6 編 道 路 編		
第 1 章	道路環境調査	539
第 1 節	環境影響評価	539
第6101条	環境影響評価の区分	539
第6102条	計画段階配慮書（案）の作成	539
第6103条	方法書（案）の作成	540
第6104条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	541
第6105条	調 査	541
第6106条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	542
第6107条	準備書（案）の作成	542
第6108条	評価書（案）の作成	543
第6109条	評価書の補正等	543
第 2 節	成 果 物	544
第6110条	成 果 物	544
第 2 章	交通現況調査	545
第 1 節	交通現況調査	545
第6201条	交通現況調査の種類	545
第 2 節	交通量調査	545
第6202条	交通量調査の区分	545
第6203条	単路部交通量調査	545
第6204条	交差点部交通量調査	546
第 3 節	速 度 調 査	546
第6205条	速度調査の区分	546
第6206条	走行速度調査	546
第6207条	旅行速度調査	547
第 4 節	起終点調査	547
第6208条	起終点調査の種類	547
第6209条	路側 O D 調査	547
第6210条	オーナーインタビュー O D 調査	548
第 5 節	交通渋滞調査	549
第6211条	交通渋滞調査	549
第 6 節	駐車場調査	550
第6212条	駐車場調査の区分	550
第6213条	駐車場施設実態調査	550
第6214条	駐車原単位調査	550
第 7 節	成 果 物	551
第6215条	成 果 物	551
第 3 章	道路網・路線計画	552
第 1 節	道路網・路線計画の種類	552
第6301条	道路網・路線計画の種類	552
第 2 節	現 況 調 査	552
第6302条	現 況 調 査	552

第3節 交通量推計調査	552
第6303条 交通量推計調査	552
第4節 道路網・路線計画	554
第6304条 道路網・路線計画	554
第5節 成果物	555
第6305条 成果物	555
第4章 道路設計	556
第1節 道路設計の種類	556
第6401条 道路設計の種類	556
第2節 道路設計	556
第6402条 道路設計の区分	556
第6403条 道路概略設計	556
第6404条 道路予備設計(A)	558
第6405条 道路予備修正設計(A)	559
第6406条 道路予備設計(B)	559
第6407条 道路予備修正設計(B)	561
第6408条 道路詳細設計	561
第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）	564
第6409条 歩道設計の区分	564
第6410条 歩道詳細設計	564
第4節 平面交差点設計	565
第6411条 平面交差点設計の区分	565
第6412条 平面交差点予備設計	565
第6413条 平面交差点詳細設計	567
第5節 立体交差設計	568
第6414条 立体交差設計の区分	568
第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計	568
第6416条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計	570
第6417条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計	571
第6418条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計	572
第6節 道路休憩施設設計	573
第6419条 道路休憩施設設計の区分	573
第6420条 道路休憩施設予備設計	573
第6421条 道路休憩施設詳細設計	575
第7節 一般構造物設計	576
第6422条 一般構造物の区分	576
第6423条 一般構造物予備設計	576
第6424条 一般構造物詳細設計	578
第6425条 落石防護柵詳細設計	579
第6426条 一般構造物基礎工詳細設計	580
第8節 調整池設計	581
第6427条 調整池設計の区分	581
第6428条 調整池予備設計	581
第6429条 調整池詳細設計	582
第9節 成果物	584
第6430条 成果物	584

第10節 盛土・切土設計	590
第6431条 盛土・切土設計の区分	590
第6432条 盛土・切土予備設計	590
第6433条 盛土・切土詳細設計	591
第6434条 成 果 物	593
第5章 地下構造物設計	594
第1節 地下構造物設計の種類	594
第6501条 地下構造物設計の種類	594
第2節 地下横断歩道等設計	594
第6502条 地下横断歩道等設計の区分	594
第6503条 地下横断歩道等基本計画	594
第6504条 地下横断歩道等予備設計	596
第6505条 地下横断歩道等詳細設計	598
第3節 共同溝設計	600
第6506条 共同溝設計の区分	600
第6507条 共同溝基本検討	600
第6508条 開削共同溝予備設計	602
第6509条 開削共同溝詳細設計	604
第6510条 シールド共同溝予備設計	607
第6511条 シールド共同溝立坑予備設計	609
第6512条 シールド共同溝詳細設計	611
第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計	614
第4節 電線共同溝設計	617
第6514条 電線共同溝設計の区分	617
第6515条 電線共同溝予備設計	617
第6516条 電線共同溝詳細設計	619
第5節 成 果 物	622
第6517条 成 果 物	622
第6章 地下駐車場計画・設計	630
第1節 地下駐車場計画・設計の種類	630
第6601条 地下駐車場計画・設計の種類	630
第2節 地下駐車場基本計画	630
第6602条 地下駐車場基本計画の区分	630
第6603条 基 本 調 査	630
第6604条 基 本 計 画	631
第3節 地下駐車場予備設計	633
第6605条 地下駐車場予備設計の区分	633
第6606条 地下駐車場本体予備設計	633
第6607条 地下駐車場設備予備設計	635
第4節 地下駐車場詳細設計	636
第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	636
第6609条 地下駐車場本体詳細設計	636
第6610条 地下駐車場設備詳細設計	638
第5節 成 果 物	640
第6611条 成 果 物	640

第7章 トンネル設計	642
第1節 トンネル設計の種類	642
第6701条 トンネル設計の種類	642
第2節 トンネル設計	642
第6702条 山岳トンネル設計の区分	642
第6703条 山岳トンネル予備設計	642
第6704条 山岳トンネル詳細設計	644
第3節 シールドトンネル設計	648
第6705条 シールドトンネル設計の区分	648
第6706条 シールドトンネル予備設計	648
第6707条 シールドトンネル詳細設計	650
第6708条 立坑予備設計	653
第6709条 立坑詳細設計	655
第4節 開削トンネル設計	658
第6710条 開削トンネル設計の区分	658
第6711条 開削トンネル予備設計	658
第6712条 開削トンネル詳細設計	660
第5節 トンネル設備設計	663
第6713条 トンネル設備設計の区分	663
第6714条 トンネル設備予備設計	663
第6715条 トンネル設備詳細設計	665
第6節 成 果 物	669
第6716条 成 果 物	669
第8章 橋 梁 設 計	676
第1節 橋梁設計の種類	676
第6801条 橋梁設計の種類	676
第2節 橋 梁 設 計	676
第6802条 橋梁設計の区分	676
第6803条 橋梁予備設計	676
第6804条 橋梁詳細設計	678
第3節 橋梁拡幅設計	680
第6805条 橋梁拡幅設計の区分	680
第6806条 橋梁拡幅予備設計	680
第6807条 橋梁拡幅詳細設計	682
第4節 橋梁補強設計	684
第6808条 橋梁補強設計の区分	684
第6809条 橋梁補強予備設計	684
第6810条 橋梁補強詳細設計	685
第5節 成 果 物	688
第6811条 成 果 物	688
第9章 道路施設点検	691
第1節 道路施設点検の種類	691
第6901条 道路施設点検の種類	691
第2節 道路防災カルテ点検	691
第6902条 道路防災カルテ点検	691
第3節 橋梁定期点検	691
第6903条 橋梁定期点検	691

第4節 成 果 物	693
第6904条 成 果 物	693
主要技術基準及び参考図書	

第1編 共通編

第1章 総 則

第1101条 適 用

1. 土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る設計業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務を行う者で、委託契約書第9条第1項に規定する者をいう。
2. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
13. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
14. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「提示」とは受注者が監督員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
26. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
27. 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。
28. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
29. 「書面」とは、打合せ記録簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
30. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び設計書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
32. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
34. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
36. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者・監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1103条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1106条 監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式－10または様式－12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面（様式－10または様式－12）で受注者に指示するものとする。

第1107条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知（様式－8）するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（業務に該当する部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項に規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
8. 管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするな

どしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

- (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知（様式－8）するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕、R C C M（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
- (6) 照査技術者は、照査計画に基づき、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
- (7) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式－28、29）するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第1111条 打 合 せ 等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

7. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

（取組内容）

（1） 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

（2） 資料作成の配慮

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
- ④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

（3） その他

- ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
- ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。
- （4） 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考-11を付して）提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画		
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制（緊急時含む）	
(10) 使用する主な機器	(11) 照査計画	(12) その他	

(2)実施方針又は(12)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を

提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1113条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してならない。万一、損傷した場合には受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第1114条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第1115条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式-10）で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第1116条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が見るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1117条 成果物の提出

1. 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物及び照査報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物を部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。
4. 受注者は、成果物の完了時において、建設副産物の「リサイクル計画書」（概略・予備設計「様式25」）、詳細設計「様式26」）を作成し提出するものとする。
5. 原則として全ての設計業務等に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
6. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。
 なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
7. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。
 なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
8. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第1118条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第1119条 検 査

1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果物の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

- (1) 委託条件
- (2) 指示事項の処置
- (3) 成果物目
- (4) 技術審査等の確認
- (5) その他の指示事項

なお、電子納品の検査時の対応については「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」を参考にするものとする。

第1120条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができる。

ものとする。

3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。
4. 監督員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力によるもののほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により、委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1125条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1126条 受注者の賠償責任等

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。
 - (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1127条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求する（様式-17-1）ことができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（様式-17-2）を発注者に提出するものとする。
3. 発注者は、契約書第33条の規定に基づく当該業務の部分使用を行う場合には、原則として当該業務を所管する課長以上の職にある者により、第1119条に準じた確認検査を行い、その結果について受注者に通知（様式-17-3）するものとする。

第1128条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書き規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県土木部入札参加資格者である場合は、指名停止中であってはならない。

第1129条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発

注者の承諾を受けなければならない。

第1130条 守 秘 義 務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1131条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。

また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

(1) 受注者は取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1132条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第1134条 履 行 報 告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書（参考様式－30）を作成し、監督員に提出しなければならない。

第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第1136条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

1. 受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第1137条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報

についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1139条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の火災保険に付さなければならない。

第1140条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

総 則 の 運 用

第1102条、第1107条、第1108条関係

- (1) 【第1102条 用語の定義】 6 項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑧いずれかの項目に該当する技術者とする。
- ① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士
- ア 建設部門
 - イ 上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕
 - ウ 農業部門の〔農業土木〕
 - エ 森林部門の〔森林土木〕
 - オ 水産部門の〔水産土木〕
 - カ 機械部門の〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕
 - キ 電気電子部門
 - ク 応用理学部門の〔地質〕
 - ケ 衛生工学部門の〔廃棄物管理〕
 - コ 総合技術監理部門（選択科目を上記（ア～ケ）各部門の選択科目とするものに限る）
- ② ①で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」
- ③ R C C Mの資格保有者
- ④ 「R C C Mの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「R C C M登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者
- ⑤ 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者
- ⑥ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者
- ⑦ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者
- ⑧ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者
- (2) 【第1107条 管理技術者】及び【第1108条 照査技術者】で定める資格要件を問わない土木設計業務は、次の表に掲載したものとする。

資 格 要 件 適 用 除 外 業 務 名			
補 積 電	完 算 算	業 業 業	務 務 務

第1108条関係

次の業務の照査においては、「詳細設計照査要領」（建設省大臣官房技術調査室 監修、社団法人東北建設協会 発行）を参考とすることができる。

業 務 名
1) 樋門・樋管詳細設計
2) 排水機場詳細設計
3) 築堤護岸詳細設計
4) 道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）
5) 橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）
6) 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
7) 共同溝詳細設計
8) 仮設構造物詳細設計

第2章 設計業務等一般

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第1204条 調査業務の内容

1. 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。
2. なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第1205条 計画業務の内容

1. 計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。
2. なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。
4. 同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。
5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に表示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める諸基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める諸基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））及び福島県土木工事標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
11. 受注者は、設計V E対象業務を受注した場合は、発注者の指示に従い設計V Eの実施に協力するものとする。
12. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。

この提案は、概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き

継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

14. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき設計するものとし、進捗に合わせて「UDチェックリスト」により確認し、完成後に監督員へ提出する。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたっては、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」により行うものとし、算出した結果は「福島県土木部数量総括表作成要領」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

- 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表	(ロ) 使用機械	(ハ) 施工方法
(ニ) 施工管理	(ホ) 仮設備計画	(ヘ) 特記事項その他

- 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第1212条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「環境型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。
3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。
4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月法律）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

第1213条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

第 2 編 河 川 編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類

第2101条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) 河川水辺環境調査

第2節 環境影響評価

本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第4号）、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。

第2102条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

第2103条 計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2104条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。

また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2106条 調 査

1. 業務目的

本調査は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調 査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき現地調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 予 測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2108条 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2109条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2110条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕（国土交通省・平成28年1月。以下「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」という。）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。

第2111条 河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

(1) 基本調査

1) 魚類調査

2) 底生動物調査

3) 植物調査

4) 鳥類調査

5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査

6) 陸上昆虫類等調査

7) 河川環境基図作成調査

(2) 河川空間利用実態調査

(3) 河川水辺総括資料作成調査

第2112条 魚 類 調 査

1. 業務目的

本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。

1) 考察・評価

受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。

2) データの入力

受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム〔河川版〕(Ver 3.90) (リバーフロント整備センター・平成27年度版)」に基づき調査データの入力を行う。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2113条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき標本を作成するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2114条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2115条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては第2112条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2117条 陸上昆虫类等調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき標本を作成するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2118条 河川環境基図作成調査

1. 業務目的

河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2119条 河川空間利用実態調査

1. 業務目的

河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省・平成16年3月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものと

する。

(3) 川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2120条 河川水辺総括資料作成調査

1. 業務目的

河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討を行うものとする。

(3) 調査成果のまとめ

受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 成 果 物

第2121条 成 果 物

1. 環境影響評価

受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表2.1.1 成果物一覧表

成 果 物 項 目	摘 要
計画段階配慮書（案）	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2
評価書の補正等	

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第2章 河川調査・計画

第1節 河川調査・計画の種類

第2201条 河川調査・計画の種類

河川調査・計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 洪水痕跡調査
- (2) 計画降雨検討
- (3) 基本高水・計画高水流量検討
- (4) 低水流出解析
- (5) 河道計画
- (6) 内水処理計画
- (7) 利水計画
- (8) 正常流量検討
- (9) 氾濫水理解析
- (10) 総合治水対策調査
- (11) 洪水予測システム検討

第2節 洪水痕跡調査

第2202条 洪水痕跡調査

1. 業務目的

本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。

(3) 現地確認作業

受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。

(4) 痕跡測量

受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。

なお、測点間隔は200mを標準とする。

また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。

(5) 痕跡図及び写真集の作成

受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。

また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。

1) 河川平面図

- 2) 河川縦断面図
- 3) 河川横断面図
- 4) 痕跡状況写真集
- (6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。

第3節 計画降雨検討

第2203条 計画降雨検討の区分

計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の2種類の手法による場合を示すものとする。

- (1) ティーセン法による検討
- (2) 降雨強度曲線による検討

第2204条 ティーセン法による検討

1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い（ただし欠損観測所を除く）、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

(4) 降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

(5) 対象降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2205条 降雨強度曲線による検討

1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで日記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

(4) 降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

(5) 対象降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨の波形を作成するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 基本高水・計画高水流量検討

第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分

降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の4種類の手法による場合を示すものとする。

(1) 貯留関数法による検討

(2) 準線形貯留型モデルによる検討

- (3) 雨量確率手法による検討
- (4) 流量確率手法による検討

第2207条 貯留関数法による検討

1. 業務目的

本業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 関連資料の収集

受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。

なお、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点（狭窄部、氾濫、内水箇所等）、大規模工事、重要構造物箇所（堰、水門、樋門、ポンプ等を含む）、ダム（既設・新設）等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、貯留関数法における定数（流域定数、河道定数）について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

1) 基本高水の検討

受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と(4)で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。

2) 計画高水流量の検討

受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。

3) 基本高水・計画高水流量の決定

受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性（費用対効果）等を検討し、妥当な確率手法（雨量確率手法、流量確率手法）を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2208条 準線形貯留型モデルによる検討

1. 業務目的

本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第2207条貯留関数法による検討第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2207条貯留関数法による検討第2項(3)に準ずるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点・水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、準線形貯留型モデルの定数（流域定数、河道定数）について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

受注者は、流量検討について、第2207条貯留関数法による検討第2項(5)に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2209条 雨量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。

なお、収集したデータは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。

(5) 雨量確率手法による高水検討

受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果をもとに所定の安全度に対応する降雨群と(4)で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の流量（第2210条流量確率手法による検討参照）と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2210条 流量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、基準地点等の設定について、第2209条雨量確率手法による検討第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第3位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、洪水流出特性の検討について、第2209条雨量確率手法による検討第2項(4)に準ずるものとする。

(5) 流量確率手法による高水検討

受注者は、(3)で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第3位程度までの実績流域平均雨量と(4)の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量（第2209条雨量確率手法による検討参照）と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 低水流出解析

第2211条 低水流出解析

1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長時間の低水流出量を降雨から推定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 資料収集・整理

1) 雨量資料収集・整理

受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集・整

理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。

また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

2) 水理資料の整理

受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。

- ① 日水位（流量）資料のチェック
- ② 水位流量曲線の検討

3) 水収支実態の把握

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。

(5) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(6) 降雨解析

1) 欠測補填

受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式および相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。

2) 流域平均日雨量の算出

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法により流域平均日雨量を算定するものとする。

(7) 定数解析

1) 水収支解析

受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。

2) 定数解析

受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。

なお、試算の単位は、日とするものとする。

- ① 定数の一次仮定
- ② 定数の検討
- ③ 最適定数の決定

(8) 流量計算

受注者は、(7)定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6節 河 道 計 画

第2212条 河道計画

1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集・整理

受注者は、貸与された定期縦横断面測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。

なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(4) 河川特性の把握

受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。

(5) 計画河道の検討

受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断面形状、計画横断面形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断面形状、横断面形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第7節 内水処理計画

第2213条 内水処理計画

1. 業務目的

本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 基礎調査

1) 水文調査の収集・整理

受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、発注者と協議の上、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。

2) 計画対象河川調査

受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。

3) 内水被害調査

受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。

なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。

4) 地形調査

受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。

5) 流域状況調査

受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。

6) 想定湛水区域状況調査

受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出および内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。

7) 関連諸事業調査

受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。

(4) 内水特性の把握

受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。

1) 内水湛水特性

内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。

2) 内水被害特性

内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。

(5) 内水処理方式の一次選定

受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定するものとする。

(6) 検討対象内水の選定

受注者は、過去の降雨実績、外水位および湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。

(7) 内水解析モデルの検討

受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、および将来の内水現象の予測をするための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。

(8) 確率評価手法の検討

受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。

(9) 内水処理施設計画の検討

1) 許容湛水位の設定

受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。

2) 内水処理施設の計画規模の設定

受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。

3) 河道及び流域条件の設定

受注者は、内水河川および本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、河道及び流域条件を設定するものとする。

4) 内水処理施設計画の検討

受注者は、1) 許容湛水位、2) 計画規模、3) 河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。

5) 本川安全度との整合性の検討

受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。

(10) 経済効果の検討

受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。

また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。

(11) 施設配置計画

受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。

(12) 内水処理方式の選定

受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。

(13) 段階的整備計画の検討

受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第8節 利 水 計 画

第2214条 利水計画検討

1. 業務目的

本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料

受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集整理するものとする。

3) 河川利用現況

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。

4) 正常流量検討結果

受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

5) 低水流出解析結果

受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

6) 新規水需要計画関係資料

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。

(4) 自然流況の作成

1) 資料収集整理

受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水収支解析

受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

3) 自然流況の推算

受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。

(5) 利水計算モデルの検討

1) 利水計算系統図の作成

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。

2) 基準地点の設定

受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。

3) 利水計算条件整理

受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。

4) 計算モデル作成

受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを作成するものとする。

(6) 利水計算

1) データ登録

受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。

なお計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程の再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。

2) 渇水基準年及びダム容量の検討

受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスカーブ等によりダム容量の検討を行うものとする。

3) ダム運用計算

受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。

(7) 確保容量検討

受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定＋新規用水）容量の検討を行うものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第9節 正常流量検討

第2215条 正常流量検討

1. 業務目的

本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料の収集

受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料を基に必要な応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。

- ・ 流況及び流量確率の検討
- ・ 利水現況

- ・用排水系統の検討
- ・渇水被害状況
- ・水質現況
- ・河道特性（河道断面特性の作成）
- ・河道特性（流量・水深・水面幅の検討）
- ・自然環境（漁業）
- ・自然環境（動植物）
- ・社会環境（観光、親水活動等）
- ・社会環境（舟運）
- ・社会環境（塩害）
- ・社会環境（河口閉塞）
- ・社会環境（河川管理施設）
- ・社会環境（地下水）

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 河川特性からの維持流量

受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。

なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。

2) 生態系からの必要流量

受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

3) 景観からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

4) 水質からの必要流量

受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。

5) その他政令5項目からの必要流量

受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。

① 舟 運

既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。

② 塩害の防止

既往調査等から検討する。

③ 河口閉塞の防止

既往調査等から検討する。

④ 河川管理施設の保護

既往調査等から検討する。

⑤ 地下水位の維持

既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。

6) 水利流量

受注者は、当該河川の水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 水収支解析

受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準地点における正常流量の検討

1) 区間別必要流量の設定

受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。

2) 正常流量の設定

受注者は、代表地点（基準地点及び補助基準地点）間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。

なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第10節 氾濫水理解析

第2216条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）

1. 業務目的

本業務は、洪水が破堤により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水

地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

(4) 氾濫形態と解析手法の検討

1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第11節 総合治水対策調査

第2217条 総合治水対策調査

1. 業務目的

本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 文献調査

受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献（気象、地形・地質、林相等）、流域の社会条件に関する文献（人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等）およびその他業務に必要な文献の収集整理を行うものとする。

(4) 流域調査

1) 関連自治体の資料収集

受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画
- ② 大規模宅地開発の動向と附帯条件
- ③ 人口・世帯数の変遷と計画
- ④ 主要洪水水文量等
- ⑤ 洪水被害と氾濫実態
- ⑥ 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画
- ⑦ 下水道雨水整備の変遷と計画
- ⑧ 内水排除事業の変遷と計画
- ⑨ 農地湛水防除事業の変遷と計画
- ⑩ その他必要と思われるもの

2) 流域の自然環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。

- ① 流域の地形区分調査
- ② 流域の地質分類調査
- ③ 河川の現況調査

3) 流域の社会環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画調査
- ② 流域内低地の宅造に伴う盛土調査
- ③ 大規模宅地開発等の動向調査
- ④ 土地利用の将来推定
- ⑤ 人口の動向調査

4) 流域内の貯留・浸透施設調査

受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。

- ① 貯留・浸透施設設置の指導調査
- ② 施設の実態調査
- ③ 恒久施設の検討

5) 洪水被害及び氾濫実態調査

受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、氾濫浸水

域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。

- ① 過去の出水及び被害状況
- ② 近年の出水状況

近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。

- ・河川調査
- ・氾濫調査
- ・災害分析調査

- ③ 浸水実績図の作成

①、②の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。

6) 関連排水事業調査

受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。

- ① 下水道（雨水）事業
- ② 内水排水施設
- ③ 圃場整備事業

(5) 水理・水文解析

1) 水理・水文資料収集整理

受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。

- ① 水理・水文資料収集
 - ・降雨資料
 - ・流量資料
 - ・水位資料
- ② 水理・水文資料一覧表の作成

2) 降雨解析

受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものをを用いるものとする。

3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）

受注者は、洪水一覧表をもとに対象洪水を選定するものとする。

4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）

受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。

- ① 水位ハイドログラフの検討

主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。
- ② H～Q曲線の作成

主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。
- ③ 流量ハイドログラフの作成とチェック

以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。

H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。

主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。

5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）

① 流出・氾濫解析モデルの選定

受注者は、種々の流出モデル、河道および氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化および河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。

② 流出・氾濫モデルの作成

受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域および流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形および内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。

③ 流出抑制施設、治水施設のモデル化

受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。

6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。

準線形貯留型モデル（流域）および貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。

・流域定数……C、Rsa、fl、fsa

・河道定数……K、P、TL

但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。

① 現況河道定数の決定

② 現況流域定数の決定

③ 現況河道及び流域定数の妥当性の検討

7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH～V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。

① 氾濫原のH～Vの検討

② 氾濫部の越流高等の諸元の検討

③ 氾濫モデルの妥当性の検討

①②で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域および浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。

8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）

受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。

なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。

① 土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション

② 流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション

③ 想定氾濫区域のシミュレーション

④ 治水代替案による状況変化シミュレーション

9) 現況河道の治水安全度の解析

受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。

① 現況河道の流下能力の検討

現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。

② 治水安全度解析

①の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。

(6) 治水機能による治水区分の設定

1) 三地域区分の設定

受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域および地域地区に区分するものとする。浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。

- ① 保水地域
- ② 遊水地域
- ③ 低地地域

2) 地域地区区分の設定

受注者は、上記1)で設定した三地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。

- ① 浸透マップの作成
- ② 市街地類型区分図の作成
- ③ 地域地区区分の設定
 - ・保水地区
 - イ) 自然地保全地区
 - ロ) 貯留増進地区
 - ハ) 浸透対策併用地区
 - ・遊水地域
 - イ) 盛土等規制地区
 - ・低地地域
 - イ) 耐水化促進地区
 - ロ) 浸水対策地区
 - ハ) 自然地保全地区

(7) 総合治水対策案検討（長期整備計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

- ① 目標年次および整備水準の設定
- ② 流域将来像の設定
- ③ 恒久対策量の設定

2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討

受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。

3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討

受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。

4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 洪水処理計画

受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 低地地域処理流量の検討

低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量および下水道等の内水排除施設によって河

川へ排水することができない流量を算定するものとする。

③ 河川処理流量の検討

上記①および②の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。

6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定

受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。

7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定

受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。

8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討

受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。

9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討

受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

12) 地域毎の整備計画検討

受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の整備計画検討

長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

・地区毎の保水機能保全対策の検討

・市町村毎の長期的な流域対策量の算定

② 低地地域の整備計画検討

低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

(8) 総合治水対策案検討（暫定計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

① 目標年次および整備水準の設定

② 流域将来像の設定

③ 暫定流域対策量の設定

2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討

受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。

3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討

受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。

4) 暫定基本高水流量・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 暫定洪水処理計画検討

受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

既設の流出抑制施設および新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 遊水地域処理流量の検討

遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。

③ 低地地域処理流量の検討

他事業の内水排除施設で排水できない流量および内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。

④ 河川処理流量の検討

先の保水・遊水・低地地域の処理流量をもとに河川の処理流量の算定を行うものとする。

6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討

受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。

① 内水排除施設の超過量の算定

内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。

② 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量の算定

内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量を施設毎に算定するものとする。

7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討

受注者は、上記の洪水調節計算結果をもとに、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

10) 地域毎の暫定整備計画検討

受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の暫定整備計画検討

保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

・地区毎の保水機能保全対策の検討

・市町村毎の流域対策量の算定

② 遊水地域の暫定整備計画検討

遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

③ 低地地域の暫定整備計画検討

低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定

受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。

12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。

① 総合治水対策前の氾濫水理解析

② 総合治水対策後の氾濫水理解析

③ 氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成

13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成

受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。

(9) 流域整備計画案の作成

受注者は、総合治水対策案の検討成果をもとに、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。

- 1) 総 説
- 2) 流域の現況
- 3) 新流域整備計画の基本概念
- 4) 新流域整備計画の基本方針
- 5) 河川の整備計画
- 6) 流域の整備計画
- 7) そ の 他

(10) 段階的な実施計画案の作成

受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画案を作成するものとする。

1) 河川の段階的な実施計画

受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費および想定される予算等から河川の段階的な実施計画案を作成するものとする。

2) 流域の段階的な実施計画

受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画案を作成するものとする。

- ① 施設の設置
- ② 施設の撤去
- ③ 恒久調整池の設置

3) 低地地域の段階的な実施計画

受注者は、低地地域の対策量に対応した施設（下水道・河川貯留施設等）について処理区毎の段階的な実施計画を作成するものとする。

(11) 浸水予想区域図の作成

1) 調査対象洪水の選定

受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

2) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。

3) 氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。

- ① 氾濫水理モデル図の作成
- ② 計算ブロックの平均地盤高の算出
- ③ 連続盛土構造物の整理
- ④ 排水条件の設定
- ⑤ モデル定数の設定
- ⑥ 氾濫計算
- ⑦ 浸水深別氾濫区域図
- ⑧ 氾濫域伝搬状況図
- ⑨ 計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）

4) 浸水予想区域図の作成

受注者は、土地の形成要因および氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。

のとする。

- ① 土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討
- ② 地域防災計画指定、避難場所の整理
- ③ 浸水予想区域図の作成

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第12節 洪水予測システム検討

第2218条 洪水予測システム検討

1. 業務目的

本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 水位・流量資料収集・整理

受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

3) 雨量資料収集・整理

受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

(3) 流出予測モデルの検討

1) 予測時間、目標精度の検討

受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。

2) 流出計算法の選定

受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。

3) 降雨特性、流出特性の把握

受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。

4) 予測地点の選定

受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。

5) 流域、河道の分割

受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。

① 分割地点の検討

② 流域分割図、流出系統図の作成

③ 流域・河道諸元の検討

6) 検討対象洪水の選定

受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。

7) 流域平均雨量の算定（代表係数法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

なお、対象観測所は分割流域ごとに5観測所以内とするものとする。

① 全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定

② 代表係数法による流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

8) 流域平均雨量の算定（ティーセン法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

① テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成

② 流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

④ 欠測補填方法の検討

9) 流域、河道モデル定数の検討

受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得よう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。

① 流域定数

② 河道定数

10) ダム操作モデルの検討

受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。

① 対象ダムの選定

② ダム操作規則等、実績操作の把握

③ ダム操作モデルの検討

11) 簡易降雨予測モデルの検討

受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。

① 予測モデルの方針検討

② 簡易法による予測モデルの検討

③ 気象庁の予測降雨の検討・活用

12) フィードバックシステムの検討

受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国工技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。

13) 洪水予測シミュレーション

受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

① シミュレーション用のプログラムの作成

② シミュレーションの実施

③ 精度の確認

(4) 相関予測モデルの検討

1) 予測地点の設定

受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。

2) 検討対象洪水の選定

受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。

3) 到達時間の検討

受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。

4) 相関予測式の検討

受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。

- ① 相関予測の方針検討
- ② 雨量－流量相関の検討
- ③ 流量－流量（水位－水位）相関の検討

5) 洪水予測シミュレーション

受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

- ① シミュレーション用のプログラムの作成
- ② シミュレーションの実施
- ③ 精度の確認

(5) 洪水予測システムの設計

1) 予想システムの基本構成、条件等の整理

受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。

2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討

受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。

3) データ入力システムの検討

受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。

- ① データ入力の方針検討
- ② 必要入力データの設定
- ③ データ入力システムの検討

4) 入力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。

5) 流出予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。

- ① データ加工計算式
- ② 流出モデル
- ③ ダム操作モデル
- ④ 降雨予測モデル
- ⑤ フィードバックシステム

6) 相関予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。

- ① データ加工計算式
- ② 相関予測式

7) 予測データ出力システムの検討

受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。

- ① データ出力の方針検討
- ② 画面表示の検討
- ③ 印刷出力の検討

④ データ伝送の検討

8) 出力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。

(6) 予測プログラム作成

1) プログラム条件設定

受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。

① 使用機器の設定

② 使用言語の設定

③ その他条件設定

2) プログラム構成検討

受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。

3) プログラム作成

受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。

4) テストラン

受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。

5) プログラムのインストール

受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。

6) システム操作マニュアルの作成

受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第13節 成 果 物

第2219条 成 果 物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

1. 本報告書
2. 概 要 版
3. 付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類

第2301条 河川構造物設計の種類

河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。

- (1) 築堤設計
- (2) 護岸設計
- (3) 樋門設計
- (4) 床止め設計
- (5) 堰設計
- (6) 水門設計
- (7) 排水機場設計

第2節 築堤設計

築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。

第2302条 築堤設計区分

築堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2303条 築堤予備設計

1. 業務目的

築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準拠することとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。

- ① 法線形
- ② 基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等）
- ③ 環 境

2) 法覆工の検討

受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。

3) 関連構造物の検討

受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。

(4) 図面作成

受注者は、下記の図面を作成するものとする。

1) 平面図（1/500～1/1,000）

上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図（1/500～1/1,000）

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

3) 標準横断図

基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。

4) 小規模構造物

小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。

(5) 施工計画案の検討

受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画案（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、標準横断図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき、概算工事費を算定するものとする。
なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。

(7) 考 察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施する

ものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) パース作成

受注者は、代表断面について着色パース（A3版）を1枚作成するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査報告書
- (2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）
- (3) 当該区間の地質調査報告書
- (4) 河川環境調査資料
- (5) 既設構造物調査資料
- (6) 当該区間の流況解析結果資料
- (7) その他必要と認めたもの

第2304条 築堤詳細設計

1. 業務目的

築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認す

るものとする。

2) 施設配置計画

坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付け検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。

(4) 構造設計

1) 堤防設計

受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。

2) 法覆工設計

護岸工が必要な箇所は、第2307条護岸詳細設計第2項(4)に準ずるものとする。

3) 付帯施設設計

受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。

(5) 施工計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。

① 施工条件

② 施工方法

③ 土工計画

④ 工程計画

⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）

⑥ 工事機械、仮設備とその配置

⑦ 環境保全対策

⑧ 安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(6) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの

確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 堤防の予備設計報告書
- (2) 対象河川の計画河道諸元
- (3) 設計範囲の測量成果
- (4) 設計範囲の地質調査報告書
- (5) 当該区間の流況解析結果資料
- (6) その他必要と認めたもの

第3節 護 岸 設 計

護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。

第2305条 護岸設計の区分

護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2306条 護岸予備設計

1. 業務目的

護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

- ① 法線形（3案程度）
- ② 護岸の根入れ（洗掘深の検討）
- ③ 環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

① 一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案程度提案し、検討するものとする。

② 軟弱地盤の場合

受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。

イ) 土質性状を整理・分析し、当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。

ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。

ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。

4) 関連構造物の検討

受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

6) 根固め工の検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。

(4) 景観検討

受注者は、周辺の環境に配慮して護岸の景観検討を行うものとする。

(5) 基本ケースの選定

1) 基本事項要因の比較検討

受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。

(6) 図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（(5)で選定したケース）を作成するものとする。

1) 平面図

上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を描くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) 標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。

4) 標準横断面図

検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断面図を作成するものとする。

5) 小規模構造物

小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

(7) 施工計画（案）の比較検討

受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水力計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(8) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(9) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(10) 考 察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) パース作成

受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ3タイプについて着色パース（A3版）を各1枚ずつ作成するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査報告書
- (2) 当該区間の測量成果（河道変還図等を含む）
- (3) 当該区間の地質調査報告書
- (4) 河川環境調査資料
- (5) 既設構造物調査資料
- (6) 当該区間の流況解析結果資料
- (7) その他必要と認めたもの

第2307条 護岸詳細設計

1. 業務目的

護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を書き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2) 護岸の配置計画

予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

① 基礎工検討諸元の整理

受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

- ① 土質性状、定数の整理

受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。
- ② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面程度の安定計算を行うものとする。
- ③ 対策工法の比較検討

受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。
- ④ 対策工法の安定計算

受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。
- (5) 付帯施設設計
 - 1) 階段工等

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。
 - 2) 排水管渠

受注者は、 $\Phi 600$ 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。
 - 3) その他施設

受注者は、管渠以外（ex取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。
- (6) 施工計画及び仮設計画
 - 1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

 - ① 施工条件
 - ② 施工方法
 - ③ 土工計画
 - ④ 工程計画
 - ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）
 - ⑥ 工事機械、仮設備とその配置
 - ⑦ 環境保全対策
 - ⑧ 安全対策
 - 2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。
- (7) 図面作成及びパース作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。

また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、

工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 護岸の予備設計報告書
- (2) 対象河川の流出、計画河道諸元
- (3) 設計範囲の測量成果
- (4) 設計範囲の地質調査報告書
- (5) 当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）
- (6) その他必要と認めたもの

第4節 樋 門 設 計

樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。

第2308条 樋門設計の区分

樋門設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2309条 樋門予備設計

1. 業務目的

樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基本条件の確認

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。

2) 基本諸元の検討

受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について確認を行うものとする。

3) 設計条件の設定

受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。

4) 構造検討

受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。

① 基礎工

基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。

② 本体工

管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。

③ ゲート

ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。

④ 操作室

操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。

⑤ 管理橋

管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が、本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画の他に発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河川計画調査

(2) 周辺環境調査

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) その他必要と認めたもの

第2310条 樋門詳細設計

1. 業務目的

樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

1) 配置計画（位置及び施設配置等）

2) 樋門断面（断面及び敷高等）

3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）

4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観設計

受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

1) 普通の検討

周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。

なお、デザイン決定においては、イメージパースを2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

2) 特別の検討

河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の確認

受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床土上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。

なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。

3) 地盤処理工（置換基礎）の設計

受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。

4) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

④ 管理橋

管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計

受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。

また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工条件

2) 施工方法

3) 掘削計画

4) 工程計画

5) 動態観測の方法（計測が必要な場合）

6) 工事機械、仮設備とその配置

7) 環境保全対策

8) 安全対策

(7) 施工計画（地盤処理工、置換基礎）

受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第5節 床止め設計

床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。

第2311条 床止め設計の区分

床止め設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2312条 床止め予備設計

1. 業務目的

床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

床止め予備設計の業務内容は、下記の通りとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 位置の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 構造の検討

受注者は、計画河道の計画流量や落差をもとに河床状況（底質材料、地質状況）や河道状況等を勘案し、本体工の構造型式（コンクリート構造・屈撓性構造）の検討を行うものとする。

4) 水理検討

受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。

また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状（水叩き長、水叩き敷高）の検討を行うものとする。

5) 本体形状の検討

受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。

また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。

6) 魚道の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。

また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。

7) 護岸工の検討

受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

8) 取付擁壁の検討

受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

9) 付帯工の検討

受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。

また、本体工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本体工及び付帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。

(5) 設 計 図

受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。

1) 床止め全体図

床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。

2) 計画一般図

計画一般図（平面、縦断、横断）、主要部構造図（本体工、水叩き工、護床工）、魚道構造図、付帯工構造図（護岸工、取付擁壁工高水敷保護工、土工）及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 周辺環境整備工

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。

(8) 水理実験

受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの

照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河道計画調査
- (2) 利水調査
- (3) 環境調査
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査報告書
- (6) その他必要と認めたもの

第2313条 床止め詳細設計

1. 業務目的

床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

床止め詳細設計の業務内容は下記の通りとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置、施設配置等）
- 2) 基本構造諸元（断面形状、構造形式、基礎形式等）
- 3) 減勢方式（減勢工の形状等）
- 4) 付帯工緒元
- 5) 景観設計方針

(4) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。

① 設計・荷重条件

床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するものとする。

② 自然・地盤条件

設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。

③ 魚道条件

魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。

④ 施工条件

工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

5) 護岸工の設計

受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

6) 取付擁壁工の設計

受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 付帯工の設計

受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。

また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が

適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(1) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川の河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 利水調査資料
- (6) 環境調査資料
- (7) その他必要と認めたもの

第6節 堰 設 計

堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。

第2314条 堰設計の区分

堰設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2315条 堰予備設計

1. 業務目的

堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

- (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

- (3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討す

るものとする。

2) 堰位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要与条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。

また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

1) 全体景観の検討

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。

2) 操作室デザイン検討

受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。

(5) 設 計 図

1) 設計条件と構造諸元の設定

① 設計条件の設定

受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。

② 基本構造諸元の設定

受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。

- ・ 堰地点
- ・ 堰形式
- ・ 堰径間長
- ・ 堰径間数
- ・ 堰天端高
- ・ 堰敷高
- ・ ゲート形式
- ・ ゲート高

- ・魚道、土砂吐き
- ・計画取水位
- ・計画取水量

2) 基礎工及び本体工の検討

① 基礎工

受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。

また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。

② 本体工

受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。

③ 水叩き工、護床工

受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。

④ 遮水工

受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。

3) 操作室の検討

受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。

また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。

なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。

4) ゲート工の検討

① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。

② ゲート開閉機設備

受注者は、扉体に対応する開閉機の形式（手動、電動、油圧）を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。

5) 管理橋の検討

受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。

6) 魚道の検討

① 魚道形式の選定

受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式（切欠き、潜孔なしの基本形）、導流壁式、パーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。

② 基本構造寸法の決定

受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。

7) 付帯工の検討

① 護岸工

受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。

② 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁（翼壁）の構造形式及び範囲を決定するものとする。

8) 基本図面の作成

受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

① 全体図

測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

② 一般構造図

一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河道計画調査

(2) 利水計画調査

(3) 周辺環境調査

(4) 測量成果

(5) 地質調査報告書

(6) その他必要と認めたもの

第2316条 堰詳細設計

1. 業務目的

堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細な設計を行い、工事实施に必要な資料を作

成することを目的とする。

2. 業務内容

堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観検討

受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の3ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。

また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰全体の周辺との調和を検討するものとする。

なお、全体で2案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。

① 設計条件の設定

堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。

- ・材料単価重量
- ・堆積土砂
- ・地盤定数
- ・許容変位
- ・設計水位条件
- ・載荷重
- ・設計波高
- ・風荷重
- ・腐食代
- ・地震係数
- ・安全率
- ・弾性係数
- ・許容応力
- ・温度荷重
- ・部材最小寸法

- ・その他構造細目

② 設計荷重条件の設定

堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。

- ・自重
- ・静水圧
- ・地震慣性力
- ・土圧、泥圧
- ・土砂重、堆泥重
- ・波圧
- ・載荷重
- ・ゲート荷重
- ・流水力
- ・揚圧力
- ・温度荷重
- ・動水圧
- ・風荷重
- ・雪荷重
- ・その他特殊荷重

③ 自然、地盤条件の設定

塩害等の耐候性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。

④ 施工条件の設定

工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。

4) 操作室の設計

受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造物上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) ゲート工の設計

① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細

を決定するものとする。

また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。

② ゲート開閉機設備

受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。

また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。

③ 操作室は、決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成する。外部意匠については、仕様素材を決定し、詳細意匠図を作成する。

6) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。

また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

8) 付帯工の設計

① 護岸工

受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。

② 取付擁壁工

受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。

③ 高水敷保護工

受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。

④ 土工

受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの

確認を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 河道計画調査報告書
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 利水調査資料
- (6) 環境調査資料
- (7) その他必要と認めたもの

第7節 水 門 設 計

水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。

第2317条 水門設計の区分

水門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2318条 水門予備設計

1. 業務目的

水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近接構造物、土地利用状況、地質、流量等から、水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 水門位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画

の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、ライジングセクタゲート等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。

また、平面図、縦横断面図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本體工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。

(5) 設 計 図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元
- (2) 周辺環境調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第2319条 水門詳細設計

1. 業務目的

水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 水門断面（断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観検討

受注者は、本土工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

3) 本土工の設計

受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。

また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。

また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。
特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(1) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第8節 排水機場設計

排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。

第2320条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2321条 排水機場予備設計

1. 業務目的

排水機場予備設計は、計画地点の水利検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件（設置目的、必要とする機能条件等）について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。

また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。

なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討（必要敷地面積の検討を含む）を行うものとする。

(4) 景観検討

受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。

(5) 設 計 図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 機场上屋

1) 規模及び構造検討

受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

2) 意匠計画

受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

(7) 機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画検討書

2) 自家発電設備計画検討書

3) 除塵設備計画検討書

4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 現況河川に関しては検討された報告書

- (2) 河道計画調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 環境調査資料、地域開発計画策定資料
- (6) その他必要と認めたもの

第2322条 排水機場詳細設計

1. 業務目的

排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法）
- 4) 上屋形式（構造形式及び規模、意匠）
- 5) 施工基本条件（荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等）

(4) 景観検討

受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。

また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(5) 構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

1) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

2) 機場設計

吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

3) 導水路、沈砂池

導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

4) 吐出樋門設計

第2310条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。

5) 川表取付水路設計

川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

6) 護岸・取付擁壁

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 土工設計

掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。

(6) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。

なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(7) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等）、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(8) ゲート設備計画

受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとする。

(9) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) その他必要と認めたもの

第9節 成 果 物

第2323条 成 果 物

受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表2.3.1 成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護 岸	樋門・堰・水 門・排水機場	床止め	
予 備	設 計 図	位 置 図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平 面 図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦 断 図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		横 断 図	1:100~1:500	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	取付護岸、階段、 魚道、管理橋等
		機電設備工 一 般 図	1:100~1:1000	—	○	—	ゲート・ポンプ等 の機電設備
		施 工 計 画 図	1:20~1:1000	○	○	○	
設 計	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施 工 計 画 書	—	○	○	○	施工法の検討 仮締切計画の検討 全体計画の検討
		概 算 工 事 費	—	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考 察	—	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パ ー ス		—	○	○	○	A-3版の着色

表 2. 3. 2 成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護 岸	樋門・堰・水門・排水機場	床止め	
詳細設計	設 計 図	位 置 図	1 : 2500~1 : 50,000	○	○	○	
		一 般 平 面 図	1 : 500~1 : 1000	○	○	○	
		縦 断 図	V = 1 : 50~1 : 100 H = 1 : 200~1 : 1000	○	○	○	
		標 準 横 断 図	1 : 50~1 : 100	○	○	○	
		横 断 図	1 : 50~1 : 200	○	○	○	
		本 体 工 一 般 図	1 : 100~1 : 1000	○	○	○	
		本 体 工 構 造 詳 細 図	1 : 20~1 : 100	○	○	○	
		基 礎 工 一 般 図	1 : 100~1 : 1000	○	○	○	
		基 礎 工 詳 細 図	1 : 20~1 : 200	○	○	○	杭、遮水矢板
		機 電 設 備 詳 細 図	1 : 20~1 : 100	—	○	—	ゲート・ポンプ等の機電設備
		付 帯 工 一 般 図	1 : 100~1 : 1000	○	○	○	
		付 帯 工 詳 細 図	1 : 20~1 : 100	○	○	○	取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		建 屋 構 造 詳 細 図	1 : 20~1 : 100	—	○	—	上屋構造、意匠図
		配 筋 図	1 : 50~1 : 100	○	○	○	
		土 工 図	1 : 100~1 : 200	○	○	○	
		仮 設 構 造 物 詳 細 図	1 : 100~1 : 200	○	○	○	仮締切、工事用道路等
計	数量計算書	数 量 計 算	—	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の決定・整理
		構 造 計 算 書	—	○	○	○	基礎工、本体工等
		景 観 検 討 書	—	○	○	○	基本条件、詳細デザイン
		施 工 計 画 書	—	○	○	○	施工計画、仮設計画
	パ ー ス		—	○	○	○	A - 3 版の着色

第 3 編 海 岸 編

第1章 海岸構造物設計

第1節 海岸構造物設計の種類

第3101条 海岸構造物設計の種類

海岸構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 堤防、護岸
- (2) 胸 壁
- (3) 突 堤
- (4) 離 岸 堤
- (5) 潜堤・人工リーフ
- (6) 消 波 堤
- (7) 津波防波堤
- (8) 砂 浜
- (9) 付帯設備

第2節 堤防、護岸設計

第3102条 堤防、護岸設計の区分

海岸堤防、護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3103条 堤防、護岸予備設計

1. 業務目的

堤防及び護岸は、海岸背後にある人命、資産を高潮、波浪及び津波から防護するとともに、陸域の侵食を防止することを目的として設置される海岸保全施設である。

堤防及び護岸は、高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有するものとする。

堤防、護岸予備設計は設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堤防、護岸の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づき、照査において考慮すべき条件を把握し、整理するものとする。なお現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 施設配置の検討

受注者は、海岸保全施設の設計に当たり、施設の機能が十分に発揮されるように効果的に配置するように努めるものとし、また、可能な場合には、複数の海岸保全施設を組み合わせることにより海岸を保全する面的防護方式を採用するものとする。

(4) 環境の配慮

受注者は、海岸保全施設の設計に当たり、自然環境の保全及び景観に留意し、また、できるだけ海岸の水質保全機能、生態系保全機能及び底質保全機能に配慮するものとする。

なお、特記仕様書に基づき、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。

(5) 利用の配慮

受注者は、海岸保全施設の設計に当たり、海岸の利用に配慮した工法を選択するものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

受注者は、利用を前提とする海岸保全施設については、利用者の安全に留意して適切に設計するものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防・護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。

(8) 要求性能の検討

受注者は、堤防及び護岸が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

受注者は、監督員と協議のうえ、立案された3案から最適案を選定するものとする。なお、設計VEを必要とする場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(10) 設 計 図

受注者は、選定された最適案について、設計図書に基づき図面を作成するものとする。図面としては平面図、縦断面図、標準構造図、標準横断面図及び小規模構造の一般図を基本とする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

受注者は、選定された最適案について、下記の検討を行うものとする。

1) 施工法の検討（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画の検討（必要性、規模、諸元等）

3) 全体施工計画の検討（施工平面、工程計画等）

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 構造形式や構造諸元の決定に当たり以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 堤防の設置目的を達成するための性能は、原則として天端高、表法勾配、天端幅、裏法勾配の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、該当海岸における設計潮位、設計波等を適切に設定し、波のうちあげ高又は越波流量が所定の値を上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性

のある適切な手法を用いるものとする。

3) 堤防及び護岸は、波力、地震力、土圧、洗掘等の作用に対して安全な構造とするものとするとともに透水をできるだけ抑制し得るものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

ただし、構造の細目については実績のある適切な例を参考にして設定することができるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 海岸保全基本計画
- (2) 海岸調査報告書（被災実態、地形変化、環境・利用実態）
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測等深線図
- (5) 実測縦横断面図
- (6) その他設計に必要な資料

第3104条 堤防、護岸詳細設計

1. 業務目的

堤防、護岸詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堤防、護岸の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。
- (3) 施設配置の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 環境の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。
- (5) 利用の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 利用者の安全の考慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (7) 設計方針の検討
受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防、護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討する。
- (8) 要求性能の検討
受注者は、堤防、護岸が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする。
- (9) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果、設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に、詳細設計を行うのに必要な下記の基本事項を決定するものとする。

- 1) 平面図（法線配置等）
- 2) 標準断面
- 3) 付帯施設
- 4) 構造物との取付

(10) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、堤防、護岸の構造詳細設計図を作成するものとする。

- 1) 堤体材料と表のり面被覆工
- 2) 基 礎 工
- 3) 止 水 工
- 4) 根 固 工
- 5) 波 返 工
- 6) 天端被覆工
- 7) 裏のり面被覆工
- 8) 根留工および排水工
- 9) 消 波 工

(11) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、堤防、護岸の計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、工事用道路、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(13) 施工計画

受注者は、施工順序、施工方法、施工機械、仮設備計画、その他設計等工事費の積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には施工上の留意点について取りまとめ記載するものとする。

(14) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(15) パース作成

受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース（A3版、着色）を作成するものとする。

(16) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(17) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 海岸保全基本計画
- (3) 海岸調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 実測等深線図
- (6) 実測縦横断面図
- (7) その他設計に必要な資料

第3節 胸壁設計

第3105条 胸壁設計の区分

胸壁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3106条 胸壁予備設計

1. 業務目的

胸壁は、海岸線に漁港や港湾等の施設が存在し、利用の面から海岸線付近に堤防、護岸等を設置することが困難な場合において、海岸背後にある人命、資産を高潮、波浪及び津波から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。

胸壁は、高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。

胸壁予備設計は設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

胸壁の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。
- (3) 施設配置の検討
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 環境の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。
- (5) 利用の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 利用者の安全の考慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (7) 設計方針の検討
受注者は、所定の機能が発揮されるよう、胸壁の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。
- (8) 要求性能の検討

受注者は、胸壁が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設計図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 構造形式や構造諸元の決定に当たり以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、施工条件

2) 胸壁の設置目的を達成するための性能は、原則として天端高、表法勾配、天端幅、裏法勾配の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、該当海岸における設計潮位、設計波等を適切に設定し、波のうちあげ高又は越波流量が所定の値を上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 胸壁は、波力、地震力、土圧等の作用に対して安全な構造とするものとするとともに透水をできるだけ抑制し得るものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。ただし、構造の細目については実績のある適切な例を参考にして設定することができるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3107条 胸壁詳細設計

1. 業務目的

胸壁詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

胸壁の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、胸壁が所定の機能を発揮するように、胸壁の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。

(8) 要求性能の検討

受注者は、胸壁が所定の機能を発揮し、適切な性能を有し、また高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。

(9) 基本事項の決定

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、胸壁の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤 体 工

2) 基 礎 工

3) 根 固 工

4) 排 水 工

(11) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、胸壁の計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、工事用道路、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(13) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(14) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(15) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(16) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3106条胸壁予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。

- 2) 第3106条胸壁予備設計第2項の(15)2) に準ずるものとする。
- 3) 第3106条胸壁予備設計第2項の(15)3) に準ずるものとする。
- 4) 第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(16)4) に準ずるものとする。
- 5) 第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(16)5) に準ずるものとする。

(17) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 海岸保全基本計画
- (3) 海岸調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 実測等深線図
- (6) 実測縦横断面図
- (7) その他設計に必要な資料

第4節 突堤設計

第3108条 突堤設計の区分

突堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3109条 突堤予備設計

1. 業務目的

突堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として設置される陸上から沖方向に細長く突出した海岸保全施設である。

突堤は、漂砂を制御することにより汀線を維持し、又は養浜との組み合わせにより汀線を回復させる機能を有するものとする。

突堤の予備設計は、設計図書に基づき上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

突堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、突堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び方向並びに突堤相互の間隔を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

突堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。

(9) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設 計 図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画書の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 突堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、方向及び構造の組合せにより評価するものとする。突堤群として機能させる場合には設置間隔を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、浜幅が所定の幅を満たしていることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 突堤は、波力及び土圧の作用並びに洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第2項に準ずるものとする。

第3110条 突堤詳細設計

1. 業務目的

突堤詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算出するための資料を作成す

るものとする。

2. 業務内容

突堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、突堤が所定の機能を発揮するよう、突堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び方向並びに突堤相互の感覚を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

受注者は、所定の機能を発揮するよう、突堤を適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された標準断面に対して、それぞれ必要な以下の設計検討を加え、突堤の詳細設計図を作成する。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基 礎 工

3) 根 固 工

4) 天端被覆工

5) 消 波 工

(10) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、突堤計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第3109条突堤予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第3109条突堤予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第3109条突堤予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第5節 離岸堤設計

第3111条 離岸堤設計の区分

離岸堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3112条 離岸堤予備設計

1. 業務目的

離岸堤は、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ること又はその両方を目的とし、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも高い海岸保全施設である。

離岸堤は、消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。

離岸堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

離岸堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、離岸堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び汀線からの距離並びに離岸堤相互の間隔を定めるものとする。

(7) 要求性能の検討

離岸堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、離岸堤は、波浪及びその

他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて比較案3案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設計図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 離岸堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 離岸堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、天端幅、離岸距離、構造型式の組合せにより評価するものとする。離岸堤群として機能させる場合には離岸堤相互の間隔を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは浜幅が所定の幅を満たしていること又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 離岸堤は、波力等の作用や洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性における適切な手法を用いるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3113条 離岸堤詳細設計

1. 業務目的

離岸堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

離岸堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3112条離岸堤予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果、設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に、詳細設計を行うのに必要な下記の事項を決定するものとする。

1) 平面配置

2) 標準断面

3) 付帯施設

(5) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(6) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第3112条離岸堤予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

第3112条離岸堤予備設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、離岸堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基 礎 工

3) 根 固 工

4) 天端被覆工

(10) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、離岸堤計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(12) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)1) に準ずるものとする。

2) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)2) に準ずるものとする。

3) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)3) に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第6節 潜堤・人工リーフ設計

第3114条 潜堤・人工リーフ設計の区分

潜堤・人工リーフは、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第3115条 潜堤・人工リーフ予備設計

1. 業務目的

潜堤・人工リーフは、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ること又はその両方を目的とし、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも低い海岸保全施設である。

潜堤・人工リーフは、消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。

潜堤・人工リーフの予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

潜堤・人工リーフ予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3112条離岸堤予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第3112条離岸堤予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

潜堤・人工リーフは、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、潜堤・人工リーフは、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設計図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 潜堤・人工リーフの構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 潜堤・人工リーフの設置目的を達成するための性能は、原則として長さ、天端高、天端幅、離岸距離、構造型式の組合せにより評価するものとする。潜堤・人工リーフ群として機能させる場合には開口幅を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは浜幅が所定の幅を満たしていること又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 潜堤・人工リーフは、波力等の作用や洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性における適切な手法を用いるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3116条 潜堤・人工リーフ詳細設計

1. 業務目的

潜堤・人工リーフの詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

潜堤・人工リーフ詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3112条離岸堤予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第3112条離岸堤予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、潜堤・人工リーフの構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基 礎 工

3) 根 固 工

4) 天端被覆工

(9) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、潜堤・人工リーフ計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(11) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3115条潜堤・人工リーフ予備設計第2項の(14)1)に準ずるものとする。

2) 第3115条潜堤・人工リーフ予備設計第2項の(14)2)に準ずるものとする。

3) 第3115条潜堤・人工リーフ予備設計第2項の(14)3)に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第7節 消波堤設計

第3117条 消波堤設計の区分

消波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3118条 消波堤予備設計

1. 業務目的

消波堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として汀線近傍に汀線と平行に設置される海岸保全施設である。

消波堤は、消波することにより汀線を維持する機能を有するものとする。

消波堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

消波堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第3112条離岸堤予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、消波堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)1)に準ずるものとする。

2) 消波堤の設置目的を達成するための性能は、原則として型式、天端高、天端幅及び法線の組合せにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、汀線が維持されることを確認するものとする。

照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)3)に準ずるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3119条 消波堤詳細設計

1. 業務目的

消波堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

消波堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3112条離岸堤予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第3118条消波堤予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、消波堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とする。

(8) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、消波堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

- 2) 基礎工
- 3) 根固工
- 4) 天端被覆工

(9) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、消波堤計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(11) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)1)に準ずるものとする。
- 2) 第3118条消波堤予備設計第2項の(14)2)に準ずるものとする。
- 3) 第3112条離岸堤予備設計第2項の(14)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第8節 津波防波堤設計

第3120条 津波防波堤設計の区分

津波防波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3121条 津波防波堤予備設計

1. 業務目的

津波防波堤は、当該津波防波堤内の人命、資産を津波から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。

津波防波堤は、津波による堤内の水位上昇を抑制する機能を有するものとする。

津波防波堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

津波防波堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、津波防波堤の型式、天端高、天端幅、法線並びに開口部の水深及び幅を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

津波防波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、津波防波堤は、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設 計 図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 津波防波堤の構造型式、法線、構造諸元等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 津波防波堤の設置目的を達成するための性能は、原則として、型式、天端高、天端幅、開口部の水深及び幅の組合せにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸において想定される潮位条件及び津波条件を設定し、津波防波堤内側における津波の高さが堤防等の天端高等を勘案して設定された海水面の高さを上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 津波防波堤は、波力、津波、地震等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3122条 津波防波堤詳細設計

1. 業務目的

津波防波堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

津波防波堤詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸、予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第3121条津波防波堤予備設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

津波防波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、津波防波堤は、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする。

(9) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、津波防波堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 上部工、パラペット

2) 側 壁

3) 隔 壁

4) 根固工、被覆工（または消波工）

5) 基 礎 工

(10) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、津波防波堤計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3121条津波防波堤予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。

2) 第3121条津波防波堤予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。

3) 第3121条津波防波堤予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第9節 砂 浜 設 計

第3123条 砂浜設計の区分

砂浜設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第3124条 砂浜予備設計

1. 業務目的

砂浜は、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること、若しくは堤防等の洗掘を防止すること又はその両方を目的として設けたもので、海岸保全施設として指定されたものである。

砂浜は、消波することにより越波を減少させる機能、堤防等の洗掘を防止する機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。

砂浜の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

砂浜予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

- (4) 環境の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。
- (5) 利用の配慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 利用者の安全の考慮
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (7) 設計方針の検討
所定の機能が発揮されるよう、砂浜の幅、高さ、長さを定めるものとする。また、養浜を行う場合には材質を定めるものとする。
- (8) 要求性能の検討
砂浜は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、砂浜は、数時間から数ヶ月の時間スケールの海浜変形及び数十年の期間での海浜変形に対して適切な安定性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。
- (9) 最適案の選定
提案された3案から監督員と協議のうえ、最適案を選定する。
- (10) 設 計 図
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (11) 関係機関との協議資料作成
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。
- (12) 施工計画案の比較検討
第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。
- (13) 概算工事費
受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (14) パース作成
第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。
- (15) 照 査
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
 - 1) 砂浜の幅、高さ、長さ及び養浜する場合の材質等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。
自然条件
潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤
その他の条件
波浪制御施設、漂砂制御施設、動的養浜、背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件
 - 2) 砂浜の設置及び指定目的を達成するための性能は、原則として、砂浜の形状（幅、高さ及び長さ）及び粒径の組合せにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは堤防等の洗掘深が所定の値を上回らないこと又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
 - 3) 砂浜は、数時間から数ヶ月の期間の海浜変形及び数十年の期間の海浜変形に対して適切な安定性を有するものとする。安定性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
 - 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細

が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第3項に準ずるものとする。

第3125条 砂浜詳細設計

1. 業務目的

砂浜詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

砂浜詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第3124条砂浜予備設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

第3124条砂浜予備設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、予備設計で選定された標準断面に対して、それぞれ必要な以下の設計検討を加え、砂浜の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 養 浜 材 料

2) 砂浜の高さとのり勾配

3) 砂 止 工

(10) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、砂浜計画地の測量図面をもとに、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第3124条砂浜予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第3124条砂浜予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第3124条砂浜予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3104条堤防、護岸詳細設計第3項に準ずるものとする。

第10節 附帯設備設計

第3126条 附帯設備設計の種類

附帯設備設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 水門及び樋門
- (2) 排水機場
- (3) 陸 閘

第3127条 水門及び樋門設計の区分

水門及び樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予 備 設 計
- (2) 詳 細 設 計

第3128条 水門及び樋門予備設計

1. 業務目的

水門及び樋門は、海水等の外水の侵入を抑えながら不要な内水を排除し、海岸背後にある人命及び資産を湛水の被害から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。

水門及び樋門は、内水位を計画水位以下に維持する機能を有するものとする。

水門及び樋門予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本的事項を決定し、最適構造型式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

水門、樋門予備設計の業務内容は、下記の通りとするが、水門の地震時水平保有耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、水門及び樋門の設置位置、敷高及び通水断面を定めるものとする。

(7) 要求性能の検討

水門及び樋門は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、水門及び樋門は、高潮、波浪、津波、地震、漂砂及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。更に、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。

(8) 最適案の選定

提案された3案から監督員と協議のうえ、最適案を選定する。

(9) 設 計 図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）から川表側取付水路が海洋と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、ゲート及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 水門及び樋門の型式、構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、波浪、漂砂、地盤、地域内標高、地震、海岸の利用及び利用者の安全、流域及び外水域の環境、船舶航行条件等

2) 水門及び樋門の設置目的を達成するための性能は、原則として、施設位置、敷高及び通水断面の組合せにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、流域からの流入量、外水位等を適切に設定し、内水位が計画水位以下に維持されることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

- 3) 水門及び樋門は、波力、土圧、水圧及び地震力等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 海岸保全基本計画
- (2) 河川計画書
- (3) 海岸調査報告書
- (4) 周辺環境調査報告書
- (5) 地質調査報告書
- (6) 実測等深線図
- (7) 実測縦横断面図
- (8) その他設計に必要な資料

第3129条 水門及び樋門詳細設計

1. 業務目的

水門及び樋門詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な施設の施工を行うとともに、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門及び樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

る。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、駆体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び法覆工並びに仮締切、土留工等について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(10) 施工計画

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) パース作成

受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(14)1)に準ずるものとする。

2) 第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(14)2)に準ずるものとする。

3) 第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(14)3)に準ずるものとする。

4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱い

について整合性の照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の河川の計画河道基本諸元
- (3) 海岸保全基本計画
- (4) 海岸調査報告書
- (5) 地質調査報告書
- (6) 測量調査成果
- (7) 実測等深線図
- (8) 実測縦横断面図
- (9) その他設計に必要な資料

第3130条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3131条 排水機場予備設計

1. 業務目的

排水機場は、自然排水が不可能な場合又は不足する場合に、不要な内水を機械排水により排除し、海岸背後にある人命及び資産を湛水の被害から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。

排水機場は、海水等の外水の侵入を防止するとともに、不要な内水を排除する機能を有するものとする。

排水機場予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造型式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、排水機場の設置位置、施設能力等を定めるものとする。

(6) 要求性能の検討

排水機場は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、排水機場は、高潮、波浪、津波、地震及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。更に、排水機場は地盤沈下の影響や排水口への土砂の堆積等により、排水機場の操作、運転ができなくなるようなことがないよう十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。

(7) 最適案の選定

提案された3案から監督員と協議のうえ、最適案を選定する。

(8) 設計図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

(9) 機场上屋

1) 規模及び構造設計検討

受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

2) 意匠計画

受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(11) 機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画検討書

2) 自家発電設備計画検討書

3) 除塵設備計画検討書

4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 排水機場の型式、構造諸元等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、計画排水量、波浪、地盤、地震、隣接海岸の利用、環境保全

2) 排水機場の設置目的を達成するための性能は、原則として位置及びポンプ能力の組合せにより評価するも

のとする。性能の照査に当たっては、流域からの流入量、外水位等を適切に設定し、内水位が計画以下に維持されることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 排水機場は、波力、地震力、土圧及び水压等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 海岸保全基本計画
- (2) 海岸調査報告書
- (3) 現況河川に関して検討された報告書
- (4) 河道計画調査
- (5) 河川環境管理計画、地域開発計画策定資料
- (6) 地質調査報告書
- (7) 実測等深浅図
- (8) 実測縦横断面図
- (9) その他設計に必要な資料

第3132条 排水機場詳細設計

1. 業務目的

排水機場詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を算出するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第3131条排水機場予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

第3131条排水機場予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するも

のとする。

2) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 機場設計

受注者は、吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

4) 導水路、沈砂池設計

受注者は、導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

5) 吐出樋門設計

受注者は、吐出樋門の設計は第2307条樋門詳細設計に準拠して設計するものとする。

6) 川表取付水路設計

受注者は、川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

7) 護岸・取付擁壁設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

8) 土工設計

受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い土工図を作成するものとする。

9) 全体平面図及び縦横断面図

受注者は、排水機場計画地の測量図面をもとに、全体計画図面及び縦横断面図を作成するものとする。

(8) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。
なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

受注者は、機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い設備図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(9) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽等）、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、計画一般図を作成するものとする。但し、ポンプ機電設備計画の詳細検討業務は、別途仕様とするものとする。

1) ポンプ設備計画

受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

受注者は、ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受注者は、受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

受注者は、機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(10) ゲート設備計画

吐出樋門に設けるゲート設備は、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとする。詳細検討業務は別途仕様とする。

(11) 仮設構造物設計

第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第3131条排水機場予備設計第2項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第3131条排水機場予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第3131条排水機場予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの。

第3133条 陸閘設計の区分

陸閘設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3134条 陸閘予備設計

1. 業務目的

陸閘は、堤防、護岸又は胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両及び人の通行のために設け

た海岸保全施設である。

陸閘は、閉鎖時に堤防、護岸又は胸壁の機能を有するものとする。

陸閘予備設計は設計図書に基づき、上記目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

陸閘予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項(7)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

陸閘は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、陸閘は、高潮、津波、波浪、地震及びその他の利用に対して安全な構造とするものとする。更に、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。

(7) 最適案の選定

提案された3案から監督員と協議のうえ、最適案を選定する。

(8) 設 計 図

受注者は、陸閘全体図及び計画一般図を作成するものとする。計画一般図は陸閘本体、門柱、底版、基礎、門扉等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

1) 計条件の設定

2) 木施設設計

3) 体図及び計画一般図の作成

(9) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(10) 施工計画案の比較検討

第3128条水門及び樋門予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(12) パース作成

受注者は、必要に応じて、陸閘の周辺を含めたパース（A3版、着色）を1タイプについて作成するものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 陸閘の構造形式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、施工条件

2) 第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(15)2)に準ずるものとする。

3) 第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(15)3)に準ずるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量成果

(2) 地質調査報告書

(3) 海岸保全基本計画

(4) その他設計に必要な資料

第3135条 陸閘詳細設計

1. 業務目的

陸閘詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

陸閘詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第3134条陸閘予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

第3134条陸閘予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、設計条件、荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

第3129条水門及び樋門詳細設計第2項(8)の2)に準ずるものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、底版、ゲート、門柱、操作盤、胸壁の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図等を作成するものとする。

4) 機械設計

受注者は、陸閘の開閉を遠隔操作により行う場合には、遠隔監視制御システムの導入計画及び遠隔制御設備の設計を行うものとする。

5) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(8) 仮設構造物設計

第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) 施工計画

第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第3134条陸閘予備設計第2項の(13)1)に準ずるものとする。

2) 第3134条陸閘予備設計第2項の(13)2)に準ずるものとする。

3) 第3134条陸閘予備設計第2項の(13)3)に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計調査報告書

(2) 測量成果

(3) 地質調査報告書

(4) その他設計に必要な資料

第11節 成 果 物

第3136条 成 果 物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表3.1.1 予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類								摘要	
				堤防、岸護	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜		付設設備
予備	設計図	平面図	1：500～1：1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1：100または 1：200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断図	V=1：50～1：100 H=1：200～1：1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断図	1：100～1：200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本一般図	1：20～1：200	○	○	○	○	○	○	○	※	○	
		付一般図	1：20～1：200	○	○	○				○		○	
		施工計画図	1：20～1：1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
設計	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工法の検討 全体計画の検討
		概算工事費	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A－3版の着色 ※必要に応じて納品

※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

表3.1.2 詳細設計成果物一覧表

設計 種別	設計 項目	成果物項目	縮 尺	種 類								摘 要	
				堤 防、 護 岸	胸 壁	突 堤	離岸堤	潜 堤・人 工リーフ	消波堤	津 波 防波堤	砂 浜		付 設 帯 備
詳細設計	設計図	位 置 図	1：2500～1：5000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		平 面 図	1：500～1：1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1：100または 1：200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦 断 図	V=1：50～1：100 H=1：200～1：1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横 断 図	1：50～1：100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体構造 詳細図	1：20～1：100	○	○	○	○	○	○		○		
		基礎工 詳細図	1：20～1：200	○	○	○	○	○	○		○		
		付帯工 詳細図	1：20～1：100	○	○	○			○		○		
		配 筋 図	1：50～1：200	○	○	○			○		○		
		土 工 図	1：100～1：200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		仮設構造物 詳細図	1：50～1：500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	数量計算 設計報告書	数 量 計 算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		基 本 事 項 検 討 書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・ 整理
		構造計算書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工
		景観検討費	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン
		施工計算書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画
パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	A－3版の着色 ※必要に応じて納品		

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査

第4101条 砂防環境調査の種類

砂防環境調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 景観調査
- (3) 溪流空間利用実態調査

第2節 自然環境調査

第4102条 自然環境調査の区分

- (1) 魚類調査
- (2) 植物調査
- (3) 鳥類調査
- (4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査
- (5) 陸上昆虫類調査
- (6) 底生動物調査

第4103条 魚類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における魚介類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

1) 現地調査計画策定

受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。

(4) 調査結果の取りまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察を行うものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4104条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における植物の生育実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4105条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における鳥類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

なお、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における小動物（両生類・は虫類・ほ乳類）の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査については、第4105条鳥類調査に準ずるものとし、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4107条 陸上昆虫類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における陸上昆虫類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4108条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 景 観 調 査**第4109条 景 観 調 査**

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、景観の把握を行なうことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区、文化財保護法等の法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、事前調査に基づき時期を設定した上で、調査の対象とする溪流を中心とした景観特性の実態を写真撮影等により調査するとともに、景観対象物の特性に応じ適切な方法で景観予測を行うものとする。

(4) 調査結果とりまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察・評価を行なうものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 溪流空間利用実態調査

第4110条 溪流空間実態利用調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 溪流空間利用実態調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。

(3) 利用者及び市町村の意向把握調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者、溪流の位置する市町村を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。

(4) 調査結果のとりまとめ

受注者は、調査結果を、所定の様式に基づきとりまとめ、考察を行なうものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 成果物及び貸与資料

第4111条 成 果 物

受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

第4112条 貸 与 資 料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 水と緑の溪流調査報告書
- (2) 溪流環境整備計画書
- (3) 現存植生図
- (4) 管内図及び地形図（1／5000～1／10000）
- (5) 空中写真
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

第4201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、次のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

第2節 砂 防 調 査

第4202条 砂防調査の区分

砂防調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地概査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地調査を必要とする場合は、調査内容を監督員と協議するものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。

(5) 降雨流出解析

受注者は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする。

1) 雨量等資料収集整理

対象流域および近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量および異常出水の毎時雨量を調査する。

2) 統計解析

流域の主要な地点について、設計図書に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布ならびに降雨継続時間などを調査し、その特性を把握する。

4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

(6) 地形・地質調査

受注者は、対象流域の地形・地質について以下の調査を実施するものとする。

1) 既存資料調査整理（地形）

文献・資料と貸与される地形図・空中写真をもとに、周辺の地形状況・崩壊・リニアメントなどの地形特性を整理しとりまとめる。

2) 既存資料調査整理（地質）

文献・既存地質図および地質資料をもとに地質概況図を作成する。

3) 現地調査解析（地形）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。

4) 現地調査解析（地質）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。

(7) 自然環境調査

受注者は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものとする。

1) 事前調査

現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめる。

2) 現地調査

事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得て、現地調査を行う。

3) 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめは、所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行う。

(8) 既存施設調査

受注者は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。

1) 資料収集整理

既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。なお、他機関の施設の調査については設計図書によるものとする。

2) 現地調査とりまとめ

砂防設備台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査によりとりまとめるものとする。

(9) 生産土砂量調査

受注者は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。

1) 崩壊地調査

空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。

2) 溪流調査

溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。

3) 変動調査

溪流調査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。

(10) 流送土砂量調査

受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査および流砂量調査を実施するものとする。

1) 河床材料調査

河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

2) 河床変動量調査

河床変動計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

(11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査および社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料および災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

(12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地 形 図
- (2) 空 中 写 真
- (3) 既存地質図、地質資料
- (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料
- (5) 雨 量 資 料
- (6) 砂防設備台帳
- (7) 他機関の施設の資料
- (8) 崩壊地実測図
- (9) 河床縦横断測量成果
- (10) 資 産 資 料
- (11) 災害実績図
- (12) 土地利用、法規制に関する資料
- (13) 航空レーザ測量成果
- (14) 業務に関連する既往調査報告書

第4204条 土石流対策調査

1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

(6) 移動可能土砂量調査

受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、渓床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地 形 図

(2) 空 中 写 真

(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料

(5) 雨 量 資 料

(6) 土石流危険渓流カルテ

(7) 航空レーザ測量成果

(8) 業務に関連する既往調査報告書

第4205条 流木対策調査

1. 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地 形 図
- (2) 空 中 写 真
- (3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料
- (4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4206条 火山砂防調査

1. 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(2)に準じるものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地 形 図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第3節 砂 防 計 画

第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。

1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

2) 計画生産土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

(4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した施設の対策優先度を検討する。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物

2) 地形図

3) 空中写真

4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

5) 航空レーザ測量成果

6) 業務に関連する既往調査報告書

第4209条 土石流対策計画

1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

(5) 土石流による被害の推定

受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(6) 土石流対策施設配置計画

受注者は、土石流施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土石流対策調査の成果物
- (2) 地 形 図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4210条 流木対策計画

1. 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画流木量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

(4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果物
- (2) 地 形 図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4211条 火山砂防計画

1. 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現象と計画対象量の設定

受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討す

る。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果物
- (2) 地 形 図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4節 成 果 物

第4212条 成 果 物

受注者は、表4.2.1～表4.2.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表4.2.1 土砂・洪水氾濫対策調査 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流 域 特 性 調 査	流域区分図	1:100,000～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1: 25,000～1: 50,000	
	保全対象位置図	1: 25,000～1:150,000	
降 雨 流 出 解 析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地 形 ・ 地 質 調 査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自 然 環 境 調 査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既 存 施 設 調 査	施設現況図	1: 5,000～1:25,000	
生 産 土 砂 量 調 査	崩壊地分布図	1: 5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流 送 土 砂 量 調 査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1: 5,000～1:25,000	
経 済 調 査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.2 土石流対策調査 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 最大礫調査結果、結果とりまとめ		
流 域 特 性 調 査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1: 5,000～1:25,000	
	既往災害状況図	1: 5,000～1:25,000	
既 存 施 設 調 査	施設現況図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.3 流木対策調査 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流 域 特 性 調 査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1: 5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1: 5,000～1:25,000	
	既往災害状況図	1: 5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既 存 施 設 調 査	施設現況図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.4 火山砂防調査 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、ルートマップ 結果とりまとめ		
現 地 調 査	現地写真		
	既往災害状況図	1: 5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図（ディザスターマップ）	1:25,000～1:50,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.5 土砂・洪水氾濫対策計画 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真		
計画基本土砂量調査	流域区分・基準点位置図	1: 5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.6 土石流対策施設計画 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
土石流対策施設計画	土石流対策施設配置計画図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.7 流木対策施設計画 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

表4.2.8 火山対策施設計画 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 調 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1: 5,000～1:25,000	
	火山災害予想区域図	1: 5,000～1:25,000	
報 告 書 作 成	報告書		

第3章 砂防構造物設計

第1節 砂防構造物設計

第4301条 砂防構造物設計の種類

砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計
- (2) 溪流保全工（流路工）の設計
- (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計
- (4) 護岸工の設計
- (5) 山腹工の設計

第2節 砂防堰堤及び床固工の設計

第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分

砂防堰堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

2) 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考

慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

1) 砂防堰堤・床固工形式の選定

砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

2) 比較案作成

選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形式、構造の比較案を作成する。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。

1) 本体工設計

配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。

2) 基礎工検討

砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料

- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺1/1,000～1/5,000）
 - 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200, 横1/1,000～1/5,000）
 - 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。

3) 環境条件

環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。

(4) 施設設計

1) 本体工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本 堰 堤
- ② 副 堰 堤
- ③ 水 叩 き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床 固 工

⑥ 流末処理工

⑦ 魚道工

2) 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計）を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- 4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/200, 横1/1,000）
- 3) 堆砂地横断面図（縮尺1/100～1/200）
- 4) 主・副堰堤縦断面図（縮尺1/100～1/200）
- 5) 主・副堰堤横断面図（縮尺1/100～1/200）

- (3) 地質調査資料
 - 1) 施設計画地点付近の地質調査資料
 - 2) 施設計画地点のボーリング調査資料
 - 3) 主・副堰堤軸地質断面図
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第3節 溪流保全工の設計

第4305条 溪流保全工設計の区分

溪流保全工の設計業務は次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4306条 溪流保全工予備設計

1. 業務目的

溪流保全工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な溪流保全工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、溪流保全工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料をもとに、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、溪流保全工の法線計画、ならびに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について比較案の立案を行うものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 床固工
- ② 帯工
- ③ 護岸工
- ④ 水制工
- ⑤ 護床工
- ⑥ 根固工

2) 基本図面の作成

3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び1) 施設設計の範囲に係る標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断図（縮尺縦1/100～1/200，横1/1,000～1/5,000）
- 3) 横断図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第4307条 溪流保全工詳細設計

1. 業務目的

溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 床固工
- ② 帯工
- ③ 護岸工
- ④ 護床工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

3) 付属施設設計

排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。

4) 景観設計

自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第4304条第2項(5)に準ずるものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
 - 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元等
 - 4) 溪流保全工予備設計資料
- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 2) 河川縦断面図（縮尺縦1/200～横1/1,000）
 - 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 施設計画地点付近の地質調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計

第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分

土石流対策工及び流木対策工設計業務は、次の区分によるものとする。

- (1) 土石流対策工予備設計
- (2) 土石流対策工詳細設計
- (3) 流木対策工予備設計
- (4) 流木対策工詳細設計

第4309条 土石流対策工予備設計

1. 業務目的

土石流対策工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、土石流対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計

条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に土石流流出土砂量処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透透の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流捕捉工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200, 横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第4310条 土石流対策工詳細設計

1. 業務目的

土石流対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき土石流対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計流量、土石流諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流捕捉工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。

3) 附属施設の設計

設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討業務
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 土石流対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（尺1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/200，横1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/200）
- 4) 主要構造物横断面図（縮尺1/200）
- 5) 堆砂地等横断面図（縮尺1/200）

- (3) 地形調査資料
 - 1) 計画地点付近の地質調査資料
 - 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
 - 3) 主要構造物地質横断面図
 - 4) 基礎地盤の物性値調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第4311条 流木対策工予備設計

1. 業務目的

流木対策工の予備設計業務は設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、溪流付近の植生や倒木の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 流木発生抑制施設
- ② 流木捕捉施設

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200，横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料

- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第4312条 流木対策工詳細設計

1. 業務目的

流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び両岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計流量、土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 流木発生抑制施設
- ② 流木捕捉施設

2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。

3) 付帯施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討業務
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 流木対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/200、横1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/200）
- 4) 主要構造物横断面図（縮尺1/200）
- 5) 堆砂地等横断面図（縮尺1/200）

(3) 地形調査資料

- 1) 計画地点付近の地質調査資料
- 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
- 3) 主要構造物地質横断面図
- 4) 基礎地盤の物性値調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第5節 護岸工の設計

第4313条 護岸工設計の区分

護岸工設計の区分は、次の区分によるものとする。

- (1) 護岸工予備設計
- (2) 護岸工詳細設計

第4314条 護岸工予備設計

1. 業務目的

護岸工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件等を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本體工
- ② 基礎工
- ③ 根固工
- ④ 付属施設

2) 施設設計

受注者は、配置設計で立案した3案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

1) 当該流域に関する砂防調査資料

2) 砂防施設配置計画検討資料

3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）

2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200, 横1/500～1/1,000）

3) 横断面図（縮尺1/200）

(3) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

第4315条 護岸工詳細設計

1. 業務目的

護岸工の詳細設計業務は、予備設計で検討された形状・形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地盤条件を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元、配置設計、構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 本体工

② 基礎工

③ 根固工

④ 附属施設

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法・施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路の概略施工計画を作成するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の関連諸元

(3) 設計地点の測量図

- 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/200，横1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/200）

第6節 山腹工の設計

第4316条 山腹工設計の区分

山腹工の設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4317条 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、設計地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第

2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての基本事項を検討するものとする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき対象地域の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して山腹工の配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 山腹基礎工

② 山腹緑化工

2) 基本図面の作成

3案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を立案するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺1/500～1/2,000）
 - 2) 縦断面図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 3) 横断面図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 4) 空中写真
- (2) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (3) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料
 - 3) 業務に関連する既往調査報告書

第4318条 山腹工詳細設計

1. 業務目的

山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 山腹基礎工
- ② 山腹緑化工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序等を考慮し、概略施工計画を立案するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に示された工事施工に必要な概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200, 横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書

第7節 成 果 物

第4319条 成 果 物

受注者は、表4. 3. 1～表4. 3. 12に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

表4.3.1 砂防堰堤及び床固工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配 置 設 計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施 設 設 計 検 討	(1) 本体工設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報 告 書 作 成	報 告 書		
予 備 設 計 図	位 置 図	1:25,000～1:50,000	
	平 面 図	1:500～1:1,000	
	縦 断 図	H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200	
	構 造 図	1:100～1:500	

表4.3.2 砂防堰堤及び床固工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施 設 設 計 検 討	(1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
施 工 計 画 及 び 仮 設 構 造 物 設 計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数 量 計 算	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報 告 書 作 成	報告書		
詳 細 設 計 図	(1) 全 体 図 ・ 位置図 ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 堆砂地横断面図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H = 1:200～1:1000 V = 1:100～1:200 1:100～1:200	
	(2) 構 造 図 ・ 構造図 ・ 付属構造物詳細図 ・ 横断面図 ・ 掘削横断面図 ・ 基礎工一般図	1:50～1:100 1:20～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・ 水替え工法図 ・ 打設順序図 ・ 仮設工概略図	1:100～1:1000 1:100～1:1,000 1:50～1:200	

(2) 溪流保全工の設計表

表 4. 3. 3 溪流保全工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配 置 設 計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (3) 転流工検討		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報 告 書 作 成	報告書		
予 備 設 計 図 面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	V = 1:100～1:200 H = 1:200～1:1,000	
	(4) 横断図	1:100～1:400	
	(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50～1:200	

表 4. 3. 4 溪流保全工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 決 定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施 工 計 画 及 び 仮 設 構 造 物 設 計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数 量 計 算 書	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報 告 書 作 成	報告書		
詳 細 設 計 図	(1) 位 置 図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平 面 図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦 断 図	H = 1:200～1:1000 V = 1:100～1:200	
	(4) 横 断 図	1:100～1:200	
	(5) 構 造 図	1:50～1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

表 4. 3. 5 土石流対策工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配 置 設 計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報 告 書 作 成	報 告 書		
予 備 設 計 図 面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

表4.3.6 土石流対策工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施 工 計 画 概 要 書	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数 量 計 算	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報 告 書 作 成	報告書		
詳 細 設 計 図 面	(1) 位 置 図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平 面 図	1:500～1/1,000	
	(3) 縦 断 図	H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200	
	(4) 横 断 図	1:100～1:200	
	(5) 構 造 図	1:50～1:100	
	(6) 施工計画図	1:100～1:1,000	

表4.3.7 流木対策工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配 置 設 計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報 告 書 作 成	報 告 書		
予 備 設 計 図 面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	縦1:100～1:200 横1:500～1:1,000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

表 4. 3. 8 流木対策工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施 設 設 計 検 討	(1) 付属構造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施 工 計 画 概 要 書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数 量 計 算	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報 告 書 作 成	報 告 書		
基 本 図 面	(1) 位 置 図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平 面 図	1:500～1/1,000	
	(3) 縦 断 図	H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200	
	(4) 横 断 図	1:100～1:200	
	(5) 構 造 図	1:50～1:100	
	(6) 施工計画図	1:100～1:1,000	

(4) 護岸工の設計

表 4. 3. 9 護岸工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 決 定	(1) 設計条件の検討 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
配 置 設 計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施 設 設 計 検 討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案の評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報 告 書 作 成	報 告 書		
基 本 図 面	(1) 全体位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・ 平面、縦断、横断 ・ 主要構造図 ・ 施工計画図	1:200～1:1,000	

表 4. 3. 10 護岸工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 決 定	(1) 計画諸元 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施 設 設 計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施 工 計 画 及 び 仮 設 構 造 物 設 計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数 量 計 算 書	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査項目		
報 告 書 作 成	報 告 書		
基 本 図 面	(1) 位 置 図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平 面 図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦 断 図	H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200	
	(4) 横 断 図	1:100～1:200	
	(5) 構 造 図	1:50～1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20～1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50～1:200	

(5) 山腹工の設計

表4.3.11 山腹工予備設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 検 討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配 置 設 計	配置案作成		
施 設 設 計 検 討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面 (3) 景観検討		
概 算 工 事 費	概算工事費		
最 適 案 の 選 定	比較案の評価、最適案選定		
施 工 計 画 検 討	施工計画		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予 備 設 計 図 面	(1) 全体位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・ 平面、縦断、横断 ・ 主要構造図 ・ 施工計画図	1:200～1:500	

表 4. 3. 12 山腹工詳細設計 成果物一覧表

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現 地 踏 査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基 本 事 項 決 定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施 設 設 計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施 工 計 画 及 び 仮 設 構 造 物 設 計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数 量 計 算	数量計算書		
照 査	照査報告書		
総 合 検 討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報 告 書 作 成	報告書		
詳 細 設 計 図	(1) 位 置 図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平 面 図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦 断 図	1:100～1:500	
	(4) 横 断 図	1:100～1:500	
	(5) 構 造 図	1:50～1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20～1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50～1:200	

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節 地すべり対策調査・計画・設計

第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類

地すべり対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地すべり調査
- (2) 地すべり対策計画
- (3) 地すべり防止施設設計

第2節 地すべり調査

第4402条 地すべり調査の区分

地すべり調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり予備調査
- (2) 地すべり概査
- (3) 地すべり機構解析

第4403条 地すべり予備調査

1. 業務目的

本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 地形判読及び地すべり地の予察

受注者は、空中写真や地形図を用いて、地すべり地について、地すべりの特徴を示す微地形、地すべりブロックの範囲・形状、運動方向、移動ブロックの区分、地すべりの型、分類等を判読する。また、地質構造上の特性等について判読するものとする。

さらに広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図（縮尺1／500～1／5,000）
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第4404条 地すべり概査

1. 業務目的

本業務は、地すべりの発生・運動機構、地すべりの滑動の素因・誘因を推定し、また、被害、滑動の危険性を予測して、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、地すべり地について現地調査を行い、地すべりの発生機構、運動機構に係る事項を観察するものとする。

また、観察の結果に基づいて、地すべりの規模・範囲、運動形態（運動方向、ブロック区分）、発生原因、地質性状・地質構造等の推察、地下水の分布の把握、今後の運動予測等を行うものとする。

(4) 既存調査結果の解析

受注者は、精密な地質図等の資料に基づいて、地すべり地およびその周辺地域の地質と地質構造について検討するものとする。また、既存の計測調査の結果等がある場合には、それに基づいて、地すべり地の運動速度、方向等の概略を検討するものとする。

(5) 応急対策の検討

受注者は、地すべりの機構の推定、活動性の予測に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(6) 精査計画の立案

1) 調査測線の設定

受注者は、現地調査の結果に基づき、地すべり地を一つ以上の運動ブロックに分割し、各運動ブロック毎に地すべりのすべり面が確認でき、対策の基本検討を行うのに適した位置、方向に調査測線を設定する。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

2) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の結果に基づき、必要な調査項目について精査計画を立案するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり予備調査で収集した資料
- (3) 地形図（縮尺1／500～1／2,000）
- (4) 地盤状況調査のデータ

第4405条 地すべり機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて地すべりの機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 地質精査結果の解析

受注者は、地質精査の結果に基づいて、地質、地下構造を解析し、また、すべり面の有無、深度、形状を検討するものとする。

また、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図、地質展開図、断面図等の図表にとりまとめるものとする。

(4) 地下水調査結果の解析

受注者は、地下水調査結果に基づいて、地下水の分布、地下水の流動層、地下水の流下・供給経路、流下速度、性質、間隙水圧、地下水位の状況を解析するものとする。

(5) 移動量調査結果の解析

受注者は、移動量調査の結果に基づいて、地すべり変動が有る場合には、地すべりの運動方向、運動量、運動速度、運動範囲、気象因子と運動との関係を解析するものとする。

(6) すべり面調査結果の解析

受注者は、すべり面調査の結果に基づいて、すべり面の深度、変位量の変化と気象因子の関係を解析するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受注者は、土質調査の結果に基づいて、すべり面の強度、地盤の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、さらに詳細な現地精査を行うものとする。

(9) 機構解析

1) ブロック区分

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の運動ブロックの区分を行うものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべりの滑動発生の原因を素因、誘因に分けて検

討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の移動状況、地下水の状況、すべり面の形状・位置、移動範囲、移動土量、地すべり滑動の影響等の発生・運動機構及び対策計画について総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の平面図、断面図を作成する。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺1/100～1/1,000）

第3節 地すべり対策計画

第4406条 地すべり対策計画

1. 業務目的

本業務は、地すべり調査の結果に基づいて、地すべり地の安定度の検討を行い地すべり滑動を防止し、あるいは、地すべり滑動による被害を軽減するための対策計画の立案を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度の決定

受注者は、機構解析の成果に基づいて、地すべりブロックの現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づき、安定解析に使用する地すべり土塊の単位体積重量、安定計算式、すべり面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。

また、すべり面について安定計算を行い、地すべりの諸元を算出するものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、対象とする地すべり地について、直接的、間接的の両者の被害を検討し、その結果に基づいて

緊急性、対策の必要性等、対策計画の基本方針を検討するものとする。

また、地域計画における地すべり地の位置付けを検討するものとし、景観および環境の保全に対する基本方針を検討するものとする。

2) 警戒・避難計画検討

受注者は、地すべり滑動に対する監視計画、警戒避難の体制を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討するものとする。また、土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地形図（縮尺1／100～1／1,000）
- (6) 断面図（縮尺1／100～1／1,000）

第4節 地すべり防止施設設計

第4407条 地すべり防止施設設計の区分

地すべり防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり防止施設予備設計
- (2) 地すべり防止施設詳細設計

第4408条 地すべり防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、地すべり対策計画に基づいて、地すべり防止施設の概略の設計を行い、最適な地すべり防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、地すべり防止施設の配置計画点の地形・地質（露頭）、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、防止施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、地すべり地の地形・地質、地すべり発生機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度の配置案を検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 主要構造物の概略設計

受注者は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

2) 景観検討

受注者は、自然及び地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された3案に対して、概算数量を基に概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地すべり対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺1/100～1/1,000）

第4409条 地すべり防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、地すべり防止施設の予備設計の成果に基づいて、工事に必要な詳細な地すべり防止施設設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、予備設計で定めた設計内容および施工計画の条件を現地で確認するものとし、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

また、地質状況について、資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、予備設計で検討された規模、形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、詳細設計に必要な安定計算および応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画および仮設構造物設計

受注者は、施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設構造物設計を行うものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり対策工予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

- ・ 平面図（縮尺1／100～1／1,000）
- ・ 横断面図（縮尺1／100～1／1,000）
- ・ 縦断面図（縮尺1／100～1／1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成 果 物

第4410条 成 果 物

受注者は、表4.4.1～表4.4.6に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

(1) 地すべり予備調査

表4.4.1 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地形判読及び地すべり地の予察	写真判読の成果・図面	1:500～1:5,000	
概査、製鎖必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(2) 地すべり概査

表4.4.2 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地調査写真	1:500～1:2,000	
既存調査結果の解析	既存調査結果の解析の成果図	1:500～1:2,000	
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	精査計画平面図	1:500～1:2,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(3) 地すべり機構解析

表4.4.3 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地質調査結果の解析	同左		
地下水調査結果の解析	同左		
移動量調査結果の解析	同左		
すべり面調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	同左		
機構解析	地すべり地の平面図、断面図	1:100～1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(4) 地すべり対策計画

表4.4.4 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	安定計算結果		
対策計画	地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100～1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		

(5) 地すべり防止施設

表4.4.5 予備設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案（3案）		
施設設計検討	(1) 施設の規模、形状 (2) 景観検討		
概算工事費	同左		
最適案の選定	同左		
施工計画検討	同左		
照 査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:2,500～1:50,000 1:100～1:1,000 1:100～1:1,000 1:10～1:100	

表4.4.6 詳細設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 付属施設の設計 (3) 設計計算 (4) 景観設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
照 査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 標準断面図 (6) 構造図 (7) 付属物詳細図 (8) 仮設工詳細図	1:2,500～1:50,000 1:100～1:1,000 H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100 1:20～1:200 1:50～1:200	

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計

第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類

急傾斜地対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 急傾斜地調査
- (2) 急傾斜地崩壊対策計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設設計

第2節 急傾斜地調査

第4502条 急傾斜地調査の区分

急傾斜地調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備調査
- (2) 概 査
- (3) 機構解析

第4503条 急傾斜地予備調査

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。

(3) 写真判読

受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。

また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図（縮尺1／500～1／5,000）
- (2) 空中写真
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第4504条 急傾斜地概査

1. 業務目的

本業務は、崩壊の危険性の検討、崩壊の形態の予測、崩壊の素因の推定等を行い、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 地形調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い以下の項目について調査するものとする。

傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線

2) 地質調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層および破碎帯

受注者は、調査の成果を、発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

受注者は、調査結果について、対象とする斜面と近傍の崩壊地との対比を行うものとする。

3) 環境要因調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

- ① 湧水（位置・量等）
- ② 植生（種類・樹齢・伐採根等）
- ③ 対象斜面および近隣斜面の崩壊履歴（位置・規模・新旧等）
- ④ 対策工（対策工の種類・位置・変状等）
- ⑤ 土地利用状況

受注者は、調査の成果を発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

4) 保全対象調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、保全対象の種類・位置・数量等について調査するものとする。

(4) 応急対策の検討

受注者は、現地調査の成果に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(5) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の成果に基づいて、精査計画を立案するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 予備調査で収集した資料

(3) 地形図（縮尺1/500～1/2,000）

第4505条 急傾斜地機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて急傾斜地崩壊の機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 調査測線の設定

受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

(4) 地質精査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地質精査の結果に基づいて、以下の項目について解析を行うものとする。

1) 想定される崩壊の位置および規模の推定

2) 崩壊面の推定（深度、形状等）

3) 土層構成および土層の強度

受注者は、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図等の図表にとりまとめるものとする。

(5) 地下水調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地下水調査の結果に基づいて、必要な場合には、以下の項目について解析を行うものとする。

1) 地表付近の土層の透水性、透水性の連続性

2) 地下水の流動層

3) 間隙水圧、地下水位の状況

4) 地下水の流下・供給経路

受注者は、必要に応じて、気象因子と地下水位、間隙水圧の変化との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

受注者は、データのとりまとめにあたっては、斜面からの湧水状況等との比較検討を行うものとする。

(6) 斜面挙動調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される斜面挙動調査の結果に基づいて斜面の挙動を解析するものとする。

受注者は、必要に応じて、気象因子と斜面挙動との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて、以下の項目についてさらに詳細な現地精査を行うものとする。

1) 地形調査

斜面形状、オーバーハングの有無、斜面勾配、集水範囲、斜面の向き、比高、斜面長、斜面の勾配変化点、表流水の流路等の微地形

2) 地質調査

土層・地層の境界、地層の走向・傾斜、断層や節理等の不連続面の状況、移動可能層、風化状況、浸食に対する抵抗性、透水性等

3) 湧水調査

位置、量、濁り、表層の含水状態、井戸などの水位変化、後背地の地下水等

4) 植生調査

種類、分布、樹齢、密度、根系の状況、土層の緩み、下草の状況、最近の伐採の有無、植林の目的、樹木の曲がり等

5) 対策工調査

防災施設の種類、施工時期、規模、形状、安定度、位置、変状、斜面の改変等

6) 景観調査

対象地周辺の写真撮影、スケッチ、等

(9) 機構解析

1) 崩壊形態の推定

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、設計図書に示す斜面の崩壊形態を推定するものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の移動状況、崩壊（すべり）面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

断面図には、崩壊（すべり）面、地下水位（最高水位、最低水位）ボーリング柱状図、地層区分（線）、風化区分（線）、各種の調査・試験結果（地下水流動面、崩壊（すべり）面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など）、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など）、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置を記載するものとする。

平面図には、基盤岩（不動岩）の分布、基盤岩（不動岩）の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊（想定）範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路を記載するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査の報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺1／100～1／1,000）

第3節 急傾斜地崩壊対策計画

第4506条 急傾斜地崩壊対策計画

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、急傾斜地斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度

受注者は、機構解析の成果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位等について検討し、決定するものとする。

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。

2) 警戒・避難計画の検討

受注者は、設計図書の指示に基づき、崩壊に対する警戒・避難の体制、監視計画を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討する。対策計画において被害の軽減を図る場合には土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 概査報告書

(3) 精査の報告書

(4) 機構解析報告書

(5) 地形図（縮尺1/100～1/1,000）

(6) 平面図（縮尺1/100～1/1,000）

第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計

第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分

急傾斜地崩壊防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、急傾斜地崩壊対策計画に基づいて、急傾斜地崩壊防止施設の概略の設計を行い、最適な急傾斜地崩壊防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は貸与資料を基に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形地質（露頭）湧水、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせて、比較検討案を立案するものとする。

(5) 施設設計

1) 工法比較

受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、

基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。

2) 主要構造物の概略設計

受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊（危険）斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

4) 環境検討

受注者は、生態系や景観に配慮した施設および対策工法の検討を行うものとする。

5) 有効活用検討

受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査報告書
- (4) 機構解析報告書
- (5) 対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺1/100～1/1,000）

第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計の成果に基づいて、施工に必要な詳細な急傾斜地崩壊防止施設の設計を行ない、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行い、予備設計で定めた設計および施工計画の条件を現地で確認するものとする。

受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

受注者は、地質状況について、発注者より貸与された資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、予備設計で選定された防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、防止施設について必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、設計を行った施設の施工方法、施工順位等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下に示すものとする。

① 施工条件

② 施工方法

③ 動態観測が必要な場合には、その方法

④ 施工上の問題点とその整理

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

1) 平面図（縮尺1/100～1/1,000）

2) 横断面図（縮尺1/100～1/1,000）

3) 縦断面図（縮尺1/100～1/1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成 果 物

第4510条 成 果 物

受注者は、表4.5.1～表4.5.6に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

(1) 急傾斜地予備調査

表4.5.1 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読成果・図面	1:500～1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 急傾斜地概査

表4.5.2 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 環境要因調査 (4) 保全対象調査		
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(3) 急傾斜地機構解析

表4.5.3 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
調査路線の選定	同左		
地質精査結果の解析	(1) 崩壊位置・規模の推定 (2) 崩壊面の推定 (3) 土層構成・土層強度		
地下水調査結果の解析	(1) 地下水付近の土層の透水性、 透水性の連続性 (2) 地下水の流動性 (3) 間隙水圧、地下水位の状況 (4) 地下水の流下・供給経路		
斜面挙動調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 湧水調査 (4) 植生調査 (5) 対策工調査 (6) 景観調査		
機構解析	(1) 崩壊形態の推定 (2) 素因・誘因の検討 (3) 発生・運動機構の検討 (4) 解析図の作成		
照 査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 急傾斜地崩壊対策計画

表4.5.4 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	(1) 現状の安定度 (2) 安定計算		
対策計画	(1) 基本方針の検討 (2) 警戒・避難計画の検討 (3) 対策計画の検討		
照 査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

表 4.5.5 予備設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 施設設計の範囲 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 数量算出 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	最適案の選定		
施工計画検討	施工計画検討		
照 査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000～1:25,000 1:100～1:1,000 1:100～1:1,000 1:10～1:100	

表4.5.6 詳細設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 附属施設の設計 (3) 設計計算書 (4) 景観設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
施工計画及び仮設構造物の設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
照 査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 標準断面図 (6) 構造図 (7) 附属物詳細図 (8) 仮設工詳細図	1:5,000～1:25,000 1:100～1:1,000 H = 1:200～1:1,000 V = 1:100～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100 1:20～1:200 1:50～1:200	

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第1節 雪崩対策調査・計画・設計

第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類

雪崩対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 雪崩調査
- (2) 雪崩防止施設計画
- (3) 雪崩防止施設設計

第2節 雪崩調査

第4602条 雪崩調査の区分

雪崩調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備調査
- (2) 解析調査

第4603条 雪崩予備調査

1. 業務目的

本業務は、現地調査、既存気象資料の処理及び空中写真判読により、雪崩発生分布の特性及び近年の冬期気象特性を把握し、解析調査のための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。

(3) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(4) 冬期気象特性の把握

受注者は、最寄りの気象庁観測所の資料に基づき、冬期気象推移図を作成し、それに基づいて、冬期気象特性の概要をまとめるものとする。

(5) 写真判読

受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、雪崩および雪崩に関連する現象としての下記の項目について判読し、その分布特性について考察し、とりまとめるものとする。

・表層雪崩、全層雪崩、雪割目、雪庇、風向、雪しわ、雪崩痕跡等

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 業務に関連する既往調査報告書
- (2) 地形図（防災対象施設に面した傾斜の尾根まで入った縮尺1/1,000～1/10,000 地形図）
- (3) 積雪・雪崩期空中写真
但し、次の要領で撮影されたものとする。
 - ・ 撮影の種類（立体視が可能な垂直撮影）
 - ・ 撮影縮尺（1/5,000～ 1/15,000）
 - ・ 写真の種類（モノクロームまたはリアルカラー）
 - ・ 撮影時期（乾雪表層雪崩時期に1回、湿雪全層雪崩時期に1回）
 - ・ 撮影年数（大雪の年を含む3冬以上）
- (4) 発注者観測の気象資料

第4604条 雪崩解析調査

1. 業務目的

本業務は、現地調査、既存気象資料の処理、空中写真判読によって、積雪深分布、雪崩の発生危険度、到達危険度、速度及び衝撃力の解析を行い、雪崩防止施設計画及び雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。

(3) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(4) 雪崩発生危険度の解析

1) 発生要因の整理（判読等）

受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて単位斜面毎の雪崩発生に関与する地形・植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得た現況積雪深を積雪要因として加え、発生要因として整理するものとする。

2) 分析および評価基準設定

受注者は、整理した発生要因群と予備調査で判読した雪崩発生との関係を分析し、更に雪崩発生に関する一般的傾向も加味して発生危険度評価基準を設定するものとする。

3) 発生危険度評価

受注者は、設定した評価基準を用いて防災対象施設に面した単位斜面毎に、計画積雪条件での雪崩発生危険度を評価するものとする。

(5) 雪崩到達範囲の解析

1) 到達要因の整備（判読等）

受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて各斜面の雪崩到達に関与する地形要因と植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得られた現況積雪深を積雪要因として加え、到達要因として整理するものとする。

2) 分析および雪崩到達範囲の設定

受注者は、整備した到達要因群と予備調査で判読した雪崩到達との関係进行分析し、更に雪崩到達に関する一般的事項等を総合的に検討し防災対象施設に面した単位斜面毎に雪崩到達範囲を設定するものとする。

(6) 雪崩シミュレーション解析

受注者は、既存気象データ等から雪崩運動計算に必要なパラメータを設定し、対策工検討に必要な雪崩衝撃力等を算定するものとする。

(7) 総合評価

受注者は、防災対象施設に面した単位斜面毎に、防災対象施設の種類、構造、周囲の地形、斜面規模、計画積雪深、雪崩経歴、雪崩到達範囲、速度、衝撃力等を総括し、その他の雪崩特性に関する事項があればそれに加えて総合的に検討し、対策の必要性を評価するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 地形図（縮尺1／500～ 1／2,000）
- (3) 積雪・雪崩期空中写真（写真仕様は予備調査の場合と同様とする）
- (4) 発注者観測の気象資料

第3節 雪崩防止施設計画

第4605条 雪崩防止施設計画

1. 業務目的

本業務は、解析調査の結果に基づいて、各斜面の雪崩防止施設の種類、形状、大きさ、優先順位、配置等を検討し、雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す範囲の各斜面について、解析調査報告書にまとめた結果の他に、各箇所の特異性（景観重視など）や別種の災害（地すべり等）の可能性があればこれも加えて検討要素とし、防止施設の選定の目安（予防工法、防護工法、組合せ工法の選定、各工種の選定等）、斜面別の対策優先順位および各斜面内の施工順位の設定の目安等についての基本方針を検討するものとする。

(4) 防止施設計画検討

1) 配置計画

受注者は、防止施設が必要と評価した各斜面毎に、採用し得る複数の工法について配置計画を検討するものとする。その際、受注者は、必要に応じて、各箇所の地形、計画積雪深、雪崩規模に対応した防止施設断面形状（地上部）と地上高を設定し、それを考慮した配置を検討するものとする。

2) 優先順位と施工順位の設定

受注者は、斜面別の対策優先順位と各斜面内の施工順位を設定し、配置計画と合わせてとりまとめるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 解析調査報告書
- (2) 地形図（縮尺1／100～ 1／1,000）
- (3) 地質調査報告書
- (4) 別種災害調査報告書
- (5) 空中写真およびその他の関連資料

第4節 雪崩防止施設設計

第4606条 雪崩防止施設設計の区分

雪崩防止施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4607条 雪崩防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、解析調査及び防止施設計画に基づいて、概略の防止施設設計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、以下に示す雪崩防止施設の事項について技術的検討を行うものとする。

- ① 構造特性（耐久性、維持管理性）
- ② 施工性（施工の確実性、工事用道路及びスペース等）
- ③ 環境条件
- ④ 設計条件
- ⑤ 経済性

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、雪崩防止施設について安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から有力な工法を比較・検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 工法比較

受注者は、各斜面毎に有力な3案の工法を抽出し、安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から比較・検討し、最適工法を選定するものとする。

2) 主要構造物の概略設計

受注者は、解析調査と防止設計計画の結果に基づき、また、基本事項の検討に沿って選定した工法の機能と規模、積雪・雪崩・地質条件等に応じた安定度の検討および構造物についての応力計算を行って、代表的な防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置計画で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算出するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、設計計画および配置設計等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 解析調査報告書
- (2) 防止施設計画報告書
- (3) 地形図等測量成果
- (4) 地質等調査報告書
- (5) 空中写真その他関連資料

第4608条 雪崩防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、予備設計までの成果に基づいて、施工に必要な詳細な雪崩防止施設設計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

- ・ 受注者は、予備設計で定めた設計および施工計画の条件を現地で確認するものとする。
- ・ 受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。
- ・ 受注者は、地質状況について、資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 附属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、防止施設について必要な荷重計算、構造計算、安定計算および応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。

(5) 施工計画および仮設構造物設計

受注者は、防止施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下のとおりとする。

① 施工条件

② 施工方法

③ 施工上の問題点とその整理

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

- ・ 実測平面図
- ・ 実測縦断面図
- ・ 実測横断面図

(3) 地質調査、試験の成果

第5節 成 果 物

第4609条 成 果 物

受注者は、表4.6.1～表4.6.5に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

(1) 雪崩予備調査

表4.6.1 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時期別雪崩判読図 雪崩等判読集成図	1:2,000～1:10,000 1:2,000～1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 雪崩解析調査

表4.6.2 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
雪崩発生危険度の解析 雪崩到達範囲の解析	現況積雪深分布図 計画積雪深分布図 雪崩危険度分布図	1:10,000～1:25,000 1:10,000～1:25,000 1:2,000～1:10,000	
雪崩シミュレーション解析	雪崩シミュレーション結果表示図	1:2,000～1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 総合検討評価表 (2) 技術的事項・課題の整理 (3) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(3) 雪崩防止施設計画

表4.6.3 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
基本方針の検討 防止施設計画検討	雪崩対策施設検討表 雪崩対策施設配置計画図		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 雪崩防止施設

表4.6.4 予備設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案3案の立案、比較表作成		
施設設計検討	(1) 主要構造物の概略設計 (2) 景観検討		
概算工事費	概算工事費算定表		
最適案の選定	最適案比較表		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	対策施設配置平面図	1:50～1:500	
	対策施設配置断面図	1:50～1:500	
	構造一般図（平面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（断面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（正面図）	1:10～1:50	

表4.6.5 詳細設計 成果物一覧

設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 付属施設の設計 (3) 設計計算書 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物図	1:10～1:500	
数量計算	数量計算 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
施設設計図	構造一般図	1:5～1:50	
	構造平面図	1:5～1:50	
	構造縦断図	1:5～1:50	
	構造横断図	1:5～1:50	
	構造詳細図	1:5～1:50	
	上部工詳細図	1:5～1:50	
	下部工配筋図	1:5～1:50	
	基礎工配筋図	1:5～1:50	

第5編 ダ ム 編

第1章 ダム環境調査

第1節 ダム環境調査の種類

第5101条 ダム環境調査の種類

ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) ダム湖環境調査

第2節 環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第4号、以下この節において「技術指針省令」という）及び、福島県環境影響評価条例等に準拠して実施するものとする。

第5102条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

第5103条 計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5104条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及び周囲の概況

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するも

のとする。

また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5106条 調 査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調 査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

なお調査計画の作成にあたっては、技術指針省令第二十四条第2項～第4項に配慮するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、第二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 予 測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。

(5) 評 価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、

環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5108条 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5109条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5110条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 ダム湖環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム湖版〕（国土交通省・平成28年1月。以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。

第5111条 ダム湖環境調査の区分

ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

(1) 基本調査

- ① 魚類調査
- ② 底生動物調査
- ③ 動植物プランクトン調査
- ④ 植物調査（植物相調査）
- ⑤ 鳥類調査
- ⑥ 両生類・爬虫類・哺乳類調査
- ⑦ 陸上昆虫類等調査
- ⑧ ダム湖環境基図作成調査

(2) ダム湖利用実態調査

第5112条 魚 類 調 査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位

置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。

なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。

なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5113条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5114条 動植物プランクトン調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5115条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5116条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5118条 陸上昆虫類等調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。
また、必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5119条 ダム湖利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査計画の策定

受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、監督員の承諾を得るものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 成 果 物

第5120条 成 果 物

1. 環境影響評価

受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.1.1 成果物一覧表

成 果 物 項 目	摘 要
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果物として第1117条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第2章 ダム治水利水計画

第1節 ダム治水利水計画の種類

第5201条 ダム治水利水計画の種類

ダム治水利水計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 治水計画
- (2) 利水計画

第2節 治水計画

第5202条 治水計画の区分

治水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 洪水調節計画
- (2) 正常流量確保計画

第5203条 洪水調節計画

1. 業務目的

本業務は、降雨解析を行い、洪水調節施設の規模を検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、業務実施に伴い、必要となる事柄について河川及び流域の状況を把握するための現地調査を行うものとする。また、現地調査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、行程等を検討し、結果をとりまとめるものとする。

(3) 降雨解析

降雨解析には種々の手法が採用されているが、本仕様書は、次の2種類の手法による場合を示すものとする。

a. ティーセン法による検討

b. 降雨強度曲線による検討

1) ティーセン法による検討

① 資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

② 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計

算結果一覧表等を作成するものとする。

③ 降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

④ 計画降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点の計画降雨の作成を行うものとする。

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成を行うものとする。

2) 降雨強度曲線による検討

① 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

② 確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文学を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

③ 降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

④ 計画降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。

(4) 洪水調節施設規模の検討

受注者は、次に示す事項を検討するものとする。

1) 流出解析

2) 基本高水流量検討

3) 下流河道の流下能力の算定

4) 洪水調節計画

5) 計画高水流量

6) 治水経済効果

7) 洪水調節施設規模

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5204条 正常流量確保計画

1. 業務目的

本業務は、流水の正常な機能を維持するためにダムにおいて確保すべき流量を設定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第5203条洪水調節計画第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料、既往の類似調査に関する報告書等の収集および整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するものの他、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、設計図書に示す、河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料をもとに、流況及び流量確率の検討、利水現況、用排水系統の検討、渇水被害状況、水質現況、河道特性、自然環境及び社会環境の現況を把握するものとする。

(5) 河川区分と代表地点の設定

受注者は、当該河川的环境特性を踏まえ、河川区分を行い低水管理を適正に行うための基準点及び基準点を補う地点を設定するものとする。

(6) 必要流量の検討

受注者は、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持、動植物の保護、水利流量について各項目毎に検討すべき地点を選定したうえでそれぞれの必要流量を検討するものとする。

(7) 水収支検討

受注者は、支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準点における正常流量の検討

受注者は、(6)の必要流量及び(7)の水収支検討を総合的に考慮し、基準点における正常流量を設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 利 水 計 画

第5205条 利水計画の区分

利水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 低水流出解析
- (2) 利水計画

第5206条 低水流出解析

1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長時間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第5203条洪水調節計画第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

第5204条正常流量確保計画第2項の(3)の1)に準ずるものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、設計図書に示す雨量資料及び水理資料に関する資料収集対象観測所及び収集対象資料年数に基づき、日雨量（降雪量を含む）及び月別蒸発量（または気温）等の雨量資料、水位資料、流量資料、水位流量曲線等を収集・整理するとともに、農業用水、上水道、工業用水、下水道等の水収支実態の把握を行い、実績取水量、計画取水量、取水地点、排水地点について調査するものとする。

(4) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(5) 降雨解析

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法等により、流域平均雨量を算定するものとする。

(6) 定数解析

受注者は、水収支解析を行うとともに、設計図書に基づき調査解析地点を対象とし、流出モデルの定数を試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。

(7) 流量計算

受注者は、定数解析で決定した定数を使用して設計図書に基づき流量計算対象期間に対し日雨量を算出し、年流出高、流況表、日流量ハイドログラフにしてとりまとめるものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5207条 利 水 計 画

1. 業務目的

本業務は、正常流量の確保、各種用水の需要に応じて、ダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第5203条洪水調節計画第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

第5204条正常流量確保計画第2項の(3)の1)に準ずるものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、業務の対象となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。また、受注者は設計図書により収集あるいは貸与する河川利用現況、正常流量、低水流出解析、新規水需要計画等に関する検討調査資料を業務目的を達成するにあたり、使用が便利となるように整理するものとする。

(4) 新規用水の供給計画検討

受注者は、(3)で整理した資料等から対象流域内の人口、産業形態、地域振興計画等を勘案し、新規用水の必要性を整理し、供給計画を検討するものとする。

(5) 自然流況の作成

受注者は、流量観測資料より取排水実績を勘案し、自然流況を作成するものとする。

1) 資料収集整理

受注者は、設計図書に基づき、日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水利用実態の把握

受注者は、収集・整理した資料に基づき、農業用水、上水道用水、工業用水、雑用水及び下水道等流域の水収支実態の把握を行うものとする。

3) 水収支解析

受注者は、実測値を用いた水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

4) 自然流況の推算

受注者は、設計図書に示す取水地点数と計算対象年に基づき、自然流況の推算を行うものとする。

(6) 利水計算モデルの検討

受注者は、流域の水収支の実態に基づき利水計算系統図の作成、基準地点の設定及び利水計算条件の整理を行い、利水計算プログラムを作成するものとする。

(7) 利水計算

受注者は設計図書に示す利水計算年数について雨量、流量資料のデータ登録を行い、新規取水を考慮した渇水基準年におけるダム容量の検討を行うとともに、設定されたダム容量に基づきダム運用計算を行い、その結果を貯水池運用曲線図、流況図及び流況表に整理するものとする。

なお、渇水基準年については、別途協議するものとする。

(8) 確保容量検討

受注者は、新規用水及び利水計算年数に基づき、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、目的別の確保容量の検討を行うものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 成 果 物

第5208条 成 果 物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

- (1) 報 告 書
- (2) 概 要 版
- (3) 付属資料（計算結果、収集資料）

第3章 ダム地質調査

第1節 地質調査の種類

第5301条 地質調査の種類

地質調査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 地形調査
- (2) 広域調査
- (3) 地表地質踏査
 - (3-1) ダムサイト地表地質踏査
 - ダムサイト候補地選定地表地質概査
 - ダムサイト地表地質概査
 - ダムサイト地表地質調査
 - (3-2) 堤体材料候補地地表地質踏査
 - 堤体材料候補地選定地表地質概査
 - 堤体材料候補地地表地質概査
 - 堤体材料候補地地表地質調査
 - (3-3) 貯水池周辺地表地質踏査
 - 貯水池周辺地表地質概査
 - 貯水池周辺地表地質調査
- (4) 物理探査
- (5) 透水試験
- (6) 横坑調査
- (7) 岩盤試験
 - (7-1) 岩盤直接剪断試験
 - (7-2) 岩盤変形試験
- (8) 孔内観察
- (9) 地質解析
 - (9-1) 地質比較検討
 - (9-2) 地質解析
 - (9-3) 地質考察
 - (9-4) 地質総合解析
- (10) 岩盤掘削面スケッチ
 - (10-1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ
 - (10-2) 堤体材料採取地掘削時材料評価
 - (10-3) 堤体材料採取地掘削面岩盤スケッチ
- (11) 第四紀断層調査

第2節 地形調査

第5302条 地形調査

1. 業務目的

ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出する

ことにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。

2) 受注者は、縮尺1/40,000程度の空中写真を収集するものとする。

(3) 空中写真判読

1) 受注者は、収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。

2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径10km範囲を判読するものとする。

(4) 図面作成

受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺1/25,000の地形特性図を作成するものとする。

(5) とりまとめ

1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。

2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～3項に従い作成し、発注者に納品する。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。

(1) 地形特性図（1/25,000）

(2) 地形調査報告書

4. 貸与資料

貸与資料は、設計図書に提示する。

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第3節 広 域 調 査

第5303条 広域調査

1. 業務目的

ダム地質調査初期段階において、縮尺1/10,000地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。

(3) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形および露頭観察を行うものとする。受注者は10kmの範囲を標準として調査する。
- 2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。

(4) 図面作成

- 1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。
- 2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地質構造について、地質的考察を行うものとする。
- 3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺1/10,000地質平面図および地質断面図を作成するものとする。

(5) とりまとめ

- 1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。
- 2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1116条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1/10,000）
- (2) 地質断面図（1/10,000）
- (3) ルートマップ
- (4) 広域調査報告書

4. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図（1/5,000～1/10,000程度）
- (3) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第4節 地表地質踏査

第5304条 地表地質踏査の基本的事項

地表地質踏査は、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で行われることを前提としており、調査対象はダムサイト、堤体材料採取候補地、貯水池周辺に分けられる。

第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査（1/5,000）

ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定およびダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された1/5,000地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形および露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。
- 3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図（1／5,000）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図（拡大1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を1～2地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／5,000）
- (2) 地質断面図（ダム軸沿い、拡大1／1,000）
- (3) 調査計画図（拡大1／1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図（1／50,000～10,000）
- (3) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,500）
- (4) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5306条 ダムサイト地表地質概査（1／2,500）

本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された1／2,500地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。

2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。

3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図（1／2,500）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図（拡大1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1／2,500）

(2) ダム軸地質断面図（拡大1／1,000）

(3) 地質調査計画図（拡大1／1,000）

(4) ルートマップ

(5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料

(2) 空中写真

(3) 位置図（1／50,000～10,000）

(4) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,500）

(5) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5307条 ダムサイト地表地質調査（1／500）

本業務は、ダムの設計のための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された1／500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 受注者は、貸与された地形図を基にダムタイプ・規模を考慮した現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。

2) 受注者は、ダムサイトの地質構成、地質構造、岩盤風化状況、湧水地点の有無などについて詳細な露頭観察を行う。

3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解 析

1) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、詳細な地質構造、断層などについて検討する。

2) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイトの地質平面図（1／500）および地質断面図（1／500）を作成する。

3) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。

4) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1／500）

(2) ダム軸方向地質断面図（1／500）3断面

(3) 左右岸河床上下流方向地質断面図（1／500）3断面

(4) 地質調査計画図（1／500）

(5) ルートマップ

(6) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料

(2) 空中写真

(3) 位置図（1／50,000～10,000）

(4) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,500）

(5) ダムサイト地形図（1／500～1／1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1／5,000）

1. 業務の目的

貸与された1／5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。

2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。

3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1／5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1／5,000）

(2) 地質断面図1断面

(3) ルートマップ

(4) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料

(2) 空中写真

(3) 位置図（1／50,000～10,000）

- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／5,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1／2,500）

1. 業務の目的

貸与された1／2,500地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1／2,500）、および堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／2,500）
- (2) 地質断面図（拡大1／1,000）
- (3) 地質調査計画図（拡大1／1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／5,000～1／2,500）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1／1,000）

1. 業務の目的

貸与された1／1,000地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1／1,000）および地質断面図（1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。

また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／1,000）
- (2) 地質断面図（縦断2断面、横断2断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する）
- (3) 概略採取計画図（1／1,000）
- (4) 地質調査計画図（1／1,000）
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5311条 貯水池周辺地表地質概査（1／2,500）

本業務は、貯水池周辺の地質構成、層序および地質構造を把握し、貯水池からの漏水および湛水による地すべり発生懸念箇所を選定する業務である。

1. 業務の目的

貯水池周辺の地質図を作成して、地質状況を明らかにするとともに、地すべりの分布や漏水の可能性を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形および露頭観察により地すべり、崩壊地の有無を把握する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、地質構成、地質構造、断層、地すべりなどについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1／2,500）、および地質断面図（拡大1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、現地調査、地形検討および地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池

内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／2,500）
- (2) 地質断面図（拡大1／1,000）2断面
- (3) 地質調査計画図（拡大1／1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1／1,000）

1. 業務の目的

精査対象地すべり地周辺の地質状況を把握するとともに、湛水および道路計画に伴う斜面の安定性を検討すること、あるいは、漏水が懸念される地区周辺の地質状況を詳細に把握して、漏水の可能性について検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、湛水・道路計画を考慮した露頭調査、地形状況、地質構成、地質構造などについて調査する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、既存概査資料などに基づき、地質構成、地質構造、地下水分布、斜面状況などを検討する。

3) 地質図作成

受注者は地質的考察結果に基づき、地質平面図（1／1,000）および地質断面図（1／1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、地形・地質状況に基づき、湛水および道路計画等に伴う斜面の安定性あるいは漏水などの問題点を整理・検討する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図ならびに地質条件の検討に基づき、問題箇所について湛水・道路計画を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／1,000）
- (2) 地質断面図（1／1,000）4断面
- (3) 地質調査計画図（1／1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) ダムサイト（1／500）
- (6) 貯水池地形図（1／500～1／1,000）
- (7) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5節 物 理 探 査

物理探査は、調査地の岩盤状況などの概略を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第5313条 物理探査の基本的事項

物理探査は、弾性波探査、比抵抗探査など各種の手法があり、調査対象、目的により適切な手法を選択するものとする。

第5314条 物 理 探 査

1. 業務の目的

調査地の岩盤状況、地下水分布などの概略を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 測線設定

受注者は、現地において探査をする測線について縦断測量（1／500）などを実施し、必要な測線を設定

する。

2) 観 測

受注者は、設定された測線について観測を行う。

(3) 解析および考察

受注者は、観測結果について解析を行い、解析断面図などを作成し、岩盤状況などの概要を予測する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 測線位置図

(2) 観測資料

(3) 解析断面図

(4) 物理探査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1／50,000～1／10,000）

(2) 地形図（1／500～1／1,000）

(3) 測量基準点

(4) 地質平面図、地質断面図

(5) 既存調査・設計資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第6節 透 水 試 験

基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。

第5315条 ルジオンテストの基本的事項

ルジオンテストは、ダムサイトにおける基礎岩盤の透水性把握のために行われ、現地作業とその結果に基づく考察に分けられる。現地作業はボーリング調査とあわせて実施するのを標準としており、作業の範囲は現地作業および現地作業より収集するデータの整理作業までを含む。なお、データの整理作業とは、注入圧力－注入量曲線を作成する作業までをいう。また、ルジオンテストの考察とは、実施されたルジオンテストの結果に基づき考察を行い、ルジオン値を決定する業務をいう。

第5316条 ルジオンテストおよび考察

1. 業務の目的

ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地作業

1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。

ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説（国土技術研究センター・平成18年7月）に準拠して実施する。

2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力－注入量曲線を作成する。

(3) 考 察

受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力－注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) ルジオン値

(2) ルジオンテストデータ

(3) 注入圧力－注入量曲線

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1／5,000～1／10,000）

(2) 地形図（1／500～1／1,000）

(3) 既存地質調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第7節 横 坑 調 査

横坑調査は、調査地の地質分布と岩盤状況を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第5317条 横坑調査の基本的事項

横坑調査は、横坑の掘削作業と掘削後に行う横坑観察に分けられ、横坑観察は掘削後適宜実施される。

第5318条 横 坑 観 察

1. 業務の目的

対象地域に施工された横坑の坑壁の観察により、対象地域の地質分布・岩盤性状などを把握し、地質工学的考察を行うための基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は貸与資料を基に、現地にて横坑の地質観察を行い、岩盤のスケッチを行う。

(3) 図面作成

現地調査の結果に基づき、横坑展開図を作成する。なお、横坑展開図は地質図と岩級区分図の2種類を作成する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品し、別途資料を提出する。

- (1) 調査位置図
- (2) 横坑展開図（縮尺1／100）
- (3) 横坑調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1／5,000～1／10,000）
- (2) 地形図（1／500～1／1,000）
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第8節 岩盤試験

ダム基礎岩盤のせん断強度および変形特性の把握を目的として、岩盤直接せん断試験および岩盤変形試験が実施される。

第5319条 岩盤試験の基本的事項

岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、「原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－せん断試験法－孔内載荷試験法－（土木学会・平成12年12月）」（以下「原位置岩盤試験法の指針」という。）に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ1基、傾斜荷重用油圧ジャッキ2基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、「原位置岩盤試験法の指針」に準拠した油圧ジャッキ1基を用いて等変位置で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。

第5320条 岩盤直接せん断試験

1. 業務の目的

試験用コンクリートブロックの大きさ60cm×60cm×30cm、傾斜角度15°の場合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。

2) 受注者は、選定した試験面にコンクリートブロックを打設する。

(3) 測定

受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力－変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線
- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤せん断試験報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1／5,000または1／10,000）
- (2) 地形図（1／500～1／1,000）
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5321条 岩盤変形試験

1. 業務の目的

Φ300mmの剛体円形支圧板による変形試験（「原位置岩盤試験法の指針」）の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。

2) 受注者は、選定した試験面に剛体支圧板を設置する。

(3) 測 定

受注者は、現地において岩盤変形試験を実施して、測定を行う。

(4) 解 析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評 価

受注者は、岩盤変形試験結果について、地質工学的な評価を行う。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力－変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線
- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤変形試験報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1／5,000または1／10,000）
- (2) 地形図（1／500～1／1,000）
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第9節 孔内観察

ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。

第5322条 孔内観察

1. 業務の目的

ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地作業

受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。

(3) 考察

受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）
- (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク
- (3) 孔壁観察報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (2) 地形図（1／500～1／1,000）
- (3) ボーリング調査位置図（1／500）
- (4) ボーリング柱状図、コア写真
- (5) 既存地質調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第10節 地 質 解 析

第5323条 地質解析の基本的事項

地質解析はその内容に応じて地質比較検討、地質解析、地質考察、地質総合解析に大別され、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で実施される。解析対象と調査段階、解析の精度により、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地質比較検討
 - (1－1) ダムサイト候補地地質比較検討（1／5,000）
 - (1－2) 堤体材料候補地地質比較検討（1／5,000）
- (2) 地質解析
 - (2－1) ダムサイト地質解析（1／2,500）
 - (2－2) ダムサイト地質解析（1／500）
 - (2－3) 堤体材料候補地地質解析（1／2,500）
 - (2－4) 堤体材料候補地地質解析（1／1,000）
- (3) 地質考察
 - (3－1) ダムサイト地質考察
 - (3－2) 堤体材料候補地地質考察
 - (3－3) 貯水池周辺地質考察
- (4) 地質総合解析
 - (4－1) ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1／500）
 - (4－2) ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1／500）
 - (4－3) 堤体材料候補地地質総合解析（1／1,000）

第5324条 ダムサイト地質比較検討（1／5,000）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／5,000地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。

2) 地質図作成

受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討・調査計画の提案

受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1／5,000）

(2) ダム軸地質断面図（拡大1／1,000）

(3) 調査計画図

(4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 位置図（1／50,000～1／10,000）

(3) ダムサイト、貯水池地形図（1／5,000）

(4) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討（1／5,000）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

(3) 解 析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。

2) 地質図作成

受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討

受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／5,000）
- (2) 地質断面図（拡大1／1,000）
- (3) 調査計画図（拡大1／1,000）
- (4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／5,000）
- (6) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5326条 ダムサイト地質解析（1／2,500）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／2,500地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解 析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／2,500）
- (2) 地質断面図（縦断、横断、拡大1／1,000）4断面
- (3) 調査計画図（拡大1／1,000）
- (4) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5327条 ダムサイト地質解析（1／500）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／500地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解 析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／500）
- (2) 地質断面図（1／500）9断面
- (3) 岩級区分図（1／500）9断面
- (4) ダム軸沿いルジオンマップ
- (5) 地質調査計画図（1／500）
- (6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) ダムサイト地形図（1／500）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5328条 堤体材料採取候補地地質解析（1／2,500）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／2,500地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、賦存量の検討を行い、堤体材料採取候補地としての基本的な問題点を指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は地質上の問題点を考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／2,500）
- (2) 地質断面図（縦断、横断、拡大1／1,000）各1断面
- (3) 概略採取計画図（拡大1／1,000）
- (4) 調査計画図（拡大1／1,000）
- (5) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) 堤体材料採取候補地地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5329条 堤体材料採取候補地地質解析（1／1,000）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1／1,000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解 析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。

3) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／1,000）
- (2) 地質断面図（縦断、横断、1／1,000）7断面
- (3) 材質区分図（縦断、横断、1／1,000）7断面
- (4) 採取計画図（1／1,000）
- (5) 地質調査計画図（1／1,000）
- (6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5330条 地質考察の基本的事項

地質考察は、実施された地質調査（物理探査、ボーリング調査、横坑調査など）に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、既存の地質断面図を修正する業務である。地質考察は、調査対象により以下に区分される。

- (1) ダムサイト
- (2) 堤体材料
- (3) 貯 水 池

第5331条 ダムサイト地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 考 察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) ダムサイト地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5332条 堤体材料採取候補地地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 考 察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5333条 貯水池周辺地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 考 察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 航空写真

(3) 位置図（1／50,000～1／10,000）

(4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）

(5) ダムサイト地形図（1／500～1／1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5334条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1／500）

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体概略設計に必要な資料としての地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

- 1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。
- 2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、本体概略設計に必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、ルジオンマップなどを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1/500）
- (2) ダム軸方向地質断面図（1/500）5断面
- (3) ダム軸横断地質断面図（1/500）5断面
- (4) 水平断面図（1/500）3断面
- (5) 岩級区分図（1/500）13断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ1断面
- (7) 岩級コンターマップ（1/500）
- (8) 地質調査計画図（1/500）
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）
- (5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）
- (6) 既存調査資料

5. そ の 他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1／500）

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P－Q曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1／500）

(2) ダム軸方向地質断面図（1／500）5断面

(3) ダム軸横断地質断面図（1／500）8断面

(4) 水平断面図（1／500）5断面

(5) 岩級区分図（1／500）18断面

(6) ダム軸沿いルジオンマップ1断面

(7) 岩級コンターマップ（1／500）2種

(8) 地質調査計画図（1／500）

(9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) ダムサイト地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析（1／1,000）

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的な検討・評価を行い採取計画および施工計画に必要な地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、既存地質調査資料（物理探査、横坑、ボーリング、土質試験、岩石試験、骨材試験、材料試験など）を整理統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質構成および地質構造の詳細な検討を行い採取計画および施工計画に必要な地質図を作成するとともに、各地質区分に応じた賦存量を算出する。

3) 地質工学的検討

受注者は、既存資料および上記検討資料に基づき、材質、断層・脆弱部、変質帯、堅岩分布、材質分布、採取計画上の問題点について、地質工学的な検討、評価を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1／1,000）
- (2) 地質断面図（縦断、横断、水平1／1,000）13断面
- (3) 材質区分図（1／1,000）13断面
- (4) 材料分布コンターマップ（1／1,000）

- (5) 採取計画図（1／1,000）
- (6) 地質調査計画図（1／1,000）
- (7) 地質解析報告書
- (8) 資料集

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第11節 岩盤掘削面スケッチ

岩盤掘削面スケッチは、掘削面の調査を行い、掘削面の状況について解析・評価を行う業務である。岩盤掘削面スケッチは、調査対象と調査の目的により、以下に区分される。

(1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）

コンクリートダム基礎およびロックフィルダムのコア敷については縮尺1／200を標準とする。

(2) 堤体材料採取地

（2－1）堤体材料評価

（2－2）堤体材料採取地掘削面スケッチ

第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）

1. 業務の目的

ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 掘削面調査

受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。

(4) 解析

1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。

2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 掘削面地質図
- (2) 掘削面岩級区分図
- (3) 地質断面図
- (4) 岩級区分断面図

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図
- (2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価

1. 業務の目的

材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布および掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 解析

- 1) 受注者は、既往調査資料および掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図および材料区分図を作成する。
- 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。
- 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。
- 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。

(3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 材料採取地地質図（1/500～1/1,000）
- (2) 材料採取地材料区分図（1/500～1/1,000）
- (3) 地質断面図（1/500～1/1,000）
- (4) 材料区分断面図（1/500～1/1,000）

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面スケッチ資料（1/200～1/500）

(2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ

1. 業務の目的

材料採取地の掘削面調査を行い、材料分布を確認するとともに、その地質、岩盤状況をもとに、掘削法面の安定性を解析・評価することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 掘削面調査

受注者は材料採取地の掘削面調査を実施する。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、材料分布および割れ目や岩盤劣化部の連続性などについて掘削面地質図および掘削面材料区分図を作成する。

(4) 解 析

1) 受注者は、掘削面の地質・岩盤性状について解析する。

2) 受注者は、掘削面の解析結果を地質工学的に検討し、掘削法面の安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成 果 物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 掘削面地質図（1／200～1／500）

(2) 掘削面材料区分図（1／200～1／500）

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 掘削面形状図（1／200）

(2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第12節 第四紀断層調査

第5340条 第四紀断層調査の基本的事項

ダム建設における第四紀断層調査は、ダム敷近傍に今後詳細に調査すべき線状模様が存在するかどうかを調査する一次調査と、一次調査で拾い上げられた線状模様が第四紀断層であるかどうか、およびそれが第四紀断層であった場合、その正確な位置、規模（幅、長さ）、活動年代を調査する二次調査とがある。一次調査はさらにその1とその2に分けられる。

第5341条 第四紀断層調査（一次調査その1）

1. 業務の目的

第四紀断層のダム敷近傍における存否、あるいは存在の可能性を知ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献収集

受注者は、公表文献、地質図などから、ダムから半径50km範囲内の第四紀断層（活断層）の分布位置、長さ、確実度、活動度などについての情報を収集する。

(3) 写真判読

1) 受注者は、4万分の1空中写真を使用し、ダムから半径10km範囲内の変動地形を有する線状模様を判読する。判読した線状模様については根拠とした地形の特徴、長さ、連続性、明瞭度などを記載する。

2) 写真判読の結果は25万分の1地形図に示す。また、線状模様の判読内容は線状模様一覧表にまとめる。

(4) 地質図集成

受注者は、既往の地質文献、地質図により、ダムから半径50km範囲内の縮尺20万分1地質図を編集する。

(5) 図面作成

1) 受注者は、収集した地質文献に基づき、ダムから半径50km範囲内の縮尺20万分1文献断層分布図を作成する。

2) 受注者は、写真判読の結果に基づき、ダムから半径10km範囲内の縮尺25万分1地形判読図を作成する。

3) 受注者は、文献断層分布図と地形判読図に基づき、ダムから半径10km範囲内の縮尺25万分1第四紀断層関連調査図を作成する。第四紀断層関連調査図とは地形判読図の上に文献断層の位置を移写したものである。

(6) 文献整理・解析

1) 受注者は、収集した地質文献の記載内容を把握し、文献断層一覧表を作成する。

2) 受注者は、半径10km範囲内の文献断層については記載内容、根拠について吟味し、各文献断層のこれまでの評価と成因を取りまとめる。

(7) 総合検討

1) 受注者は、全ての資料、特に文献の記載内容と写真判読結果と併せてとりまとめ、半径10km範囲内の文献断層と線状模様の位置、性状、活動性を検討する。

2) 受注者は、半径10km範囲内の文献断層と線状模様について調査結果要約表を作成する。

3) 受注者は、半径10km範囲内の文献断層と線状模様について、第四紀断層一次調査その2の調査対象となるか否かを判定する。

(8) 調査計画の検討

受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 文献断層分布図（縮尺20万分の1）

(2) 地形判読図（縮尺25万分の1）

(3) 地質集成図（縮尺20万分の1）

(4) 第四紀断層関連調査図（縮尺25万分の1）

(5) 文献断層一覧表

- (6) 線状模様一覧表
- (7) 調査結果要約表
- (8) 第四紀断層調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1／5,000～1／2,500）
- (5) ダムサイト地形図（1／500～1／1,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第13節 成 果 物

第5342条 成 果 物

受注者は、表5.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.3.1 成果物一覧

種 別			設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
ダム地質調査	地形調査		報 告 書	地形調査報告書		
			基本図面	(1) 判読位置図 (2) 地形特性図	1／25,000	
	広域調査		報 告 書	広域調査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図	1／10,000	
				(2) 地質断面図	1／10,000	
				(3) ルートマップ		
	地表地質踏査	ダムサイト候補地 選定地表地質概査	報 告 書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（ダム軸沿い、拡大） (3) 調査計画図（拡大） (4) ルートマップ	1／5,000 1／1,000 1／1,000	
		ダムサイト地表地 質概査	報 告 書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図（拡大） (3) 地質調査計画図（拡大） (4) ルートマップ	1／2,500 1／1,000 1／1,000	

種 別			設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要		
ダム地質調査	地表地質踏査	堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1／2,500）	報 告 書	地質概査報告書				
			基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図1 断面図 (3) ルートマップ	1／5,000			
	堤体材料候補地地表地質踏査	堤体材料採取候補地地表地質概査（1／2,500）	報 告 書	地質概査報告書				
			基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（拡大） (3) 地質調査計画図（拡大） (4) ルートマップ	1／2,500 1／1,000 1／1,000			
		堤体材料採取候補地地表地質調査（1／1,000）	報 告 書	地質調査報告書				
			基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（縦断、横断）4 断面図 (3) 概略採取計画図 (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1／1,000 1／1,000 1／1,000			
			貯水池周辺地表地質踏査	貯水池周辺地表地質概査（1／2,500）	報 告 書	地質概査報告書		
					基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（拡大）2 断面 (3) 地質調査計画図（拡大） (4) ルートマップ	1／2,500 1／1,000 1／1,000	
	貯水池周辺地表地質調査（1／1,000）	報 告 書		地質調査報告書				
		基 本 図 面		(1) 地質平面図 (2) 地質断面図4 断面 (3) 地質調査計画図 (4) ルートマップ	1／1,000 1／1,000 1／1,000			
	物理探査			報 告 書	物理探査報告書			
				基 本 図 面	(1) 測線位置図 (2) 観測資料 (3) 解析断面図			
	ルジオンテスト及び考察				(1) ルジオン値 (2) ルジオンテストデータ (3) 注入圧力－注入量曲線			
	横坑観察			報 告 書	横坑調査報告書			
				基 本 図 面	(1) 調査位置図 (2) 横坑展開図	1／100		

種 別			設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	
ダム地質調査	岩盤試験	岩盤直接せん断試験	報 告 書	岩盤せん断試験報告書			
			基 本 図 面	(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力－変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図			
		岩盤変形試験	報 告 書	岩盤変形試験報告書			
			基 本 図 面	(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力－変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図			
	孔内観察		報 告 書	孔壁観察報告書			
			基 本 図 面	(1) ボアテールテレビ観察柱状図または 孔壁解析図展開画像 (2) 孔壁観察ビデオテープ			
	地質解析	地質比較検討	ダムサイト地質比較検討 (1／5,000)	報 告 書	地質比較検討報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図（拡大） (3) 調査計画図	1／5,000 1／1,000	
			堤体材料採取候補地地質比較検討 (1／5,000)	報 告 書	地質比較検討報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（拡大） (3) 調査計画図（拡大）	1／5,000 1／1,000 1／1,000	
		地質解析	ダムサイト地質解析 (1／2,500)	報 告 書	地質解析報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（縦断、横断、拡大）4断面 (3) 調査計画図（拡大）	1／2,500 1／1,000 1／1,000	
			ダムサイト地質解析 (1／500)	報 告 書	地質解析報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（9断面） (3) 岩級区分図（9断面） (4) ダム軸沿いルジオンマップ (5) 地質調査計画図	1／500 1／500 1／500 1／500	
			堤体材料採取候補地地質解析 (1／2,500)	報 告 書	地質解析報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（縦断、横断、拡大）各1断面 (3) 概略採取計画図（拡大） (4) 調査計画図（拡大）	1／2,500 1／1,000 1／1,000 1／1,000	

種 別				設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
ダム地質調査	地質解析	地質解析	堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)	報 告 書	地質解析報告書		
				基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（縦断、横断）7断面 (3) 材質区分図（縦断、横断）7断面 (4) 採取計画図 (5) 地質調査計画図	1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000	
				報 告 書	地質解釈の報告書		
				基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
				報 告 書	地質解釈の報告書		
				基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
		地質考察	ダムサイト地質考察	報 告 書	地質解釈の報告書		
				基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
				報 告 書	地質解釈の報告書		
				基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
	地質総合解析	地質総合解析	ダムサイト地質総合解析（概略設計段階） (1/500)	報 告 書	地質解析報告書		
				基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図（5断面） (3) ダム軸横断地質断面図（5断面） (4) 水平断面図（3断面） (5) 岩級区分図（13断面） (6) ダム軸沿いルジオンマップ（1断面） (7) 岩級コンターマップ (8) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500	
				報 告 書	地質解析報告書		
				基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図（5断面） (3) ダム軸横断地質断面図（8断面） (4) 水平断面図（5断面） (5) 岩級区分図（18断面） (6) ダム軸沿いルジオンマップ（1断面） (7) 岩級コンターマップ（2種） (8) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500	

種 別			設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	
ダム地質調査	地質解析	地質総合解析	堤体材料採取候補 地地質総合解析 (1／1,000)	報 告 書	地質解析報告書		
				基 本 図 面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図（縦断、横断、水平） (13断面) (3) 材質区分図（13断面） (4) 材料分布コンターマップ (5) 採取計画図 (6) 地質調査計画図 (7) 資料集	1／1,000 1／1,000 1／1,000 1／1,000 1／1,000 1／1,000	
	岩盤掘削面スケッチ	ダムサイト基礎掘削面 スケッチ（縮尺各種）	基 本 図 面	(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面岩級区分図 (3) 地質断面図 (4) 岩級区分断面図	1／200～ 1／1,000 1／200～ 1／1,000 1／500～ 1／1,000 1／500～ 1／1,000		
				堤体材料採取地掘削時 材料評価	基 本 図 面	(1) 材料採取地地質図 (2) 材料採取地材料区分図 (3) 地質断面図 (4) 材料区分断面図	1／500～ 1／1,000
		堤体材料採取地掘削面 スケッチ	基 本 図 面	(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面材料区分図 (3) 材料採取地地質図 (4) 材料採取地材料区分図 (5) 地質断面図 (6) 材料区分断面図	1／200 1／500～ 1／1,000		
	第四紀断層調査			報 告 書	第四紀断層調査報告書		
				基 本 図 面	(1) 文献断層分布図 (2) 地形判読図 (3) 地質集成図 (4) 第四紀断層関連調査図 (5) 文献断層一覧表 (6) 線状模様一覧表 (7) 調査結果要約表	20万分の1 2.5万分の1 20万分の1 2.5万分の1	

第4章 ダム本体設計

第1節 ダム本体設計の種類

第5401条 ダム本体設計の種類

ダム本体設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 重力式コンクリートダム本体設計
- (2) ゾーン型フィルダム本体設計

第2節 重力式コンクリートダム本体設計

第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分

重力式コンクリートダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

第5403条 計画設計

1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計3回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のための現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、骨材調達方法、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方法の概

略を定める。

2) 堤体工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を勘案してダムの平面位置を定め設計条件をも考慮し、基本三角形断面で安定計算を行い断面を定める。

3) 洪水吐き工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

4) 取水設備

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

7) 施工設備

貸与資料並びに現地踏査により、施工設備及び施工設備配置の検討を行う。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。

1) 堤体工

平面図、上流図面、下流図面、標準断面図（1／500）を作成する。

2) 施工設備

全体平面図（1／5,000～1／2,500）、フローシートを作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム計画設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 貯水池周辺地質図

- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (6) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (7) 地質解析報告書
- (8) 堤体関連設計報告書
- (9) その他必要と認められる資料

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5404条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果をもとに、合理的な各施設・設備の設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時2回、設計時、納品時の計5回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行う。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形式、主要寸法等を定める。

1) 転流工

基本的事項の検討に基づき、地質、水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水理計算により主要部の形状寸法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定め、ダム平面位置を選定する。また、地形、地質、設計条件を考慮し、基本三角形断面による安定計算（水平3断面）を行い標準断面形状を定める。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、洪水吐きと減勢工の概略水理計算を行って位置、形式、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用、かんがい用、水道用を除く）について、基本的事項の検討に基づき地形、地質、設計条件、水文条件、水質条件を考慮し、概略水力計算を行って位置、形式、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、グラウチング工及び排水孔の配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

1) 転流工

① 仮締切

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

② 仮排水路

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）ならびに閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

掘削平面図、平面図（1/500）、上流面図、下流面図、横断面図（15m間隔）、標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

3) 洪水吐き工

減勢工の水力計算を行うとともに、平面図、縦断面図、横断面図、標準断面図（1/500～1/100）を作成する。

4) 取水設備

縦断面図、標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングの孔配置図、排水孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 貯水池周辺地質図

(2) ダムサイト周辺地質図

(3) ダムサイト物探解析図

(4) ダムサイトボーリング柱状図

- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (7) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (8) ダムサイト地形図（1／500～1／200）
- (9) 地質総合解析報告書
- (10) 堤体関連設計報告書
- (11) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5405条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果をもとに合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時3回、配置設計・施設設計時3回、納品時の計8回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、岩盤の透水性、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮して転流方式を比較検討し、水理計算により主要部形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮して、その位置並びに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定めた上、ダム平面位置を定める。また、地形、地質、設計条件を考慮して、水平5～6断面程度の安定計算を行い、断面形状及びブロック割りを決定する。また、基礎のせん断強度、揚圧力等によりブロック別の安定計算を実施する。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、設計条件を考慮し、水利計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形状主要寸法を定める。

4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用を除く）について基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮し、水利計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形式主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき基礎処理の方式、範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、さらに必要な水利計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

① 仮締切

安定計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/100）、標準断面図（1/200～1/100）を作成する。

② 仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

③ 堤内仮排水路

配筋計算を行い、標準断面図、縦断面図、平面図、配筋展開図、グラウト配管図、クーリング配管図（1/100～1/20）を作成する。

2) 堤体工

① 堤体

河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づく安定計算及び内部応力計算を実施する。掘削平面図、平面図（1/500）、上下流面図、標準断面図、横断面図（5m間隔）（1/500～1/200）を作成する。

② 監査廊

監査廊の形状及び配置を決定するとともに、配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/50～1/10）、配筋展開図（1/100～1/10）を作成する。

③ 継目

水密装置を含む収縮継目の設計を行い、標準図（1/500～1/10）を作成する。

④ エレベータシャフト

エレベータシャフトの設計を行い、標準図（1/200～1/50）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

⑤ 計測設備

水位観測設備とプラムラインを含む計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図（1/500～1/200）、標準図（1/200～1/20）を作成する。

⑥ 管理橋

標準設計による詳細図（1/100～1/50）を作成する。

⑦ 天端道路

高欄、舗装、ダクト排水工の設計を行い、標準図（1/200～1/50）を作成する。

3) 洪水吐き工

① 非常用洪水吐き

各部の形状を定め、配筋計算を行い、越流頂、ピア、導流壁の標準図、配筋展開図（1/200～1/50）を作成する。

② 常用洪水吐き

形状を定め、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図（1/200～1/50）を作成する。

③ 減勢工

形状を定め、水理、配筋計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

4) 取水設備

形状を定め、水理、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図（1/100～1/20）を作成する。

5) 基礎処理工

① コンソリデーショングラウチング

グラウチング孔配置図、推定地質平面展開図（1/500～1/200）を作成する。

② カーテングラウチング

グラウチング孔、排水孔配置図、ルジオンマップ（1/500～1/200）を作成する。

6) その他施設

① 建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、排水工図（1/100～1/50）を作成する。

② ダム天端取付道路

延長50m程度を対象にダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、標準断面図、縦断面図（1/500～1/100）を作成する。

③ 河川取付工

延長30m程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、護岸標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

④ 照明設備

ダム天端と通廊を対象に照明設備の設計を行い、平面配置図（1/500）、標準図（1/20～1/10）を作成する。

⑤ 調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図（1/500～1/50）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体的見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 貯水池周辺地質図

- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) ルジオン値分布図
- (7) ダム基盤の断層破碎帯詳細図
- (8) ダム基盤のせん断試験資料
- (9) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (10) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (11) ダムサイト地形図（1／500～1／200）
- (12) 貯水池内縦横断図
- (13) 地質総合解析報告書
- (14) 堤体関連設計報告書
- (15) その他必要と認められる資料

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第3節 ゾーン型フィルダム本体設計

第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分

ゾーン型フィルダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

第5407条 計 画 設 計

1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計3回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形、地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、岩盤の透水性、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。

4) 盛立材料

盛立材料原石山の位置、量、質について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。

1) 転流工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方式の概略を定める。

2) 堤体工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を勘案して、ダムの平面位置を定め、設計条件を考慮し、形式、断面を定める。

3) 洪水吐き工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

4) 取水設備

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して、建設発生土受入地位置を検討する。

7) 施工設備

貸与資料並びに現地調査に基づき施工設備及び施工設備配置の検討を行う。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。

1) 堤体工

平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。

2) 洪水吐き工

常用及び非常用洪水吐き、減勢工について平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。

3) 施工設備

全体平面図（1/500～1/2,500）、フローシートを作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム計画設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (6) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (7) 地質解析報告書
- (8) 堤体関連設計報告書
- (9) その他必要と認められる資料

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5408条 概 略 設 計

1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果をもとに、合理的な各施設・設備の設計を行い、建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時2回、設計時、納品時の計5回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム予定地点の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 盛立材料

地形、地質資料、材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水利計算より主要部の形状寸法を定める。

2) 堤 体 工

貸与の地質総合解析及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して、基礎掘削線を定め、ダムの平面位置を選定する。また、地形、地質、類似既設ダム資料を検討し概略安定計算を行い、形

式、断面形状を定める。

3) 洪水吐き

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、概略水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水質条件、水文条件を考慮し、概略水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、監査廊及びグラウチング孔の配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

① 仮締切

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）を作成する。

② 仮排水路

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図（1/500）、標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

3) 洪水吐き

常用及び非常用洪水吐き、減勢工について、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

4) 取水設備

平面図、縦断面図（1/200～1/100）、標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

① グ라우チング工

ブランケット、カーテン及びコンソリデーショングラウチングについて、グラウチング孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

② 監査廊

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/50～1/10）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (7) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (8) ダムサイト地形図（1／500～1／200）
- (9) 地質総合解析報告書
- (10) 盛立材料試験資料
- (11) 採取場付近地質資料
- (12) 堤体関連設計報告書
- (13) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5409条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果を基に、合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時1回、基本事項の検討時3回、配置設計・施設設計時3回、納品時1回の計8回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム予定地の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 計画条件

ダム容量配分等のダム規模を規定する計画条件の確認・整理を行う。

2) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

3) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

4) 盛立材料

地形、地質資料、材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し転流方式を比較検討し、水力計算により主要部の形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮してその位置ならびに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与資料の地質総合解析資料及び基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線をいれてダムの平面位置を選定すると共に、設計条件、盛立材料、類似既設ダムの資料を検討のうえ、詳細な（場合によっては、基礎断面形状などを考慮した）安定計算を行い、形式、断面、形状を定める。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮して、水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき監査廊の配置並びに基礎処理方式及び範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境及び捨土量を考慮して建設発生土受入地の位置及び形状を定める。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、さらに必要な水力計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

① 仮締切

安定計算、水力計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図（ $1/500 \sim 1/200$ ）、標準断面図（ $1/100 \sim 1/20$ ）を作成する。

② 仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（ $1/500 \sim 1/200$ ）、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図（ $1/100 \sim 1/20$ ）、閉塞工図（ $1/100 \sim 1/50$ ）を作成する。

2) 堤体工

① 堤体

河川管理施設等構造令及び同施工規則に基づく安定計算を実施する。平面図、掘削平面図（ $1/500$ ）、縦断面図、横断面図、標準断面図（ $1/500 \sim 1/200$ ）、排水工詳細図、天端詳細図（ $1/200 \sim 1/50$ ）を作成する。

② 計測設備

計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図（ $1/500 \sim 1/200$ ）、標準図（ $1/200 \sim 1/20$ ）を作成する。

③ 天端道路

舗装、ダクト、排水工、縁石等の設計を行い、標準図（ $1/200 \sim 1/50$ ）を作成する。

3) 洪水吐き工

① 常用洪水吐き

各部の形状を定め配筋計算を行い、平面図、縦断面図、標準断面図（1/500～1/200）、詳細図（1/200～1/50）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

② 非常用洪水吐き及び減勢工

各部の形状を定め、ピア、導流壁、減勢工については配筋計算を行う。また、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/500～1/100）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

③ 管理橋

標準設計による詳細図（1/100～1/50）を作成する。

4) 取水設備

形状を定め、水力計算、配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/100）、標準図（1/200～1/100）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

① カーテングラウチング

グラウチング孔配置図、排水孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

② ブランケットグラウチング

推定地質平面図にグラウチング孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

③ 洪水吐きコンソリデーショングラウチング

洪水吐きおよびセパレートウォール部のコンソリデーショングラウチングの孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

④ 監査廊

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、配筋展開図（1/100～1/10）、標準断面図（1/50～1/10）を作成する。

6) その他施設

① 建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/100）、排水工図（1/100～1/50）を作成する。

② ダム天端取付道路

延長50m程度を対象に、ダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、縦断面図、標準断面図（1/500～1/100）を作成する。

③ 河川取付工

延長30m程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、護岸標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

④ 照明設備

ダム天端、監査廊の照明設備の設計を行い、平面配置図（1/500）、標準図（1/20～1/10）を作成する。

⑤ 調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図（1/500～1/50）を作成する。

⑥ 材料採取跡地

必要な場合、材料跡地計画を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(6)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型ロックフィルダム実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) ルジオン値分布図
- (7) ダム基礎の断層破碎帯詳細図
- (8) ダム基礎のせん断試験資料
- (9) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- (10) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,500）
- (11) ダムサイト地形図（1／500～1／200）
- (12) 貯水池内縦横断図
- (13) 地質総合解析報告書
- (14) 盛立材料試験資料
- (15) 採取場付近地質資料
- (16) 堤体関連設計報告書
- (17) その他必要と認められる資料

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第4節 成 果 物

第5410条 成 果 物

受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.4.1 成果物一覧

種 別		設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要	
ダム本体構造設計	計画設計	施設設計図	堤体工		平面図 上流図面 下流図面 標準断面図	1／500		
			施工設備		全体平面図 フローシート	1／5,000～ 1／2,500		
		数量計算書						
		報 告 書						
		概略設計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図 縦断面図	1／500～ 1／200	
	標準断面図					1／100～ 1／50		
	仮排水路				平面図 縦断面図	1／500～ 1／200		
					標準断面図	1／100～ 1／20		
					閉塞工図	1／100～ 1／50		
	堤体工			掘削平面図 平面図		1／500		
				上流図面 下流図面 横断面図			15m間隔	
				標準断面図		1／500～ 1／200		
				洪水吐き工		平面図 縦断面図 横断面図 標準断面図	1／500～ 1／100	
	取水設備			縦断面図 標準断面図	1／200～ 1／50			

種 別			設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要
ダム本体構造設計	重力式コンクリートダム本体構造設計	概略設計	施設設計図	基礎処理工		孔配置図 排水孔配置図	1 / 500～ 1 / 200	
			数量計算書					
			報告書					
	重力式コンクリートダム本体構造設計	実施設計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図 縦断面図 横断面図	1 / 500～ 1 / 100	
						標準断面図	1 / 200～ 1 / 100	
					仮排水路	平面図 縦断面図	1 / 500～ 1 / 200	
						標準断面図 呑口吐口図 配筋展開図	1 / 100～ 1 / 20	
						閉塞工図	1 / 100～ 1 / 50	
					堤内仮排水路	標準断面図 縦断面図 平面図 配筋展開図 グラウト配管図 クーリング配管図	1 / 100～ 1 / 20	
				堤体工	堤体	掘削平面図 平面図	1 / 500	
						上下流面図 標準断面図 横断面図	1 / 500～ 1 / 200	5 m間隔
					監査廊	平面図 縦断面図	1 / 500～ 1 / 200	
						標準断面図	1 / 50～ 1 / 10	
						配筋展開図	1 / 100～ 1 / 10	
					継目	標準図	1 / 500～ 1 / 10	
				エレベータシャフト	標準図	1 / 200～ 1 / 50		
						配筋展開図	1 / 100～ 1 / 50	

種 別			設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要
ダム本体構造設計	重力式コンクリートダム本体構造設計	実施設計	施設設計図	堤体工	計測設備	計測設備配置図	1／500～ 1／200	
						標準図	1／200～ 1／20	
					管理橋	詳細図	1／100～ 1／50	
					転端道路	標準図	1／200～ 1／50	
				基礎処理工	コンソリデーショングラウチング	グラウチング孔配置図 推定地質平面展開図	1／500～ 1／200	
						カーテングラウチング	グラウト孔排水孔配置図 ルジオンマップ	1／500～ 1／200
				洪水吐き工	非常用洪水吐き	（越流頂、せき柱、導流壁の）標準図 配筋展開図	1／200～ 1／50	
					常用洪水吐き	構造図 配筋展開図	1／200～ 1／50	
					減勢工	平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200	
						配筋展開図	1／100～ 1／50	
			取水設備			構造図 配筋展開図	1／100～ 1／20	
			その他施設	建設発生土受入地	平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200		
					排水工図	1／100～ 1／50		
				ダム天端取付道路	平面図 標準断面図 縦断面図	1／500～ 1／100		
				河川取付工	平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200		
					護岸標準断面図	1／100～ 1／50		

種 別			設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要
ダム本体構造設計	重力式コンクリートダム本体構造設計	実施設計	施設設計図	その他施設	照明設備	平面配置図	1／500	
						標準図	1／20～ 1／10	
					調査横坑閉塞工	平面図 閉塞工標準図	1／500～ 1／50	
			数量計算書					
		報告書						

種 別			設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要
ダム本体構造設計	ゾーン型フィルダム本体構造設計	計画設計	施設設計図	堤体工		平面図 縦横断面図 標準断面図	1／500	
				洪水吐き工		平面図 縦横断面図 標準断面図	1／500	
				施工設備		全体平面図 フローシート	1／500～ 1／2,500	
			数量計算書					
			報告書					
		概略設計	施設設計図	転流工（閉塞工を含む）	仮締切	平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200	
					仮排水路	平面図 縦断面図	1／500～ 1／200	
						標準断面図	1／100～ 1／20	
						閉塞工図	1／100～ 1／50	
			施設設計図	堤体工		平面図 縦断面図 横断面図 掘削平面図	1／500	
						標準断面図	1／500～ 1／200	

種 別		設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要				
ダム本体構造設計	ゾーン型フィルダム本体構造設計	概略設計	施設設計図	洪水吐き工		平面図	1 / 500～ 1 / 200				
						縦断面図					
						横断面図					
						標準断面図	1 / 200～ 1 / 50				
						取水設備			平面図	1 / 200～ 1 / 100	
									縦断面図		
			標準断面図	1 / 100～ 1 / 50							
			基礎処理工		グラウチング工	グラウチング孔配置図	1 / 500～ 1 / 200				
						監査廊	平面図		1 / 500～ 1 / 200		
					縦断面図		1 / 50～ 1 / 10				
					標準断面図						
					数量計算書						
		報 告 書									
		実施設計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図	1 / 500～ 1 / 200				
						縦断面図					
	横断面図										
	掘削平面図										
	標準断面図					1 / 100～ 1 / 20					
	仮排水路					平面図				1 / 500～ 1 / 200	
					縦断面図						
					標準断面図	1 / 100～ 1 / 20					
					呑口吐口図						
			配筋展開図								
			閉塞工図		1 / 100～ 1 / 50						
堤体工		堤体	平面図		1 / 500						
			掘削平面図								
			縦断面図	1 / 500～ 1 / 200							
			横断面図								
			標準断面図								
			計測設備				計測設備配置図	1 / 500～ 1 / 200			
標準図	1 / 200～ 1 / 20										

種 別			設計項目	成 果 物 項 目			縮 尺	摘 要
ダム 本体 構造 設計	ゾーン 型 フィル ダム 本体 構造 設計	実施 設計	施設設計図	洪水吐き工	常用洪水吐き	平面図 縦断面図 標準断面図	1／500～ 1／200	
						詳細図	1／200～ 1／50	
						配筋展開図	1／100～ 1／50	
				非常用洪水吐き及 び減勢工		平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200	
						標準断面図	1／500～ 1／100	
						配筋展開図	1／100～ 1／50	
				管理橋		詳細図	1／100～ 1／50	
			取水設備			平面図 縦断面図	1／500～ 1／100	
						標準図	1／200～ 1／100	
						配筋展開図	1／100～ 1／50	
			基礎処理工	カーテングラウチ ング		グラウチング孔配 置図	1／500～ 1／200	
						排水孔配置図		
				ブランケットグラ ウチング		グラウチング孔配 置図	1／500～ 1／200	
				洪水吐きコンソリデー ショングラウチング		孔配置図	1／500～ 1／200	
				監査廊		平面図 縦断面図	1／500～ 1／200	
						配筋展開図		
						標準断面図		
			その他施設	建設発生土受入地		平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／100	

種 別			設計項目	成 果 物 項 目		縮 尺	摘 要	
ダム本体構造設計	ゾーン型フィルダム本体構造設計	実施設計	施設設計図	その他施設	建設発生土受入地	排水工図	1／100～ 1／50	
					ダム天端取付道路	平面図 縦断面図 標準断面図	1／500～ 1／100	
					河川取付工	平面図 縦断面図 横断面図	1／500～ 1／200	
						護岸標準断面図	1／100～ 1／50	
					照明設備	平面配置図	1／500	
						標準図	1／20～ 1／10	
					調査横坑閉塞工	平面図 閉塞工標準図	1／500～ 1／50	
					数量計算書			
		報告書						

第5章 ダム付帯施設設計

第1節 ダム付帯施設設計の種類

第5501条 ダム付帯施設設計の種類

ダム付帯施設設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) ダム管理用発電設計
- (2) 付帯施設設計（係船設備、流木処理施設）

第2節 ダム管理用発電設計

第5502条 ダム管理用発電設計の区分

ダム管理用発電設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 可能性調査
- (2) 実施設計

第5503条 可能性調査

1. 業務目的

本業務は、発電型式、水路ルート、発電所位置、規模の概略検討を行い、ダム管理用発電の可能性を調査検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

第5103条方法書（案）の作成第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料に基づき現地踏査を行い、現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について検討するものとする。なお、概算工事費は、第1211条設計業務の成果第5項に基づき算定するものとする。

1) 流量資料の整理

- ① 発電使用可能流量
- ② 取水位・放水位並びに落差

2) 発電の規模検討

- ① 最大使用水量
- ② 最適規模の選定と電力量の算定
- ③ 主要構造物の概略検討
- ④ 概算工事費

(4) 計画図

受注者は、概略施設計画を行い、計画概要図（全体平面図、水路縦断面図、標準断面図）を作成するものとする。

(5) 諸計算

受注者は、有効落差、出力・電力量の計算を行うものとする。

(6) 可能性検討

受注者は、(1)～(5)に基づき管理用発電の可能性を検討するものとする。

(7) 総合検討

受注者は業務のまとめ及び今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダム設計図一式

(2) ダム付近の地形図および地質図

(3) 貯水池運用計画書（計画・実績放流量最近10ヶ年）

(4) ダム事業計画書および当該計画に関する特定条件

第5504条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、発電施設について基本事項を決定するとともに、工事に必要な設計図を作成し、工事の費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第5103条方法書（案）の作成第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第5503条可能性調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について決定するものとする。

1) 水圧管路のルート、位置、管径構造の基本形状

2) 発電所基礎の位置、基本形状

3) 放水路のルート、放水口構造の基本形状

4) 建設発生土受入地の位置、形状

5) 水車、発電機、機器の配置、主要寸法

(4) 水理・構造計算

受注者は、次の水理・構造計算を行うものとする。

1) 水理計算（水路通水量、損失落差、有効落差、出力、電力量、水撃圧）

2) 構造計算（水圧管路、管胴厚、固定台）

(5) 設計図作成

受注者は、次の構造物について、全体平面図、一般図（平面・縦横断面図）、標準配筋図を作成するものとする。

1) 水圧管路

2) 発電所基礎

3) 放 水 路

4) 建設発生土受入地

5) 発電所取付道路

(6) 数量計算

第5403条計画設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施する

ものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、現地の状況の他、流量資料等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に水圧管路、発電所基礎、放水路等の位置、基本形状が適切であるかの照査を行う。また、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているのかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、最大使用水量、有効落差及び出力が適切にとられているかの照査を行う。

(8) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の(8)に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム設計図一式
- (2) 地形図 1/500～1/200
- (3) 地質調査報告書
- (4) 事業計画概要および当該計画に関する既存資料（可能性調査書、基本設計書）

第3節 付帯施設設計

第5505条 付帯施設設計の区分

付帯施設（係船設備、流木処理施設）の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第5506条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、付帯施設のうち係船設備と流木処理施設について基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第5103条方法書（案）の作成第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第5503条可能性調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の検討を行うものとする。

- 1) 管理用船舶の目的、利用形態、船舶の種類・数を整理する。
- 2) 係船設備の位置・形式、乗降・格納方式、操作方式を検討する。
- 3) 流木発生量等の算出を行ない、流木処理施設の規模、位置、形式を検討する。

(4) 概略設計図

受注者は、係船設備と流木処理施設について、形状、構造を決定するとともに、一般図（平面・縦横断面図）、構造図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果第5項に基づき概算工事費を算定するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、現地の状況のほか、ダム計画、地質調査等の基礎資料を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の位置、形式が適切であるか、ダム施設との整合がとられているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性、整合性およびダム施設との整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の(8)に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム計画（又は実施）全体平面図
- (2) ダム周辺地形図
- (3) ダム周辺整備計画

第5507条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、付帯施設概略設計成果に基づき、係船設備と流木処理施設について工事に必要な設計図を作成し、費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第5103条方法書（案）の作成第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第5103条方法書（案）の作成第2項の(3)に準ずるものとする。

(3) 設計計算

受注者は、次の設計計算を行うものとする。

- 1) 係船設備の設備、基礎工
- 2) 流木処理施設の構造

(4) 設計図作成

受注者は、全体平面図、一般図、構造図、標準配筋図を作成するものとする。

(5) 数量計算

第5403条計画設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(7) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の(8)に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 概略設計報告書
- (2) 設計地点の実測地形図
- (3) 地質調査報告書

第4節 成 果 物

第5508条 成 果 物

受注者は、表5.5.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.5.1 成果物一覧

種 別			設計項目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
ダム付帯施設設計	ダム管理用発電設計	可能性調査	計 画 図	全体平面図 水路縦断面図 標準断面図	1 / 500～ 1 / 100	
			報 告 書	可能性調査報告書		
		実施設計	設 計 図	全体平面図 水圧管路・放水路・付帯施設 一般図 構造図 標準配筋図	1 / 500～ 1 / 150	
			数 量 計 算 書	数量計算書		
			報 告 書	実施設計報告書		
	付帯施設設計	概略設計	設 計 図	一般図 構造図	1 / 500～ 1 / 100	
			報 告 書	概略設計報告書		
		実施設計	設 計 図	全体平面図 一般図 構造図 網場構造一般図 通船ゲート一般図 流木処理設備一般図 基礎工詳細図 付帯施設詳細図	1 / 2,500 1 / 1,000 1 / 1,000	
			数 量 計 算 書	数量計算書		
			報 告 書	実施設計報告書		

第6章 施工計画及び施工設備設計

第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

ダム本体の施工計画及び施工設備設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) コンクリートダム施工計画及び施工設備設計
- (2) フィルダム施工計画及び施工設備設計

第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計

第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分

コンクリートダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第5603条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、ダム本体概略設計の業務成果をもとに、合理的な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

施工設備予定地の地形、地質、関連事項の掌握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件（用地条件を含む）
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。

1) 施工設備配置計画

地形、地質、用地、環境条件並びに本体概略設計、その他概略設計の精度にあわせた施工設備の全体配置

計画を立案する。

2) 施工可能日数の算定

近傍ダムの施工実績及び水文気象資料を参考にして施工可能日数の算定を行う。

3) 転流工

仮排水路の掘削、コンクリートの打込方法の立案、概略機械設備計画の作成を行う。

4) 本体基礎掘削

掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。

5) 原石山または骨材採取場

原石山または骨材採取場からの運搬方法の立案及び機械計画の作成を行う。

6) 骨材製造貯蔵

骨材製造、貯蔵、輸送設備を立案し、これら機械設備の選定を行う。

7) 本体コンクリート

① 打設方式

本体概略設計に基づき基本的な打設方式を立案して、打設方式を決定する。

② コンクリート製造、打設

打設設備を立案し、製造、貯蔵、打設機械設備の選定を行う。

8) 濁水処理

工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、土捨場、運搬方法を勘案して立案すると共に、概略機械計画を作成する。

9) 給気、給水

取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。

10) 工事用動力

概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。

11) 全体平面計画

施工計画に基づく全体配置計画平面図（1/2,500～1/1,000）及びダムサイト仮設備（1/500）の作成を行う。

12) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表の作成を行うものとする。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。

1) 骨材製造貯蔵運搬設備

上記で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面の作成を行う。

〈骨材プラント設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図

〈骨材貯蔵設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図、コンベヤ縦横断面図

2) 本体コンクリート

① コンクリート製造設備

施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

・平面図、横断面図

② コンクリート打設設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

- ・打設設備平面図、縦断面図、横断面図、標準図
- ・運搬線平面図、縦断面図、横断面図

3) 濁水処理設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

- ・平面図、縦断面図、横断面図

4) 場内工事用道路

場内の工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面の作成を行う。

- ・平面図、縦断面図、横断面図

(5) 工程計画

本工事概略工程表の作成を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリートダム施工計画及び施工設備の概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨 量
- 2) 気 温
- 3) 流 量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測 量 図

- 1) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- 2) 貯水池及びダム付近地形図 (1/5,000～1/2,000)
- 3) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,000)
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図 (1/5,000～1/2,000) 及び (1/1,000～1/500)

(4) 本体概略設計報告書

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に明示し、指示事項とする。

第5604条 実施設計**1. 業務目的**

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果をもとに、合理的な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要なとされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容**(1) 設計計画****1) 現地調査**

施工設備予定地の地形・地質掌握のため現地踏査を行うとともに、あわせて動力、輸送路、周辺環境の実情を把握する。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地形地質条件の整理**2) 本体設計工事数量の整理****3) 水文気象条件****4) 稼働条件（設定基準、交代制）****5) 施設の配置条件****6) 設備計画****7) 環境条件****8) 工程上の制限****9) 周辺交通条件****10) 適用基準の調整****(3) 施工方法の選定**

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。

1) 施工設備配置計画

地形、地質、用地条件、本体設計、付替道路、工事用道路、原石山、建設発生土受入地、環境条件を勘案して施工設備の基本的な配置計画を立案する。

2) 施工可能日数の算定

水文、気象資料より施工可能日数を算定すると共に、日稼働時間を決定する。

3) 転流工（閉塞工を含む）

仮締切、仮排水路及び閉塞工に関する掘削工法、コンクリートの打込方法を立案すると共に、トンネルのサイクルタイムの作成、機種、能力、台数の算定を行う。

4) 本体基礎掘削

本体基礎掘削工法を立案すると共に、所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数の算定を行う。

5) 本体基礎処理

コンソリデーション、カーテングラウチング及びグラウチングトンネルに必要な機械計画の作成を行う。

6) 原石山または骨材採取場

原石山または骨材採取場の採取計画を立案すると共に、骨材貯蔵所までの骨材運搬方法の選定（機種、能力、台数の算定）を行う。

7) 骨材製造貯蔵

基本事項として決定した計画に基づき、骨材製造、貯蔵設備機械の選定（骨材プラント、貯蔵所の機種、能力、容量の算定）及び貯蔵所、バッチャープラント間の輸送方法（機種、能力、容量）の立案を行う。

8) 本体コンクリート

① 打設方式

本体設計、堤体積、地形、地質、施工法を相互に勘案して打設方式を立案決定する。

② コンクリート製造、打設

上記の打設方法に基づき、バッチャープラント、セメントサイロ、セメントの運搬設備、コンクリートの運搬設備の機種、能力、容量の算定を行う。

あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。

9) 濁水処理

工事に伴い発生する濁水処理の対象（対象地の面積、工事種別、濁水種類・量等）を整理し、濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案する共に、所要SS濃度、pHを確保するのに必要な機械計画を作成する。

10) 給気、給水

上記の各施工方法の選定結果より、給気、給水量を算定すると共に、取水、給水タンクの位置を選定し、所要の機械計画を立案する。

11) 工事用動力

施工方法の選定結果に基づき算定される設備電力について、受電電力の算定を行う。また、受電設備から各機械設備までの配電計画の作成及び電力量の算定を行う。

12) 全体平面計画

上記の施工方法の選定に基づく全体配置計画平面図（1/1,000）を作成する。

13) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表を作成するものとする。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。

1) 骨材製造貯蔵運搬設備

前項で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面を作成する。

〈骨材プラント設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

〈骨材貯蔵設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）、コンベヤ縦横断面図

2) 本体コンクリート

① コンクリート製造設備

施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

・平面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）

② コンクリート打設設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

・打設設備縦断面図、横断面図、標準図

・運搬線平面図、縦断面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）

3) 濁水処理設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成する。

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

4) 給気、給水設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

5) 工事用動力設備

施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面を作成する。

〈受電設備〉

- ・受電設備系統図、単線結線図、キュービクル配置図、基礎図

〈電力設備〉

- ・配置平面図、場内配電線路図、配電線路装柱姿図

〈照明設備〉

- ・照度分布図、照明幹線系統図、照明器具姿図、照明設備全体配置図

〈通信、放送設備〉

- ・通信配線路計画図、通信・放送設備装柱図、通信・放送設備全体配置図

6) 場内工事用道路

施工設備計画に基づき、場内の工事用道路について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

- ・平面図、縦断面図、横断面図

(5) 工程計画

施工計画に基づき、本工事の工事工程表を作成するものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、その内容の取りまとめと、今後の施工に際しての検討課題の提案を行うものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリートダム施工計画及び施工設備の実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨 量
- 2) 気 温
- 3) 流 量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図

- 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
 - 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
 - 7) 材料調査結果（試験を含む）
 - (3) 測 量 図
 - 1) 位置図（1／50,000～1／10,000）
 - 2) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,000）
 - 3) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,000）
 - 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1／5,000～1／2,000）及び（1／1,000～1／500）
 - (4) 本体実施設計報告書
 - 4. そ の 他
- その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計

第5605条 施工計画・仮設備設計の区分

フィルダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第5606条 概 略 設 計

1. 業務目的

ダム本体概略設計の業務成果をもとに、合理的で実施可能な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地の地形地質条件等を把握するために現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設・設備の施工方法の選定を行う。

- 1) 盛立材料の運用計画
盛立材料の基本運用計画を立案し、流用土・捨土の処理表を作成する。
 - 2) 工事用道路計画
平面図による工事用道路計画を立案し決定する。
 - 3) 施工可能日数の算定
水文、気象資料を参考に施工可能日数を算定し、日稼動時間を決定する。
 - 4) 盛立計画と工程
盛立材料の運用計画を勘案して、概略工事工程を作成する。
 - 5) 転流工
トンネルの掘削、コンクリート打設工法の立案、概略機械設備計画を作成する。
 - 6) 本体基礎掘削
掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。
 - 7) 盛立材料採取計画
盛立材料の運搬方法の立案及び機械計画を立案する。
 - 8) 本体盛立
概略盛立工法及び機械計画を作成する。
 - 9) 洪水吐き掘削
掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画の作成を行う。
 - 10) 洪水吐きコンクリート
コンクリート製造・運搬、打設方式、骨材の貯蔵・運搬に関する概略機械計画を作成する。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。
 - 11) 濁水処理計画
工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案し立案すると共に概略機械計画を作成する。
 - 12) 給気給水計画
取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。
 - 13) 工事用動力
概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。
 - 14) 全体平面計画
施工計画に基づく全体配置計画平面図（1/2,500～1/1,000）を作成する。
 - 15) フローシート
全体フローシート及び主要機械一覧表を作成する。
- (4) 設備設計
本体施工を行うための各施設・設備の形状、構造等の諸元を決定する。
- 1) 洪水吐きコンクリート
骨材貯蔵運搬設備、コンクリート製造設備、コンクリート製造設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。
・平面図、縦横断面図（1/500～1/1000）
 - 2) 濁水処理設備
濁水処理設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。
・平面図、縦横断面図（1/500～1/200）
 - 3) 場内工事用道路
場内工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦横断面図（1／500～1／100）

(5) 工程計画

本工事概略工事工程の作成を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提案を行う。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ロックフィルダム施工計画及び施工設備の概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨 量
- 2) 気 温
- 3) 流 量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測 量 図

- 1) 位置図（1／50,000～1／10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1／5,000～1／2,000）及び（1／1,000～1／500）

(4) 本体概略設計報告書

4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5607条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果をもとに、合理的かつ実施可能な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地周辺の地形地質条件及び動力設備、資機材輸送等に関する条件を把握するために現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書

第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

準基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

1) 盛立材料の運用計画

採取、掘削土石を盛立材料（直送材、直接流用、仮置流用）捨土等に分類、整理し工事工程を勘案して運用計画を立案する。

2) 工事用道路計画

盛立材料の運用計画をもとに工事用道路の規模及び配置計画を立案する。

3) 施工可能日数の算定

水文、気象資料を参考に施工可能日数及び日稼動時間を算定する。

4) 施工計画と工程

盛立材料の運用計画をもとに、概略工事工程を作成する。

5) 施工設備配置計画

施工設備の全体配置計画を立案する。

6) 転流工

① 仮締切

掘削、盛立工法の立案並びに主要機械計画（機種、能力）を作成する。

② 仮排水トンネル

トンネルの掘削工法、コンクリート打設工法を立案するとともに、サイクルタイムの作成、施工機種、能力、台数を算定する。

③ 閉塞工

閉塞の時期を決定するとともにコンクリート打設、グラウチング機械を選定する。

7) 本体基礎掘削

本体基礎掘削工法を立案するとともに、工程計画に基づき所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数を算定する。

8) 本体基礎処理

① グ라우チング

カーテングラウチング、ブランケットグラウチングおよびコンソリデーショングラウチングに必要なプラント、ボーリング機械計画を作成する。

② 監査廊

コンクリート打込み方法、資材の運搬に関する機械計画を作成する。

9) 盛立材料採取計画

① コア

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

② ロック

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

③ フィルター

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

10) 本体盛立

① 盛立計画

盛立工法の立案（盛立試験計画の立案を含む）、機械計画（機種、能力）の立案を行うとともにダム標高別単位土工量曲線及び盛立計画（月別）を作成する。

② 材料調整

コア用ストックヤード、含水比調整ビンの設備計画及び機械計画を作成する。

11) 洪水吐き掘削

掘削工法の立案、土石処理に関する運用及び工程の立案、機械計画を作成する。

12) 洪水吐きコンクリート

① 骨材製造、貯蔵、運搬

骨材製造、貯蔵設備機械の選定（骨材プラント貯蔵機種、能力、容量の算定）及び貯蔵所、バッチャープラント間の輸送方法（機種能力容量）の立案を行う。

② 打設方法

コンクリート打設工法の立案、設備及び能力の算定並びに機械設計を作成する。

③ コンクリート製造運搬

コンクリート製造、セメント貯蔵、運搬設備の能力、容量の算定及び機械計画を作成する。

あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

13) 取水設備

施工方法の立案及び機械計画を作成し、合わせてコンクリートリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

14) 濁水処理設備計画

地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案して、工事に伴い発生する濁水処理方式を立案するとともに所要のSS濃度、PHを確保するに必要な機械計画を作成する。

15) 給気給水設備

施工計画をもとに給気給水量を算定し、取水、給水タンクの位置選定及び所要の機械計画を作成する。

16) 工事用動力設備

施工計画に基づき算定された設備電力に対して工程計画を勘案して受電電力の算定を行う。受電設備から各機械設備までの配電計画を作成する。

17) 全体平面計画

施工計画に基づき全体配置計画平面図を作成する。

18) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表を作成する。

(4) 設備設計

1) 盛立設備

材料調整設備の設計を行い、設計図面（1/500～1/200）を作成する。

2) 洪水吐きコンクリート

① 骨材製造、貯蔵、運搬設備

骨材製造、貯蔵設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・骨材プラント貯蔵所、平面図、縦横断面図（縮尺1／500～1／100）
- ・標準図、平面基礎図（1／50～1／20）
- ・コンベア縦断面図（1／500～1／200）

② コンクリート製造設備

コンクリート製造設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1／500～1／100）
- ・基礎図（1／50～1／20）

③ コンクリート打設設備

コンクリート打設設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1／500～1／100）
- ・基礎図（1／50～1／20）

3) 濁水処理設備

濁水処理設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1／500～1／100）
- ・基礎図（1／50～1／20）

4) 給気給水設備

給気給水設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・給水設備平面図、縦横断面図（1／500～1／100）
- ・給水設備基礎図（1／200～1／50）

5) 工事用動力設備

受電設備の基礎図、電力設備配置平面図、配線系統図（1／500～1／20）を作成する。

6) 場内工事用道路

場内道路を設計し、以下の図面を作成する。（作成範囲は500mとする）

- ・一般平面図、縦横断面図（1／500～1／200）

(5) 工程計画

施工計画に基づき本工事の工事工程表を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び設備設計の結果を総合的に検討しその妥当性を確認するとともに課題等を整理する。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

フィルダム施工計画及び施工設備の実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨 量
- 2) 気 温

- 3) 流 量
- (2) 地質資料
 - 1) 貯水池周辺地質図
 - 2) ダムサイト周辺地質図
 - 3) ダムサイト地質総合解析資料
 - 4) 材料採取場付近地質図
 - 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
 - 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
 - 7) 材料調査結果（試験を含む）
- (3) 測 量 図
 - 1) 位置図（1／50,000～1／10,000）
 - 2) 貯水池及びダム付近地形図（1／5,000～1／2,000）
 - 3) ダムサイト地形図（1／5,000～1／2,000）
 - 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1／5,000～1／2,000）及び（1／1,000～1／500）
- (4) 本体実施設計報告書
- 4. そ の 他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第4節 成 果 物

第5608条 成 果 物

受注者は、表5.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.6.1 成果物一覧

種 別		設 計 項 目	縮 尺	摘 要
コン ク リ ー ト ダ ム 施 工 計 画 及 び 施 工 設 備 設 計	概 略 設 計	骨材製造貯蔵運搬設備	骨材プラント設備	平面図 縦横断面図 標準図
			骨材貯蔵設備	平面図 縦横断面図 標準図 コンベヤ縦横断面図
	本 体 コ ン ク リ ー ト		コンクリート製造 設備	平面図 横断面図
			コンクリート打設 設備	打設設備平面図 縦断面図 横断面図 標準図 運搬線平面図 縦断面図 横断面図

種 別		設 計 項 目	縮 尺	摘 要
コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	概略設計	濁水処理設備	平面図 縦断面図 横断面図	
		場内工事用道路	縦断面図 横断面図	
		数量計算書		
		報告書		
	実施設計	骨材製造貯蔵運搬設備	骨材プラント	平面図 縦横断面図 標準図
			骨材貯蔵設備	平面図 縦横断面図 標準図 基礎図（配筋図も含む） コンベヤ縦横断面図
		本体コンクリート	コンクリート製造設備	平面図 横断面図 基礎図（配筋図も含む）
			コンクリート打設設備	打設設備縦断面図 横断面図 標準図 運搬線平面図 縦断面図 横断面図 基礎図（配筋図も含む）
		濁水処理設備		平面図 縦横断面図 標準図 基礎図（配筋図も含む）
		給気、給水設備		平面図 縦横断面図 標準図 基礎図（配筋図も含む）
		工事用動力設備	受電設備	受電設備系統図 単線結線図 キュービクル配置図 基礎図
			電力設備	配置平面図 場内配電線路図 配電線路装柱姿図

種 別		設 計 項 目	縮 尺	摘 要		
コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	実施設計	工事用動力設備	照明設備	照度分布図 照明幹線系統図 照明器具姿図 照明設備全体配置図		
			通信、放送設備	通信配線路計画図 通信、放送設備装柱図 通信、放送設備全体配置図		
		場内工事用道路		平面図 縦断面図 横断面図		
		数量計算書				
		報告書				
フィルダム施工計画及び施工設備設計	概略設計	洪水吐きコンクリート	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／1,000		
		濁水処理設備	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／200		
		場内工事用道路	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／100		
		数量計算書				
		報告書				
	実施設計	盛立設備	設計図面	1／500～ 1／200		
		洪水吐きコンクリート	骨材製造、貯蔵、 運搬設備	骨材プラント貯蔵所平面図 縦横断面図	1／500～ 1／100	
				標準図 平面基礎図	1／50～ 1／20	
				コンベア縦断面図	1／500～ 1／200	
		コンクリート製造 設備	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／100		
			基礎図	1／50～ 1／20		
		コンクリート打設 設備	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／100		
			基礎図	1／50～ 1／20		
		濁水処理設備	平面図 縦横断面図	1／500～ 1／100		

種 別		設 計 項 目	縮 尺	摘 要
ファイル ダム施工計画及び 施工設備設計	実施設計	濁水処理設備	基礎図 1／50～ 1／20	
		給気給水設備	給水設備平面図 縦横断面図 1／500～ 1／100	
			給水設備基礎図 1／200～ 1／50	
		工事用動力設備	受電設備の基礎図 電力設備配置平面図 配線系統図 1／500～ 1／20	
		場内工事用道路	一般平面図 縦横断面図 1／500～ 1／200	
		数量計算書		
		報告書		

第7章 ダム点検

第1節 ダム点検

第5701条 ダム総合点検

1. 業務目的

ダム総合点検は、長期的にダムの安全性及び機能を保持していく観点から、ダムの健全度を把握するとともに今後の維持管理方針を定めることを目的としている。

2. 業務内容

「ダム総合点検実施要領」（平成25年10月1日国水環第65号）に基づき、ダム土木構造物に関する構成要素の分類と管理レベルの設定、点検計画立案、調査の実施、健全度評価及び維持管理方針の作成を行うものである。

また、点検計画立案時並びに健全度評価及び維持管理方針（案）作成時においては、専門家から意見聴取するとともに助言を受けるため、その資料作成を行うものである。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 点検計画立案

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行い、既存資料の整理や現場状況の確認を行った上で、ダム土木構造物に関する課題を整理し、基本調査で留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を明らかにした点検計画を立案する。

1) 構成要素の分類と管理レベルの設定

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行う。

2) 資料の収集・整理

ダム総合点検実施対象ダムに関する一般的な事項のほか、調査・設計・施工・管理に関する資料を収集・整理する。

3) 現地状況の概査

現地概査を実施し現場状況を把握する。

4) 課題の抽出

1)～3)の作業により基本調査の実施において留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を課題として抽出する。

5) 基本調査及び追加調査計画（案）立案

4)の課題の抽出をもとに基本調査および追加調査計画（案）を立案する。

6) 専門家からの意見照会用資料の作成（点検計画立案時）

既往資料の整理等から抽出した課題、基本調査・追加調査の内容について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

7) 点検計画立案

専門家の意見を取りまとめ、点検計画を立案する。

(3) 基本調査

点検計画を踏まえ、以下の項目について基本調査を実施する。

1) 設計に関する調査

2) 管理記録による調査・分析

3) 現地調査

調査内容は、点検計画において抽出された課題の他、全項目に対して実施することを原則とする。また、各調査項目は、設計図書に示されたものの他は、監督員と協議するものとするものとする。

また、3) 現地調査は、目視を原則とし、必要に応じて足場設置や橋梁点検車等の近接手段を用いて点検を行う場合、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

(4) 追加調査

点検計画結果を踏まえ、追加調査を実施する。

また、各調査項目・方法は、設計図書に示されたものの他は、監督員と協議するものとするものとする。

(5) 健全度評価及び今後の維持管理方針作成

各調査の成果をもとに、先に抽出した課題を踏まえてダム土木構造物に対する健全度評価を行うとともに、構成要素の管理レベルを踏まえて詳細調査や保全対策などの今後の維持管理方針を作成する。

1) 健全度評価

各調査の結果をもとに、先に抽出した課題を踏まえて、ダム土木構造物に対する健全度評価を行う。健全度評価は、ダムの構成要素の経年的な劣化、災害や事故による損傷等の程度等に基づき行う。

ダム土木構造物の構成要素の管理レベルと健全度評価を組み合わせ、ダム土木構造物の保全対策について判断し、健全度評価（案）を作成する。

2) 維持管理方針（案）作成

これまでの健全度評価等を踏まえ、計測機能の保持、健全度評価や劣化状況把握のための計測・調査等の観点も含め、今後の維持管理方針（案）を作成する。

3) 専門家からの意見照会用資料の作成（健全度評価及び維持管理方針策定時）

点検計画立案時に抽出した課題を踏まえた健全度評価及び今後の維持管理方針（案）について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

4) 健全度評価及び維持管理方針の策定

専門家からの意見・助言を踏まえ、最終的な健全度評価及び維持管理方針を作成する。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第8章 そ の 他

第1節 背 水 計 算

第5801条 背 水 計 算

1. 業務目的

本業務は、貯水池堆砂及び背砂計算結果に基づいて、貯水池末端付近及び貯水池上流の水位の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 背水計算

受注者は、ダム建設前後を対象に2ケースの流量に対して不等流計算を行うとともに、貯水池平面図（1／5,000～1／2,000）、縦断面図、横断面図を作成する。

(3) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

背水計算の実施に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) ダム設計図

(2) 貯水池及び貯水池上流平面図

(3) 貯水池及び貯水池上流縦・横断面図

(4) 堆砂及び背砂計算書

第2節 水 理 模 型 実 験

第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件

(1) 水理実験の種類

① 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験

- ・ クレストゲートタイプ
- ・ クレストゲートレスタイプ（堤趾導流壁タイプ）

② フィルダム洪水吐き水理模型実験

③ 放流管抽出水理模型実験

- ・ ゲート付き放流管
- ・ ゲートレスオリフィス

(2) 水理模型実験の範囲及び条件

① 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験

イ) 重力式コンクリートダムの水理模型実験とは、越流部、シュート部、堤趾導流壁、減勢工部及び下流河道部の実験とする。

ロ) 模型縮尺は、1／30～1／70程度（模型寸法で高さ2.00m程度）で最大流量は2,500m³／s程度のもの

を標準とする。

② フィルダム洪水吐き水理模型実験

- イ) フィルダム水理模型実験とは、流入部、越流部、シュート部、減勢工部及び下流河道部の実験とする。
- ロ) 模型縮尺は、 $1/30 \sim 1/70$ 程度（模型寸法で高さ2.00m程度）で最大流量は $2,500\text{m}^3/\text{s}$ 程度のものを標準とする。

③ 放流管抽出水理模型実験

- イ) 放流管抽出水理模型実験とは、流量特性、圧力特性及び流況調査実験とする。

第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、重力式コンクリートダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 越 流 部

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

2) シュート部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、導流壁高の検討を行う。

3) 減勢工部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

4) 下流河道部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 洪水吐き設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) ダムサイト地形図
- (6) ダム上流地形図
- (7) ダム下流地形図
- (8) 下流河道縦横断面図
- (9) 水理計算書

第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、フィルダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 流入部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行う。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

2) 越流部

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を決定する。

3) シュート部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、側水路形状の検討、導流壁高の検討を行う。

4) 減勢工部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

5) 下流河道部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 洪水吐き設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) ダムサイト地形図
- (6) ダム上流地形図
- (7) ダム下流地形図
- (8) 下流河道縦横断面図
- (9) 水理計算書

第5805条 放流管抽出水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、ダムに配置される放流管における実施設計段階の抽出水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 水位流量関係

水位～流量関係の調査を行い、流量係数を算出する。

2) 作用圧力分布

放流管内及び開水路部の作用圧力調査を行う。

3) 流況調査

流入部及び開水路部の流況調査及び水面形の調査を行う。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 放流管設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) 水理計算書

第3節 骨材破碎試験・解析

第5806条 骨材破碎試験・解析の種類

ダムの骨材破碎試験・解析業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 破碎試験
- (2) 物理試験
- (3) 試験結果解析

第5807条 骨材破碎試験・解析

1. 業務目的

本業務は、ダム用骨材の使用の適否、コンクリート配合設計のための基礎的な資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 試料採取

1) 採取計画

試験に使用する骨材原石の採取に関する工事計画を立案する。

2) 位置の選定

試験試料の代表性、採取工事計画を踏まえて、試料採取位置を選定する。

(3) 破碎試験監理

破碎試験を監視し、業務計画書に記載したとおりの試験が実施されるよう試験監理を行う。

(4) 試験結果解析

1) 破碎試験

① データ整理

一次、二次、三次の各種試験による破碎データ整理を行う。

② 結果の検討

破碎データをもとに破碎傾向、碎石形状について、工学的検討を行う。

2) 製砂試験

① データ整理

製砂試験における各種試験データを整理する。

② 結果の検討

試験データをもとに粒度特性、仕事指数等について、検討を行う。

3) 骨材物理試験

① データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

試験結果をもとに、骨材品質に対して、検討を行う。

(5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な工学的評価を行う。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

骨材破砕試験・解析に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 採取予定地地形図
- (2) 地質調査資料

第4節 コンクリート配合試験・解析

第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類

ダムのコンクリート配合試験・解析業務の内容は下記のとおりである。

- (1) コンクリート配合試験
- (2) 骨材物理試験
- (3) 凍結融解試験

第5809条 コンクリート配合試験・解析

1. 業務目的

本業務は、ダムコンクリートの適正な配合を選定することを目的とする。

2. 業務内容

コンクリート配合試験は、ダム用コンクリートとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 配合条件の選定

骨材性状・ダム構造・施工計画を把握し、ダムコンクリートに求められる強度等の性能を算出・整理し、コンクリート配合試験を行うための適切な配合条件を決定する。

(3) 試験監理

試験練りを監視し、目視によるワーカビリティ判定を行う。

(4) 試験結果解析

1) 配合試験

① データ整理

配合試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

配合試験結果をもとに、各配合のコンクリート性状について、検討を加える。

2) 骨材物理試験

① データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

試験結果をもとに、骨材品質に対する検討を行う。

3) 凍結融解試験 (JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法)

① データ整理

凍結融解試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

凍結融解試験結果をもとにコンクリートの耐久性に関して、工学的検討を行う。

(5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な評価及び施工に当たっての留意事項について提案する。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリート配合試験・解析に当り発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 骨材破碎試験結果

(2) ダム設計図書

第5節 グ라우チング試験・解析

第5810条 グ라우チング試験・解析

1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブランケットグラウチング等）について、通常工法で実施される試験の解析を行い本工事における注入仕様を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 試験計画立案

現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月）。

(3) 現場試験監視

現地における試験について、解析、考察をする上で必要な情報を得るため、注入状況の把握、コア観察等を行う。

(4) 試験結果の整理

試験で得られたボーリング柱状図、注入チャート、注入結果報告（日報）、岩盤変位チャート、リーク等の注入状況に関する資料を収集、整理する。

(5) 試験結果の解析

試験結果に基づき、注入材料の適否、配合、配合切換え、注入圧力、注入速度、ステージ長等の適合性、問題点を指摘すると共に、本工事における孔配置と改良期待値について解析する。

(6) 注入仕様の作成

解析検討結果に基づき、本工事の注入仕様を提案する。

(7) 総合検討

上記業務をとりまとめると共に、追加試験が必要と考えられる場合の試験の方法の提案、本工事の中で更に詳細な検討が必要と考えられる場合の提案及び留意点等を指定する。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

グラウチング試験・解析を行うに当たり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 地質調査資料
- (2) 本体設計関係資料
- (3) 基礎処理設計資料

第6節 グ라우チングデータ整理・解析

第5811条 グ라우チングデータ整理・解析

1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブランケットグラウチング）について、注入データ等を整理・解析し、当初の計画の見直しを行うことを目的とする。

2. 業務内容

本業務では各年度毎に成果の取りまとめを行うことを基本とし、二重管式ダブルパッカー工法等の特殊なグラウチングは含まない。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月）。

(2) 現場技術監理

注入現場において、解析・考察のために必要な情報を収集及び、注入状況の把握等を行う。

(3) データ整理

現場において整備されたグラウチングデータ及びボーリングデータを受領し、変換及び入力を行う。

(4) データ解析

整理されたデータを基に必要な解析図表を作成し、次数別の注入状況、注入効果等について解析を行い、解析結果に基づき、孔の追加または省略及び完了の提案等について検討を行う。

(5) 注入仕様の見直し

解析結果に基づき、注入仕様の見直し、変更の提案を行う。

(6) 総合検討

上記業務のとりまとめを行い、改良度の総合評価、以後の施工に対する総合的な考察を行う。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

グラウチング整理・解析を行うに当たり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 注入記録
- (2) 透水試験記録

- (3) 基礎処理設計図
- (4) その他資料

第7節 成 果 物

第5812条 成 果 物

受注者は、表5.8.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表5.8.1 成果物一覧

種 別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
そ の 他	背水計算	設 計 図	貯水池平面図	1 / 5,000 ~ 1 / 2,000	
			縦断面図 横断面図		
		報 告 書			
	水 理 模 型 実 験	重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	報 告 書		
		フィルダム洪水吐き水理模型実験	報 告 書		
		放流管抽出水理模型実験	報 告 書		
	骨材破碎試験・解析		報 告 書		
	コンクリート配合試験・解析		報 告 書		
	グラウチング試験・解析		報 告 書		
	グラウチングデータ整理・解析		報 告 書		

第 6 編 道 路 編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成25年4月1日国土交通省令第28号）」（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して、実施するものとする。

第6101条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

第6102条 計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6103条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当事の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。

また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当事業の選定目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6105条 調 査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調 査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、請査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

- 2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。
- 3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。
- (3) 調査結果の解析
受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。
- (4) 照 査
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (5) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 予 測
 - 1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。
 - 2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。
- (3) 環境保全措置の検討
受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。
- (4) 事後調査の検討
受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。
- (5) 評 価
受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。
- (6) 総合評価
受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。
- (7) 照 査
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (8) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6107条 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6108条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6109条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 評価書の補正等
受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。
- (3) 要約書の修正等
受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。
- (4) 照 査
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (5) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2節 成 果 物

第6110条 成 果 物

- 1. 環境影響調査
受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表

成 果 物 項 目	摘 要
計画段階配慮書（案）	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方 法 書（案）	
準 備 書（案）	※2
評 価 書（案）	※2
評価書の補正等	

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第2節 交通量調査

第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

第6203条 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通量調査

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。

また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6204条 交差点部交通量調査

1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第6203条単路部交通量調査第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 速 度 調 査

第6205条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

第6206条 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の2分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6207条 旅行速度調査

1. 業務目的

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 起 終 点 調 査**第6208条 起終点調査の種類**

起終点調査の種類は以下のとおりとする。

(1) 路側OD調査

(2) オーナーインタビューOD調査

第6209条 路側OD調査

1. 業務目的

路側OD調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 断面交通量調査

受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。

(4) 路側OD調査

受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。

調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

(5) 自動車航送船OD調査

受注者は、コードラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。

調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。

なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

(6) マスターファイル作成

受注者は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6210条 オーナーインタビューOD調査

1. 業務目的

オーナーインタビューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建築、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問（場合により郵送配布）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。

実施にあたっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収）し、不明な個所の確認を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第6209条路側OD調査第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 交通渋滞調査

第6211条 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実施調査マニュアル（建設省土木研究所H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）」に基づき、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

(4) 交通量調査

受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。

1) 交差点部

流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分周毎に観測を行う。

2) 一 般 部

方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行なう。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に50m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。

また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(6) 渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を、通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および監督員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。

また、信号制御方式（定周期制御、感應制御）についても調査を行う。

(8) 渋滞原因調査

受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6節 駐 車 場 調 査

第6212条 駐車場調査の区分

駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 駐車場施設実態調査

(2) 駐車原単位調査

第6213条 駐車場施設実態調査

1. 業務目的

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下駐車場調査要綱と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

(3) 駐車場施設実態調査

受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別および形態（時間貸し、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6214条 駐車原単位調査

1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。

1) 都市計画図

2) 住宅地図

(3) 調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

(4) 用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

(5) 駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第6213条駐車場施設実態調査第2項の(3)に準ずるものとする。

(6) 原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

(7) 地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第7節 成 果 物

第6215条 成 果 物

受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.2.1 交通現況調査成果物一覧表

調 査 種 別	成 果 物 項 目
交 通 量 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
速 度 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
起 終 点 調 査	調査報告書
	マスターファイル
交 通 渋 滞 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐 車 場 調 査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図 調査データ集計結果

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類

第6301条 道路網・路線計画の種類

道路網・路線計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 現況調査
- (2) 交通量推計調査
- (3) 道路網・路線計画

第2節 現況調査

第6302条 現況調査

1. 業務目的

現況調査は、設計図書に基づく対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。

2. 業務内容

現況調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理受注者は、以下に示す関連資料を収集整理するものとする。

- 1) 人口、経済動向指標
- 2) 土地利用状況
- 3) 道路交通現況
- 4) 交通施設整備状況
- 5) 関連開発計画及び事業
- 6) 現況自動車OD交通流動
- 7) その他必要な資料

(3) 実態調査

受注者は、収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、調査員の指示により必要項目の実態調査を行うものとする。

(4) 道路交通の特性分析

受注者は、収集した関連資料の整理および実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 交通量推計調査

第6303条 交通量推計調査

1. 業務目的

交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路又は道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 交通量配分用データの作成

受注者は、交通現況調査および将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

1) OD表

使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。

2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。

3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

(3) 交通量配分

受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

1) 配分計算

配分計算は、以下に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。

- ① 目標年度
- ② 配分ケース
- ③ OD分割数

2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

3) 配分結果の整理

配分結果をもとに、設計図書もしくは指示された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。

- ① 区間交通量
- ② 路線別地区別混雑度
- ③ 通過交通量等
- ④ 総走行台キロ
- ⑤ その他

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）

- (2) 都市計画マスタープラン等
- (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編
- (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ
- (5) 一般交通量調査
- (6) 都市計画図
- (7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ

第4節 道路網・路線計画

第6304条 道路網・路線計画

1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 整備計画案の検討

受注者は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

2) 整備代替案の交通量検討

受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

3) 計画道路の機能

交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

(3) 整備計画案の選定

受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

(4) 道路整備効果評価

受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

(5) 整備計画の策定

受注者は、最適整備案について、以下に示す事項についてとりまとめ整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

1) 道路の機能

2) 道路の種級区分

3) 整備計画道路平面図（1/50,000程度）

特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 成 果 物

第6305条 成 果 物

受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

調 査 種 別	調査項目	成 果 物 項 目	縮 尺
現 況 調 査	報 告 書	交通現況調査	—
	図 面	交通現況図	適 宜
交 通 量 推 計 調 査	報 告 書	交通量推計調査	—
	図 面	現況・将来道路網図	適 宜
		リンクデータ図	適 宜
		配分ゾーン図	適 宜
		現況・将来交通量図	適 宜
道 路 網 ・ 路 線 計 画	報 告 書	道路網・路線計画	—
	図 面	道路網・路線計画図	1:25000又は1:50000

第4章 道 路 設 計

第1節 道路設計の種類

第6401条 道路設計の種類

道路設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道 路
- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

第2節 道 路 設 計

第6402条 道路設計の区分

1. 道路設計の区分

道路設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計((A)、(B))
- (2) 道路予備設計(A)
- (3) 道路予備修正設計(A)
- (4) 道路予備設計(B)
- (5) 道路予備修正設計(B)
- (6) 道路詳細設計

第6403条 道路概略設計

1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計(A)は地形図（縮尺1／5,000）をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計(B)は地形図（縮尺1／2,500）をもとに行う設計をいう。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較3案の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督員と協議の上、最適路線を選定するも

のとする。

(4) 主要構造物計画

受注者は、路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等からの形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

(5) 設 計 図

受注者は、本条1.(3)項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。

2) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）、主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。また、監督員の指示により比較路線を記入するものとする。

3) 縦断図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の縮尺1/5,000及び1/2,500に対し各々100m及び50m毎、ならびに主要点に対し明記するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の経緯

2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ

3) 計画条件検討経緯及びその結果

4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明

5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題

6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図（縮尺1/5,000又は1/2,500）

(2) 地質調査成果一式

第6404条 道路予備設計(A)

1. 業務目的

道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6403条道路概略設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

(4) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形（半径、緩和曲線パラメータ）、縦断線形要素（縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径）、構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等）の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。

なお、用排水は流向も明示するものとする。

3) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠）の位置（測点）、形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状所を選定し作成する。

5) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照

し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。

また、延長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 地形図（縮尺1／1,000）

第6405条 道路予備修正設計(A)

1. 業務目的

道路予備修正設計(A)は、道路予備設計(A)の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計(A)の成果に基づき、道路予備設計(A)と同一水準の業務を行うことを目的とする。

なお、業務内容については設計図書に基づき実施するものとする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第6404条道路予備設計(A)第2項に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 道路予備設計(A)成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 地形図（縮尺1／1,000）

第6406条 道路予備設計(B)

1. 業務目的

道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計(A)、或いは同修正設計で計画されている構造物の位

置等の基本的事項の把握を行うものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2mまたは高さ1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長10m以上）、側道、階段工（高さ3m以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6423条一般構造物予備設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下かつ高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。

5) 横断図

実測横断図を用い、標準として20m毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長および幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

6) 一般図作成

一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第7節一般構造物設計第6423条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 用地幅杭計画

受注者は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 地域の現況及び関連協議資料
- 3) 各種検討の経緯とその結果
- 4) 設計計算書
- 5) 概算事業費
- 6) 用地幅杭調書
- 7) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A)、同修正設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

第6407条 道路予備修正設計(B)

1. 業務目的

道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務を行うことを目的とする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第6406条道路予備設計(B)第2項に準ずるものとする。なお、縦断設計を除くものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路予備設計(B)成果一式
- 2) 地質調査成果一式
- 3) 測量成果一式

第6408条 道路詳細設計

1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面设计について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。

なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m）等を設計するものとする。

なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会・令和3年12月）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものと

する。

(11) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計面高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の概要

2) 各種検討の経緯とその結果

3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）

4) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B)成果一式
- (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）

第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）

第6409条 歩道設計の区分

歩道設計は以下の区分により行うものとする。

1. 歩道詳細設計

第6410条 歩道詳細設計

1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。

(3) 平面設計

受注者は、実測平面図に基づき、車道部または車道端に合わせ、構造物・用水路、排水流向などについて、その断面、位置取り合いなど、必要なもの全ての設計を行うものとする。

(4) 縦断設計

受注者は、実測縦断により、20m毎の測点および変化点について、路面高さおよび車道高さと整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

(5) 横断設計

受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用掛水路（幅2m以下または高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。

なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、実測図（平面図、縦横断面図）を基に以下の図画を作成するものとする。

1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部または車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

2) 縦断面図

実測縦断面図に基づき、決定された計画高について測点および変化点毎に縦断勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 縦断面図

第6408条第2項の(10)の5)に準ずるものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 測量成果一式

第4節 平面交差点設計

第6411条 平面交差点設計の区分

1. 平面交差点設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 平面交差点予備設計

(2) 平面交差点詳細設計

第6412条 平面交差点予備設計

1. 業務目的

平面交差点予備設計は、道路予備設計で検討された平面図及び縦横断面図を用いて、設計図書に基づいた設計条件で、交差点形状について、決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把

握、確認を行う。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状について2案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部り矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

(6) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 現示、飽和度の計算

4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 地形図（縮尺1／500）

(3) 交通量関係の資料

第6413条 平面交差点詳細設計

1. 業務目的

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状など、その後の協議によって変更された最新の情報で行う。導流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮し行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計した交差点の中心線の計面高に基づいて、標準部、右・左折変速車線部等を20m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入

する。

4) 標準横断面図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断面図

横断面設計に基づいて、縦断面図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 平面交差点予備設計成果一式

(2) 測量成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 交通量関係の資料

第5節 立体交差設計

第6414条 立体交差設計の区分

1. 立体交差は以下の区分により行うものとする。

(1) ダイヤモンド型 I C 予備設計

(2) ダイヤモンド型 I C 詳細設計

(3) トランペット・クローバー型 I C 予備設計

(4) トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計(A)で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型 I C の基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項及び道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素等を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。

3) 横断図

本線中心線に基づき20m毎の測点に対して横断図を作成する。標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差点流入部等の各々について作成するものとする。

4) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。

また、延長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 位置及び施設の規模

4) 概算工事費

5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A)成果物一式
- (2) 地質調査成果物一式
- (3) 地形図（縮尺：1／1,000）
- (4) 交通量関係の資料

第6416条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき縮尺1／500の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差又は付替導水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には、主要構造物及び道路構造物を記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流出入部等について作成する。

4) 横断図

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 各種検討の経緯とその結果

3) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路詳細設計報告書成果物一式

(2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果物一式

(3) 地質調査成果物一式

(4) 測量成果物一式

(5) 交通量関係の資料

第6417条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて交差接続する道路相互の種別及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地踏査について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面・縦断設計について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読みとる間隔を10m毎の測点とする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。ただし、地盤高を地形図から読み取る間隔を10m毎の測点とする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設 計 図

受注者は、設計図について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路予備設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 地形図（縮尺:1/1,000）

(4) 交通量関係の資料

第6418条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、トランペット・クローバー型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び土質調査等の資料に基づき、縮尺1/500程度の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6416条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、トランペット・クローバー型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形10m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を10m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量及び路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、設計図について、第6416条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。ただし、3)を以下に読み替えるものとする。

3) 標準縦断面図

標準横断面図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成する。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果一式
- (2) トランペット・クローバー型 I C 予備設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

第6節 道路休憩施設設計

第6419条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

第6420条 道路休憩施設予備設計

1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦

断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車線等）などを設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6406条道路予備設計(B)第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設 計 図

受注者は以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。

2) 縦断面図

縦断面図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計された計画高に従って縦断勾配、計画高、切盛土高さなど明示する。

3) 標準横断面図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面図

横断面図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計に基づいて横断構成、幅員、水路、舗装など明示する。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 概算工事費

受注者は、土工数量、園地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。

なお、受注者は第1211条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 沿道開発状況整理

4) 諸施設規模根拠

5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

- (2) 地形図（縮尺1／1,000）
- (3) 道路予備設計成果一式

第6421条 道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプおよび施設規模（施設配置、駐車ます等）について、設計図書に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6420条道路休憩施設予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握、確認した基本的事項、設計協議、サービスエリア予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。

2) 縦断面図

実測縦断面図に基づき、縦断勾配（ランプ）、計画高、道路本線との取合など記入する。

3) 標準横断面図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 諸施設規模決定根拠
- 4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路休憩施設予備設計成果一式
- (2) 道路詳細設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式

第7節 一般構造物設計

第6422条 一般構造物の区分

1. 一般構造物設計の種類と区分は以下のとおりとする。

- (1) 一般構造物予備設計
- (2) 一般構造物詳細設計
- (3) 落石防止柵詳細設計
- (4) 一般構造物基礎工詳細設計

第6423条 一般構造物予備設計

1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造物・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。

なお4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は2)の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。

- 1) 門型ラーメン・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）
- 4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 比較形式選定

受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と協議の上、比較案3案を選定するものとする。

(5) 概略設計計算

受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。

(6) 基礎工検討

受注者は本体工の比較3案に対して、既成杭の中から適応すると思われる1案選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討にあたっては、監督員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

(7) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、比較3案について概算数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

1) 側面図

2) 平面図

3) 断面図

4) 主要点高さ

5) 交差条件

6) 建築限界

7) 設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は(7)で作成した概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算定し、第1211条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10) 比較一覧表の作成

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 道路、鉄道、河川の交差条件

3) 構造形式決定経緯と選定理由

4) 主要断面の設計計算結果

5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）

(2) 地質調査報告書

(3) 実測平面図・実測縦横断面図

(4) 対外協議資料

第6424条 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

1) 函 渠 工……門型ラーメン、箱型函渠

2) 擁壁・補強土工……逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、
補強土

3) 法 面 工……場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工

4) 覆 工……ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター

5) 雪崩予防施設

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6423条一般構造物予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計設計を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土
- ・場所打ち法枠工
- ・アンカー付き場所打ち法枠工

(7) 設 計 図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第6425条 落石防護柵詳細設計

1. 業務目的

落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

(4) 設計計算及び設計図

1) 詳細設計

受注者は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6424条一般構造物詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。

なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第6426条 一般構造物基礎工詳細設計

1. 業務目的

一般構造物基礎工細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(3) 設 計 図

受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(4) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 種決定の経と選定理由

3) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。

なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第8節 調 整 池 設 計

第6427条 調整池設計の区分

1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 調整池予備設計

(2) 調整池詳細設計

第6428条 調整池予備設計

1. 業務目的

道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。

調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等にもとづき、下記事項について把握するものとする。

1) 地 形 等

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

2) 地 質

地質調査資料と現地との関係

3) 関連管渠の位置、形状、管底高

4) 吐口の予定位置

5) 放流先の状況

6) その他設計に必要な事項

(3) 基本事項の検討

受注者は、設計図書に示された道路構造、河川条件等について確認を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、基本諸元の検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。

1) 基本条件の確認

2) 調整池の構造形式の検討

構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。

3) 配置計画の検討

将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに、維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。

4) 維持管理方式の検討

調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。

(4) 概略設計図

受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置図、一般図を作成するものとする。

全体配置図（平面図）は、地形図に施設全体の配置を記入する。

一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。

(5) 関係機関との協議用資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。

(7) 調整池構造形式比較一覧表の作成

受注者は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。

構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失および問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者および照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。

3) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として 第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。

1) 調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価

2) 構造形式比較一覧表

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 実測平面図（縮尺 1／500）

(2) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）

(3) 地質調査報告書

第6429条 調整池詳細設計

1. 業務目的

道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料および予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第6428条第2項(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第6428条第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、基本設計等の貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。

1) 配置計画

2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法

(4) 構造物等の設計

調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

1) 設計条件の設定

受注者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 本 体 工

受注者は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配管図を作成するものとする。

3) 場内整備

受注者は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。

また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。

4) 土工設計

受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。

(5) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(6) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造諸元を検討し、設計図を作成するものとする。

なお、構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6428条調整池概略設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として 第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。

1) 設計条件

- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本設計報告書
- (2) 実測平面図（縮尺 1／500）
- (3) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）
- (4) 地質調査報告書

第9節 成 果 物

第6430条 成 果 物

受注者は、表 6. 4. 1～表 6. 4. 7 に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表 6. 4. 1 道路設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:2500または、1:5000	
	縦断計画	縦断図	V = 1:250 H = 1:2500 または、V = 1:500 H = 1:5000	
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000	
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200	
		横断図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	－	概略・用地補償の数量含む
		概算工事費	－	
報告書	報告書	－		
道路予備設計(A)及び道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断計画	縦断図	V = 1:100～1:200 H = 1:1000	
		標準横断図	1:50または1:100	
	横断計画	横断図	1:100または1:200	
		主要構造物計画	一般図	1:200～1:500
	概算工事費	数量計算書	－	用地補償の数量含む
		概算工事費	－	
	報告書	報告書	－	ルートの決定事項
中心線座標計算書		－	設計図書による	

表6.4.1 (つづき) 道路設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
道路予備設計(B)及び道路予備修正	平面設計	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V = 1:100～1:200 H = 1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	構造物設計	一般図	1:200～1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1000	
		流量計算書	—	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500または1:1000	
	縦断設計	縦断図	V = 1:200、H = 1:1000 または V = 1:100、H = 1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V = 1:100、H = 1:1000等
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
		土積図	横断図 V = 1:400、H = 1:2000 土積図 H = 1:2000、V = 1 cmを 10000m ³ または20000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500または1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表6.4.2 歩道詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
歩道詳細設計	平面・縦断設計	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
		縦 断 図	V = 1:100、H = 1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100または1:200	用地幅杭位置記入
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	用地幅杭表含む
	報告書	報告書	—	

表6.4.3 平面交差点設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:200～1:500	
		縦 断 図	V = 1:100 H = 1:200～1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100または1:200	
	数量計算書	数量計算書	—	概略
	概算工事費	概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
		信号現示計算書	—	
平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:5000	市販地図等
		平 面 図	1:200～1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
		縦 断 図	V = 1:100 H = 1:200～1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100または1:200	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:200～1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	
		信号現示計算書	—	

表 6. 4. 4 立体交差点成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
ダイヤモンド型IC予備設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断図	V = 1:100、H = 1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計画	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
ダイヤモンド型IC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V = 1:100、H = 1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表6.4.5 道路休憩施設設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
道路休憩施設予備設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	V = 1:1000	
		縦断図	V = 1:200、H = 1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	構造物設計	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路休憩施設詳細設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V = 1:100、H = 1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	用地幅杭表含む
	報告書	報告書	—	

表6.4.6 一般構造物設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
一般構造物予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数最計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
一般構造物詳細設計・一般構造物基礎工詳細設計・落石防護柵詳細設計	設計図	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		構造一般図	1:100～1:500	
		構造寸法図	1:100～1:500	
		配筋図	1:50～1:100	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表6.4.7 一般構造物設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
調整池予備設計	概略設計図	計画位置図	1:500～1:2500	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数最計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
調整池詳細設計	設計図	計画位置図	1:500～1:2500	市販地図等
		構造一般図	1:10～1:100	
		配筋図	適宜	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

第10節 盛土・切土設計

第6431条 盛土・切土設計の区分

1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 盛土・切土予備設計
- (2) 盛土・切土詳細設計

第6432条 盛土・切土予備設計

1. 業務目的

盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。

(4) 概略設計計算（現況解析）

受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。

(5) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

- 1) 横断図
- 2) 設計条件（使用材料、荷重条件）

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 主要断面の設計計算結果
- 4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図

第6433条 盛土・切土詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、「第6431条 盛土・切土予備設計」第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計計算（現況解析）

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

- 1) 盛 土
 - 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）
 - 地盤破壊解析（円弧すべり解析）
 - 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）
 - 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）

2) 切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）

(5) 対策工法の選定

軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。

(6) 設計計算（対策後解析）

選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量な

どをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

- 3) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）
 地盤破壊解析（円弧すべり解析）
 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）
 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）

- 2) 切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）

(7) 最適工法の決定

各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。

(8) 設 計 図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6432条 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第6434条 成 果 物

受注者は、表6.4.8～表6.4.9に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.4.8 盛土・切土予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
予盛土・切土予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		構造全体概略図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表6.4.9 盛土・切土詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
盛土・切土詳細設計	設計図	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V = 1:100 H = 1:500	
		標準横断図	1:50 または1:100	
		横断図	1:100 または1:200	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類

第6501条 地下構造物設計の種類

地下構造物設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下横断歩道等設計
- (2) 共同溝設計
- (3) 電線共同溝設計

第2節 地下横断歩道等設計

第6502条 地下横断歩道等設計の区分

地下横断歩道等設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 予備設計
- (3) 詳細設計

第6503条 地下横断歩道等基本計画

1. 業務目的

地下横断歩道等の基本計画は、道路設計及び各種調査検討など既存の関連資料をもとに、道路、交通状況、沿道状況、周辺の他の事業計画状況、更には地形、地層、地質、地下水状況に基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な横断施設の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の概略的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視にて確認し、道路交通および沿道歩行者の流れ、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を確認する。

なお、現地調査（測量、土質調査、試掘請査、交通量請査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討事項

- 1) 各種関連事業計画との整合性の検討
 - 2) 道路・交通・沿道状況の検討
 - 3) 地形・地質条件の検討
 - 4) 周辺環境の検討
 - 5) 施工時の検討
- (4) 横断施設基本構造の検討

受注者は、横断施設として実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と協議のうえ比較案2案（地下式と地上式）を選定するものとする。なお比較2案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 比較一覧表の作成

受注者は比較2案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略図を記入するほか経済性、施工性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

(8) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

また、設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。

- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。
- 4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について、解説し取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 横断施設基本構造の検討結果
- 3) 概略施工計画
- 4) 概略工事費
- 5) 予備・詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- 2) 当地区交通量推計調査報告書
- 3) 地質調査報告書
- 4) 道路現況平面図

5) 道路現況縦横断面図

6) 道路埋設物件台帳

第6504条 地下横断歩道等予備設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などにに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の基礎的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保について、現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

1) 内空計画

2) 線形計画、昇降形式

3) 施工・仮設計画

4) 道路・交通・沿道状況の検討

5) 地形・地質条件の検討

6) 各種関連事業計画との整合性の検討

7) 附属施設計画

8) 出入口及び上屋計画

9) 本体及び仮設構造物の設計条件

10) 地下埋設物の位置の確認

(4) 比較案の選定

受注者は、貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と協議のうえ比較案3案を選定するものとする。

なお比較案3案については以下の項目を検討するものとする。

1) 平面線形、縦断線形、出入口等の配置及び上屋形式と昇降形式

2) 内空断面の設定

3) 構造部材断面の概略形状

4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）

5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び地下埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(7) 比較一覧表の作成

受注者は比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には一般図を記入するほか経済性、施工性、供用性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、設置位置、昇降形式等が適切に選定されているかの照査を行う。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較形式案毎に地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 概略施工計画
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 構造基本計画図、仮設構造基本計画図、設備基本計画図、必要に応じ杭本数等応力計算の主要結果
- 8) 比較形式毎に将来の維持管理の難易、得失及び安全性、経済性、施工性、供用性等の長短及び問題点、各案の評価及び最適案の選定理由
- 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 当該地区整備基本計画報告書
- 2) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- 3) 地質調査報告書
- 4) 道路現況平面図
- 5) 道路現況縦横断面図

6) 道路埋設物件台帳

第6505条 地下横断歩道等詳細設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行なうものとする。

主な検討項目

- 1) 設置位置の確認
- 2) 内空及び構造形式
- 3) 線形計画、昇降形式
- 4) 地質及び地下水位の条件
- 5) 周辺の環境条件
- 6) 地下占用物件の位置確認
- 7) 道路交通条件
- 8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 仮設・補助工法を含む施工計画
- 11) 液状化判定
- 12) 耐震計算手法の検討
- 13) 近接構造物及び地下埋設物への影響
- 14) 付属施設

(4) 本体設計

1) 平面・縦断線形設計

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当構造物の必要所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。

2) BOX部

受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

3) 出入口部

受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

4) 連結部

受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

5) 基 礎

受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。

(6) 附属施設設計

受注者は、給排水設備、照明設備、防犯施設、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。

設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

(7) 上屋設計

受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 施工計画

受注者は、以下の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

- 1) 工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。
- 2) 施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い図面及び数量計算書を作成するものとする。
- 3) 施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。

(9) 設 計 図

受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件および関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの

照査を行う。

- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋および付属施設それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 特に考慮した事項
- 5) 道路の交差条件、コントロールポイント
- 6) 本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括
- 7) 主要材料、工事数量の総括
- 8) 施工段階での注意事項、検討事項の記載

3. 貸与資料

発注者が受注書に貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 地下横断歩道予備設計報告書
- 2) 当該地区整備基本計画報告書
- 3) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- 4) 地質調査報告書
- 5) 道路実測平面図
- 6) 道路実測縦横断面図
- 7) 道路埋設物件台帳

第3節 共同溝設計

第6506条 共同溝設計の区分

共同溝設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 共同溝基本検討
- (2) 開削共同溝予備設計
- (3) 開削共同溝詳細設計
- (4) シールド共同溝予備設計
- (5) シールド共同溝立坑予備設計
- (6) シールド共同溝詳細設計
- (7) シールド共同溝立坑詳細設計

第6507条 共同溝基本検討

1. 業務目的

共同溝基本検討は道路設計及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な基本形状及び施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

共同溝基本検討の業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなどの施工性について基本検討において必要となる基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、試掘調査、地下埋設物レーダー探査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 一般部断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 工法検討
- 4) 交通処理計画
- 5) 工事工程計画
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 支障する交差物件（河川、鉄道等）条件の検討
- 8) 占用物件

(4) 比較案の選定

受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 一般部の断面形状
- 2) 線形計画

受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。

3) 工法検討

受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。

- ① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
- ② シールド工法（シールド機種）
- ③ 推進工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）
- ④ その他の特殊工法

4) 交通処理計画

受注者は、一般部及び立坑部における基本的交通処理について設定するものとする。

5) 工事工程計画

受注者は、既往の資料、実績等に基づき、施工の手順及び工期について設定するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 工法比較一覧表の作成

受注者は、工法比較案に対する検討結果をまとめ、工法比較一覧表を作成するものとする。

工法比較一覧表には、施工性、経済性、機能性、工事工程、環境等について、得失及び問題点を列記し、各工法比較案の評価を行い、最適工法案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題等の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について調整するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項(6)に準ずるものとする。

(9) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 検討図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 工法比較案毎の整理条件

- ・ 選定理由
- ・ 構造規模と決定要因
- ・ 線形の決定要因
- ・ 施工検討結果
- ・ 概略数量
- ・ 概略工事費

3) 工法比較案毎に施工性、経済性、機能性、工事工程、環境への影響等の長短及び問題点、各案の評価及び最適工法案の選定理由

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

1) 道路設計関連資料

2) 当該共同溝関連調査・検討資料

3) 測量検討

4) 地質調査資料

5) 交通量調査資料

6) 地下埋設物調査資料

第6508条 開削共同溝予備設計

1. 業務目的

開削共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的

な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

開削共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画（交通処理計画等）
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 排水等共同溝内付帯設備
- 10) 交差物件及び地下埋設物の確認・整理
- 11) 収納物件の取付支持方法

(4) 内空断面設計

受注者は、内空断面の計画にあたり、各公益事業者の指定する収容物件、収容条件、分岐条件などを検討し、適正な内空基本寸法を計画したうえで、一般部断面設計を行なう。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い決定事項を確認するものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

- 1) 受注者は、線形の主要要素となる箇所を確認設定し、線形の概略を計画するものとする。
- 2) 受注者は特殊部、換気口部の位置を計画する際には監督員が指示した場合、各公益事業者との打合せを踏まえ、現地状況、関連事業、将来計画などを考慮して、検討を行うものとする。

(6) 換気・排水設計

- 1) 受注者は、換気計画に際し、本設計区間外の状況も考慮して、適正な配置、位置を計画するものとする。
- 2) 受注者は、排水計画に際し、可能な限り排水施設を集約させ、縦断計画との関係を考慮して計画するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は次の項目を検討し、施工計画、仮設工法の概略を検討するものとする。

- 1) 交通処理
- 2) 山留工法
- 3) 覆工の有無
- 4) 補助工法の必要性及び対策
- 5) 特殊箇所の施工方法
- 6) 支障埋設物件の整理

(8) 概算工事費

受注者は、主要工種に対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法と交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空の計画経緯及び決定要因
- 3) 線形の計画経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水の計画経緯及び決定要因
- 5) 施工方法の経緯及び決定要因
- 6) 本体一般部構造基本計画図
- 7) 仮設一般部構造基本計画図
- 8) 概略数量・概略工事費
- 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路設計関連資料
- 2) 当該共同溝関連調査・基本検討
- 3) 測量成果
- 4) 地質調査資料
- 5) 交通量調査資料
- 6) 地下埋設物調査資料

(移設または防護方法等に関する調整結果含む)

第6509条 開削共同溝詳細設計

1. 業務目的

開削共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

開削共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受注者は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行う。

主な検討項目

- ① 一般部・特殊部・換気口部の内空形状、設置位置の検討
- ② 平面、縦断線形の検討
- ③ 地層・地質・地下水条件の検討
- ④ 周辺の環境条件
- ⑤ 道路交通条件
- ⑥ 継手構造及び防水構造の検討
- ⑦ 本体及び仮設構造物の設計断面・条件の設定
- ⑧ 換気・排水計画の検討
- ⑨ 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- ⑩ 液状化の判定
- ⑪ 耐震計算手法の検討
- ⑫ 近接の影響範囲の判定

3) 平面・縦断設計

受注者は、一般部、特殊部、換気口部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行う。その設計には溝内排水施設、附属設備、土工、道路付属物・舗装の撤去仮復旧の設計を含む。

4) 内空断面設計

受注者は予備設計における各公益事業者の収容物件、収容条件、分岐条件等に変更がある場合は別途設計図書の指示によるものとする。

5) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 特殊検討

受注者は、次の項目のうち設計図書に示す項目について検討もしくは検討・設計を行うものとする。

1) 交差物件検討

共同溝が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は全体設計に含む。

3) 本体縦断検討・設計

「共同溝指針 5・1・14 共同溝縦断方向の検討」に示された項目について検討設計を要する場合。

4) 大規模山留設計

「共同溝指針 7・4 大規模山留の設計」に示された項目について検討、設計を要する場合。

5) 耐震検討

耐震検討、液状化対策の検討を要する場合。ただし、液状化の判定は全体設計に含む。

(4) 一般部断面設計

受注者は、全体設計で設計計画した一般部断面のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 特殊部設計

受注者は、全体設計で設計計画した特殊部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 換気口部設計

受注者は、全体設計で設計計画した換気口部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、共同溝内の漏水を防ぐため防水工を設計するものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に排水系統図を作成するとともに排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、全体設計で設計計画した仮設構造物のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

- 1) 工事実施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。
- 2) 特殊な構造あるいは、特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
 - 2) 内空計画の経緯及び決定要因
 - 3) 線形計画の経緯及び決定要因
 - 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
 - 5) 平面・縦断面図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図
 - 6) 施工計画の概要及び重要ポイント・注意事項
 - 7) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
 - 8) 特記事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- 1) 道路関連資料
 - 2) 共同溝予備設計成果
 - 3) 測量成果
 - 4) 地質調査資料
 - 5) 交通量調査資料
 - 6) 地下埋設物調査資料

第6510条 シールド共同溝予備設計

1. 業務目的

シールド共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき共同溝の基本的な断面、換気方式及び施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

シールド共同溝予備設計の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な整理・検討項目

- 1) シールド内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画（交通処理計画等）
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 荷重条件と設計

- 10) 排水工等共同溝内付帯設備
 - 11) 交差物件及び地下埋設物状況の確認・整理
 - 12) シールド工（覆工等）の検討
 - 13) 収納物件の取付支持方法
- (4) 内空断面設計
- 受注者は、内空断面設計について、第6508条開削共同溝予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。
- (5) 平面・縦断線形設計
- 受注者は、平面・縦断線形設計について、第6508条開削共同溝予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 換気・排水計画
- 受注者は、換気・排水計画について、第6508条開削共同溝予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (7) 設計計算
- 受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。
- また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。
- (8) シールド工法の検討
- 受注者は、設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。
- (9) 発進・到達方法の検討
- 受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。
- (10) 概略施工計画
- 受注者は、検討・設計した共同断面、延長等の工事規模及び施工方法を基に、以下の事項について、検討を行うものとする。
- 1) 概略施工手順
 - 2) 概略工事工程表の作成
 - 3) 施工ヤードの概略平面図作成
- (11) 概算工事費
- 受注者は、主要工種に対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。
- (12) 関係機関との協議資料作成
- 受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (13) 照 査
- 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- なお、照査項目は第6508条開削共同溝予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (14) 報告書作成
- 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
- なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件
 - 2) 内空の計画の経緯及び決定要因
 - 3) 線形の計画の経緯及び決定要因
 - 4) 換気・排水の計画及び決定要因
 - 5) 施工方法の決定要因
 - 6) 設計計算方法及び計算結果

- 7) シールド機種選定の要因
- 8) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 9) 本体一般部構造基本計画
- 10) 概略数量・概略工事費
- 11) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路設計関連資料
- 2) 当該共同溝関連調査資料・基本検討成果
- 3) 測量成果
- 4) 地質調査資料
- 5) 交通量調査資料
- 6) 地下埋設物調査資料

(移設または防護方法等に関する調整結果含む)

第6511条 シールド共同溝立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールド共同溝予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールド共同溝用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールド共同溝の規模等、検討・設計上の基本的条件について整理するものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり、下記に示す事項等について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールド共同溝断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内付帯設備
- 6) 換気・排水の検討
- 7) 入溝企業の分岐取付方法

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

- 1) 近接施工検討
- 2) 大規模山留設計
- 3) 交差物件検討

(6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。受注者は、耐震検討、液状化対策の検討を要する場合、設計図書に基づき、設計計算を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工方法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。

なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設 計 図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールド共同溝本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(13) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 換気・排水検討の経緯
- 6) 概略施工計画
- 7) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 8) 詳細設計での課題点
- 9) 概略数量・概略工事費

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路設計関連資料
- 2) 当該共同工関連調査資料・基本検討成果
- 3) シールド共同溝予備設計報告書・設計図面
- 4) 測量成果
- 5) 地質調査資料

- 6) 交通量調査資料
- 7) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- 8) 対象地域の環境基準値
- 9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- 10) 地下埋設物調査資料（移設または防護方法等に関する調整結果含む）

第6512条 シールド共同溝詳細設計

1. 業務目的

シールド共同溝詳細設計は、シールド共同溝予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールド共同溝詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討
- 2) 平面、縦断線形の検討
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 本体の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 液状化の判定
- 11) 耐震計算手法の検討
- 12) 近接の影響範囲の判定
- 13) 発進・到達方法の検討
- 14) シールド機械の選定
- 15) シールド機械各構成機器の仕様検討

(4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加える。

- 1) 地質・構造条件の変化部分等における共同溝縦断方向の構造検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該共同溝に及ぼす影響の検討
- 4) 当該共同溝の施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 5) 小土被り区間の補助工法の検討

(5) 覆工の設計

受注者は、地山条件、共同溝断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシーリング溝、注入孔及びエレクター用孔、維持管理用支持金物取付工（二次覆工省略時）等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行う。

2) 二次覆工設計

予備設計で決定された二次覆工（アーチ部・インバート部及び隔壁部）の構造について、その妥当性を確認するとともに、その構造細目を検討し、二次覆工設計を行う。

(6) 本体構造設計

受注者は、本体、立坑及びシャフト取付部における平面及び縦断設計を行うものとする。その設計には附属設備の検討を含むものとする。

(7) 発進・到達防護設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(8) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第6509条開削共同溝詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第6509条開削共同溝詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) 工事実施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。

2) 共同溝の施工方法、施工順序及び施工機械

3) 掘削土砂搬出計画

4) 概略工事工程計画

5) 施工ヤード計画

6) 工事中の計測計画

7) 施工にあたっての留意事項

(11) 仮設備計画

受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 仮排水設備（計画立案）

3) 裏込め注入設備（計画立案）

4) 掘削土砂処理設備（計画立案）

5) 掘削土砂搬出設備（計画立案）

6) 材料搬出入設備（計画立案）

7) 給水設備（容量算定）

8) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）

9) 汚濁水処理設備（容量算定）

- 10) スtockヤード（計画立案）
 - 11) 工事用道路計画（概略検討）
 - 12) 安全対策（計画立案）
 - 13) 環境対策等（計画立案）
 - 14) 発進、到達立坑設備（設備計画）
- (12) 設 計 図
- 受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。
- 1) 共同溝位置図
 - 2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）
平面・縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、共同溝の主要寸法を記入
 - 3) 共同標準断面図、構造図
 - 4) セグメント構造細図、線形図、割付図
 - 5) 裏込め注入工図
 - 6) 防水工設計図
 - 7) 排水工関係設計図
 - 8) 発進・到達防護工詳細図
- (13) 関係機関との協議資料作成
- 受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項(6)に準ずるものとする。
- (14) 数量計算
- 受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (15) 照 査
- 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
 - 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う他、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法が適切であるかの照査を行う他、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
 - 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。
- (16) 報告書作成
- 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
- なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件
 - 2) 内空計画の経緯及び決定要因
 - 3) 線形計画の経緯及び決定要因
 - 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
 - 5) 共同溝諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
 - 6) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図

- 7) 施工計画及び仮設備計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 8) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 9) 発進・到達方法
- 10) 施工中の計測計画
- 11) 工事実施にあたっての留意事項
- 12) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路関連資料
- 2) シールド共同溝予備設計成果
- 3) 測量成果
- 4) 地質調査資料
- 5) 交通量調査資料
- 6) 地下埋設物資料

第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールド共同溝用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件、シールド共同溝の規模等、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面（本体断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 仮設構造物の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 昇降設備等立坑内付帯設備
- 11) 近接の影響範囲の判定
- 12) 入溝企業の分岐取付方法

(4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項等について技術的検討加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- (5) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、下記段階を対象として設計計算を行い、立坑本体の設計を行うものとする。

 - 1) 施工段階
 - 2) 完成時
- (6) 換気口設計

受注者は、換気口設計について、第6509条開削共同溝詳細設計第2の(6)に準ずるものとする。
- (7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第6509条開削共同溝詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。
- (8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第6509条開削共同溝詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。
- (9) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

 - 1) 交差物件検討

立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。
 - 2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。
 - 3) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。
 - 4) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。
- (10) 座標計算

受注者は、貸与された共同溝線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。
- (11) 設 計 図

受注者は、当該設計の検討に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

 - 1) 立坑位置図
 - 2) 立坑一般図

平面図、断面図、土質柱状図、近接構造物との位置関係、立坑主要寸法等
 - 3) 立坑本体配筋図
 - 4) 仮設構造物詳細図（土留め工、覆工等）
- (12) 施工計画

受注者は、下記に示す事項について検討し、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に

応じて参考図を作成するものとする。

- 1) 立坑の施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(13) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中的仮排水設備（計画立案）
- 2) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 3) 掘削土砂処理設備（計画立）
- 4) 資材搬出入設備
- 5) 型枠支保工（一般図）
- 6) ストックヤード（計画立案）
- 7) 工事用道路計画（概略検討）
- 8) 安全対策（計画立案）
- 9) 環境対策等（計画立案）

(14) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(15) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(16) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6512条シールド共同溝詳細設計第2の(15)に準ずるものとする。

(17) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑寸法諸元表
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 施工法概要
- 5) 仮設構造物諸元表
- 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
- 7) 施工計画及び仮設備計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 道路関連資料
- 2) シールド共同溝立坑予備設計成果
- 3) 測量成果

- 4) 地質調査資料
- 5) 交通量調査資料
- 6) 地下埋設物調査資料

第4節 電線共同溝設計

第6514条 電線共同溝設計の区分

電線共同溝設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第6515条 電線共同溝予備設計

1. 業務目的

電線共同溝予備設計は、歩道整備計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、電線共同溝整備位置の地形、地質、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、沿道利用状況、埋設物の確認等、基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合、受注者は、その理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 電線共同溝収容物件の収容計画
- 2) 地中化形態の検討
- 3) 概略的な構造形式及び区間の設定
- 4) 内空断面（管路部、特殊部）の設定
- 5) 線形計画
- 6) 道路・交通・沿道状況の検討
- 7) 各種関連事業計画との整合性
- 8) 施工計画検討

(4) 平面・縦断線形設計

受注者は、(3)により取りまとめられた基本的事項を基に、平面及び縦断線形の計画を行うものとする。また、既設占用物件について支障となるものの抽出及び調整を行うものとする。移設計画設計は設計図書による。

(5) 管路部設計

受注者は、管路部の管路口径と条数を概略決め管路部の断面形状を定めるものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

(6) 特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称するという）の概略内空断面の設定を行うものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

(7) 地上機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について電線共同溝本体形式の検討を行うものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い、決定事項を確認するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、仮設及び施工計画の概略検討を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 管路部、特殊部の標準部構造基本計画図
- 4) 仮設標準部構造基本計画図
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 各種調査検討資料
- 2) 測量成果
- 3) 地質調査報告書
- 4) 交通量調査報告書
- 5) 地下埋設物調査資料
- 6) 試掘調査報告書
- 7) 歩道整備報告書

第6516条 電線共同溝詳細設計**1. 業務目的**

電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 全体設計**1) 現地踏査**

受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質、沿道利用状況、埋設物、支障物の確認、現状の架空線の供給状況の確認等、詳細設計において必要となる現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- ① 資料の収集・整理
- ② 電線共同溝収容物件の収容計画
- ③ 構造形式及び区間の設定
- ④ 管路部の配列、特殊部の配置位置の設定
- ⑤ 平面、縦断線形の設定
- ⑥ 管路部、特殊部及び仮設構造物の設計断面、条件の設定検討
- ⑦ 細部設計（付属物等）検討
- ⑧ 道路・交通・沿道状況の検討
- ⑨ 各種関連事業計画との整合性の検討
- ⑩ 施工計画検討

3) 平面・縦断設計

受注者は、管路部、特殊部、地上機器部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行うものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去、仮復旧の設計を含むものとする。

4) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 管路部設計

受注者は、管路部となる箇所について、予備設計を参考に管路部の詳細な設計を行うものとする。

なお、使用実績の少ない管路材を使用する場合または車道部に埋設する場合等で応力計算を必要とするものについては、設計図書の指示に基づき応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(4) 特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称していう）について、予備設計を参考に詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 土地機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物を必要とする箇所について、予備設計を参考に仮設構造物の詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 施工計画

受注者は、施工計画に当たって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障埋設物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 特殊設計・検討・協議

受注者は、設計図書の指示により以下の設計検討等を行うものとする。

1) 引込み管、連係管の設計（特殊部間の最大径間長の検討）

2) 整備計画書の作成

3) 関係事業者との協議（資料作成含む）

4) 地元説明に関わる資料作成および現地立会い

5) 支障物件の移設計画、検討

6) 車道横断部の設計・検討

(10) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設の近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と道路付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 設計検討経緯及び決定要因

3) 平面・縦断図

4) 管路部、特殊部の標準部断面図

5) 仮設標準部断面図

6) 施工計画概要及び注意事項

7) 工事数量総括

8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

1) 予備設計成果

2) 測量成果

3) 地質調査報告書

4) 交通量調査報告書

5) 地下埋設物・調査資料

6) 試掘調査報告書

第5節 成 果 物

第6517条 成 果 物

受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等基本計画	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	基本構造検討	位 置 図	1:2500～1:5000	市販地図等
		一 般 図	1:50～1:500	
		横断施設基本構造図	適 宜	全体姿図
		構 造 一 般 図	1:10～1:100	
	施工計画	仮 設 要 領 図	1:10～1:200	
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
		設 計 検 討 書	—	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	—	

表6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等予備設計	設 計	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一 般 図	1:50～1:500	
		躯体構造一般図	1:30～1:200	概略図、適宜
		基礎構造一般図	1:50～1:200	概略図、適宜
		設備計画概略図	適 宜	
		仮設工一般図	1:30～1:20	概略図、適宜
		比 較 一 覧 表	—	
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		構 造 計 画 書	—	
	設計検討	設 計 検 討 書	—	設計図書による
	景 観 検 討	概略景観検討書	—	設計図書による
		パ ー ス 等	—	設計図書による

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等詳細設計	本体設計	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		一 般 図	1:200～1:500	設計条件、地質図、ボーリング位置記入
		設 計 図	1:100～1:300	平面、縦横座標
		構 造 一 般 図	1:50～1:100	
		躯体構造詳細図	1:20～1:50	躯体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部
		基礎構造詳細図	1:20～1:100	杭、連壁、ウエル等
		施 工 計 画 図	適 宜	施工計画一般図、施工計画部分詳細図、道路切廻し図等
	景 観 検 討	概略景観検討書	－	
		パ ー ス 等	－	設計図書による
	附属施設設計	設 備 計 画 図	1:20～1:100	設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図（設計図書による）
	上 屋 設 計	上 屋 工 詳 細 図	1:20～1:100	上屋構造一般図、上屋躯体構造詳細
	施 工 計 画	仮 設 工 詳 細 図	1:50～1:100	支保工、締切、土留等、（設計図書による）
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	－	材料表塗装面積、用地面積等
	報 告 書	設 計 概 要 書	－	
		設 計 計 算 書	－	
		施 工 計 画 書	－	施工方法、特記事項等
		その他参考資料等	－	
		上屋設計計算書	－	
		附属施設設計計算書	－	
		仮設設計計算書	－	
	設 計 検 討	設 計 検 討 書	－	設計図書による

表6.5.4 共同溝基本検討成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
共同溝基本検討	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図許による
	平面計画	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V = 1:200、H = 1:1000	
	構造設計	横断図	1:100～1:200	
		一般部構造図	1:10～1:200	内空断面を主体に設計
	施工計画	標準仮設断面図	1:100～1:200	
		仮設要領図	1:200～1:200	
	概算工事費	数量計算書	－	概略
		概算工事費	－	
	報告書	設計概要書	－	
		設計検討書	－	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	－	
	(パース作成)	(パース等)	適宜	設計図書による

表6.5.5 開削共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
開削共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	平面計画	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
	縦断設計	縦断図	V = 1:100～1:200 H = 1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		一般部構造図	1:50～1:100	内空断面を主体に設計
		特殊部構造図	1:50～1:100	
		換気部構造図	1:50～1:100	
	施工計画	標準仮設断面図	1:100～1:200	
		仮設要領図	1:100～1:200	
	概算工事費	数量計算書	－	概略
		概算工事費	－	
	報告書	設計概要書	－	
		設計検討書	－	特殊検討は設計図書による
		換気排水計画書	－	
		構造計画書	－	
		施工計画書	－	基本方針、交通処理計画

表 6.5.6 開削共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
開 削 共 同 溝 詳 細 設 計	現 地 調 査	埋設物件平面図	1:500	予備設計にて無い場合
	平 面 計 画	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
	縦 断 設 計	縦 断 図	V = 1:100～1:200 H = 1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適 宜	
	構 造 設 計	標 準 横 断 図	1:100	収容物件も明示する
		構造図一般部、 特殊部、換気口部	1:50～1:100	
		配筋図一般部、 特殊部、換気口部	1:50～1:100	
	付 属 物 設 計	各種付属物設計図	1:10～1:100	梯子、手摺、マンホール等
	構 造 細 部 設 計	防 水 工 詳 細 図	1:10～1:100	
		継 手 詳 細 図	1:10～1:100	
		排水設備詳細図	1:10～1:50	電気及び機械設備含まず
	道 路 付 属 物	撤去・復旧平面図	1:500	共同溝施工に伴って生 ずる道路付属物
		撤去・復旧構造図	1:10～1:100	
	舗 装 仮 復 旧	舗装版撤去展開図	1:200～1:500	共同溝施工に伴って生 ずる舗装版
		舗装仮復旧展開図		
	施 工 計 画	仮設全体平面図	1:500	
		仮設全体縦断図	V = 1:100～1:200 H = 1:500	
		仮 設 横 断 図	1:50～1:200	
		仮 設 構 造 図	1:50～1:100	
		交通処理計画図	適 宜	交差点処理を含む
		各種施工要領図	適 宜	
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 検 討 書	—	設計図書による
		線 形 計 算 書	—	
		換気排水計画書	—	
		構 造 計 算 書	—	
		仮 設 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	

表6.5.7 シールド共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シールド共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:500	
		縦 断 図	V = 1:100～1:200 H = 1:1000	
		地質平面・縦断図	1:1000～1:2500	
		標 準 断 面 図	1:100	収容物件も明示する
		セグメント構造一般図	1:50～1:100	
		その他参考資料	適 宜	
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報告書	設 計 概 要 書	—	
		検 討 書	—	
		構 造 計 画 書	—	

表6.5.8 シールド共同溝立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シールド共同溝立坑予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:500	
		地 質 平 面 図	1:1000～1:2500	
		構 造 一 般 図	1:50～1:100	
		仮設構造物一般図	1:100～1:200	
		主 筋 配 筋 図	1:50	
		その他参考資料	適 宜	
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報告書	設 計 概 要 書	—	
		検 討 書	—	
		施 工 計 画 書	—	
		構 造 計 画 書	—	

表6.5.9 シールド共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シ ー ル ド 共 同 溝 詳 細 設 計	現 地 請 査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設 計 図	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:500	
		線 形 図	1:2500	
		標 準 横 断 図	1:100	
		地質平面・縦断図	1:1000～1:2500	
		排 水 系 統 図	適 宜	
		セグメント配置図	適 宜	
		セグメント構造一般図	1:50～1:100	
		セグメント配筋図	1:50～1:100	
		二次覆工配筋図	1:50～1:100	
		排 水 工 詳 細 図	適 宜	
		構 造 物 詳 細 図	1:50～1:100	
		仮 設 工 詳 細 図	1:50～1:100	
		そ の 他 参 考 図 等	適 宜	
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 計 算 書	—	
		検 討 書	—	
		施 工 計 画 書	—	
		施工設備計画書	—	

表6.5.10 シールド共同溝立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シールド共同溝立坑詳細設計	現 地 副 査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設 計 図	位 置 図	1:25000～1:50000	市販地図等
		金 体 一 般 図	1:200～1:500	
		地質平面・縦断図	1:1000～1:2500	
		構 造 一 般 図	適 宜	
		構 造 詳 細 図	適 宜	
		仮設構造物一般図	1:20	
		仮 設 工 詳 細 図	1:50～1:100	
		そ の 他 参 考 図 等	適 宜	
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		座 標 計 算 書	—	
		設 計 計 算 書	—	
		検 討 書	—	
		施 工 計 画 書	—	
		施工設備計画書	—	

表6.5.11 電線共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
電線共同溝予備設計	現 地 調 査	埋設物件平面図	1:100～1:250	市販地図等
	平面・縦断設計	位 置 図	1:25000～1:50000	
		平 面 図	1:100～1:250	
		縦 断 図	H = 1:1000～1:250 V = 1:50～1:100	
	設 計 図	標 準 断 面 図	1:10～1:20	
		ケ ー ブ ル 収 容 図	1:10	
		管 路 部 構 造 図	1:5～1:10	
		特 殊 部 構 造 図	1:10～1:30	
		地上機器部構造図	1:10～1:30	
	仮設構造設計	仮 設 構 造 図	1:10～1:20	必要とする場合
	概 算 工 事 費	数 量 計 算 書	—	概略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設計検討経緯書	—	
		仮 設 計 算 書	—	概略

表 6. 5. 12 電線共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
電 線 共 同 溝 詳 細 設 計	現 地 調 査	埋設物件平面図	1:100～1:250	予備設計にて無い場合
	平面・縦断設計	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:100～1:250	
		縦 断 図	H = 1:1000～1:250 V = 1:50～1:100	
	設 計 図	標 準 横 断 図	1:10～1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5～1:10	
		特殊部構造図・筋図	1:10～1:30	
		地上機器部構造図・配筋図	1:10～1:30	
		細部構造図(蓋・附属金物・継手等)	1:2～1:10	
	仮設構造設計	仮 設 構 造 図	1:10～1:20	
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設計検討経緯書	—	
		本体構造計算書	—	
		仮 設 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類

第6601条 地下駐車場計画・設計の種類

地下駐車場計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下駐車場基本計画
- (2) 地下駐車場予備設計
- (3) 地下駐車場詳細設計

第2節 地下駐車場基本計画

第6602条 地下駐車場基本計画の区分

地下駐車場基本計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本調査
- (2) 基本計画

第6603条 基本調査

1. 業務目的

基本調査は、駐車場整備計画等において選定された駐車場候補地の諸条件及び諸資料を調査・整理することを目的とする。

2. 業務内容

基本調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。

- 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等）
- 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条令等）
- 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等）
- 4) 道路現況（道路台帳等）
- 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等）
- 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等）
- 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等）
- 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等）
- 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等）
- 10) 地質状況
- 11) 環境状況（騒音、大気等）

(3) 現地踏査

受注者は現地を踏査し、駐車場建設候補地（対象箇所3箇所）の沿道状況を把握する。道路台帳、道路地下占用資料等の貸与資料に対する現地確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、地下埋設物調査、建物調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 交通実態調査

受注者は、駐車場建設時及び供用時において、利用車両が周辺交通へ与える影響を把握するため、必要に応じて候補地周辺の交差点交通実態調査を下記のとおり実施するものとする。

調査地点 地下駐車場建設予定地または出入口予定地とその周辺地域

調査内容 車種別（小型・大型）・方向別12時間交通量（含む歩行者）

(5) 駐車方式（自走・機械）・地下断面形状

受注者は、地下駐車場候補地である対象3箇所について、各種地下埋設物の縦断、横断及び交通実態を考慮し、計画台数の収容方式や断面形状を検討するものとする。

1) 収容可能台数の検討（自走・機械）

2) 駐車方式（自走・機械）・出入庫口の検討

3) 施工性の検討

4) 埋設物の移設上の問題点

5) 概略断面の検討

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。

3) 調査方針及び調査手法が適切であるかの照査を行う。

4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 道路現況

2) 駐車状況

3) 駐車場整理・開発計画

4) 駐車施設の状況

5) 地下埋設物の状況

6) 地質状況

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 第6603条基本調査第2項の(2)の整理に必要な資料一式

第6604条 基本計画

1. 業務目的

基本計画は、第6603条の基本調査において調査整理された事項を前提とし、駐車場候補地を対象とする検討を行い、事業箇所の最終案を選定することを目的とする。

2. 業務内容

基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6603条基本調査第2項の(3)に準ずるものとする。

(3) 出入庫口・換気塔

受注者は、交通運用上の処理、駐車形式、駐車台数及び換気機能上等から、対象3箇所の出入庫口、換気塔の配置を環境及び景観からの配慮も含めて検討するものとする。

(4) 配置計画

受注者は、対象3箇所の駐車場の階段、駐車場構造及び必要諸室の配置等を概略検討するものとする。

1) 駐車場構造形式（階段、車路数、車室数、歩行者・身障者用通路等）

2) 駐車場構造の概略配置（必要諸室の配置、利用者出入口等）

3) 諸施設

(5) 施工方法（仮設・支障物件等）

受注者は、対象3箇所各々について、既存資料や過去の事例をもとに、山留工の形式、本体構造物の施工方法、地下埋設処理方法等について概略検討するものとする。

(6) 交通切り廻し

受注者は、対象3箇所の施工方法に基づき、交通切り廻しについて概略検討するものとする。

(7) 概略図の作成

1) 位置図・平面図

2) 平面配置図（駐車ます、施設配置図）

3) 縦断図

4) 概略構造図

5) その他必要図面（施工図、仮設図、交通切り廻し図等）

(8) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(9) 事業採算性の検討

受注者は、対象3箇所の事業費（建設費、維持・管理費）をもとに、利用台数、駐車料金、借入金の償還方法等から採算性を検討するものとする。

(10) 比較検討

受注者は、(2)～(9)の検討結果をもとに駐車場建設候補3箇所について比較検討し、事業箇所の最終案を選定するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。

3) 計画方針及び計画手法が適切であるかの照査を行う。

4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した計画概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

- 2) 車場の必要性の検討結果
- 3) 駐車場の基本構造の検討結果
- 4) 諸設備
- 5) 採算性
- 6) 概略施工計画
- 7) 概算工事費
- 8) 予備・詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 測量成果物

第3節 地下駐車場予備設計

第6605条 地下駐車場予備設計の区分

地下駐車場予備設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体予備設計
- (2) 地下駐車場設備予備設計

第6606条 地下駐車場本体予備設計

1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第2編第2章2.1基本計画の図-解2.1.1＜基本検討＞及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、第6603条基本調査第2項の(3)の結果をもとにして、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料を確認するものとする。

(3) 平面及び断面計画

受注者は、(1)の結果を踏まえ、駐車ます、車路、管理用諸室、設備用諸室、サービス施設、歩行者通路、階段等の配置、形状、規模及び仕上げについて、概略検討し平面及び断面計画図を作成するものとする。

(4) 構造形式

受注者は、躯体構造の形式比較を3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）に対して行うために、短手び長手方向の代表断面に対する構造解析を行い、柱、壁床、はり等の断面寸法を概略設定し、構造計画図を作成するものとする。

(5) 仮設計画

受注者は、掘削規模、地盤条件、近接構造物への影響等施工条件及び経済性等を総合的に評価し、土留め形式を検討して仮設計画図を作成するものとする。

(6) 交差点処理計画

受注者は、完成後の交差点及び出入口の交通処理計画、施工時の交通切り廻し計画を行い、協議用資料を作成するものとする。

(7) 施工計画

受注者は、地下埋設物位置図を作成し移設又は防護工の検討を行うとともに、上記(5)及び(6)の結果を踏まえ、施工計画及び施工計画図を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 環境検討

受注者は、地下駐車場計画箇所において、環境に対する影響を調査分析する必要がある場合においては、監督員の指示により検討を行うものとする。

(10) 基本計画図の作成

- 1) 位置図、平面及び断面計画図
- 2) 縦断面図
- 3) 標準断面図
- 4) 駐車室配置図
- 5) 出入庫口図
- 6) 構造計画図
- 7) 設備計画図
- 8) 仮設計画図
- 9) 施工計画図
- 10) その他

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を土木工事、設備工事、建築工事別に算定するものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較設計毎に駐車場の規模及び型式の選定理由
- 3) 駐車場構造と駐車配置図
- 4) 諸設備
- 5) 駐車場への出入型式
- 6) 仮設計画
- 7) 概略施工計画

- 8) 換気及び排水方式の検討結果
- 9) 景観及び環境の検討結果
- 10) 概算数量・概略事業費
- 11) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 基本計画成果物
- (3) 測量成果物
- (4) 地質調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書

第6607条 地下駐車場設備予備設計

1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6606条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設備計画

受注者は、電気設備、給排水設備、換気、排煙設備等の諸設備の方式、容量、規模、配置などについて検討を行うものとする。地下駐車場設備は以下のものを対象とする。

- 1) 駐車場管制設備
- 2) 昇降設備
- 3) 照明設備
- 4) 受変電設備
- 5) 配電設備
- 6) 自家発電設備
- 7) 換気・排煙設備
- 8) 給水設備
- 9) 排水設備
- 10) 防災・消化設備
- 11) 安全設備
- 12) 中央監視設備
- 13) 機械式駐車装置（機械式駐車装置を用いる場合）
- 14) その他

(4) 基本設備図の作成

受注者は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる基本設備図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6606条地下駐車場本体予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設置する設備の種類と規模
- 3) 各設備の配置計画
- 4) 概略施工計画
- 5) 概算数量・概略事業費
- 6) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 基本計画成果物
- (3) 本体予備設計成果物

第4節 地下駐車場詳細設計

第6608条 地下駐車場詳細設計の区分

地下駐車場詳細設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体詳細設計
- (2) 地下駐車場設備詳細設計

第6609条 地下駐車場本体詳細設計

1 業務目的

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6606条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 本体構造物設計

1) 荷重の計算

受注者は、構造モデル（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）による解析方法に合わせて、荷重の設定を行うとともに、防火区画、耐震壁の位置を設定、構造モデルの補完を行うものとする。

2) 本体構造解析

受注者は、構造モデルを設定し、部材の設計計算を行うものとする。

3) 設計図

受注者は、構造解析の結果を受けて、構造一般図、配置図等の図面作成を行うものとする。

4) その他

受注者は、出入口（斜路）、避難用通路、基礎工、換気口等及び建築物について、本体躯体との整合性に留意し、適切な範囲の構造モデルを設定して解析を行うものとする。

(4) 耐震設計

1) 荷重の計算

受注者は、本体構造の構造特性を踏まえて、解析モデルに合わせた地震荷重を検討し設定するものとする。

2) 地震時地盤ばね定数の設定

受注者は、FEM解析により地震時地盤ばね定数を設定するものとする。なお、設定方法は、2次元平面ひずみモデルに単位強制力を与えて算出するものとする。

3) 骨組解析

受注者は、骨組を本体構造物設計の構造モデルとし、電子計算機により地震応答解析を行うものとする。

なお、解析方法は応答変位法を標準とする。

4) 断面照査

受注者は、地震応答解析の結果を受けて、常時の条件の基で設定された断面厚及び配筋について、地震時の条件の基で照査を行い、必要な場合は断面を変更するものとする。

(5) 仮設構造物設計

1) 仮設計画

受注者は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交差、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。

2) 荷重設定

受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。

3) 山留め設計

受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。

① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。

② 地盤の変位を特に考慮する必要がある場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中間ぐいについて設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

4) 地盤改良の設計

受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。

5) 覆工設計

受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

6) 地下埋設物防護等計画

受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、監督員と打ち合わせを行い、また監督員が指示した場合には、各公益事業者とも打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。

7) 近接施工計画

受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。

る。

8) 計測管理計画

受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について、設計と対応した計測管理計画図を作成するものとする。

9) 交通切り廻し計画

受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。

10) 全体施工計画

受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、附属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果物
- (2) 測量成果物
- (3) 地質調査報告書
- (4) 地下埋設物調査資料
- (5) 試掘調査報告書

第6610条 地下駐車場設備詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6606条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 駐車場管制設備

受注者は、駐車場料金管制設備、出入庫管制設備の設計を行うものとする。

(4) 昇降設備

受注者は、エレベーター及びエスカレーター等の設計を行うものとする。

(5) 照明設備

受注者は、駐車場内の車路、管理事務室、避難路となる階段、通路等の照明設備の設計を行うものとする。

(6) 受変電設備

受注者は、照明用、動力用等の系統別に設計を行うものとする。

(7) 配電設備

受注者は、配電の系統等に関する設計を行うものとする。

(8) 自家発電設備

受注者は、換気・排煙及び消化設備における非常用の電源として必要なものの設計を行うものとする。

(9) 換気・排煙設備

受注者は、駐車場内強制換気及び排煙設備のほか、電気室、居室、便所等の換気・排煙等必要なものを設計するものとする。

(10) 給水設備

受注者は、飲用、雑用、消火用の各受水装置、給水方式を設計するものとする。

(11) 排水設備

受注者は、駐車場内の排出設備及びガソリン・トラップますと公共下水の連結装置等を設計するものとする。

(12) 防災、消化、安全設備

受注者は、火災感知器、報知器、警報器等、災害対策及び保全設備に関する設備を設計するものとする。

(13) 中央監視設備

受注者は、駐車場出入監視、場内交通管制等、駐車場全体の運営管理の集中管理設備を設計するものとする。

(14) 機械式駐車装置

受注者は、機械式駐車装置を用いる場合には、装置の種類、タイプを選定し、その装置を設計するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6609条地下駐車場本体詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計成果物

(2) 本体詳細設計成果物

第5節 成 果 物

第6611条 成 果 物

受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.6.1 地下駐車場設計成果物一覧表 (1/2)

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
基本調査	報 告 書	調 査 概 要 書	—	
		調 査 報 告 書	—	
基本計画	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:1000	
		平 面 配 置 図	1:500	
		縦 断 図	V=1:100～1:200 H=1:500～1:1000	
		概 略 構 造 図	適 宜	概略構造一般図
		仮 設 図	適 宜	土留、覆工、仮栈橋等
		施 工 図	適 宜	施工順序図、施工平面図
		交通切り廻し図	適 宜	
	報 告 書	計 画 概 要 書	—	
		計 画 報 告 書	—	
本体予備設計	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	適 宜	
		縦 断 図	適 宜	
		標 準 断 面 図	適 宜	
		駐 車 室 配 置 図	適 宜	
		出 入 庫 口 図	適 宜	
		構 造 計 画 図	適 宜	構造一般図
		設 備 計 画 図	適 宜	
		仮 設 計 画 図	適 宜	土留、覆工、仮栈橋等
		施 工 計 画 図	適 宜	施工順序図、施工平面図、交通切り廻し図
	概 算 工 事 費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	比較検討書等
		設 計 報 告 書	—	
本体詳細設計	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:500	
		構 造 一 般 図	1:50～1:500	
		詳 細 図	適 宜	配筋図、防水工図、細部詳細図、建築一般図、建築詳細図、建築構造図、仮設構造図
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	材料表、本体工数量、仮設工数量等
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		本体躯体設計計算書	—	
		本体耐震設計計算書	—	

表6.6.1 地下駐車場設計成果物一覧表(2/2)

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
設備予備設計	設計図	設備計画図	適宜	電気設備計画図、機械設備計画図
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費		
	報告書	設計概要書	—	
		設計報告書	—	
設備詳細設計	設計図	全体一般図	1:500	
		設備設計図	1:10～1:100	駐車管制設備、昇降設備、照明設備、受変電設備、配電設備、自家発電設備、換気・排煙設備、給水設備、排水設備、防災・消化・安全設備、中央監視設備、機械式駐車装置等
	数量計算	数量計算書	—	材料表、設備数壁
	報告書	設計概要書	—	
		設備設計計算書	—	電気、機械設備設計計算書
		その他参考資料	—	検討書等

第7章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類

第6701条 トンネル設計の種類

トンネル設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 山岳トンネル設計
- (2) シールドトンネル設計
- (3) 開削トンネル設計
- (4) トンネル設備設計

第2節 トンネル設計

第6702条 山岳トンネル設計の区分

1. 山岳トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 山岳トンネル予備設計
- (2) 山岳トンネル詳細設計

第6703条 山岳トンネル予備設計

1. 業務目的

山岳トンネル予備設計は、道路トンネルを対象として、地質調査資料及び道路予備設計等既存の関連資料を基に、当該トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、設計図書に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) 本体工設計

1) 地山分類

受注者は、地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等を基に、指定された技術基準に示される地山分類に従って地山分類を行うものとする。

2) 断面設計

受注者は、指定された技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装板、換気等諸設備の条件及び地山分類結果等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理のうえ適用断面を選定するものとする。

3) 掘削方式及び掘削工法の検討

受注者は、トンネルの延長、地形、地質、地下水、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定するものとする。

(5) 換気検討

受注者は、トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な3案程度の換気方式を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方式を選定するものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

(7) 坑門工設計

受注者は、実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、構造特性、施工性、走行性、経済性、維持管理、周辺環境との調和について総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(8) 換気坑等設計

受注者は、設計図書に基づき、換気方式の決定に伴い生じる、立坑、斜坑、補助坑、換気所及び各種連絡坑等のうち必要な工種について、概略施工法の検討、概略施工設備計画、標準断面の設計を行うものとする。

(9) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、選定された換気方式に適合した換気、照明、非常用施設等トンネル内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(10) 概略施工設備計画

受注者は、検討・設計したトンネル断面、延長等の工事規模及び施工方式を基に、以下の事項の検討を行うものとする。

- 1) 概略工事工程表の作成
- 2) 概算工事用電力量の算出
- 3) 施工ヤード及び工事用道路の概略平面図作成

(11) 設 計 図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、標準断面図）ならびに地質平面・縦断図、坑門工一般図を作成するものとする。

(12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式な

らびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

1) 設計条件

2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）

3) 換気方式の選定経緯

4) 概略施工計画

5) 非常用施設計画

6) 設計図書に基づき実施した検討・設計

7) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路予備設計報告書及び設計図面

(2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面

(3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）

(4) 地上施設等調査資料

(5) 坑門工周辺の実測地形平面図

(6) 対象地域の環境基準値

(7) 交通量関連資料

第6704条 山岳トンネル詳細設計

1. 業務目的

山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 本土工設計

1) 地山分類

受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。

2) トンネル断面及び支保工の設計

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。

特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。

ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。

なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。

なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターンDI-a以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。

また、支保パターンCII-b以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。

ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる

イ 鏡面の押出しを生じる

ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。

なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。

なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき仮設栈橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、監督員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。

(13) 設 計 図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) トンネル位置図

2) 平面図、縦断面図

3) 地質平面・縦断面図

4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図

5) 本体工補強鉄筋図

6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図

7) 排水系統図及び排水工詳細図

8) 防水工等詳細図

9) 舗装工詳細図

10) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

(14) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械

2) 工事工程計画

3) 施工ヤード計画

4) 施工中の計測計画

5) 施工にあたっての留意事項

なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。

(15) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 工事中の仮排水計画（計画立案）

3) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）

4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定）

5) 給気設備（容量の算定）

6) 汚濁水処理設備（計画立案）

7) スtockヤード（計画立案）

8) 工事用道路計画 (1/2,500程度の地形図による概略検討)

9) 環境対策 (工事中の騒音、振動対策の計画立案)

10) 施工中の計測計画 (計測工配置図、計測工計器配置図)

11) 安全対策 (計画立案)

(16) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。

(17) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(18) ずり捨場の検討

受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を監督員に報告し、指示を受けるものとする。

なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) トンネル諸元表 (位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)

3) 坑門工の位置、型式

4) 排水工、防水工、舗装工

5) 非常用施設計画

6) 施工計画及び仮設備計画

7) 施工中の計測計画

8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路予備設計報告書及び設計図面

(2) 道路詳細設計報告書及び設計図面

(3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面

- (4) 山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (7) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 交通量関連資料

第3節 シールドトンネル設計

第6705条 シールドトンネル設計の区分

1. シールドトンネル設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) シールドトンネル予備設計
- (2) シールドトンネル詳細設計
- (3) 立坑予備設計
- (4) 立坑詳細設計

第6706条 シールドトンネル予備設計

1. 業務目的

シールドトンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基にトンネルの基本的な断面、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、シールドトンネルの設計にあたり、交通運用面を考慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 二次覆工の必要性
- 4) 近接構造物との関連
- 5) 概略施工法（施工の安全性、環境条件、経済性）
- 6) 荷重条件と設計計算方法
- 7) 排水工等トンネル内付帯設備
- 8) 防災面からの構造検討（非常駐車帯、避難連絡坑等）

(5) 換気検討

受注者は、換気検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネル覆工厚、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) 諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) シールド機の検討

受注者は、設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

(10) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。

(11) 概略施工設備計画

受注者は、協議資料作成について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(12) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、主要断面図）を作成し、地質縦断図、地質柱状図、平面・縦断線形の諸元、近接構造物・地下埋設物等の関連施設及びトンネルの主要寸法を記入するものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれの対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) シールド機種選定の経緯

- 6) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 7) 概略施工計画
- 8) 非常用施設計画
- 9) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 10) 詳細設計にあたっての調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 対象地域の環境基準値
- (6) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (7) 交通量関連資料
- (8) 地下埋設物関連資料

第6707条 シールドトンネル詳細設計

1. 業務目的

シールドトンネル詳細設計は予備設計で決定されたトンネル構造について、設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、シールドトンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6706条シールドトンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、詳細設計にあたり、予備設計の検討結果と、その後の調査及び検討の結果を加味し、基本事項の確認を行うものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 危険物爆発時の影響検討

- 6) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 7) 小土被り区間の補助工法の検討
- (6) 覆工設計

受注者は、地山条件、トンネル断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

 - 1) 一次覆工（セグメント）設計

受注者は、予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクター用孔、及び継ぎ手等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行うものとする。
 - 2) 二次覆工設計

受注者は、防水、防錆等を考慮のうえ、設定荷重条件下で十分な安全性が確保できる二次覆工設計を行うものとする。また縦断方向の不同沈下に対する検討を行い、安全性が確保できる設計を行うものとする。
- (7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。
- (8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に、排水系統図を作成するとともに、排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。
- (9) 床版工詳細設計

受注者は、交通荷重、設備荷重等を対象に、シールド内の床版工の設計を行うものとする。
- (10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。
- (11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。
- (13) 発進・到達防護工設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。
- (14) 仮設構造物設計

受注者は、予備設計で選定されたシールド機を基に、シールド機受台、反力壁及び作業床について、設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、監督員と協議のうえ細部構造の設計を行うものとする。
- (15) 設 計 図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

 - 1) トンネル位置図
 - 2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）

平面、縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、トンネルの主要寸法を記入
 - 3) トンネル標準断面図、構造図
 - 4) セグメント構造詳細図
 - 5) 裏込め注入工図
 - 6) 防水工設計図
 - 7) 排水工関係設計図
 - 8) 床版工構造図
 - 9) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

10) 発進・到達防護工詳細図

(16) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(17) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 仮排水設備（計画立案）
- 3) 裏込め注入設備（計画立案）
- 4) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 5) 材料搬出入設備（計画立案）
- 6) 給水設備（容量算定）
- 7) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 8) 汚濁水処理設備（容量算定）
- 9) ストックヤード（計画立案）
- 10) 工事用道路計画（概略検討）
- 11) 安全対策（計画立案）
- 12) 環境対策等（計画立案）

(18) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(2) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 排水工、防水工、舗装工等
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工法概要
- 7) 発進・到達方法
- 8) 施工計画及び仮設備計画
- 9) 施工中の計測計画
- 10) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) 立坑予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 立坑周辺の実測地形平面図（縮尺 1／200～1／500）
- (10) 対象地域の環境基準値
- (11) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (12) 地下埋設物関連資料

第6708条 立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールドトンネル予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールドトンネル用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールドトンネルの規模等、検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

1) 内空断面（シールドトンネル断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）

2) 立坑構造型式

3) 地質条件

4) 荷重条件及び設計計算方法

5) 昇降設備等立坑内付帯設備

(5) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、立坑の耐震検討を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明、非常用施設等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。

なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事实績等既往の資料によるものとするが、用地の制約条件が厳しいところ等では、設計図書に基づき、概略の計算を行い求めるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設 計 図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールドトンネル本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について概略検討を行うものとする。

(12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 概略施工計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (5) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (8) 地下埋設物関連資料

第6709条 立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールドトンネル用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、立坑予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の立坑においては、設計図書に定める検討・設計について第6708条立坑予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6708条立坑予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し下記段階を対象として設計計算を行い立坑本体の設計を行うものとする。

1) 施工段階

2) 完成時

(7) 防水工設計

受注者は、立坑内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。

1) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。

2) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(13) 座標計算

受注者は、貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めものとする。

(14) 設計図

受注者は、設計図について、第6513条シールド共同溝立坑詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(15) 施工計画

受注者は、施工計画について、第6513条シールド共同溝立坑詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(16) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 工事中の仮排水設備（計画立案）

3) 工事用電力設備（容量の算定及び設備計画）

4) 給水設備（容量算定）

5) 汚濁水処理設備（計画立案）

6) 掘削土砂処理設備（計画立案）

7) 資材搬出入設備

8) 型枠支保工（一般図）

9) スtockヤード（計画立案）

- 10) 工事用道路計画（概略検討）
 - 11) 安全対策（計画立案）
 - 12) 環境対策（計画立案）
 - (17) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について検討を行うものとする。
 - (18) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。
 - (19) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
 - (20) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - (21) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(20)に準ずるものとする。
 - (22) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

 - 1) 設計条件
 - 2) 立坑寸法諸元表
 - 3) 設計計算方法及び計算結果
 - 4) 施工法概要
 - 5) 仮設構造物諸元表
 - 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
 - 7) 施工計画及び仮設備計画
 - 8) 工事実施にあたっての留意事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 道路予備設計報告書及び設計図書
 - (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
 - (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
 - (4) 立坑予備設計報告書及び設計計算
 - (5) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
 - (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
 - (7) 地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
 - (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
 - (9) 対象地域の環境基準値
 - (10) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
 - (11) 地下埋設物関連資料
 - (12) 交通関連資料

第4節 開削トンネル設計

第6710条 開削トンネル設計の区分

1. 開削トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 開削トンネル予備設計
- (2) 開削トンネル詳細設計

第6711条 開削トンネル予備設計

1. 業務目的

開削トンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基に、トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

開削トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、開削トンネルの設計にあたり、交通運用面を配慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 近接構造物との関連
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 排水工等トンネル内付帯設備
- 6) 現況道路状況、交通状況及び沿道状況

(5) 換気検討

受注者は、換気検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。

また、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) 基礎工の検討

受注者は、設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工3案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

(9) 諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 仮設工及び施工法の検討

受注者は、第6708条立坑予備設計第2項の(8)に示される検討に加え、以下の検討を行うものとする。

また、施工時に交通支障があると判断される場合、概略工事工程を立案し、基本的な交通処理計画を検討するとともに、施工計画書を作成するものとする。

(11) 概略施工設備計画

受注者は、概略施工設備計画について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(12) 設 計 図

受注者は、第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(12)に示される設計図に加え、交通処理基本計画図、仮設標準断面図を作成するものとする。

(13) 換気塔の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔の位置及び規模の概略検討を行うものとする。

(14) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(15) 関係機関との協議用資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(17) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 当該構造物型式選定の経緯
- 5) 設計計算方法及び計算結果
- 6) 概略施工計画
- 7) 非常用施設計画
- 8) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 9) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 交通量関連資料
- (6) 地下埋設物関連資料

第6712条 開削トンネル詳細設計

1. 業務目的

開削トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計、地質調査資料等既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

開削トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、開削トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6711条開削トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(4)に準ずる他、予備設計報告書9)詳細設計にあたって調査及び留意事項によるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

1) 軟弱地盤等における耐震検討

2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討

3) 地盤沈下の影響の検討

4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討

5) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 本体工設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状・寸法を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、設計計算を行い、開削トンネル本体工を設計するものとする。

(7) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で決定した基礎工に対し、設計計算を行い、基礎工の形状・寸法及び規模を決定し、基礎工の設計をするものとする。

(8) 防水工設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(13) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(14) 交通処理計画

受注者は、設計図書に基づき、交通処理計画を行うとともに、施工段階毎の交通処理計画図を作成するものとする。

(15) 座標計算

受注者は、座標計算について、第6513条シールド共同溝立坑詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(16) 設 計 図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) 位 置 図

2) 一般図（平面図、縦断図、断面図）

平面・縦断線形諸元、近接構造物、土質縦断図、土質柱状図、トンネルの主要寸法

3) トンネル標準断面図

4) 構造一般図、配筋図

5) 継手詳細図

6) 防水工設計図

7) 排水工設計図

8) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

9) 仮設構造物一般図及び詳細図

(17) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめ記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械

2) 掘削土砂搬出計画

3) 概略工事工程計画

4) 施工ヤード計画

5) 工事中の交通処理計画

6) 工事中の計測計画

7) 施工にあたっての留意事項

(18) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じ下記に示す事項の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 仮排水設備（計画立案）

2) 掘削土砂処理設備（計画立案）

3) 資材搬出入設備（計画立案）

4) 工事用電力設備（容量の算定及び設備計画）

5) 汚濁水処理設備（容量算定）

6) スtockヤード（計画立案）

7) 工事用道路計画（概略検討）

8) 安全対策（計画立案）

9) 環境対策（計画立案）

(19) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に

準ずるものとする。

(20) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(21) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(22) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(20)に準ずるものとする。

(23) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路・鉄道との交差、河川の横過条件等のコントロールポイント
- 3) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、内空断面、標準断面）
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 排水工、防水工、舗装工等
- 6) 非常用施設計画
- 7) 施工法概要
- 8) 仮設構造物諸元表
- 9) 仮設構造物計算方法及び計算結果
- 10) 施工計画及び仮設備計画
- 11) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 開削トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (7) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (10) 地下埋設物資料
- (11) 交通関連資料

第5節 トンネル設備設計

第6713条 トンネル設備設計の区分

1. トンネル設備設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) トンネル設備予備設計
- (2) トンネル設備詳細設計

第6714条 トンネル設備予備設計

1. 業務目的

トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。

2. 業務内容

トンネル設備予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) トンネル換気設備設計

1) 換気風量計算

設計図書に指示のある場合は、発注者の提示する交通条件に基づき、換気基準により当トンネルの風量計算を行うものとする。

2) 換気機の仕様検討

受注者は、換気方式に適合した換気機の仕様について、型式、必要台数と風量、全風圧、口径及び所要動力の算定等を行い、結果を整理のうえ、換気機の仕様を決定するものとする。

3) 補助機器の選定及び換気所等規模の検討

受注者は、換気機仕様を考慮した、ダンパー、電動機、設備搬入・搬出装置等の選定を行い、換気所、電気室の概略規模の算定を行うものとする。また、設計図書に指示のある場合は、集じん処理装置、消音装置を含めるものとする。

4) ダクト計画、その他

受注者は、決定した換気所、電気室の概略規模に基づき、換気機からトンネル内部に至る換気ダクトの計画を行うとともに、電源設備から換気機までの配電計画を行い、その内容をとりまとめ、基本的な計画案を作成するものとする。

(5) 環境関係設備設計

受注者は、以下に示す項目について検討するものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、集じん機室内に設置する集じん処理装置について、集じん処理量、処理方式及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、集じん処理装置の基本計画を作成するものとする。

2) 消音装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、トンネル坑口または換気所に設置する消音装置について、装置の種類、仕様及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、消音装置の基本計画を作成するものとする。

(6) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示されたトンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、等級毎に指定される設備について、維持・管理、運用面を考慮した配置計画及び設備規模の検討を行い、設備規模の決定、配置計画を行うものとする。

(7) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備の規模の決定を行うものとする。

(8) 受配電・自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内に設置される諸設備に電源供給するための受配電・自家・発電設備について、諸設備の必要電力を考慮した受電容量と電圧及び自家発電機容量の基本方針をとりまとめ、受変電室発電機室の規模を検討のうえ、設備方式、規模の決定を行うものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、決定した設備仕様に関し、必要に応じて設備概要図、概略系統図、配置計画図、箱拔寸法図等を作成するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設備方式等の選定経緯
- 3) 設備容量・規模及び機器概略仕様
- 4) 換気所、電気室、ポンプ室等配置計画
- 5) 概略システム系統、配線・配管系統
- 6) 機器配置計画
- 7) 先行土木工事で対応すべき事項
- 8) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図
- (2) トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地形平面図（縮尺1／1,000）
- (4) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺1／100～1／500）

第6715条 トンネル設備詳細設計

1. 業務目的

トンネル設備詳細設計は、予備設計で決定された設備の計画について、設計図書に示される条件、トンネル詳細設計及び関連機関との協議結果等に基づき、トンネル設備の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

トンネル設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、トンネル設備予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の設備設計においては、設計図書に定める検討・設計項目について第6714条トンネル設備予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) トンネル換気設備設計

受注者は、設計図書に示された条件、トンネル予備設計で決定された条件、換気方式を基に、以下に示す事項の検討・設計を行うものとする。

1) ジェットファン設備設計

受注者は、ジェットファンのみによる縦流換気方式で所定の換気が可能なトンネルについて、算定された所要換気量に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、対象となるジェットファンの口径毎の必要台数、設備動力、制御方式及び維持管理面での経済性の比較検討を行い、結果を整理のうえ、ジェットファンの仕様の決定と配置計画、機器の取付方法、段階建設の設計を行うものとする。

2) 換気システム設計

受注者は、トンネル予備設計において選定された立坑集中排気、集じん機方式等換気方式を基に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、所定の圧力計算を行い、換気区分、換気機設置台数を検討し、換気システムを決定するものとする。

3) 換気機・補助機器の設計

受注者は、予備設計の検討結果を基に、換気機・補助機器について、土木計画を加味した配置計画を行うとともに、使用材料を選定し、詳細な仕様を決定するものとする。

4) 制御方式の検討

受注者は、換気機の運転方法及び制御方式について、制御段階、経済運転の方法、換気機の起動方法及び他設備との整合性を検討のうえ、制御方式を決定するものとする。

5) 換気機据付の設計

受注者は、換気機、補助機器の仕様に基づき、機器配置及び配線、配管、ピット等、機器の基礎、搬出入装置の取付方法及びダクトとの取合わせに留意した据付図を作成するものとする。

6) その他

受注者は、火災時における排煙対策を検討するとともに、電源設備から換気機までの配電計画、線渠材と電線ケーブルの選定、配線、配管図を作成するものとする。また、電線路の配電計画については電圧降下計算を行い、仕様を決定し、設計するものとする。

(5) 計測設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件の基で、下記に示す装置路について、装置の選定及び仕様、道路埋設又は側設置機器の配置及び設置方法、換気設備等諸設備との受渡し及び取合わせ等を検討し、結果を整理のうえ、配管・配線図、機器設置図及び据付図を作成するものとする。

1) 一酸化炭素検出装置

2) 煙霧透過率測定装置

3) 風向風速計

4) 車種選別計数装置

(6) 環境関係設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件に基づき、下記に示す項目について設計を行うものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設備予備設計において決定された計画を基に、集じん機室内における処理装置、補助機器の設置位置及び据付方法の検討を行い、各機器の合理的な配置計画を行うものとする。

2) 消音装置設計

受注者は、設備予備設計で決定した基本計画を基に、消音機器の構造及び効果、構造・材料の選定及び仕様について、技術的、経済的検討を加え、合理的な配置計画を行うものとする。

(7) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示された条件に基づいて、下記に示す項目について設計するものとする。

1) トンネル等級区分及び機器割付計画の確認

受注者は、設備予備設計の決定事項を基に、土木工事の進捗状況を加味し、配置計画の確認を行い、設備計画を決定するものとする。

2) 通報・警報設備設計

受注者は、通報・警報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方式電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報・警報設備計画を行うとともに、割付図、取付詳細図及び配線図を作成するものとする。

3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。

4) 取水・配水設備設計

受注者は、消火設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行い、ポンプ類の取付図、配置図、配線図を作成するものとする。

5) 水槽及びポンプ据付の検討及び設計

受注者は、トンネル内設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）、加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。

6) 制御系統設計

受注者は、各非常用設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備水噴霧設備、ポンプの運転・停止等の制御、表示方法の検討並びに換気設備の遠制装置等、その他の諸設備との受渡し及び取合わせ項目の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。

(8) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、設備予備設計で決定された排水設備について、配線、配管及び配電計画を行い、それに基づき排水設備設計を行うものとする。

(9) 受配電設備、自家発電設備設計

1) 受配電設備設計

受注者は、設備予備設計の決定事項に、その後の検討で生じた設備の必要電力量を加味し、受電容量・電圧を算定し、受電地点の選定、引込方法及び主回路結線方式を検討のうえ、使用主機器の選定を行うとともに、受変電室規模についてとりまとめるものとする。

2) 自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内諸設備の運転状態を考慮した自家発電方式及び容量の検討を行うとともに、必要に応じて、無停電電源装置の検討を行い、使用機器を選定し、自家発電設備の設計を行うものとする。

(10) 照明設備設計

受注者は、トンネル延長、道路線形、野外輝度、設計速度、交通量等を勘案のうえトンネル内一般部（基本照明）、増灯部（緩和照明）及び坑口付近の道路照明用灯具として3案を選定し、周辺への影響、経済性、輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い、結果を整理のうえ、灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに、配線、取付方法及び配電図の作成、電線、ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成、時刻・天候による制御が可能な自動点滅装置等のトンネル照明設備設計を行うものとする。

また、停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

(11) 遠方監視制御設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視、制御するための遠方監視制御設備として、トンネル及び道路の各設備を対象に、監視・制御テレメータ項目・方式の設定、伝送方式と伝送路、各種の機器使用、所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い、機器の決定、機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

(12) ITV設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の監視、道路交通流あるいは気象状況等の監視設備として、ITVカメラの配置、制御機器・伝送機器の配置、各機器の仕様、制御装置、伝送方式、伝送路について、建築及びその他関連諸設計との取合わせを考慮のうえ、技術的、経済的、維持管理上の検討を行い、結果を整理のうえ、ITV設備の設計をするものとする。

(13) トンネル再放送設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の通行車両に対する、ラジオ放送の再送信及び事故・渋滞時等緊急時の放送を行うための設備として、受信空中線位置、伝送路、各種機器の仕様及び機器配置、誘導線路についての検討を行い、トンネル再放送設備の設計を行うものとする。

(14) 設 計 図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、設備系統図、配置図、割付図据付図、外形寸法図等を作成するものとする。

(15) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(17) 工事設計図書作成

受注者は、設計図書に基づき、工事区分に応じた、工事設計図書を作成するものとする。

(18) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備、照明設備等諸設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(19) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表
- 3) 各設備のシステム系統図、配線・配管系統図
- 4) 設備容量・規模及び機器仕様一覧表
- 5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図
- 6) 設備工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図（縮尺 1 / 1,000）
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1 / 100～1 / 500）

第6節 成 果 物

第6716条 成 果 物

受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表6.7.1 山岳トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
山岳トンネル予備設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		平 面 図	1 : 1000	
		縦 断 図	V = 1 : 200、H = 1 : 1000 または V = 1 : 100、H = 1 : 500	
		地質平面・縦断面図	V = 1 : 200、H = 1 : 1000 または V = 1 : 100、H = 1 : 500	着 色
		トンネル標準断面図	1 : 50	
		坑門工一般図	1 : 50～1 : 500	
		その他参考図	適 宜	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表6.7.2 山岳トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
山岳トンネル詳細設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000 ~ 1 : 50000	市販地図等
		平 面 図	1 : 1000	
		縦 断 図	V = 1 : 200、H = 1 : 1000 または V = 1 : 100、H = 1 : 500	
		地質平面・縦断図	V = 1 : 200、H = 1 : 1000 または V = 1 : 100、H = 1 : 500	着 色
		トンネル標準断面図	1 : 50	
		支保工詳細図	適 宜	
		本体工補強鉄筋図	1 : 50 ~ 1 : 100	
		坑門工一般図	1 : 50 ~ 1 : 500	
		坑門工構造詳細図	適 宜	
		排水系統図	1 : 500 ~ 1 : 1000	
		排水工詳細図	適 宜	
		防水工等図	適 宜	
		舗装工詳細図	適 宜	
		非常用施設割付図	適 宜	
		非常用施設箱抜詳細図	適 宜	
		その他参考図等	適 宜	
	数 量 計 算	数量計算書	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		施工設備計画書	—	
		工事中の計測計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表6.7.3 シールドトンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シールドトンネル予備設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		全体一般図	1 : 2500	
		標準断面図	適 宜	
		セグメント構造一般図	1 : 20	
		その他参考図等	適 宜	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表6.7.4 シールドトンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
シールドトンネル詳細設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		全体一般図	1 : 2500	
		道路線形図	1 : 2500	
		標準横断面図	1 : 100	
		地質・土質縦断面図	V = 1 : 200、H = 1 : 1000 または V = 1 : 100、H = 1 : 500	着 色
		標準断面図	適 宜	
		排水系統図	1 : 500または1 : 1000	
		セグメント配置図	適 宜	
		セグメント構造一般図	1 : 20	
		セグメント配筋図	1 : 10	
		二次覆工配筋図	1 : 50	
		排水工詳細図	適 宜	
		舗装工詳細図	適 宜	
		構造物詳細図	適 宜	
		仮設工詳細図	適 宜	
		その他参考図等	適 宜	
	数 量 計 算	数量計算書	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		施工計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
立坑予備設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000	市販地図等
		全体一般図	1 : 200～1 : 500	
		構造一般図	1 : 50～1 : 100	
		仮設構造物一般図	適 宜	
		主鉄筋配筋図	1 : 50～1 : 100	
		その他参考図等	適 宜	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.6 立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
立坑詳細設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000	市販地図等
		全体一般図	1 : 200～1 : 500	
		構造一般図	1 : 50～1 : 100	
		構造詳細図	適 宜	
		仮設構造物一般図	適 宜	
		仮設構造物詳細図	適 宜	
		その他参考図等	適 宜	
	数 量 計 算	数量計算書	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		座標計算書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		施工計画書	—	
		施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.7 開削トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
開削トンネル予備設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 200～1 : 500	
		標準断面図	1 : 100	
		仮設計画図	1 : 200～1 : 500	
		交通処理基本計画図	適 宜	
		その他参考図等	適 宜	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
開削トンネル詳細設計	設 計 図	位 置 図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 200～1 : 500	
		線 形 図	1 : 2500	
		トンネル標準断面図	1 : 100	
		構造一般図	1 : 50～1 : 200	
		構造詳細図	1 : 20～1 : 100	
		仮設工一般図	1 : 50～1 : 500	
		仮設工詳細図	適 宜	
		その他参考図等	適 宜	
	数 量 計 算	数量計算書	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		座標計算書	—	
		施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
トンネル設備予備設計	設 計 図	トンネル位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		システム系統図	1 : 200～1 : 500	
		機器配置図、換気所・ポンプ室、集じん室	1 : 100	
		坑口廻り機器配置配線図	1 : 200～1 : 500	
		機器割付図	適 宜	非常用
		機器据付図	適 宜	
		配線系統図	適 宜	
		制御系統図	適 宜	
		単線結線図	適 宜	受配電
		貯水槽計画図	適 宜	非常用排水
		その他参考図等	適 宜	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		検 討 書	—	
		設計計算書	—	
		その他参考資料等	—	

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
トンネル設備詳細設計	設 計 図	トンネル位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		システム系統図	適 宜	
		機器配置図、換気所・ポンプ室、集じん室	適 宜	
		坑口廻り機器配置配線図	適 宜	
		機器割付図	適 宜	非常用
		機器据付図	適 宜	
		機器外形寸法図	適 宜	換 気
		機器組立断面図	適 宜	
		配線系統図	適 宜	
		機器配線図	適 宜	
		制御系統図	適 宜	
		盤類参考図	適 宜	
		単線結線図	適 宜	受配電
		緩和照明曲線図	適 宜	照 明
		水噴霧枝管敷設図	適 宜	非常用
		排水本管敷設図	適 宜	非常用
		電線・ハンドホール敷設図	適 宜	
		貯水槽計画図	適 宜	非常用排水
		その他参考図等	適 宜	
	数 量 計 算	数量計算書	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検 討 書	—	
		その他参考資料等	—	

第8章 橋 梁 設 計

第1節 橋梁設計の種類

第6801条 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡幅設計
- (3) 橋梁補強設計

第2節 橋 梁 設 計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。

第6802条 橋梁設計の区分

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

第6803条 橋 梁 予 備 設 計

1. 業務目的

橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割りの検討を行い・架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性

4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）

5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設 計 図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。

なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、策6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由

3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

4) 主要材料の概略数量

5) 概算工事費

6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果

7) 橋梁形式比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計報告書
- (2) 道路予備設計報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (7) 環境影響評価報告書

第6804条 橋梁詳細設計

1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設 計 図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお、仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものとする。

(14) 橋梁附属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目

- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図（縮尺 1／200～1／500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 幅杭設計成果
- (9) 環境影響評価報告書

第3節 橋梁拡幅設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

第6805条 橋梁拡幅設計の区分

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

第6806条 橋梁拡幅予備設計

1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事について業務計画書を作成し、監督員に出すものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 拡幅工法比較案の選定

受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協

議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（拡幅構造の安全性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(7) 設計計算

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い、拡幅部材の決定を行うものとする。

(8) 設 計 図

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、拡幅部材の主要断面形状、拡幅工法の判る一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法比較一覧表を作成するものとする。

拡幅工法比較一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置、及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎に拡幅工法及びその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果

- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 拡幅工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 実測平面図（縮尺 1 / 200 ~ 1 / 500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200）
- (5) 道路拡幅設計報告書
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

第6807条 橋梁拡幅詳細設計

1. 業務目的

橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、拡幅予備設計で決定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うとともに既設部の照査並びに補強設計を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び杭本体等

(6) 設 計 図

受注者は、橋梁位置図、既設部・新設部を明示した一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第6804条橋梁詳細設計第2項の(8)に準ずるも

のとする。

(9) 座標計算

受注者は、座標計算について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 架設計画

受注者は、架設計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(14) 施工計画

受注者は、施工計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁拡幅予備設計成果
- (4) 道路線形計算書

- (5) 実測平面図（縮尺 1／200～1／500）
- (6) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）
- (7) 道路拡幅設計報告書
- (8) 地質調査報告書
- (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
- (11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

第6808条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

第6809条 橋梁補強予備設計

1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査

受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

(5) 補強工法比較案の選定

受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(6) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第6803条橋梁予備設計第2項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

(7) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(8) 設計計算

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

(9) 設 計 図

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 補強工法比較一覧表の作成

受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法比較一覧表を作成するものとする。補強工法比較一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

(12) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 補強工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

第6810条 橋梁補強詳細設計

1. 業務目的

橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検

討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

1) 補強部材

2) 補強に伴い取替えが生じる附属物

(6) 設 計 図

受注者は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造一般図および補強詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 座標計算

受注者は、座標計算について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(9) 架設計画

受注者は、架設計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画

受注者は、施工計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯
- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議資料

第5節 成 果 物

第6811条 成 果 物

受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表6.8.1 橋梁設計成果物一覧表

設計 種別	設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
橋梁予備設計	設 計 図	橋梁位置図	1：25000～1：50000	市販地図等
		一 般 図	1：50～1：500	
		比較一覧表	—	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
橋梁詳細設計	設 計 図	橋梁位置図	1：25000～1：50000	市販地図等
		一 般 図	1：50～1：500	橋種・設計条件・地質図、ボーリング位置等を記入
		線 形 図	適 宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1：50～1：500	
		上部工構造詳細図	1：20～1：100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパー図・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1：20～1：100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1：20～1：100	杭・ウィル・ケーソン等
		仮設工詳細図	適 宜	仮締切・土留・仮橋等
		参 考 図	適 宜	架設計画図
	数 量 計 算	数量計算書	—	材料表・塗装面積、溶接延長等
	報 告 書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
橋梁拡幅予備設計	設 計 図	橋梁位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 50～1 : 500	
		比較一覧表	—	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
橋梁拡幅詳細設計	設 計 図	橋梁位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 50～1 : 500	橋種・設計条件・地質図、ボーリング位置等を記入
		線 形 図	適 宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1 : 50～1 : 500	
		上部工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパー図・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	杭・ウィル・ケーソン等
		仮設工詳細図	適 宜	仮締切・土留・仮橋等
		参 考 図	適 宜	施工計画図
	数 量 計 算	数量計算書	—	材料表・塗装面積・溶接延長等
	報 告 書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 6.8.3 橋梁補強設計成果物一覧表

設計 種別	設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
橋梁補強予備設計	設 計 図	橋梁位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 50～1 : 500	
		比較一覧表	—	
	概 算 工 事 費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
橋梁補強詳細設計	設 計 図	橋梁位置図	1 : 25000～1 : 50000	市販地図等
		一 般 図	1 : 50～1 : 500	橋種・設計条件・地質図、ボーリング位置等を記入
		線 形 図	適 宜	平面・縦断・座標、適宜
		構造一般図	1 : 50～1 : 500	
		上部工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床組・床版補強・桁連結・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	沓座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1 : 20～1 : 100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適 宜	仮締切・土留・仮橋等
		参 考 図	適 宜	施工計画図
	数 量 計 算	数量計算書	—	材料表・塗装面積、溶接延長等
	報 告 書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	適 宜
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

第6902条 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領」（以下「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（以下「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第6903条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書

第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

① 業務内容	⑦ 仮設備計画
② 対象橋梁位置図	⑧ 使用建設機械
③ 現地踏査の調査記録	⑨ 安全管理計画（交通規制含む）
④ 業務実施方針	⑩ 環境対策
⑤ 実施体制	⑪ 連絡体制（緊急時含む。）
⑥ 実施工程表	

実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(3) 橋梁検査員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検記録様式を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) そ の 他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成 果 物

第6904条 成 果 物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

なお、防災カルテについては、全国道路施設点検データベース（土工）及び福島県電子納品保管管理システムへの登録によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

なお、記録様式については、全国道路施設点検データベース（橋梁）及び福島県電子納品保管管理システムへの登録によるものとする。

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
〔1〕 共 通		
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会
2	土木製図基準〔2009年改訂版〕	土 木 学 会
3	水理公式集 2018年版	土 木 学 会
4	JISハンドブック	日 本 規 格 協 会
5	土木工事安全施工技術指針	国 土 交 通 省
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）	国 土 交 通 省
7	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会
10	共通仕様書 土木工事編	福 島 県 土 木 部
11	地盤調査の方法と解説（2分冊）	地 盤 工 学 会
12	地盤材料試験の方法と解説（2分冊）	地 盤 工 学 会
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国 土 交 通 省
14	公共測量 作業規程の準則	福 島 県
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日 本 測 量 協 会
16	公共測量 作業規程の準則（平成28年3月31日改正版） 解説と運用（地形測量及び写真測量編）	日 本 測 量 協 会
17	公共測量 作業規程の準則（平成28年3月31日改正版） 解説と運用（基準点測量、応用測量編）	日 本 測 量 協 会
18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院
20	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル（案）	国 土 地 理 院
21	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院
22	福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】	福 島 県 土 木 部
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国 土 交 通 省
25	2022年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土 木 学 会
26	2023年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会
27	2023年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土 木 学 会
28	2023年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準編】 +【JIS規格集】	土 木 学 会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
29	2022年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土 木 学 会
30	2023年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土 木 学 会
31	2022年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土 木 学 会
32	土木設計業務等の電子納品要領	国 土 交 通 省
33	C A D 製図基準	国 土 交 通 省
34	C A D 製図基準に関する運用ガイドライン	国 土 交 通 省
35	デジタル写真管理情報基準	国 土 交 通 省
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会
37	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会
38	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[山岳工法編]・同解説	土 木 学 会
39	2017年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[シールド工法編]・同解説	土 木 学 会
40	2018年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[開削工法編]・同解説	土 木 学 会
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会
43	日本下水道協会規格(J S W A S) シールド工用標準セグメント(A-3, 4)	日 本 下 水 道 協 会
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土 木 学 会
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地 盤 工 学 会
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所
52	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
53	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
54	薬液注入工法積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
55	近接基礎設計施工要領(案)	建 設 省 土 木 研 究 所
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日 本 火 災 報 知 器 工 業 会
57	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会
58	防災設備に関する指針－電源と配線及び非常用の照明装置－2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター
60	日本建設機械要覧 2022年版	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー
63	〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説	建 設 副 産 物 リ サ イ ク ル 広 報 推 進 会 議
64	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国 土 地 理 院
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書（案） 【数値地形図編】第2.3版	国 土 地 理 院
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会
69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ－」	環 境 省
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環 境 省
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）	環 境 省
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター
75	地形空間データ製品仕様書作成マニュアル	国 土 地 理 院
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国 土 地 理 院
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国 土 地 理 院
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国 土 地 理 院
79	製品仕様書等サンプル 撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国 土 地 理 院
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国 土 地 理 院
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国 土 地 理 院
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国 土 地 理 院
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国 土 地 理 院
84	土木設計マニュアル〔設計積算編〕	福 島 県 土 木 部
85	土木設計マニュアル〔数量算出編〕	福 島 県 土 木 部
86	土木設計マニュアル〔道路編〕	福 島 県 土 木 部
87	土木設計マニュアル〔橋梁編〕	福 島 県 土 木 部
88	土木設計マニュアル〔河川編〕	福 島 県 土 木 部

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
89	土木設計マニュアル〔砂防編〕	福 島 県 土 木 部
90	土木設計マニュアル〔都市計画編〕	福 島 県 土 木 部
91	土木設計マニュアル〔港湾漁港編〕	福 島 県 土 木 部
92	土木設計マニュアル〔ダム編〕	福 島 県 土 木 部
93	土木工事標準設計図集	福 島 県 土 木 部
94	福島県土木部数量総括表作成要領	福 島 県 土 木 部
95	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国 土 地 理 院
96	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院
97	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院
98	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）近代化 GPS、Galileo等の活用	国 土 地 理 院
99	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院
100	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省
101	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国 土 交 通 省
102	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省
103	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国 土 交 通 省
104	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 定 着 工 法 技 術 検 討 委 員 会
105	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 継 手 工 法 技 術 検 討 委 員 会
106	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流 動 性 を 高 め た コ ン ク リ ー ト の 活 用 検 討 委 員 会
107	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023年版）	建設工事における自然由来 重金属等含有岩石・土壌へ の対応マニュアル改訂委員会
108	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集）地盤汚 染 対 応 技 術 検 討 委 員 会
109	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル〔暫定版〕	土 木 研 究 所（ 編 集 ）
110	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土 木 研 究 所（ 監 修 ） 土 木 研 究 セ ン タ ー（ 編 集 ）
111	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検 討 委 員 会
112	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検 討 委 員 会
113	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道 路 プ レ キ ャ ス ト 工 技 術 委 員 会 ガイ ド ラ イ ン 検 討 小 委 員 会
114	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）	国 土 地 理 院
115	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国 土 地 理 院
116	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国 土 地 理 院

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
117	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国 土 地 理 院
118	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国 土 地 理 院
119	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国 土 地 理 院
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係		
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建 設 省
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源環境整備センター
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日 本 河 川 協 会
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国 土 交 通 省
8	建設省河川砂防技術基準 設計編	国 土 交 通 省
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）	国 土 交 通 省
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）	国 土 交 通 省
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（砂防編）	国 土 交 通 省
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会
13	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	日 本 河 川 協 会
14	流域貯留施設等技術指針（案）－増補改訂版－	雨水貯留浸透技術協会
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会
16	数字で見る港湾2024	日 本 港 湾 協 会
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・水門鉄管技術基準（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編） ・水門鉄管技術基準（FRP（M）水圧管編）	（一社）電力土木技術協会
18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター
20	ダム・堰施設技術基準（案）	国 土 交 通 省
21	ダム・堰施設技術基準（案） 基準解説編・マニュアル編	国 土 交 通 省
22	水門・樋門ゲート設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会
23	鋼製起伏ゲート設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会
24	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会
25	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国 土 交 通 省
27	揚排水ポンプ設備技術基準 同解説	河川ポンプ施設技術協会
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全 国 海 岸 協 会
29	海岸便覧	全 国 海 岸 協 会
30	(第2次改訂) ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議
31	仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省河川局治水課
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター
33	堤防余盛基準について	建 設 省 河 川 局 治 水 課
34	ダム基礎地質調査基準	日 本 大 ダ ム 会 議
35	ダム構造物管理基準 改訂	日 本 大 ダ ム 会 議
36	水管橋設計基準	日 本 水 道 鋼 管 協 会
37	河川事業関係例規集	日 本 河 川 協 会
38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土 保 全 局 河 川 環 境 課
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土 保 全 局 河 川 環 境 課
40	河川関係法令例規集 (加除式)	第 1 法 規
41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター
42	海岸保全施設構造例集	全 国 海 岸 協 会
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書2023年版	全 国 漁 港 漁 場 協 会
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会
45	砂防関係法令例規集	全 国 治 水 砂 防 協 会
46	砂防指定地実務ハンドブック	全 国 治 水 砂 防 協 会
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター
48	都市河川計画の手引き (洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター
49	河川構造物設計業務ガイドライン (護岸設計業務)	国土開発技術研究センター
50	河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター
51	河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター
52	土木構造物設計マニュアル (案) - 樋門編 -	全 日 本 建 設 技 術 協 会
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター
54	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全 国 海 岸 協 会

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全 国 海 岸 協 会
57	治水経済調査マニュアル（案）	国 土 交 通 省 河 川 局
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会
59	ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）	日本マリーナビーチ協会
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター
61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農 地 防 災 事 業 研 究 会
62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全 国 漁 港 協 会
63	漁港海岸事業設計の手引	全 国 漁 港 漁 場 協 会
64	水と緑の溪流づくり調査	建 設 省 河 川 局 砂 防 部
65	溪流環境整備計画策定マニュアル（案）	建 設 省 河 川 局 砂 防 部
66	砂防における自然環境調査マニュアル（案）	建 設 省 河 川 局 砂 防 部
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土 保 全 局 河 川 環 境 課
68	グラウチング技術指針・同解説	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー
69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和3年版）	砂防・地すべり技術センター
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領（案）	建 設 省 河 川 局 砂 防 部
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例－急傾斜地崩壊防止工事技術指針－	全 国 治 水 砂 防 協 会
73	ダム事業の手引き（平成元年度版）	ダ ム 技 術 セ ン タ ー
74	フィルダムの耐震設計指針（案）	国土開発技術研究センター
75	多目的ダムの建設	ダ ム 技 術 セ ン タ ー
76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電 力 土 木 技 術 協 会
79	ダムの地質調査	土 木 学 会
80	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会
81	原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－せん断試験法－孔内載荷試験法－	土 木 学 会
82	軟岩の調査・試験の指針（案）～1991年版～	土 木 学 会
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局
84	河川景観の形成と保全の考え方	国 土 交 通 省 河 川 局
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環 境 課

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農 林水産省農村振興局、水産庁
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター
90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国 土 交 通 省
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建 設 省 河 川 局
92	試験湛水実施要領（案）	国 土 交 通 省
93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー
94	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）	国 土 交 通 省
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤 研究グループ（地質）他
97	正常流量検討の手引き（案）	国 土 交 通 省
98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所
99	洪水浸水想定区域作成マニュアル（第4版）	国 土 交 通 省
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）	国 土 交 通 省
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国 土 交 通 省
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準； 解説	リバーフロント整備センター
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き（案）	国 土 交 通 省
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国 土 交 通 省
107	河道計画検討の手引き	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー
108	海岸施設設計便覧2000年版	土 木 学 会
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全 国 海 岸 協 会
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林 水産省水産庁・国土交通省河 川局・国土交通省港湾局
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11	国土交通省水管理・国土保 全局海岸室、国土交通省国 土技術政策総合研究所河川 研 究 部 海 岸 研 究 室
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農林 水産省水産庁・国土交通省河 川局・国土交通省港湾局

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国 土 交 通 省 河 川 局 防 災 課 ・ 海 岸 室
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農 林水産省水産庁・国土交通 省河川局・国土交通省港湾 局
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災 課、農林水産省水産庁防災 漁村課、国土交通省水管理・ 国土保全局海岸室、国土交 通省港湾局海岸・防災課
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手 引き	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部、気象庁予報部
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部、気象庁予報部、 国土交通省国土技術政策総合研究所
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部砂防計画課
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き（案）	国土交通省水管理・国土 保 全 局 砂 防 部
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 保 全 課
130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策 総 合 研 究 所
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル（案）	土 木 研 究 所
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土 木 研 究 所
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル（案）	土 木 研 究 所
134	天然ダム監視技術マニュアル（案）	土 木 研 究 所
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル（案）	土 木 研 究 所
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル（案）	土 木 研 究 所
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪 セ ン タ ー
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料（案）	土木研究所寒地土木研究所
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土 保 全 局 砂 防 部

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策 総 合 研 究 所
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
143	砂防関係施設点検要領（案）	国土交通省砂防部保全課
144	海岸施設設計便覧（2000年版）	土 木 学 会
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省
146	河川堤防設計指針	国 土 交 通 省 河 川 局
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター
148	ドレーン工設計マニュアル	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国 土 交 通 省
150	水文観測業務規程	国 土 交 通 省
151	水文観測業務規程細則	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
152	水文観測データ統計処理要領	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
153	水文観測データ品質照査要領	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
154	水文観測	全日本建設技術協会
155	絵でみる水文観測	中 部 建 設 協 会
156	流量観測の高度化マニュアル（高水流量観測編）	土 木 研 究 所
157	河川氷結時の流量推定手法マニュアル（案）	寒 地 土 木 研 究 所
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・ 国土保全局治水課
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント 整 備 セ ン タ ー
160	多自然川づくり基本指針	国 土 交 通 省 河 川 局
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局河川環境 課・治水課・防災課
162	大河川における多自然川づくり －Q&A形式で理解を深める－	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 河 川 環 境 課
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）	(財)リバーフロント 研 究 所
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 河 川 環 境 課
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.10	農林水産省農村振興局整備部 防災課、農林水産省水産庁漁 港漁場整備部防災漁村課、国 土交通省水管理・国土保全局 河川環境課、国土交通省水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 海 岸 室、国 土 交通省港湾局海岸・防災課
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国 土 交 通 省
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 河 川 環 境 課
168	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策 総 合 研 究 所

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室
〔3〕道 路 関 係		
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建 設 省
2	道路環境影響評価要覧＜1992年版＞	道 路 環 境 研 究 所
3	道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会
4	第7次改訂 道路技術基準通達集－基準の変遷と通達－	ぎ ょ う せ い
5	林道規程－運用と解説－	日 本 林 道 協 会
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建 設 省 土 木 研 究 所
7	自転車道等の設計基準解説	日 本 道 路 協 会
8	自転車道必携	自 転 車 道 路 協 会
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日 本 道 路 協 会
10	交通工学ハンドブック2014	交 通 工 学 研 究 会
11	クロソイドポケットブック（改訂版）	日 本 道 路 協 会
12	道路の交通容量	日 本 道 路 協 会
13	道路の交通容量1985	交 通 工 学 研 究 会
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board
15	平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引き－	交 通 工 学 研 究 会
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交 通 工 学 研 究 会
17	路面標示設置マニュアル	交 通 工 学 研 究 会
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交 通 工 学 研 究 会
19	改訂 生活道路のゾーン対策マニュアル	交 通 工 学 研 究 会
20	道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）及び道路環境影響評価の技術手法 4．騒音4.1自動車の走行に係る騒音（令和2年度版）	国土技術政策総合研究所土木研究所
21	道路土工要綱	日 本 道 路 協 会
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）	日 本 道 路 協 会
23	道路土工－盛土工指針（平成22年度版）	日 本 道 路 協 会
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日 本 道 路 協 会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
25	道路土工－仮設構造物工指針	日 本 道 路 協 会
26	道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）	日 本 道 路 協 会
27	道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）	日 本 道 路 協 会
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー
29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 第二回改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー
31	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土 木 研 究 セ ン タ ー
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年改訂）	強化プラスチック複合管協会
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会
37	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日 本 道 路 協 会
38	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日 本 道 路 協 会
39	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日 本 道 路 協 会
40	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日 本 道 路 協 会
41	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日 本 道 路 協 会
42	鋼道路橋疲労設計指針	日 本 道 路 協 会
43	鋼道路橋設計便覧（令和2年度改訂版）	日 本 道 路 協 会
44	鋼道路橋施工便覧（令和2年度改訂版）	日 本 道 路 協 会
45	道路橋耐風設計便覧（H19改訂版）	日 本 道 路 協 会
46	杭基礎設計便覧（令和2年度改訂版）	日 本 道 路 協 会
47	杭基礎施工便覧（令和2年度改訂版）	日 本 道 路 協 会
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和4年度改訂版）	日 本 道 路 協 会
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年度版）	日 本 道 路 協 会
50	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会
51	コンクリート道路橋設計便覧（令和2年改訂版）	日 本 道 路 協 会
52	コンクリート道路橋施工便覧（令和2年改訂版）	日 本 道 路 協 会
53	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会
54	道路橋支障便覧	日 本 道 路 協 会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
55	鋼道路橋防食便覧 改訂版	日 本 道 路 協 会
56	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会
57	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会
58	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会
59	鋼構造架設設計施工指針 [2024年版]	土 木 学 会
60	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会
61	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会
63	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成20年改訂版	日 本 道 路 協 会
64	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日 本 道 路 協 会
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月改訂版）	日 本 道 路 協 会
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和2年版）	日 本 道 路 協 会
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】	日 本 道 路 協 会
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会
69	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会
70	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会
72	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日 本 道 路 協 会
74	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会
75	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会
76	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日 本 道 路 協 会
77	舗装再生便覧 令和6年版	日 本 道 路 協 会
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄 鋼 ス ラ グ 協 会
81	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計 施工指針作成委員会 発行：土木研究センター
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領 平成29年版	インターロッキングブロック 舗 装 技 術 協 会
83	設計要領第一集 舗装保全編 舗装建設編	N E X C O

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国 土 交 通 省
85	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会
86	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日 本 道 路 協 会
87	舗装性能評価法 別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日 本 道 路 協 会
88	道路維持修繕要綱（改訂版）	日 本 道 路 協 会
89	舗装調査・試験法便覧（平成31年度版）（全4分冊）	日 本 道 路 協 会
90	道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会
91	道路震災対策便覧（震災復旧編）令和4年度改訂版	日 本 道 路 協 会
92	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日 本 道 路 協 会
93	落石対策便覧（平成29年12月改訂版）	日 本 道 路 協 会
94	道路緑化技術基準・同解説 改訂版	日 本 道 路 協 会
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会
96	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会
97	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター
99	共同溝耐震設計要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所
100	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開 発 問 題 研 究 所
101	防護柵の設置基準・同解説（改訂版）／ボラードの設置便覧	日 本 道 路 協 会
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会
103	道路標識設置基準・同解説 改訂版	日 本 道 路 協 会
104	道路標識構造便覧	日 本 道 路 協 会
105	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会
106	道路照明施設設置基準・同解説（H19改訂版）	日 本 道 路 協 会
107	道路・トンネル照明器材仕様書 平成30年版	建 設 電 気 技 術 協 会
108	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国 土 交 通 省
109	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会
111	道路標識ハンドブック（2021年度版） 道路標識ハンドブックⅡ（2024年度版）道路標識ハンドブックⅢ（2024年度版）	全国道路標識・標示業協会編
112	路面標示ハンドブック 第5版	全国道路標識・標示業協会編
113	駐車場設計施工指針・同解説	日 本 道 路 協 会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
114	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日 本 道 路 協 会
115	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日 本 み ち 研 究 所
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日 本 み ち 研 究 所
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会
118	道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪等〕	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー
119	道路防災総点検要領〔地震〕	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー
120	防災カルテ作成・運用要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー
121	道路防災点検の手引き〔豪雨・豪雪等〕	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課
123	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国 道 課 長
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高 速 国 道 課 長、国 道 課 長、 有 料 道 路 課 長
126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国 道 課 長
127	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国 道 ・ 防 災 課 長
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国 道 ・ 防 災 課 長
129	道路土工構造物点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
130	舗装点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
131	道路トンネル定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
133	歩道橋定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
134	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日 本 道 路 協 会
136	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標編－（平成25年版）	日 本 道 路 協 会
137	舗装性能評価法－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日 本 道 路 協 会
138	令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会
139	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局
142	ラウンドアバウトマニュアル2021	交 通 工 学 研 究 会
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局
144	道路橋ケーブル構造便覧	日 本 道 路 協 会
145	舗装種別選定の手引き	日 本 道 路 協 会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
146	P C コンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート 建 設 業 協 会
147	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日 本 道 路 協 会
148	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、 高速道路課 課長補佐
149	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚 生 労 働 省
〔4〕電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会（J E M）規格	日 本 電 機 工 業 会
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院
3	内線規程 J E A C 8001-2022	日 本 電 気 協 会
4	電気通信設備工事共通仕様書 令和6年版	国 土 交 通 省
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建 設 電 気 技 術 協 会
6	建築設備設計基準 令和6年版	国 土 交 通 省
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕令和4年版	国 土 交 通 省
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕令和4年版	国 土 交 通 省
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕令和4年版	国 土 交 通 省
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕令和4年版	国 土 交 通 省
11	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
16	電機通信施設設計要領・同解説（電気編）	建 設 電 気 技 術 協 会
17	電機通信施設設計要領・同解説（通信編）	建 設 電 気 技 術 協 会
18	電機通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建 設 電 気 技 術 協 会
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建 設 電 気 技 術 協 会
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国 土 交 通 省
22	機械工事共通仕様書（案）	国 土 交 通 省
23	機械工事施工管理基準（案）	国 土 交 通 省
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国 土 交 通 省
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省

注意：最新版を使用するものとする。

〈設計報告書要領〉

(表)

字
の
大
き
さ
↓
(小) →

(大) →

(中) →

令和〇〇年度
国道〇〇〇号

〇〇〇〇〇〇詳細設計業務
(委託契約名とする)

報 告

令和 年

福 島 県

〇 〇 〇 建 設 事 務 所

〇〇〇〇コンサルタント(株)

1. 受注者の業務担当者の明記
- 設計報告書表紙の次のページに管理技術者他業務担当者の一覧表を記載するものとする。
2. 照査報告書
- 報告書を作成する。

流量観測作業委託共通仕様書(案)

低水流量観測 713

高水流量観測 716

低水流量観測共通仕様書（案）

第1条 本仕様書は、福島県が実施する低水流量観測に適用する。

第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を充分把握の上実施する。（河川砂防技術基準調査編を参照のこと。）

第3条 作業内容

1. 水深測量

- ① 水深測量は、流速計計測の度ごとに実施する。

2. 観 測

- ① 観測は、4月から翌年3月まで、毎月5日、15日、25日の計36回を原則とし、この日に実施できない場合は、監督員と充分協議し、実施すること。
- ② プライス流速計は毎年検定を受けたものを使用する。
- ③ 測定回数は、原則として水深測定においては往復して同一横断線上を2回、流速測定においては、横断線上の各測点において続いて2回とする。
- ④ 流速測線は横断線を含む鉛直面上において、横断方向に原則として等間隔になるように選定する。水面幅と流速測線間隔との割合は次表のとおりとし、横断面の形状や流速分布が複雑なときは測線間隔を減少する。

水面幅 (B) m	水深測線間隔 (M) m	流速測線間隔 (N) m
10以下	水面幅の 10～15%	$N = M$
10～ 20	1	2
20～ 24	2	4
40～ 60	3	6
60～ 80	4	8
80～100	5	10
100～150	6	12
150～200	10	20
200以上	15	30

- ⑤ 流速測定は、水深60cm以上は2点法により測定する。（流速測線上鉛直方向に水深の2割、8割の位置）水深60cm以下の場合は1点法とする。（水面より6割）
- ⑥ 流速計は回転子の回転が流れになじんでから測定令開始する。なお、計測は1／10秒単位とする。
- ⑦ 1回の測定時間は少なくとも20秒以上として2回繰り返す。
- ⑧ 測定開始時及び終了時には、あらかじめ指定された水位標により水位を測定し、時刻、水位を記載する。
- ⑨ 野帳は、社団法人全国建設技術協会発行のものを使用する。

3. 資料整理

- ① 測定した値は算術平均し、これらを用いて流量計算する。
- ② 一つの流速測線の受け持つ区分横断面積は、これと相隣る流速測線の中央までとする。
- ③ 流量は、平均流速と、その受け持つ区分横断面積との積を全測線について合計して求める。
- ④ 観測結果は業務管理のため、2日以内に監督員に略式報告すること。
- ⑤ 有効数字は四捨六入し3桁とする。ただし、五は切上げもしくは切捨てにより、3桁上の数字を偶数にする。
- ⑥ 各流量観測結果をもとにH-Q曲線を作成し、年流量状況を求める。

H-Q曲線は原則として、前年度測定の前10月から、当年度の翌年3月までの流量観測結果を使用するものと

する。

⑦ 資料整理は原則として、次による。

月報整理：4月から翌年3月までの12ヶ月分とする。

年報整理：前年度1月から当年度12月までとする。

（なお、前年度1～3ヶ月分の月報資料は、貸与資料によるものとする。）

H－Q図には前年観測は○印、当年分は○印、翌年分は⊖印で表示すること。

一つの流速測線の受け持つ断面積は、これと相隣る流速測線の中央まで、水深測線は流速測線及びこの中央線に設けてあるから（本章5.1.1回数と測点本文4.を参照のこと）一つの流速測線の左右に水深測線台形が一つずつ形成される。それを加えたものが、この流速測線の受け持つ区分横断面積である。

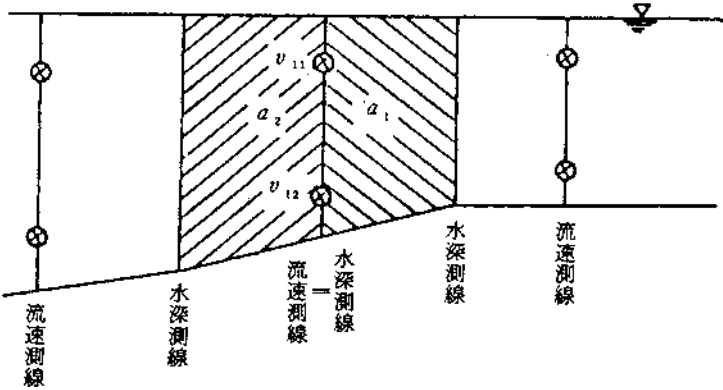


図3－1 区分断面流量算出の例

$$\left(\frac{v_{11} + v_{12}}{2} \right) \times (a_1 + a_2) = q_1$$

平均流速 両区分断面積区分 断面流量

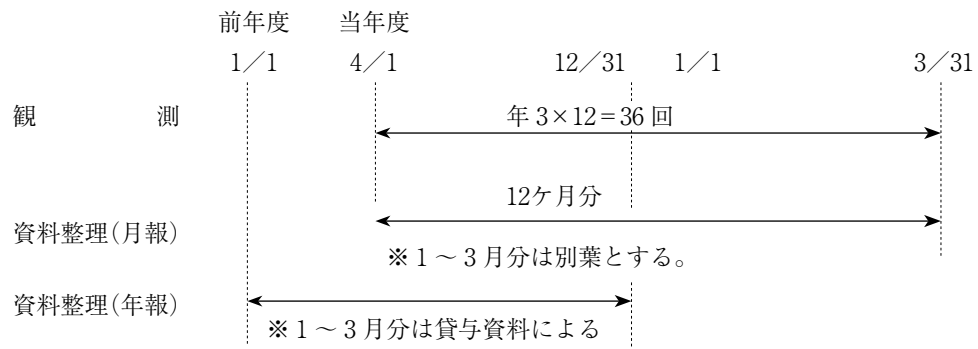
兩岸においては、横断図面と水深測線とによって面積を推定し、最寄りの流速測線が受け持つ区分横断面積とする。この場合、死水域があれば、その範囲は除かねばならない。

4. 成 果 物

◦野 帳	一 式
◦観測流量表	(年報整理) 部
◦水位流量曲線計算書（そのⅠ、そのⅡ）	(ﾎ) 部
◦水位流量曲線図	(ﾎ) 部
◦H－√Q 図	(ﾎ) 部
◦水位流量表	(ﾎ) 部
◦時刻流量表	(ﾎ) 部
◦日流量年表	(ﾎ) 部
◦日流量年図	(ﾎ) 部
◦断面積計算書	(ﾎ) 部
◦流況計算表	(ﾎ) 部
◦年流量状況表	(ﾎ) 部
◦写 真	一 式
◦そ の 他	
◦月報整理簿（当年度1月から3月分までを別葉とする）	部

第4条 成果物は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾なしに、他に公表、貸与、使用してはならない。

（参考図）



高水流量観測共通仕様書（案）

第1条 本仕様書は、福島県が実施する高水流量観測（浮子観測）に適用する。

第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を十分把握の上実施する。（河川砂防技術基準調査編を参照のこと。）

第3条 作業内容

1. 流観体制

- ① 受注者は作業期間中、常に監督員と連絡できるように連絡方法及び観測体制（構成人員名簿及び連絡先）を明確にしておく。
- ② 受注者は監督員から待機の連絡を受けた場合はいつでも観測できる態勢をもって待機しなければならない。
- ③ 観測に必要な器材等については監督員と事前に打合せを行い、必要数量をとりそろえておくものとする。
- ④ 受注者は監督員より出動の連絡を受けた場合は、流量観測ができる状態で現地へ出動する。
- ⑤ 受注者は現地到着後ただちに水位観測を行い、水位時刻を監督員に連絡し、以降の行動について指示を受ける。連絡不能の場合等止むを得ぬ事情がある場合は、この限りではない。
- ⑥ 観測開始及び終了時刻は特記仕様書もしくは、監督員の指示によるものとする。
- ⑦ 作業中は受注者の責任において事故防止に努めるものとする。

2. 流量観測

- ① 流量測線は、第1断面と第2断面の間で流れに沿うよう設け、水面幅と浮子流速測線間隔との割合の標準は第1断面において原則として、次表のとおりとする。
浮子投下位置は、横断面より事前に監督員と協議し、現地に位置を明示しておくものとする。

表－1

水 面 幅	50m以下	50～100m	100～200m	200～400m	400～800m	800m以上
浮子流速測線数	3	4	5	6	7	8

- ② 使用する浮子は事前に横断面より洪水度をチェックし、水深に応じた適切な浮子（次表を目安とする）を用意する。

表－2

浮 子 番 号	1	2	3	4	5
水 深（m）	0.7以下	0.7～1.3	1.3～2.6	2.6～5.2	5.2以上
吃 水（m）	表面浮子	0.5	1.0	2.0	4.0
更 正 係 数	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96

- ③ 浮子は片岸から定められた間隔で順次投下し、その際に水中の上下振動を少なくなるようにする。
- ④ 測定中は浮子の流下経路に注意し、その状況を野帳に記入する。
- ⑤ 計測に1／10秒単位とし、同時に2名で行う。
- ⑥ 測定開始時及び終了時には、あらかじめ指定された水位標により水位を測定し、時刻、水位を記載する。
- ⑦ 測定回数はなるべく出水のピーク時をとらえ、増水期及び減水期の中水位時と合わせ、3回行うことを原則とし、監督員の指示によるものとする。
- ⑧ 野帳は社団法人、日本建設技術協会発行のものを使用する。

3. 流量の算出

- ① 流量計算は、観測終了後、以下の方法でただちに行い、監督員に報告する。
- ② 浮子の第1断面通過から第2断面通過までの時間 t を測定し、両断面間の距離 l を t で割って浮子流下速度 v_0 とする。
- ③ v_0 に表-2 に示した更正係数を掛けたものを、一つの流速測線の平均流速とする。
- ④ 一つの流速測線の受け持つ幅は、これと相隣る流速測線の中央までとする。
- ⑤ 第1断面と第2断面において、一つの流速測線の受け持つ区分、横断面積を求め、両者の算術平均をその流速測線の受け持つ区分横断面積とする。
- ⑥ 出水後、横断面に差異を生じたときは、各区分横断面積について大きい方の値を横断面積とする。
- ⑦ 流量は平均流速と、その受け持つ区分横断面積との積を全測線に合計して求める。

4. 成 果 物

◦ 野 帳	一式
◦ 流量計算書（浮子）	部
◦ 断面計算書	部
◦ 観測流量表	部
◦ 水位流量計算書（Ⅰ、Ⅱ）	部
◦ $H - \sqrt{Q}$ 図	部
◦ 水位流量曲線図	部
◦ 高水記録表	部
◦ 写 真	一式
◦ そ の 他	

第4条 成果物は全て発注者の所有とし、発注者の承諾なしに他に公表、貸与、使用してはならない。

災害復旧事業業務委託共通仕様書

災害復旧事業業務委託共通仕様書

共 通 編	723
測 量 作 業 編	725
第1編 総 則	725
第2編 災害測量業務	725
第1章 概 説	725
第2章 作 業 計 画	725
第3章 法線測量（選点・測距）	725
第3編 大規模災害測量業務	726
第1章 概 説	726
第2章 作 業 計 画	726
第3章 法線測量（選点・測距）	726
第4章 査定補足測量	727
第5章 査定平面図作成	727
第6章 査定横断測量	727
設 計 業 務 編	728
第1編 査 定 設 計	728
第1章 道路災害査定設計	728
第2章 河川災害査定設計	729
第3章 災害復旧箇所河川特性調査	731
第4章 道路付属物のみの災害査定設計	731
第5章 凍上災害査定設計	732
第6章 野 帳 作 成	733
第2編 実 施 設 計	734
第1章 道路・河川災害実施設計	734

災害復旧事業業務委託共通仕様書

共 通 編

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、福島県土木部が施行する道路、河川（砂防及び海岸において、河川護岸に準じるものを含む）の災害復旧事業（関連、助成等改良復旧事業は除く）における測量業務、設計業務に適用する。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
3. 特記仕様書及びこの仕様書にない事項については、共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕によるものとする。
4. その他設計図書等に疑義を生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第2条 作業の実施

1. 作業の実施にあたっては、この仕様書によるほか、特記仕様書及び共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕によるものとする。
2. 受注者は、災害復旧事業のもつ特殊性、制約条件等を勘案し業務を実施しなければならない。
3. 受注者は、復旧計画区域とその周辺の土地所有者、及びその他の権利者並びに関係機関との協調を保ち、監督員の指示を受けて業務を実施しなければならない。

第3条 用語の定義

この仕様書に使用する用語の定義は、「測量業務共通仕様書」及び「土木設計業務等共通仕様書」の規定に準拠する。

第4条 提出書類

1. 受注者は、発注者の指定した様式により契約締結後に、関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 提出する関係書類は「測量業務共通仕様書」及び「土木設計業務等共通仕様書」の規定に準拠する。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において定めるものとする。

第5条 打合せ

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者（主任技術者）は監督員と密接に連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容をその都度受注者が打合せ記録簿（様式27）に記録し、相互に確認しなければならない。特に、起終点の決定は重要であることから、監督員に確認を求めなければならない。
2. 業務着手時及び業務の区切りにおいて、管理技術者（主任技術者）と監督員は打合せを行い、その結果を受注者が打合せ記録簿（様式27）に記録し、相互に確認しなければならない。
3. 打合せを行う業務の区切りは次の各号に掲げる時期とする。
 - (1) 業務着手時
 - (2) 中間打合時（復旧方針決定時等）
 - (3) 成果物納入時

第6条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督員へ提出しなければならない。
2. 業務計画書に記載する事項は「測量業務共通仕様書」及び「土木設計業務等共通仕様書」によるものとする。

第7条 貸与資料及び返却等

貸与資料及び返却については「測量業務共通仕様書」及び「土木設計業務等共通仕様書」の規定に準拠する。

第8条 土地の立入り及び地元関係者への対応

1. 地元関係者（土地所有者及びその他の権利者）への説明、立入り了解等については発注者において行うものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力するものとする。
2. 受注者は業務の実施にあたり、宅地又はかき、柵に囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ関係者の了解を

得なければならない。

第9条 関係機関への手続き等

1. 受注者は業務の実施にあたり、発注者が行う関係機関への手続きの際に協力するものとする。
2. 受注者が関係機関等から要望・交渉を受けたときは、遅滞なく監督員へ報告し協議するものとする。

第10条 成果物

1. 受注者は業務完了後、照査（社内審査）を実施したうえで、設計図書に示す成果物を提出し検査を受けるものとする。
2. 成果物は、委託箇所ごとに解りやすくとりまとめ、位置図、委託箇所一覧表等を添付するものとする。
3. 受注者は「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】（以下「委託ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データ及びこれを出力した紙（査定用図面等）により成果物を提出するものとする。
なお、被災状況の説明のため、文字の大きさや色等を別途定める必要がある場合、及び「委託ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。
4. 紙に出力する成果物の提出部数は次を標準とする。

設計委託

白焼図及びその他資料（査定で使用するもの）…… 3部

なお、査定用図面（正副2部）の大きさはA1版を標準とし、完了時の提出用図面（1部）の大きさはA3版を標準とする。

第11条 検査・修補

1. 成果物提出後、監督員及び管理技術者（主任技術者）が立会のうえ、検査職員が次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量設計業務等成果物の検査
 - (2) 測量設計業務等管理状況の検査（設計図書、書類、記録、写真等による）
 - ① 委託の条件
 - ② 指示事項の処置
 - ③ 成果物目
 - ④ 技術審査等の項目
 - ⑤ その他の指示事項
2. 受注者は、修補の指示を受けた場合、速やかに実施しなければならない。
3. 監督員が修補の必要があると認めた場合に、受注者に対し期限を定め修補を指示することができるものとし、完了の確認は監督員の指示に従うものとする。

第12条 契約の変更

発注者は、業務等委託契約に変更すべき事由が生じた場合、受注者と協議を行い、内容を確認したうえで契約を変更するものとする。

第13条 守秘義務

受注者は、発注者の承諾なしに業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第14条 安全等の確保

受注者は、現地作業において、作業従事者の安全確保及び作業箇所付近の第三者（住民、通行人、通行車両等）の安全確保のため、適切な措置を講じなければならない。

測 量 作 業 編

第 1 編 総 則

第15条 目 的

この仕様書は、福島県土木部が施行する災害復旧事業について、測量作業の規格を統一するとともに必要な精度を確保することを目的とする。また、この仕様書に定めのない項目については、原則として福島県公共測量作業規程によるものとする。なお、被災の状況や制約条件等からこれによりがたい項目は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第 2 編 災 害 測 量 業 務

第 1 章 概 説

第16条 災 害 測 量

災害測量とは、災害復旧事業申請のための査定設計等に用いられる測量をいう。

第17条 適 用 範 囲

1. 災害復旧事業の各工種に適用するが、次の各号に掲げるものには適用しない。
 - (1) 災害関連事業及び助成事業等の改良復旧事業
 - (2) 被災の程度が大規模で改良的な復旧となるもの
 - (3) 特殊工法による復旧となるもので、適用することが不適切と判断される場合
2. その他災害復旧事業の工種、被災状況又は規模等から、適用することが不適切と判断される場合は適用しない。

第 2 章 作 業 計 画

第18条 作 業 計 画

作業計画とは、災害復旧申請箇所の確定を受け、測量箇所の分散状況、被災状況、地形及び土地の利用状況、植生の状況等を把握し、作業方法及び使用する主要な機器、必要人員、日程等について適切な計画を立案することをいう。

第19条 現 地 踏 査

受注者は、作業計画の立案に先立ち、発注者との現地立会により、被災状況及び起終点を確認するものとする。

第 3 章 法線測量（選点・測距）

第20条 要 旨

法線測量とは、災害復旧工事の基本（骨格）となる法線を決定し、現地に測点杭を設置する作業をいう。

第21条 法線の決定

1. 原形復旧が基本であるため、現地において被災区間前後の状況から被災前の状況を想定し、決定することを原則とする。
2. 被災の状況または規模等から判断して、現地で決定することが不適切であり、線形決定及び中心線測量が必要と判断される場合は、設計変更について速やかに協議すること。なお、線形決定及び中心線測量の作業にあたっ

て条は、福島県公共測量作業規程第4編第2章第3節並びに第4節を適用する。

第22条 測点杭の設置

1. 測点杭の間隔は、20mを標準とし、被災断面の変化に応じてプラス杭を設置する。
2. 河川災害兩岸被災の場合には、対岸の被災区間に見通し杭（方向杭）を設置し、点間距離を実測するものとする。
3. 木杭は、4.5cm×4.5cm×45cm以上の杭を使用する。

第23条 点 検

測点杭設置後速やかに点間距離の点検を行うものとする。

第3編 大規模災害測量業務

第1章 概 説

第24条 大規模災害測量

大規模災害測量とは、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」などに基づく災害復旧事業申請のための査定設計等に用いられる測量をいう。

第25条 適用範囲

1. 大規模災害復旧事業の各工種に適用するが、次の各号に掲げるものには適用しない。
 - (1) 災害関連事業及び助成事業等の改良復旧事業
 - (2) 特殊工法による復旧となるもので、適用することが不適切と判断される場合
2. その他大規模災害復旧事業の工種、被災状況又は規模等から、適用することが不適切と判断される場合は適用しない。

第2章 作業計画

第26条 作業計画

作業計画とは、大規模災害復旧申請箇所の確定を受け、測量箇所の分散状況、被災状況、地形及び土地の利用状況、植生の状況等を把握し、作業方法及び使用する主要な機器、必要人員、日程等について適切な計画を立案することをいう。

第27条 現地踏査

受注者は、作業計画の立案に先立ち、発注者との現地立会により、被災状況及び起終点を確認するものとする。

第3章 法線測量（選点・測距）

第28条 要 旨

法線測量とは、大規模災害復旧工事の基本（骨格）となる法線を決定し、現地に測点杭を設置する作業をいう。

第29条 法線の決定

1. 原型復旧が基本であるため、現地において被災区間前後の状況から被災前の状況を想定し、決定することを原則とする。
2. 被災の状況または規模等から判断して、現地で決定することが不適切であり、線形決定及び中心線測量が必要と判断される場合は、設計変更について速やかに協議すること。なお、線形決定及び中心線測量の作業にあたっては、福島県公共測量作業規程第4編第2章第3節並びに第4節を適用する。

第30条 測点杭の設置

1. 測点杭の間隔は、20mを標準とし、被災断面の変化に応じてプラス杭を設置する。
2. 河川災害兩岸被災の場合には、対岸の被災区間に見通し杭（方向杭）を設置し、点間距離を実測するものとする。
3. 木杭は、4.5cm×4.5cm×45cm以上の杭を使用する。

第31条 点 検

測点杭設置後速やかに点間距離の点検を行うものとする。

第4章 査定補足測量

第32条 要 旨

査定補足測量とは、起終点・被災代表断面を決定してうえで、基準点を設置し、被災箇所を観測する作業をいう。

第33条 起終点・被災代表断面の決定

被災区間のみならず、被災箇所との前後のつながり、工事用道路の有無、支障物の有無及び用排水のつながり等を考慮し、起終点・被災代表断面（3断面）を決定する。

第34条 被災箇所の観測

基準点（任意座標）を設置し、査定に対応できる図面作成のための基準として、被災箇所の基準杭・災害崩れ、ひび割れ等を放射観測する。

第5章 査定平面測量

第35条 要 旨

査定平面測量とは、査定用に簡素化した平面図を作成するために測量する作業をいう。

第36条 UAV写真測量（オルソ画像）

UAV写真測量において、オルソ画像を作成し、被災箇所及び基準点・中心線・法線等を位置付けする。

第37条 数値地図作成

国土交通省の数値地図を利用し、被災箇所及び基準点・中心線・法線等を位置付けする。

第6章 査定横断測量

第38条 要 旨

査定横断測量とは、起終点・被災代表断面（3断面）の横断を測量する作業をいう。

第39条 中心点からの距離及び地盤高の測定

中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定する。

設 計 業 務 編

第 1 編 査 定 設 計

第 1 章 道路災害査定設計

第40条 業 務 目 的

道路災害査定設計は、経済的かつ合理的に、道路災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第41条 業 務 内 容

道路災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設 計 計 画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第 6 条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現 地 調 査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認するとともに、当該箇所における地形、地質、地物、植生及び土地利用状況等について確認を行う。

(3) 平 面 設 計

受注者は、実測平面図等を用い対策工法の平面検討を行うものとする。検討した主要工種の起点、終点、名称、延長、面積等必要事項を旗上げし記入する。内未成、内転属、応急仮工事などのある場合は、監督員の指示により明示するものとする。

(4) 縦 断 設 計

受注者は、実測縦断図を用い復旧工法の型式、基本寸法を考慮のうえ、各測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(5) 横 断 設 計

受注者は、実測横断図を用い、必要に応じ土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し道路横断の詳細構造を設計するものとする。現況の道路幅員、主要構造物、構造物の高さ、法長、官民境界等を記入する。

標準横断図は切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成し、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2 m 超かつ延長 100 m 超）、地下道、取付道路（幅 3 m 超かつ延長 30 m 超）側道、階段工（高さ 3 m 以上）及び摺り付け工等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

なお、一般構造物は、設計図書に基づき共通仕様書業務委託編第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

小構造物設計は、応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 1 m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路、集水桝、防護柵工及び摺り付け工等を設計するものとする。

(8) 仮設工設計

仮設工設計は、ブロック、擁壁等施工上仮締切りが必要な箇所について土嚢、瀬回し等を設計するものとする。仮設土留め、仮設矢板締切り等、応力計算を必要とするものは共通仕様書業務委託編第6408条道路詳細設計2の(7)による。

(9) 用排水設計

用排水設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第6408条道路詳細設計2の(8)による。

(10) 施 工 計 画

受注者は、現道交通や使用資機材の搬入路等に留意し、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事を実施するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設 計 図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 平 面 図

実測平面図等を用い、設計した縦断・横断の成果及び設計した全ての構造物を記入するものとする。

2) 縦 断 図

実測縦断図を用い、側点、主要点及び地形の変化点等の計面高計算を行い作成する。なお、縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

3) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横 断 図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

5) 詳 細 図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図、及び舗装等展開図を作成する。

(12) 数 量 計 算

受注者は、平面計画、横断計画、構造物等から数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集約、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第2章 河川災害査定設計

第42条 業 務 目 的

河川災害査定設計は、経済的かつ合理的に、河川災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第43条 業 務 内 容

河川災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、出水痕跡、現況施設の状況、予定地周辺の被災状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態を把握し、合わせて工事用道路の必要性、仮排水路、施工ヤード等施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 護岸の配置計画設計

1) 平面設計

受注者は、実測平面図を用い河川環境特性整理票（A表）から決定工法の平面検討を行うものとする。検討した主要工種の起点、終点、対策工の名称、延長、面積等必要事項を旗上げし記入する。内未成、内転属、応急仮工事などのある場合は、監督員の指示により明示するものとする。

2) 縦断設計

受注者は、実測縦断図を用い河床縦断状況を把握し、護岸工根入れの決定及び護床工等の検討を行うものとする。また、設計流速算定表（B表）の縦断条件との整合性を図るものとし、護岸工の根入れ、天端高の根拠も明示するものとする。

3) 横断設計

受注者は実測横断図を用い、対岸・上下流の状況、及び被災水位を基に河川横断の詳細構造を設計するものとする。現況の低水位（L.W.L）、被災水位（D.H.W.L）主要構造物、構造物の高さ、法長、官民境界等を記入する。

標準横断図は切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定の上作成し、対策工、被災水位、警戒水位等、法面保護工、河川附帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

復旧工法については、河川環境特性整理票（A表）及び適用可能工法選定表との整合を図るものとする。

4) 小構造物設計

小構造物設計は、応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので根固工、根継工、根止工、小口止工、小型排水路、護床工及び摺り付け工等を設計するものとする。

5) 仮設工設計

仮設工設計は、護岸工、根継工等施工上仮締切りが必要な箇所について土嚢、瀬回し等を設計するものとする。仮設土留め、仮設矢板締切り等、応力計算を必要とするものは共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(6)による。また、工事用道路が必要な箇所については当該施設の設計を行い必要延長の根拠を図示するものとする。

6) 本体基礎工設計

本体基礎工設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(4)による。

7) 付帯施設設計

付帯施設設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(5)による。

(4) 施工計画

施工計画を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(6)による。

(5) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造物図、護岸展開図、土工横断図、配筋図、仮設図（切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図）等を作成するものとする。

(6) 数量計算

受注者は、平面図、横断図、構造物図等から数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第3章 災害復旧箇所河川特性調査

第44条 災害復旧箇所河川環境特性整理票（A表）

災害復旧箇所河川特性調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 状況及び物理的特性、河川環境、親水空間利用、周辺環境、復旧工法の検討を【美しい山河を守る災害復旧基本方針】及び【解説書】を参照して詳細に記入する。
2. 事前調査は、現地調査を行う前に設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。
3. 現地調査は、事前調査に基づき実施するものとする。
4. 調査成果は、所定の様式「美しい山河を守る災害復旧基本方針・解説版災害復旧工法選定支援ワークシート全国防災協会」により「災害箇所河川特性整理票」（A表）」にとりまとめる。
5. 環境スケッチは、植生、瀬の形状、生息動植物等を記入する。

第45条 設計流速算定表（B表）

1. 設計流速算定表は、現地において代表粒径を選定し、現地河床縦断及び河川断面形状（単断面、複断面）より流速を算定する。代表粒径と設計流速算定の作成にあたっては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針・解説版全国防災協会」に基づき行う。
2. 代表粒径の算定においては、河川の状況（全景写真）、サンプリング詳細写真（面積格子法等）、代表粒径写真の3枚をもって1箇所のサンプリング箇所の写真とする。また、サンプリングした写真を査定設計書に添付する。
3. 上記で決定した代表粒径等を用い、代表流速算定条件入力シートに入力する。

第46条 適用可能工法選定表

適用可能工法選定表は、設計流速に該当する工種を抽出し、選定した工法の妥当性を検証する。

第4章 道路附属物のみの災害査定設計

第47条 業務目的

道路附属物のみの災害（以下のみ災という）査定設計とは、災害復旧工事に必要な平面図（道路台帳等を複写したもの）と構造図を作成し、のみ災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第48条 業務内容

のみ災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認し、復旧方針について監督員と協議を行う。

(3) 道路付帯構造物・小構造物設計

1) 平面設計

受注者は、道路台帳等による平面図を用い、主要工種の起点、終点、名称、延長、数量等必要項目を旗揚げし記入する。

2) 構造物設計

監督員との協議の結果に基づき、標準横断面図、展開図、構造図を作成し、防護柵数量等を算出するものとする。

(4) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第5章 凍上災害査定設計

第49条 業 務 目 的

凍上災害査定設計とは、災害復旧工事に必要な平面図（道路台帳等を複写したもの）と構造図を作成し、凍上災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第50条 業 務 内 容

凍上災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設 計 計 画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現 地 調 査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認するとともに、測点の設置、幅員の測定及び当該箇所における施設の状況等の確認を行う。

(3) 平面縦断設計

1) 平面設計

受注者は、道路台帳等による平面図を用い、主要工種の起点、終点、名称、延長、数量等必要項目を旗揚げし記入する。また、現地調査の結果を基に標準横断面図及び展開図を作成し、舗装面積数量等を算出するものとする。

2) 縦断設計

受注者は、実測縦断面図を用い、各測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第6章 野 帳 作 成

第51条 野 帳 作 成

業務内容は次のとおりとする。

大きさは原則としてA 4 とするが、必要に応じて折り込みとすることができる。

平面図と標準横断図のみを図化し、延長、法長、構造物数量等の代表的なものを平面図に明示する。平面図及び標準横断図の文字は肉眼で判断できる大きさとする。また、余白に「年災」「査定番号」「路河川名」「字名」を記入する。

豆図は手書き、またはCAD図面を縮小して作成するものとする。

第2編 実 施 設 計

第1章 道路・河川災害実施設計

第52条 業務の目的

道路・河川災害実施設計は、査定により決定された工法と延長に基づき、復旧工事を施工するために必要な資料を作成することを目的とする。

第53条 業 務 内 容

(1) 平面図作成

査定により決定された延長及び工種に基づき平面図を作成する。

(2) 縦断図作成

査定により決定された延長及び工種に基づき縦断図を作成する。

(3) 横断図作成

査定により決定された延長及び工種に基づき横断図を作成する。

(4) 土工数量算出

横断図に基づき切土、盛土の数量を算出する。

(5) 構造物数量算出

詳細図を作図し、材料の数量を算出する。

(6) 照 査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 査定により決定された基本条件に基づき設計の内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 貸 与 資 料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

1) 査定時の設計書一式

2) 査定成果物

発注者支援業務委託共通仕様書

発注者支援業務委託共通仕様書

第1編 総 則

第1001条 適 用

1. 発注者支援業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部が発注する土木工事又は除染作業業務（以下「工事等」という。）に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 土木設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、各共通仕様書によるものとする。

第1002条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
2. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
3. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
4. 「工事等の監督員」とは、工事等の発注者が工事等の監督をさせるために指定する者で、福島県工事請負契約約款第9条第1項（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書第10条第1項）に基づき、工事等の発注者が当該工事等の受注者に通知した者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項に規定する者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
7. 「工事等の監督」とは、福島県土木部が発注する工事等の契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況（又は除染作業状況）の確認及び把握等を行い、当該契約の適正な履行を確保する業務をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、発注者支援業務委託契約書（土木設計業務等委託契約書標準書式に準じて作成する。）をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
12. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
26. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
28. 「立会」とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
29. 「把握」とは、監督員が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
30. 「審査」とは、受注者から提出された書類について、内容の適否を検討することをいう。
31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。
緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
32. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「積算関係資料」とは、設計積算業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。
34. 「検査」とは、契約書第31条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
39. 「受理」とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。

第1003条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第1004条 監督員

1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（〔Ⅱ編〕様式－10業務打合せ簿又は様式－12確認書）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、後日書面（〔Ⅱ編〕様式－10業務打合せ簿又は様式－12確認書）で受注者に指示するものとする。

第1005条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知（〔Ⅱ編〕様式－8）するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第3項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、当該業務の対象となる工事等の特性や作業概要等について十分把握するとともに、技術的留意事項等について、担当技術者への周知、指導に努め、第2001条、第3002条、第4002条、第5001条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 管理技術者は、担当技術者の実施する業務内容及び立会や確認結果等について逐次把握するとともに必要な指示、連絡・調整を行うものとする。
5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次の各号のいずれかの者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設関係科目）又は建設部門）
 - (2) 一級土木施工管理技士
 - (3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
 - (5) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事事質確保技術者（Ⅰ）、公共工事事質確保技術者（Ⅱ）
 - (6) 公共工事の発注者（国、都道府県、政令市又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む。）をいう。以下同じ。）で職員として従事したことをいう。以下同じ。）として技術の実務経験を25年以上有する者
6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第1006条 担当技術者

1. 受注者は担当技術者を定めた場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（〔Ⅱ編〕様式-28、29）するものとする。
2. 担当技術者は、土木工事に係る業務である場合は次の第1号から第8号のいずれかの者、除染作業業務に係る業務である場合は次の各号のいずれかの者でなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設関係科目）又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
 - (2) 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - (3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - (5) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者
 - (6) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - (7) ふくしまME（防災・保全）資格取得者
 - (8) 発注者が発注した土木工事に関する品質検査業務又は工事管理業務の実務経験を1年以上有する者
 - (9) 除染業務講習会業務監理者コースを受講した者（除染作業業務委託に係る業務の場合に限る。）
3. 前項第8号の「品質検査業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、使用材料について設計図書と照合、施工状況について設計図書と照合、施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の段階確認、工事検査の立会を行う業務をいい、「工事管理業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成、工事受注者から提出された資料と設計図書との照合、現地の確認、設計図書と現場が一致しない場合の調査及び検討に必要な資料の作成、設計変更に必要な調査、測量及び図書等の資料作成、地元等との協議・調整に必要な資料作成を行う業務をいう。
4. 受注者は、担当技術者を特記仕様書に示す場所に配置し、担当技術者は、管理技術者の指示に従って工事等の監督員が行う監督業務の補助を行うものとする。
5. 担当技術者は、工事等の立会や確認結果については、管理技術者の指示・指導の下、遅滞なく監督員に報告しなければならない。
6. 担当技術者は、対象の工事等の契約に定める工事等の監督員ではなく、指示、承諾、協議及び検査の適否の判断等を行う権限は有していないものとする。したがって、担当技術者は、工事等の受注者、現場代理人又は主任技術者等に対し、書類の作成や修正、工事の方法・結果等のいかなる事項についても指示・承諾・協議することができない。ただし、監督員が必要と認めた情報連絡等を行う場合はこの限りではない。

第1007条 工事等の現場技術業務の内容及び区分

工事等の現場技術業務の内容及び区分は、原則として別表-1のとおりとする。

第1008条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事等の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者経歴・職歴
 - (2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項

第1009条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監

督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低入札である」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後においても訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第1010条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。
- なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。

第1011条 設計図書等の理解

受注者は、対象の工事等の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、さらに現場の状況についても精通しておかなければならない。

第1012条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式-10、記載例は参考-11。）を添えて提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、設計積算業務においては、「(7) その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 連絡体制（緊急時含む）
(7) その他	
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書

を提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1013条 業務に必要な資料、事務用品、自動車等の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 監督員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料（特記仕様書に示す対象の工事等に関わる契約書、各々の契約に用いる仕様書及び規程等）を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。
7. 事務用品（パソコンを含む。）は、発注者施設内で業務を行う場合についても、原則として、受注者が用意するものとする。
8. 業務に必要な自動車は、受注者が用意し、第1006条第4項の担当技術者を配置する場所に配置するものとする。
なお、事故等が発生した場合は、受注者の責任で処理するものとする。
9. 管理技術者及び担当技術者の服装は、現場にあった軽快なもので作業服とし、作業服、安全帽、安全靴等、管理技術者及び担当技術者が常時身に着ける物は受注者が用意するものとする。

第1014条 書類の整理

受注者は、工事等の監督員が工事等の受注者から受理する図書又は工事等の受注者に提示し、若しくは指示する図書の整理を適切に行わなければならない。

第1015条 業務履行状況の報告

受注者は、毎月2回、管理技術者立会いのうえ、監督員に業務履行状況の報告を行わなければならない。その他必要に応じ、受注者は、監督員に業務の状況を業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式-10）により適宜報告するものとし、その内容について相互に確認しなければならない。

第1016条 地元関係者との協議等

1. 地元関係者との協議は、監督員が行うものとするが、発注者の求めがある場合、受注者はこれを実施するものとする。
2. 受注者は、業務の実施にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように業務を行わなければならない。
3. 受注者は、地元関係者から業務の実施について苦情があった場合は、状況を監督員に報告するものとする。

第1017条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

第1018条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、第2002条、第3005条、第4005条又は第5002条に示す成果物を業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第1019条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1020条 検 査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第1021条 再 委 託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

（1）業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県工事等請負有資格業者である場合は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中であってはならない。

第1022条 守 秘 義 務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1012条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1023条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第1024条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の

第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1025条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第18条、19条及び21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書（業務打合せ簿〔Ⅱ編〕様式-10）によるものとする。

第1026条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。
4. 監督員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1027条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条第1条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1025条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

- (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第1028条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1029条 一時中止

1. 契約書第20条第2項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第1033条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1030条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1031条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条第1項に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1032条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求（部分使用同意願〔Ⅱ編〕様式-17-1）することができるものとする。

- (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（〔Ⅱ編〕様式－17－2）を発注者に提出するものとする。

第1033条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1034条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成し

た個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1012条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1035条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1012条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1012条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1036条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は次の事項に協力しなければならない。

1. 受注者は、低入札価格調査で受託者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第1037条 事務所内立入許可証

1. 受注者は、発注者施設内で業務を行う場合は、監督員に発注者施設内で業務を行う担当技術者の氏名、その期間などを報告し、事務所内立入許可証発行の確認を受けなければならない。
2. 発注者施設内で業務を行う担当技術者は、前項に基づき発注者が交付する事務所内立入許可証を携帯し業務に当たらなければならない。

発注者支援業務委託	
事務所内立入許可証	
受注者名	
担当技術者氏名	
委託業務番号	第 - - 号
使用期間	. . ~ . .
事務所長許可印	〇〇〇〇建設事務所長 印

第1038条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1039条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2編 関係機関との調整業務

第2001条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、以下に掲げる内容を行うものとする。

1. 関係機関との調整業務補助

受注者は、工事等の発注前に発注者が行う関係機関との調整に係る業務の補助を行うものとする。また、監督員の指示により、関係機関との調整に係る資料作成を行うものとする。

第2002条 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 関係機関との調整に係る資料 1式

第2003条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第3編 設計積算業務

第3001条 担当技術者

1. 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事標準積算基準」等（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業暫定積算基準」等）を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び福島県工事請負契約約款（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書）並びに設計図書等の内容を十分理解し、関連する工事等の施工方法等についても把握しておくこと。

第3002条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、次に示す内容を行うものとする。

1. 積算に必要な現地調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について監督員の承諾を得るものとする。

なお、現地調査は、事前に監督員にその内容を協議の上、行うものとする。

2. 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

受注者は、契約図書等に明示された工事等に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事等

の設計書として必要な加工、追加等を行い、工事等の発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。

3. 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事等の施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4. 積算データ入力（データリストの作成）

- (1) 受注者は、土木工事標準積算基準等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を指定フォルダに保存し提出するものとする。
- (2) 監督員は積算システムへのデータ入力に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

5. 特記仕様書（案）の作成

受注者は前4項で行った現場条件の調査、施工方法を整理した結果等に基づき、工事等の設計書に添付する特記仕様書（案）を作成するものとする。

第3003条 留 意 事 項

1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。

(1) 設計成果物の内容把握

発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。

(2) 関連工事の把握

発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。

(3) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。

2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。

3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。

(1) 土木工事標準積算基準（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業暫定積算基準」）

(2) 建設機械等損料算定表

(3) 共通仕様書 土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業共通仕様書」）

(4) 土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」

(5) 福島県土木部数量総括表作成要領

第3004条 報 告 等

1. 受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月、第1015条業務履行状況の報告において、監督員へ報告するものとする。

2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

- (1) 業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）

第3005条 成 果 物

成果物は次のとおりとする。

- (1) 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式
- (2) 積算資料 1 式
- (3) 積算データ（記録媒体；C D等）（積算システムを使用する場合、業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式－10）により確認）
- (4) 特記仕様書（案）
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 引継事項記載書

第3006条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第 4 編 監督に関する現場技術業務

第4001条 担当技術者

1. 担当技術者は、第4002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「福島県土木部工事監督員執務要綱」、「共通仕様書 土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）」（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業共通仕様書」）等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事等の受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事等の受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び福島県工事請負契約約款（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書）並びに設計図書等の内容を十分理解し、業務対象工事等の現場の状況についても精通しておくこと。
2. 担当技術者は、第4002条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事等の受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

第4002条 業 務 内 容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、次に示す内容を行うものとする。なお、業務を遂行する上で、その他確認が必要と思われる事項がある場合は、監督員と協議・調整し、その確認を行うものとする。

1. 業務対象工事等の発注に必要な資料作成等
 - (1) 受注者は、工事等の発注に必要な設計図書のうち、特記仕様書、数量表、発注図面を作成するものとする。
なお、事前に監督員とその実施内容を調整の上、業務を行うものとする。
 - (2) 発注者は、受注者が作成した資料をもとに積算を行い、実施設計書を作成し、契約事務を行う。
 - (3) 受注者は、監督員の求めに応じて、監督員が近隣住民、関係機関等に対する説明資料を作成するものとする。
2. 業務対象工事の施工管理（除染作業業務の作業管理）

(1) 工事等の契約の履行の確保

1) 工事等の契約図書の内容の把握

受注者は、工事等の目的を正しく理解し、工事等の契約書、設計図書（仕様書、図面、現場説明書及びこれらの質問に対する質問回答書）及びその他工事等の契約の履行上必要な事項について把握する。

2) 工事等の打合せ

受注者は、監督員の指示に基づき工事等の監督員に代わって、工事等の受注者に対し、工事等の契約後速やかに当該工事等の目的、内容を正確に説明し、工事等が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示及び施工中における紛争防止、労働及び公衆災害の防止等についての適切な指示を行う。

また、工事等の契約後に関係機関との協議・調整により工事等の施工条件が変わった場合にも、その内容について工事等の受注者と協議し、適切な指示を行わなければならない。

3) 工事の施工計画書（変更施工計画書）（除染作業業務の業務計画書（変更業務計画書））の受理、内容の確認

受注者は、工事等の受注者から提出された施工計画書（又は業務計画書。以下同じ。）について、監督員と共に内容の確認を行い、その内容について著しい不備または明らかな瑕疵がある場合は、監督員の指示に従い、工事等の受注者に対し、修正を求めるものとする。

また、工事等の着手後に施工計画書の内容に変更があった場合は、工事等の受注者から提出される変更施工計画書の内容を把握し、適切に管理する。

4) 工事の施工体制（除染作業業務の作業体制）の把握

受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき（除染作業業務委託の場合、「工事現場における施工体制点検マニュアル」を参考に）工事等の現場における施工体制（又は作業体制）の把握をする。

5) 工事等の契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理等

受注者は、工事等の受注者から提出される、承諾願い、協議事項、届出等について、現場状況及び書類の内容を確認のうえ、監督員に報告するものとする。

また、監督員の指示に従い、工事等の受注者に対する指示、承諾、協議、通知の書類作成を行うものとする。

6) 関連工事等との調整

受注者は、対象の工事等の施工（又は作業。以下同じ。）に密接に関連する工事等がある場合は、必要に応じて施工についての調整を行い、その内容について監督員に報告するものとする。

7) 工程把握及び工事等の促進指示

受注者は、工事等の受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事等の受注者に対して、工事等の促進の指示を行うものとし、その内容について監督員に報告する。

8) 部分使用の同意手続き及び検査の立会

受注者は、工事等の部分使用を行う場合の同意手続きを行い、検査の結果を書面により工事等の受注者に通知する。なお、検査の立会は工事等の監督員が行う。

9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知

受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を監督員に報告又は提出するものとする。また、これに伴い、発注者が工事等の受注者に対し、工事等の変更指示などを行う必要がある場合は、受注者は、監督員とその内容について調整し、変更資料及び関連する機関への説明資料等の作成を行うものとする。

① 工事等の設計図書が工事等の現場条件と一致しないこと。

- ② 工事等の設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③ 工事等の設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事等の現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事等の現場が一致しないこと。
- ⑤ 工事等の設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- ⑥ 工事等を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

10) 変更設計資料等の確認

受注者は、工事等の変更設計図面及び数量作成のために工事等の受注者から提出された資料等を確認する。

11) 工事等の変更に必要な資料作成等

受注者は、監督員と調整の上、工事等の設計変更若しくは契約事務担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、監督員に提出するものとする。

(2) 工事等の施工状況の確認等

1) 事前調査等

受注者は、発注者から指示があった場合、下記の事前調査業務を行い、その内容を監督員に報告するものとする。

- ① 工事基準点の指示
- ② 既設構造物の把握
- ③ 支給（貸与）品の確認
- ④ 事業損失防止家屋調査の立会
- ⑤ 工事等の受注者が行う官公庁等への届出の把握
- ⑥ 工事区域用地の把握
- ⑦ その他必要な事項

2) 工事測量等

受注者は、工事等の受注者が設計図書に基づいて設置した丁張及び中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について立会により確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。

3) 施工状況の把握

受注者は、工事等の契約の履行状況を含め、工事等の各施工段階で、立会もしくは工事等の受注者が提出又は提示した資料により、工事等の施工状況、使用材料等が工事等の設計図書と適合しているかを必要に応じて把握する。把握した結果、工事等の設計図書と現場の状況が一致していない場合は、その場でその旨を工事等の受注者に伝えとともに、その結果を監督員に報告するものとする。

4) 指定材料の確認

受注者は、工事の設計図書において、工事の監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事の監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会又は確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。

除染作業業務の場合は、受注者は、除染作業業務の設計図書において使用するものと指定された機械、材料について、品質、規格等の立会又は確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。

5) 施工状況の確認（段階確認を含む）

受注者は、工事等の設計図書で工事等の監督員が確認又は立会うとした施工段階（段階確認を含む）において、原則として臨場により、出来形、品質、規格、数量等を確認するものとする。

確認は、工事等の設計図書に示された確認時期に工事等の受注者から確認・立会願により請求があったときに速やかに行う。確認、立会の結果は確認・立会結果書に記録し、その写しを工事等の受注者に通知するとともに、監督員に報告するものとする。

6) 建設副産物の適正処理状況等の把握

- ① 受注者は、建設副産物を搬出する工事等にあつては、産業廃棄物管理票等（電子マニフェストを含む）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事等にあつては、工事等の受注者が作成する再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。

また、その結果を監督員に報告するものとする。

- ② 除染作業業務の場合は、受注者は、前号の建設副産物以外の、除染作業により発生した廃棄物・土壌等について、仮置場への搬出、運搬、搬入の各過程で適正に処理されているか把握し、結果を監督員に報告するものとする。

7) 改造請求及び破壊による確認

受注者は、工事等の受注者の施工が工事等の契約図書に適合しない事実を発見した場合で、改善の指示又は改造請求の必要があると認められるときは、内容を確認し、監督員に報告するものとする。

8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し

- ① 受注者は、工事等の設計図書に定められた支給材料及び貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を工事等の設計図書に基づき確認し、引渡しを行い、その結果を監督員に報告する。引渡しは書面（支給品受領書、貸与品借用書）により行う。
- ② 受注者は、前号の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が工事等の設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、監督員に報告し、監督員の指示により、これに代わる支給材料若しくは貸与品を引渡す等の措置をとる。
- ③ 工事等の完成、工事等の設計図書の変更等によって不要となった支給材料及び貸与品がある場合は、受注者は、工事等の受注者からその返還を受け、監督員に報告するものとする。返還は書面（支給品精算書、貸与品返納書）により行う。

9) 工事等の完成図書の審査・指導・助言

受注者は、工事等の受注者が作成する完成図書について指導・助言を行うとともに、工事等の受注者から提出された完成図書について、工事等の設計図書に合致しているかどうかの確認を行うものとする。

10) 関係書類の整備

受注者は、工事等の受注者から提出される書類の内容の確認を行い、必要に応じ、工事等の受注者に修正指示を行うものとする。また、工事等の受注者から提出された書類の整備を行うものとする。なお、工事等の監督員が工事等の受注者に対し提出を求めた書類についても同様とする。

(3) 円滑な施工の確保

1) 地元対応

- ① 受注者は、工事等の着手前に、工事等の受注者と協力して工事等の概要を地元住民に伝え、工事等に対する理解と協力を求めるものとする。
- ② 受注者は、地元住民等からの工事等に関する苦情、要望等に対し、速やかに調査を行い必要な措置を誠意をもって行い、その結果を監督員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、標識、バリケード等、工事等の現場の保安施設の設置状況、維持管理状況を点検し、工事等の安全確保が図られているかを確認し、その結果を監督員に報告するものとする。

2) 関係機関との協議・調整

受注者は、工事等に関して、関係機関（所轄警察署、所轄消防署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署、占用物件の所有者（管理者）等）との協議・調整等のために、現地調査、支障物件調査等を行い、監督員と協議内容について調整し、必要な資料を作成するものとする。

また、監督員の求めに応じて、監督員と事前に協議した上で、関係する機関と協議を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

(4) そ の 他

1) 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等

受注者は、工事等の受注者と工事等の着手前に電子納品に関する事前協議を行い、電子納品の有無、対象書類等について協議し、その結果を監督員に報告するものとする。電子納品を行う場合は、福島県電子納品運用ガイドラインの土木工事編又は営繕工事編（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施する。また電子成果物の受領に際し、各ガイドラインに基づき電子成果物の構成及び内容の確認を行うものとする。

2) 現場発生品の処理

受注者は、工事等の現場における発生品について、規格、数量等を確認し、監督員に報告するものとする。また、監督員からその処理方法について指示を受け、工事等の受注者に指示するものとする。現場発生品の受入は、書面（現場発生品調書）により行う。

3) 臨機の措置

受注者は、災害防止、その他工事等の施工上、特に必要があると認められるときは、応急的な措置を工事等の受注者に求めるとともに、監督員にその報告を行い、工事等の受注者の行う具体的な措置方法の内容を確認し、監督員に報告するものとする。

4) 事故等に対する措置

受注者は、工事等において、施工中の事故等が発生した場合は、工事等の受注者からの報告を確認する等、速やかに状況を把握し監督員に報告する。

5) 工事等の完成検査等の立会

受注者は、工事完成・一部竣工・既済部分・中間の各検査が実施される際は、検査に立会うものとする。

3. そ の 他

受注者は、上記各条項において工事等の契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督員に報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

第4003条 管理技術者の行う業務

管理技術者は、第1005条に示す業務のほかに、次に示す業務を実施しなければならない。

1. 工事管理

管理技術者は、対象の工事等毎に契約内容、工事等の特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

第4004条 報 告

1. 現場業務日誌

受注者は、別に定める様式により次に示す事項を記入した現場業務日誌を作成しなければならない。

- (1) その日実施した業務内容及び結果
- (2) 担当技術者の業務履行状況写真
- (3) その他必要事項

2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものと

する。

- (1) 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
- (2) 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

第4005条 成 果 物

成果物は次のとおりとする。

- (1) 現場業務日誌
- (2) 引継事項記載書

第 5 編 除染モニタリング業務

第5001条 業 務 内 容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める除染作業業務について、以下に掲げる内容を行うものとする。

1. 除染モニタリング業務

受注者は、除染作業の作業前、作業段階（設計図書等で定める作業の区切り。段階確認含む。）及び作業後に除染対象箇所のモニタリングを行い、モニタリング結果資料を整理するものとする。

第5002条 成 果 物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 除染モニタリング結果資料 1 式

第5003条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

(別表－１) 現場技術業務の内容及び区分表

内 容	監 督 員	受 注 者
1. 関係機関との調整業務	◎	○
(1) 業務補助・資料作成	○	◎
(除染作業業務の場合)		
(2) 市町村との除染計画調整に係る業務補助・資料作成	○	◎
2. 設計積算業務		
(1) 現地調査	○	◎
(2) 発注図面及び数量算出		◎
(3) 積算資料作成		◎
(4) 積算データ入力		◎
(5) 特記仕様書作成	○	◎
3. 監督に関する現場技術業務		
(1) 発注に必要な資料作成等		
1) 積算・実施設計書作成	◎	
2) 起案・契約	◎	
(2) 工事等の監督		
1) 契約の履行の確保		
① 契約図書の内容の把握	○	◎
② 工事等打合せ	○	◎
③ 施工（業務）計画書（変更含む）の受理・内容の 確認	○	◎
④ 施工（作業）体制の把握	○	◎
⑤ 指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理	○	◎
⑥ 関連工事等との調整		◎
⑦ 工程把握及び工事等の促進指示	○	◎
⑧ 部分使用の同意手続き及び検査の立会い	◎	○
⑨ 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	○	◎
⑩ 変更設計資料等の確認	○	◎
⑪ 変更に必要な資料作成等		◎
⑫ 変更設計書作成	◎	
⑬ 工事内容変更通知	◎	
⑭ 工事等の中止及び中止に伴う工期の延長	◎	
⑮ 一般的な損害の調査	◎	◎
⑯ 不可抗力による損害の調査	◎	◎
⑰ 第三者に及ぼした損害の調査	◎	◎
⑱ 部分払請求出来高の確認	◎	○
⑲ 工事等の関係者に関する措置請求	◎	○
⑳ 契約解除に関する必要書類作成及び措置請求	◎	○

内 容	監 督 員	受 注 者
2) 工事の施工状況の立会・確認等	○	◎
① 事前調査等	○	◎
② 測量等	○	◎
③ 作業状況の把握	○	◎
④ 使用機械・使用材料の確認	○	◎
⑤ 施工（作業）状況の確認（段階確認含む）	○	◎
⑥ 建設副産物の適正処理状況等の把握	○	◎
⑦ 改善請求及び破壊に関する確認	◎	◎
⑧ 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		◎
⑨ 工事等の完成図書の審査・指導・助言	○	◎
⑩ 関係書類の整備	○	◎
3) 円滑な施工（作業）の確保	○	◎
① 地元対応	○	◎
② 関係機関との協議・調整	○	◎
4) そ の 他		
① 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等	○	◎
② 現場発生品の処理	○	◎
③ 臨機の措置	◎	◎
④ 事故等に対する措置	◎	◎
⑤ 工事完成検査等の立会い	○	◎
⑥ 工事成績評定	◎	○
4. 除染モニタリング業務		
(1) 除染作業前、除染作業後のモニタリング		◎
(2) モニタリング結果資料の整理		◎

受 注 者◎ }
 監 督 員○ } 受注者が主体性をもって実施した物を監督員がチェックする事項

受 注 者○ }
 監 督 員◎ } 監督員が主として実施するが、この際、受注者は監督員の指示により補助作業を行う事項

受 注 者◎ }
 監 督 員◎ } 双方共、主体性をもって実施する事項

受 注 者◎ }
 監 督 員 } 受注者が主体性をもって実施する事項

受 注 者 }
 監 督 員◎ } 受注者が主体性をもって実施する事項

(別紙様式 第4004条関係)

※様式例であり、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

現場業務日誌(例)

年 月 日 (曜日) 天気			部 長	課 長	主任主査	監 督 員
					管理技術者	担当技術者
業 務 番 号			業 務 名			
勤 務 時 間 (現場、内業)	時 分 ～ 時 分					
実 施 業 務 内 容			結 果 措 置 等			
備 考	監督員への報告事項 工事受注者への指導助言 } 等					

※受注者の押印は不要とする

その他	
事 項	(立会、観察等の事項)
(立会、観察、現場状況等の写真を貼る)	

発注者支援業務委託執行上の運用について

発注者支援業務委託執行上の運用については下記により取り扱うものとする。

1. 発注者支援業務特記仕様書について

委託特記仕様は以下の事項を記載するものとする。

例)

1. 対象土木工事（対象除染作業業務）
2. 担当技術者の業務の範囲
3. 担当技術者詰所
4. 変更契約について

2. 担当技術者の計上基準

原則として「発注者支援業務積算基準」によるものとするが業務規模、業務内容等によりこれによりがたい場合は、適宜必要数を計上するものとする。

3. 発注者支援業務を委託する場合の土木工事の特記仕様書

土木工事の特記仕様書には、発注者支援業務委託受注者が現場監督を行う事と、配置される担当技術者の氏名及びその権限や立場を説明するものとする。

〔記載例〕

- (1) 本工事は、監督の補助業務を委託しているので、受注者（担当技術者）が監督員に代って現場で立会、観察又は検測等を行う場合には、その業務に関する限りにおいて監督員と同様に取扱わなければならない。
ただし、受注者（担当技術者）は、工事受注者に対する命令指示権はもたないものである。
- (2) 監督員から工事受注者に対する指示又は通知書を受注者（担当技術者）を通じて行うことがあるので、この場合は監督員から直接通知又は指示があったものと同様に取扱うものとする。
- (3) 監督員が不在の場合には、工事受注者が監督員に対して行う報告又は通知等を受注者（担当技術者）を通して行うことができるものとする。
- (4) 本工事を担当する受注者（担当技術者）の氏名は別に通知する。

4. 本工事受注者への担当技術者の通知

発注者支援業務の契約後、担当技術者を承認したら速やかに別紙様式により本工事受注者に通知するものとする。

別紙様式

		年		月		日	
(工事受注者) 殿							
						(契約権者)	印
発注者支援業務の委託契約及び担当技術者の通知について							
年 月 日付けをもって請負契約をした次の工事について、下記のとおり、発注者支援業務の委託契約を締結し、担当技術者を定めたので通知します。							
工 事 名							
工事箇所		市	町	大字		字	地内
		郡	村				
記							
1. 受 注 者 名							
2. 受注契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日							
3. 担 当 技 術 者 氏名							

提出書類一覧表・標準様式

提出書類の様式については、この標準様式によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は、任意の様式を使用することができる。

各種様式における年月日については、和暦表記とする。

掲載の様式において、共通仕様書で定める様式以外のもの（他の要綱、要領、通達等）における押印の有無は各種要綱等の定めによる。

押印不要の欄に○印のある様式については、受注者の押印を不要とする。

「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。（押印不要の欄が空欄のものは、他の要綱、要領、通達等で定める様式である。「－」のものは、共通仕様書に様式の記載がないもの、受注者の押印欄がないものである。）

なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。

提出書類一覧表 その1

様式 No.	様式名	作成別	あて名	提出 方法	適用業務						押印 不要	提出期日
					測量	設計	地質 調査	用地	補完 電算	積算		
1	委 託 業 務 着 手 届	受注者	発注者	紙	○	○	○	○	○	○	○	契約締結後15日 (休日等を除く) 以内
2	作 業 工 程 表	〃	〃	紙	○	○	○	○	○		○	契約条件による
3	主任技術者・社内審査員 通 知 書	〃	〃	紙	○		○	○			○	〃
4-1	主 任 技 術 者 経 歴 書	本人	〃	紙	○		○	○			○	〃
4-2	社 内 審 査 員 経 歴 書	〃	〃	紙	○		○	○			○	〃
4-3	主任技術者変更通知書 (社内審査員変更通知書)	〃	〃	紙	○		○	○			○	〃
5	管 理 技 術 者 経 歴 書	〃	〃	紙		○			○	○	○	〃
7	照 査 技 術 者 経 歴 書	〃	〃	紙		○			○	○	○	〃
8	管 理 技 術 者 ・ 照 査 技 術 者 通 知 書	受注者	〃	紙		○			○	○	○	〃
9	管理技術者変更通知書 (照査技術者変更通知書)	〃	〃	紙		○			○	○	○	〃
10	業 務 打 合 せ 簿	受注者 発注者	発注者 受注者	電子可	○	○	○	○	○	○	○	随時
参考 11	業 務 打 合 せ 簿 (「業務計画書」の例)	受注者	発注者	電子可	○	○	○	○	○	○	○	(当初)業務着手前 (変更)随時
12	確 認 書	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	—	随時
13	支 給 材 料 受 領 書	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	○	引渡し時
14	支給材料精算返納書	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	○	業務完了後
15	貸 与 品 借 用 書	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	○	引渡し時
16	貸 与 品 返 納 書	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	○	業務完了後

提出書類一覧表 その2

様式 No.	様式名	作成別	あて名	提出 方法	適用業務						押印 不要	提出期日
					測量	設計	地質 調査	用地	補完 電算	積算		
17-1	部 分 使 用 同 意 願	発注者	受注者	紙	○	○	○	○	○	○	—	発注者が部分使用 を必要とした時
17-2	部 分 使 用 同 意 書	受注者	発注者	紙	○	○	○	○	○	○	○	発注者が部分使用 を請求した時
17-3	部 分 使 用 に 係 る 確 認 検 査 結 果 書	発注者	受注者	紙	○	○	○	○	○	○	—	部分使用に同意後
19	委 託 業 務 完 了 届	受注者	発注者	紙	○	○	○	○	○	○	○	業務完了後
20	成 果 物 目 録	〃	〃	紙	○	○	○	○	○	○	○	成果物提出時
参考 21	照 査 報 告 書	照査 技術者	管理 技術者	電子可		○			○	○	○	照査完了後
22	修 補 指 示 書	発注者	受注者	電子可		○			○	○	—	検査日
省略	工事現場等における 事故発生報告書(速報)	発注者		電子可	○	○	○	○			—	(速報) 事故等が発生した時
	工事現場等における 事故発生報告書(詳細)	発注者		電子可	○	○	○	○			—	(詳細) 「速報」報告後
	工事現場等における 事 故 発 生 報 告 書	受注者	発注者	電子可	○	○	○	○			—	事故等が発生した時
任意	作 業 日 報	〃	〃	電子可			○				—	成果物提出時
参考 24	社 内 審 査 書	〃	〃	電子可	○		○	○			○	(中間)基本業務着手前 (完成)成果物提出時
25	リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)	〃	〃	電子可		○			○	○	—	業務完了後
26	〃 (詳 細 設 計)	〃	〃	電子可		○			○	○	○	〃
27	打 合 せ 記 録 簿	〃	〃	電子可	○	○	○	○	○	○	○	測量は第12条 調査は第112条 設計は第1110条による
28	担 当 技 術 者 届	〃	〃	紙	○	○	○	○			○	着手届提出時
29	担 当 技 術 者 変 更 届	〃	〃	紙	○	○	○	○			○	随時
参考 30	履 行 報 告 書	〃	〃	電子可	○	○	○	○			○	毎月末もしくは 発注者の指示による

様式－1

委 託 業 務 着 手 届

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日付け契約の下記委託業務は、年 月 日着手しましたので届けます。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託業務の場所

線 郡 町 大字 字 地内
筋 市 村

3. 委 託 料 の 額 ￥

4. 委 託 の 期 間

着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

作業工程表

[illegible]

注 1. 工程は棒線で表示すること。
2. 変更の場合は、変更工程を下段に朱書で表示する。

様式－3

主任技術者・社内審査員通知書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 業務委託について、測量調査業務委託契約書第10条
及び第11条に基づき主任技術者及び社内審査員を下記のとおり定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 主 任 技 術 者

2. 社 内 審 査 員

※ 別紙経歴書は様式－4－1と様式－4－2を使用すること。

様式－４－２

社 内 審 査 員 経 歴 書

1. 氏 名：
2. 生 年 月 日：
3. 本 籍 地：
4. 現 住 所：
5. 社内審査員が常駐する場所：
6. 当社における地位：
7. 最 終 学 歴： 年 月 日 (学校科名) 卒業 (中退)
8. 取 得 資 格： 1) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)
 2) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)
 (以下列記)
9. 職 歴： 1) (入社前経験) (年 月)
 2) (当社の経験) (年 月)
 (以下列記)
 合計年数 年 ヶ月
10. 主に担当した業務： 年度 ○○建設事務所 ××△△業務 社内審査員
 (以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

※ 職歴については、業務を担当した経験年月を記入すること。過去の経験年月（入社前経験など）も記入する。
 職歴の合計年数は別に定める年数以上。

様式－４－３

主任技術者変更通知書 (又は、社内審査員変更通知書)

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 業務委託について、主任技術者（又は、社内審査員）
を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 新主任技術者
(又は、新社内審査員)
2. 旧主任技術者
(又は、旧社内審査員)

3. 変 更 年 月 日 年 月 日

4. 変 更 理 由

※ 別紙経歴書は様式－４－１と様式－４－２を使用すること。

様式－5

管 理 技 術 者 経 歴 書

1. 氏 名：

2. 生 年 月 日：

3. 本 籍 地：

4. 現 住 所：

5. 管理技術者が常駐する場所：

6. 当社における地位：

7. 最 終 学 歴： 年 月 日 (学校科名) 卒業 (中退)

8. 取 得 資 格：1) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)

2) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)

(以下列記)

9. 職 歴：1) (入社前経験) (年 月)

2) (当社の経験) (年 月)

(以下列記)

合計年数 年 ヶ月

10. 主に担当した業務： 年度 ○○建設事務所 ××設計業務 照査技術者

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

※ 職歴については、設計業務を担当した経験年月を記入すること。過去の経験年月（入社前経験など）も記入する。職歴の合計年数は別に定める年数以上。

様式－8

管理技術者・照査技術者通知書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 業務委託について、設計業務委託契約書第10条及び第11条に基づき管理技術者及び照査技術者を下記のとおり定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 管 理 技 術 者

2. 照 査 技 術 者

※ 別紙経歴書は様式－5と様式－7を使用すること。

様式－9

管 理 技 術 者 変 更 通 知 書

(又は、照査技術者変更通知書)

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 業務委託について、管理技術者（又は、照査技術者）
を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 新管理技術者
(又は、新照査技術者)
2. 旧管理技術者
(又は、旧照査技術者)

3. 変 更 年 月 日 年 月 日

4. 変 更 理 由

※ 別紙経歴書は様式－5と様式－7を使用すること。

発議者		☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	年 月 日	
発議者名						
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 届出 ☐ その他 ()				
業務番号 業務名		第 号			業務委託	
業務場所						
(内容) 協議回答希望期限(受注者記入欄) 年 月 日						
添付図 葉、その他添付図書						
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 ☐ その他 します。 [指示事項・協議結果等]				
	監督員	事務所		年 月 日		
回答	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 します。 [提出・報告内容等]				
	管理(主任)技術者	会社		年 月 日		

部長 部次	長課	主任 主査	監督員

管理(主任) 技 術 者	担 当 技 術 者

発議者		☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	〇〇年〇月〇日	
発議者名		〇〇建設 〇〇〇〇			
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☒ 提出 ☐ 届出 ☐ その他 (業務計画書)			
業務番号 業務名		第〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇号 〇〇〇〇 業務委託			
業務場所		国道〇〇〇号 〇〇市〇〇〇地内			
(内容)		協議回答希望期限(受注者記入欄) 年 月 日			
		業務計画書を提出します。			
添付図		葉、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 ☐ その他 します。 [指示事項・協議結果等]			
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 します。 [提出・報告内容等]			
		管理(主任)技術者	会社	年 月 日	

部長 部次	課長	主任 主査	監督員

管理(主任) 技 術 者	担 当 技 術 者
印	印

様式-12

確 認 書

部長・次長	課 長	主任主査	監 督 員

確 認 ・ 立 会 願

年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

受 注 者 名
管理(主任)技術者

業 務 名	第 号		業務委託
業 務 場 所			
事 項		位 置 等	

確 認 ・ 立 会 結 果 書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名 印

確 認 ・ 立 会 年 月 日	年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 (机上)
結 果 判 定	
指 示 事 項 (記 事)	

指示事項等処理完了確認 年 月 日 監督員 印

様式-13

支給品材料受領書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所
受注者
氏 名

年 月 日〇〇〇〇業務委託契約に基づく下記記載物品を受領しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注：本受領書の作成は、主任技術者（管理技術者）でもよい。

様式 - 14

支給材料 精 算 書 返 納 書						
年 月 日						
(契約権者) 様						
受注者 住 所 氏 名						
〇〇〇業務委託契約に基づく支給品について下記のとおり精算します。残品は同じく下記のとおり返納 します。						
委 託 業 務 の 番 号 ・ 名 称				契 約 年 月 日		年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	
監 督 員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明し ます。 年 月 日 職 氏名					物 品 管 理 簿 登 記
						年 月 日

様式 - 15

貸 与 品 借 用 書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所
受注者
氏 名

年 月 日〇〇〇〇業務委託契約に基づく下記物品を受領したので提出します。

記

品名	規格	単位	数 量	貸 与 期 間	受 領 場 所	貸 与 条 件

注：貸与条件の欄は、担当監督員が貸与する場合に付した条件を記入する。

様式 - 16

貸 与 品 返 納 書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日〇〇〇〇業務委託契約に基づく貸与品について下記のとおり返納します。

記

品 名	規 格	単位	数 量	返 納 場 所	備 考

注：備考欄には担当監督員の受領印を押印する。

様式-17-1

部 分 使 用 同 意 願

年 月 日

(受 注 者)

様

(発注者)

印

年 月 日契約の 業務委託について、下記の部分使用について同意願
います。

記

1. 使 用 部 分

2. 使 用 期 間 年 月 日～ 年 月 日

3. 使 用 目 的

4. 使 用 者

様式-17-2

部 分 使 用 同 意 書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の
ありませんので同意します。

業務委託について、下記の部分使用について異議が

記

1. 使 用 部 分

2. 使 用 期 間 年 月 日～ 年 月 日

3. 使 用 目 的

4. 使 用 者

(※ 4. 使用者については、明らかにする必要がある場合に記載する。)

様式-17-3

年 月 日

(受注者)

様

確認検査員

印

部分使用に係る確認検査結果書

委 託 番 号	第 号
委 託 名	
委 託 場 所	
検 査 年 月 日	年 月 日
結 果 判 定	
指 示 事 項	

様式-19

委 託 業 務 完 了 届

年 月 日

(契約権者)

様

受注者

年 月 日付け契約の下記委託業務は、年 月 日完了しましたので成果物を添えて
届けます。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託業務の場所

線 郡 町 大字 字 地内
筋 市 村

3. 委 託 料 の 額 ￥

4. 委 託 の 期 間

着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

5. 成 果 物 目 録 別紙のとおり

成 果 物 目 録

名 称	種 別	部 数	摘 要

(契約権者)

年 月 日

様

住 所

受注者

氏 名

参考-21

照 査 報 告 書

年 月 日

管理技術者

様

照査技術者

(署名)

下記業務について、 年 月 日に照査を行ったので、照査結果を別紙のとおり照査報告書として提出します。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託業務の期間 着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

3. 発 注 者 ○○○建設事務所

4. 受 注 者 (会社名)

(※ 照査報告書の様式は、受注者の任意とする。)

(※ 照査技術者は、署名捺印のうえ管理技術者に差し出す。)

修 補 指 示 書

年 月 日

(受注者)

様

(発注者)

印

下記業務について、 年 月 日に検査を行いました。修補の必要がありますので、下記のとおり指示します。

記

1. 修 補 の 内 容

2. 修 補 の 期 限 年 月 日

3. 修補完了の確認

(※ 修補の内容及び完了の確認方法を具体的に記載する。)

工事現場等における事故発生報告書

(福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱 様式 2 - 1 ～ 3)

福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-4.html>

において確認すること。

社内審査実施要領（案） （設計業務委託を除く）

本様式は、受託者が自ら行う社内審査について実施要領（案）を示したものであり、実施にあたっては本要領を参考とし各社で社内審査体制を整備するものとする。

- I. 社内審査書
- II. 社内審査事項

参考 - 24

社 内 審 査 書

社内審査員

委 託 名	工第 号 委託	路・河川名	線 筋
場 所	市 町 大字 字 地内 村		
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	請 負 金 額	千円
委 託 内 容			
監 督 員		主任技術者	

〔 審 査 結 果 〕	審 査 月 日	年 月 日
審 査 所 見		

[illegible]

様式 - 25

(建設リサイクルガイドライン 様式 3)

リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)
(基本設計)

会 社 名	
記 入 者 名	
T E L	

1. 事業（工事）概要

発 注 機 関 名	
事 業（工 事）名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建 設 資 材	①利 用 量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備 考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発 生 量	⑦現場内利用可能量	⑧ 他 工 事 へ の 搬 出 可 能 量	⑨ 再 資 源 化 施 設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備 考
建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。
※利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。
※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

様式 - 26

会社名	
記入者名	
TEL	

リサイクル計画書 (詳細設計)
(実施設計)

(建設リサイクルガイドライン 様式4)

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m³	地山m³	地山m³	地山m³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
第1種建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
第2種建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
第3種建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
第4種建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
泥土(浚渫土)	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
合計	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設発生材	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとす)
①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。
②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
※建設発生木材の中には、伐間除根材及び剪定材を含む。
※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。
※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く。)
⑤泥土(浚渫土)…浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

[illegible]

様式－28

年 月 日

契約権者
(監督員)

様

受注者
(主任技術者)
(管理技術者)

担 当 技 術 者 届

業務名：
下記のものを、上記業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えてお届けします。

氏 名	担 当 業 務 内 容	備 考

(担当技術者経歴書を添付すること。)

様式-29

年 月 日

契約権者
(監督員)

様

受注者
(主任技術者)
(管理技術者)

担 当 技 術 者 変 更 届

業務名：
下記のものを、上記業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えてお届けします。

氏 名	担 当 業 務 内 容	備 考

(担当技術者経歴書を添付すること。)

【参考様式－30】

履 行 報 告 書

発注者側	担当部長	担当課長	主任主査 (キャップ)	監督員	受注者側			
事務所名	建設事務所				受注者			
委託業務 の名称					委託業務 の番号	第		号
業務概要	当 初				変 更			
月別	予定工程%	実施工程%	作業内容・懸案事項・対応策					
月	%	%	作業内容：					
			懸案事項：					
			対応策：					
				(当該月のコメントは手書き)				
月	%	%	作業内容：					
			懸案事項：					
			対応策：					
				(当該月のコメントは手書き)				
月	%	%	作業内容：					
			懸案事項：					
			対応策：					
				(当該月のコメントは手書き)				
月	%	%	作業内容：					
			懸案事項：					
			対応策：					
				(当該月のコメントは手書き)				
記事欄	※業務遂行にあたり、受注者から発注者、または発注者から受注者に対し求める内容があれば記載のこと。							

〔注記〕

1. 履行報告は毎月末とする。なお、発注者から別途指示がある場合は当該指定日とする。
2. 予定工程を変更する場合は、当初工程を上段、変更工程をカッコ書きで下段に記載すること。
3. 工程の進捗率は、業務内容に応じて適宜設定すること。
例：人工数、作業月数、調査本数、業務項目数等
4. 受注者は押印の上、監督員に提出すること。（電子メール可）
5. 懸案事項等の説明資料を適宜添付すること。
6. 監督員または主任主査（キャップ主査）は進捗状況を受注者側担当者から聞き取り、発注者コメントを記入の上、課長・部長等への情報共有を図ること。
7. 監督員は、事務所内決済後、写しを受注者へ返信すること。（電子メール可）

委託契約書等について

契約書の内容に関する問合せは、土木部土木総務課
または各建設事務所総務課へ。

〈参考〉 立入り関係法令一覧

〈参考〉立入り関係法令一覧

法 令 名	条	条 文 見 出 し
測 量 法 測 量 法 施 行 規 則	15 18 39 63 1～2	土地の立入及び通知 土地等の一時使用 基本測量に関する規定の準用 罰 則 土地の立入りの身分証明書の様式
土 地 収 用 法 土 地 収 用 法 施 行 規 則	11 12 13 15 143 1	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰 則 証票及び許可証の様式
国 土 調 査 法	24 34 37	立入り 測量法との関係 罰 則
道 路 法 道 路 法 施 行 規 則	66 67 103 5	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰 則 証票の様式
河 川 法 河 川 法 施 行 規 則	89 103 35	調査工事等のための立入り等 罰 則 証明書の様式
海 岸 法 海 岸 法 施 行 規 則	18 42 6	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰 則 証明書の様式
都 市 計 画 法	25 26 27 92	調査のための立入り等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰 則

〈参考〉立入り関係法令一覧

法 令 名	条	条 文 見 出 し
土 地 区 画 整 理 法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入り等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰 則
住 宅 地 区 改 良 法	20 22 37	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
宅 地 造 成 等 規 制 法	4 6 27	測量又は調査のための土地の立入り 証明書等の携帯 罰 則
都 市 再 開 発 法	60 62 142	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
下 水 道 法	32 47	他人の土地の立入又は一時使用 罰 則
地 価 公 示 法 地 価 公 示 法 施 行 規 則	22 28 6	土地の立入り 罰 則 身分証明書の様式
地 す べ り 等 防 止 法 地すべり等防止法施行規則	6 16 53 2	調査のための立入 土地の立入等 罰 則 証明書の様式
建築物用地下水の採取の 規 制 に 関 す る 法 律	11 12 18	土地の立入り 々 罰 則

土地立入り関係法令抜すい

〔測 量 法〕

（土地の立入り及び通知）

第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立入ることができる。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3. 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

4. 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

（基本測量に関する規定の準用）

第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第14条から第18条まで、第21条第1項及び第23条中「国土地理院の長」とあり、並びに第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、読み替えるものとする。

第63条 左の各号のいずれかに該当する者は、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

(2) 第15条第1項（第39条において準用する場合を含む）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

(3) 第18条（第39条において準用する場合を含む）の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

〔測量法施行規則〕

（土地の立入りの身分証明書の様式）

第1条の2 法第15条第4項（法第39条において準用する場合を含む）の規定による証明書の様式は、別表1の2のとおりとする。

〔道 路 法〕

（他人の土地の立入り又は一時使用）

第66条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4. 日出前及び日沈後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5. 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示しなければならない。

6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7. 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（立入り又は一時使用の受忍）

第67条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、

〈参考〉立入り関係法令一覧

又は妨げてはならない。

第103条 次の各号のいずれかに該当する者は、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(6) 第67条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

〔道路法施行規則〕

(証票の様式)

第5条 法第66条7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

〔河川法〕

(調査、工事等のための立入り等)

第89条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、1級河川、2級河川、河川区域、河川保全区域河川予定地河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4. 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9. 省 略

第103条 次の各号の1に該当する者は、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(3) 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者。

〔河川法施行規則〕

(証明書の様式)

第35条 省 略

2. 省 略

3. 法第89条第5項の証明書の様式は、別記様式第19とする。

〔海岸法〕

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3. 日出前及び日沈後においては、占有者の承認があった場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入ってはならない。
4. 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
6. 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
7. 海岸管理者は、第1項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
8. 省略
9. 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第42条 次の各号の1に該当する者は、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (2) 第18条第6項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

〔海岸法施行規則〕

(証明書の様式)

第6条 法第18条第9項の規定による証明書の様式は、別記様式第3（法第6条第2項の規定により主務大臣が海岸管理者に代って法第18条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第4）とする。

2. 省 略

〔地すべり等防止法〕

(調査のための立入)

- 第6条** 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
 3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
 4. 日出前及び日沈後においては、占有者の承認があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
 5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
 7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時の使用を拒み、又は妨げてはならない。
 8. 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
 9. 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
 10. 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当額金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

11. 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(土地の立入等)

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第53条 次の各号の1に該当する者は、6ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第7項（第16条第2項又は第45条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 省 略

(3) 省 略

〔地すべり等防止法施行規則〕

(証明書の様式)

第2条 法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第1とする。

2. 法第16条第2項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第2（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第16条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第3）とする。

3. 法第22条第4項の規定による証明書の様式は、別記様式第4（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第22条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第5）とする。

4. 法第45条第1項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第6とする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第3条 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第1条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第7とし、正本1部及び写1部を提出するものとする。

共通仕様書〔業務委託編〕

令和7年10月1日



昭和59年4月1日	初版発行
昭和62年4月1日	改訂版発行
平成3年7月1日	改訂版発行
平成6年7月1日	改訂版発行
平成8年7月1日	改訂版発行
平成11年7月1日	改訂版発行
平成16年7月1日	改訂版発行
平成18年7月1日	改訂版発行
平成20年7月1日	改訂版発行
平成22年7月1日	改訂版発行
平成24年10月1日	改訂版発行
平成27年10月1日	改訂版発行
平成30年10月1日	改訂版発行
令和2年10月1日	改訂版発行
令和4年10月1日	改訂版発行
令和7年1月20日	改訂版発行
令和7年10月1日	改訂版発行

編集発行 福島県土木部
株式会社 日進堂印刷所